

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月28日

【会計年度】 自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日

【発行者の名称】 フィリピン共和国
(Republic of the Philippines)

【代表者の役職氏名】 ロザリア・V・デ・レオン
(Rosalia V. De Leon)
フィリピン共和国財務省財務局長
(Treasurer of the Philippines)

【事務連絡者氏名】 弁護士 小馬瀬 篤 史
同 乙 黒 亮 祐
同 李 豪 俊

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注) 一定の定義語及び取決め

本書中の統計情報は、本書の日付現在、公的に入手可能な最新の公式データである。本書中の財務データは、共和国の経済データの継続的な保守に伴い後日訂正される場合があるが、共和国は、その発行した証券の保有者に対し、かかる訂正されたデータの配信を行わない。本書中の「該当なし」という語句は、該当する統計データ又は財務データが得られないことを示す。

本書において、(a)「発行者」、「共和国」及び「フィリピン」はフィリピン共和国を指し、(b)「政府」はフィリピン共和国政府を指し、(c)「バンコ・セントラル」はフィリピンの中央銀行であるバンコ・セントラル・フィリピネスを指す。

「GOCC」とは、その資本金の51%以上を政府が政府関係機関を通じて直接的又は間接的に所有する法人をいう。

政府の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年の12月31日に終了する。

別段の記載がない限り、本書において、「フィリピン・ペソ」及び「ペソ」はフィリピンの法定通貨を指し、「ドル」、「米ドル」及び「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を指し、「ユーロ」は1999年1月1日に欧州経済通貨同盟の第3段階の開始時に導入された通貨を指し、「日本円」及び「円」は日本の法定通貨を指す。「SDR」は、国際通貨基金（以下「IMF」という。）の特別引出権を指す。株式会社三菱UFJ銀行が2022年6月17日現在（日本時間）で提示した対顧客直物電信売買相場の仲値は、それぞれ1フィリピン・ペソ=2.51円（電信買相場（TTB）は参考相場）及び1米ドル=133.23円であった。本書におけるフィリピン・ペソ又は米ドルから日本円への換算額は、読者の便宜のためにのみ記載するものであり、フィリピン・ペソ額又は米ドル額が上記レートで日本円に換算されることを示すものと解してはならない。

本書において、ペソ金額の一部は、読者の便宜のため米ドル金額に換算されている。別段の記載がない限り、かかる換算には、バンコ・セントラルの財務部（Treasury Department）により当該日に公表されるバンコ・セントラル参照為替レート速報（Reference Exchange Rate Bulletin）に掲載される為替レートを用いている。但し、当該ペソ金額が実際に当該米ドル金額に相当すること、又は当該ペソ金額を表示レート若しくはある特定のレートで米ドルに交換できたはずであること、あるいはともかくもかかる交換が可能ならばであったことを表明するものではない。

経済指標は、国内総生産（以下「GDP」という。）及び国民総所得（以下「GNI」という。）を名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIでは、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、基準年の価格を基にして生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪みの影響を排除している。2011年度第1四半期中、GDP及びGNI（2011年度の改定以前は国民総生産と称されていた。）の計算のためのフィリピンの国民経済計算システム（以下「PSNA」という。）に基づく基準が改定され、実質市場価格ベースでの算出の基準年度が1985年から2000年に変更された。2020年4月、PSNAに基づく基準がさらに改定され、実質市場価格ベースでのGDP及びGNIの算出の基準年度が2000年から2018年に変更された。下記「第3 発行者の概況 - 1 発行者が国である場合 - （2）経済 - GDP及び主な財務指標」を参照のこと。別段の記載がない限り、本書中のデータは2011年度に改定されたPSNA基準に基づいて表示されている。別段の記載がない限り、本書中のGDP及びGNIの成長率の数値は、それぞれ2000年12月31日に終了した年度を基準年度として用いた実質GDP及び実質GNIの期間毎の比較であるが、2021年度の数値（並びに2020年度及び2019年度の同期との比較数値）は、2018年12月31日に終了した年度を基準年度として表示されている。したがって、本書に表示されている2020年度及び2021年度に関するGDP及びGNIの数値は、2020年度より前の年度の年間GDP及びGNIの数値と同じ基準で表示されているものではない。2020年3月、政府は、2000年12月31日に終了した年度を基準とするGDP及びGNIの数値の報告を中止した。

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計は、国家統計局（以下「NSO」という。）（現フィリピン統計局（以下「PSA」という。））が集計した商品貿易の統計に基づいている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するIMFの国際収支マニュアル第6版（以下「BPM6」という。）の枠組みを2011年度以降分から採用し、財産所得及び費用勘定の修正を行った。別段の記載がない限り、本書中の国際収支統計は、BPM6ベースで表示されている。従って、これらの統計は、共和国が過去に報告したデータと異なる場合がある。

2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂において国際的に最良な慣行への準拠の一環として、標準報告様式（以下「SRF」という。）フォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFは、金融・財務統計をIMFに報告するための国際的な統一された枠組みである。SRFの下では、バンコ・セントラルが報告する国外及び国内の資産は、従前のように負債を控除した形で表示されるのではなく、負債は別途報告される。但し、一般政府資産は引き続き、負債を控除した形で表示されている。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

本書の表中の数値とそれらの合計が一致しない場合は、四捨五入した数値を表示していることによるものである。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月日	券面総額	2021会計年度における償還額	2021会計年度末の未償還額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
第8回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	107,200,000,000円	107,200,000,000円	0円	該当なし
第9回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	6,200,000,000円	0円	6,200,000,000円	該当なし
第11回フィリピン共和国円貨債券（2018）	2018年8月15日	40,800,000,000円	0円	40,800,000,000円	該当なし
第12回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	30,400,000,000円	0円	30,400,000,000円	該当なし
第13回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	21,000,000,000円	0円	21,000,000,000円	該当なし
第14回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	17,900,000,000円	0円	17,900,000,000円	該当なし
第15回フィリピン共和国円貨債券（2019）	2019年8月15日	22,700,000,000円	0円	22,700,000,000円	該当なし
第16回フィリピン共和国円貨債券（2021）	2021年4月13日	55,000,000,000円	0円	55,000,000,000円	該当なし

上記の債券の発行日から2021会計年度末までの期間中に、上記の債券の所有者の権利等に重要な影響を与える事実は発生しなかった。

2022年1月1日以降本書提出日までに、日本において以下の債券の募集が行われた。

債券の名称	発行年月日	券面総額	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
第1回フィリピン共和国円貨債券（2022） （サステナビリティボンド）	2022年4月22日	52,000,000,000円	該当なし
第2回フィリピン共和国円貨債券（2022） （サステナビリティボンド）	2022年4月22日	5,000,000,000円	該当なし
第3回フィリピン共和国円貨債券（2022） （サステナビリティボンド）	2022年4月22日	7,100,000,000円	該当なし
第4回フィリピン共和国円貨債券（2022） （サステナビリティボンド）	2022年4月22日	6,000,000,000円	該当なし

売出債券

該当事項なし

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】

歴史、国土及び国民

歴史

フィリピンは、1521年から1898年までスペインにより植民地として統治されていた。1898年6月12日、フィリピン人らは米西戦争中に独立を宣言した。しかし、米国は、米西戦争を終結させた1898年パリ講和条約に基づきフィリピンの統治権を主張し、フィリピンがコモンウェルス（自治政府）となる1935年まで、フィリピンを植民地として統治した。1946年7月4日、フィリピンは独立共和国となった。

地理及び一般情報

フィリピン諸島は東南アジアに位置し、7,000を超える島々で構成される。その総陸地面積は、約300,000平方キロメートルである。共和国は、これらの島々を3つの地理的地域に区分している。各地域の総面積は、北部のルソン地域が141,395平方キロメートル、中央部のビサヤ地域が56,606平方キロメートル及び南部のミンダナオ地域が総面積101,999平方キロメートルである。また、共和国は、17の行政管区に分かれている。



注：西フィリピン海のいくつかの島の領有権に関する紛争については、下記「西フィリピン海をめぐる領海紛争」を参照のこと。

2016年度において、保全森林地の面積はフィリピン国土の約52.7%に当たる15.8百万ヘクタールで、国土の約47.3%は農耕地であった。2021年1月現在、就業人口の24.8%が農業部門の被用者であった。2020年度及び2021年度における共和国の輸出所得（農業ベースの製品の輸出を含む。）に占める農林水産業の輸出所得総額は、それぞれ約15.8%及び15.3%であった。共和国は一定の農作物の主要輸出国であるが、工業製品は共和国の輸出品中で最も重要な品目であり、暫定値によると2021年度における共和国の輸出額の82.9%を占めていた。電子機器、機械製品、輸送機器、衣料品及び木工製品は従来、共和国の主要な輸出工業品である。

2020年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2020年度国勢調査」という。）

2020年度国勢調査によると、共和国の人口は109.0百万人であった。これは、2015年度の人口及び住居に関する国勢調査（以下「2015年度国勢調査」という。）時から8.0%（8.1百万人）の増加、また2010年度の人口及び住居に関する国勢調査時から18.1%（16.7百万人）の増加に当たる。共和国の人口は、2015年から2020年にかけて年平均で1.6%増加したが、この率は、2010年から2015年にかけての年平均増加率である1.7%を下回った。2020年において共和国の17行政管区のうち人口が最大であったのは、人口16.2百万人の管区IV-A（カラバルソン）で、13.5百万人のマニラ首都圏及び12.4百万人の管区III（中部ルソン）がこれに続いた。これら3管区の合計人口は、2020年における共和国の人口の約38.6%を占めた。2015年から2020年にかけての人口増加率が最も高かったのは、イスラムミンダナオ・バンサモロ自治地域（以下「BARMM」という。）（旧ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下「ARMM」という。））で、年平均にして3.3%の増加率であった。2020年において共和国の81州のうち人口が最大であったのは、人口4.3百万人のカピテで、3.7百万人のブラカン及び3.4百万人のラグナがこれに続いた。人口が1.0百万人を超えていたのは、計29州であった。共和国の人口構成は、比較的若年比率が高く、2015年度国勢調査によると、20歳未満の人口が全人口の約40%を占め、中位年齢は24.3歳であった。

下表は、2015年度国勢調査に基づく共和国の年齢層別人口を示している。

2015年度の年齢層別人口

年齢層	年齢層別人口 (人)	全人口に対する割合
1歳未満	2,075,441	2.1%
1 - 4歳	8,740,557	8.7%
5 - 9歳	10,838,875	10.8%
10 - 14歳	10,480,412	10.4%
15 - 19歳	10,120,312	10.1%
20 - 24歳	9,396,155	9.3%
25 - 29歳	8,304,461	8.3%
30 - 34歳	7,290,536	7.2%
35 - 39歳	6,704,923	6.7%
40 - 44歳	5,813,169	5.8%
45 - 49歳	5,262,005	5.2%
50 - 54歳	4,415,193	4.4%
55 - 59歳	3,597,370	3.6%
60 - 64歳	2,755,608	2.7%
65 - 69歳	1,912,908	1.9%
70 - 74歳	1,218,065	1.2%
75 - 79歳	857,534	0.9%
80歳以上	790,191	0.8%
合計	100,573,715	100.0%
中位年齢	24.3歳	

出典：PSA、2015年度国勢調査

フィリピン国民の過半数は、マレー系民族である。フィリピン文化は、スペイン、中国及び米国の影響も強く受けている。国語はフィリピン語であるが、ビジネス、政府及び教育において主に用いられる言語は英語である。そ

の他、国民によって80を超える方言及び言語が使用されており、中国語及びスペイン語もそれに含まれる。2019年現在、共和国の機能的識字率は91.6%であった。

フィリピンにおいて優勢な宗教は、キリスト教で、中でもローマカトリックが大勢を占める。ミンダナオには、相当数のムスリム少数派が居住している。

政府

政府機構

共和国は、1935年以来3つの憲法を制定している。共和国は、市民の暴動に端を発した、20年間続いたフェルディナンド・マルコス政権の崩壊とコラソン・アキノ（1986年の大統領選挙におけるマルコスの対立候補）の大統領就任の翌1987年2月、国民投票による承認を得て現行憲法（以下「憲法」という。）を採択した。新しい憲法は、行政、立法及び司法の3つの府からなる大統領制の政府を復活させた。

各府の特徴は以下のとおりである。

- ・ 行政 - 普通選挙により選出された任期6年（再選不可）の大統領が行政権を行使する。大統領の死亡、恒久的障害、解任又は辞任の場合には、副大統領がその残りの任期の間、大統領の職務を代行する。副大統領が任務を務めることができない場合は上院議長が、上院議長が任務を務めることができない場合は下院議長が、新大統領又は副大統領の選出及び資格付与まで大統領の職務を代行する。前任大統領の残りの任期の間の代行者が選出された場合は、同人は大統領として6年間の任期を務めることができる。ロドリゴ・R・ドゥテルテ大統領（以下「ドゥテルテ大統領」という。）の現在の6年間の任期は、2016年7月1日に開始しており、2022年6月30日に終了する。2022年5月18日現在、フェルディナンド「ボンボン」マルコス・ジュニアが次期大統領就任予定者と考えられている。
- ・ 立法 - 上院及び下院で構成される議会は、共和国の立法権を行使する。憲法は、24人の議員からなる上院及び250人以下（各派の代表者を除く。）の議員からなる下院に権限を付与している。議員はいずれも普通選挙により選出される。上院議員の任期は6年間で、下院議員の任期は3年間である。上院議員及び下院議員は再選可能であるが、それぞれ2期連続及び3期連続を上限とする。2019年5月、上院議員12人及び全下院議員の選挙が行われた。この選挙で選出された議員と、改選対象外であった12人の上院議員が共和国第18回議会を構成している。
- ・ 司法 - 最高裁判所、及び法律により設置される下級裁判所が共和国の司法権を行使する。共和国の裁判所は、最高裁判所及び控訴裁判所等の一般的管轄権を有する裁判所の重層的システムである。その下位には、地域裁判所、首都圏裁判所、自治体裁判所及び自治体巡回裁判所が置かれているが、これらはすべて第一審裁判所である。

最近の国政選挙

2016年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12人と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。フィリピン民主党 - 民衆の力（以下「PDP - ラバン党」という。）のドゥテルテ大統領及び自由党のマリア・レオノール・ロブレド副大統領がそれぞれ当選し、2016年7月1日に就任した。その時点で、前大統領ベニグノ・S・アキノ3世の6年間の任期が終了した。

2019年5月13日、フィリピンにおいて、上院議員12名及び全下院議員のほか、州・市・町レベルの全公職の選挙が行われた。選挙後は、PDP - ラバン党が議席数83の下院第1党となり、次いでナショナリスト党、民族主義者国民連合及び国民統一党がそれぞれ42議席、36議席及び25議席を確保し、残りの議席はその他の政党が分け合った。2019年7月22日、上院及び下院が共和国第18回議会の第1回通常会を開会した。

2022年5月9日、共和国大統領・副大統領選挙、及び上院議員のうち12名と全下院議員の選挙を含む国政選挙及び地方選挙がフィリピン全土で行われた。上位の議席の公式発表は未だなされていないが、現時点で就任の宣誓を行ったのは、上院議員と地方自治体の役人のみである。

腐敗の捜査その他の手続

過去数年間に、アロヨ元大統領及びアキノ前大統領を始めとする現職又は過去の政府高官数名が不正利得、汚職、不正蓄財、財物強要、贈収賄あるいは権限の不正行使により捜査対象となり、又は起訴されている。2016年7月、最高裁判所は、アロヨ元大統領を不正蓄財について無罪とし、その後、同氏は2018年にフィリピン下院議長に選出された。それ以外にも、様々な政治家その他公人が同様の容疑で公判待ちとなっている。加えて、2名の大統領（当時）及び1名の最高裁判所長官（当時）に対して弾劾手続が行われた。

政治的暴力

フィリピンでは、政治的暴力の実例が存在する。2021年3月現在、25名の市長・町長及び副市長・副町長が殺害されている。2019年12月、特別法廷は、数十年間にわたってフィリピン南部のマギンダナオ州を支配したアンパトゥアン一族のうち8名及びその他の被告人20名に対し、2009年に選挙手続に向かう車列が待ち伏せされ、アンパトゥアン一族の政敵や30名のジャーナリストを含む57人が殺害された事件における複数の殺人の訴因について、各被告人が果たした役割により有罪判決を下した。

違法薬物取引撲滅の努力

2016年7月1日に就任して以来、ドゥテルテ大統領は、違法薬物取引との戦いを同政権の重点事項としている。2020年12月31日現在、フィリピン国家警察（以下「PNP」という。）は、2016年7月1日のドゥテルテ大統領就任以来、PNPの麻薬取締作戦により273,014人が逮捕されていると推計している。（当時）42,045存在するバラングイのうち、20,946のバラングイが違法薬物撲滅を宣言した。いくつかの国際団体及び外国（国際連合人権高等弁務官事務所及び米国を含む。）の代表者が、これらの作戦に関連する共和国における超法規的殺害に関する報道を受けて懸念を表明した。2020年1月、米国上院は、マグニツキー法により政府の違法薬物撲滅作戦の著名な批判者であったフィリピン上院議員デ・リマの収監や、複数の超法規的殺害に関与したことが判明した当局者らに対して渡航制限及び金融制裁を課す決議を採択した。2021年9月、国際刑事裁判所は、2011年11月1日から2019年3月16日までの間に「違法薬物との戦い」を背景に殺人という人道に対する罪が犯されたか否かについて捜査を開始した。

行政組織

2021年12月31日現在、共和国には17の行政区及び43,761の地方自治体が存在した。地方自治体は、81の州、146の市、1,488の町（州の下部組織）及び42,046のバラングイで構成されていた。高度に都市化された市は州から独立して機能するが、その他の各市は、その位置する州の行政監督下に置かれている。

政府は、その多様なプログラム及びプロジェクトを実施する、行政部門の様々な省及び省同格機関を中心として組織されている。省及び省同格機関は、次の5つの部門に分けられる。

部門	主な省庁
社会サービス	保健省、教育省、労働雇用省、社会福祉開発省
経済サービス	農業省、農地改革省、エネルギー省、環境天然資源省、観光省、貿易産業省、公共事業道路省、運輸通信省、科学技術省
防衛	国防省
一般公共サービス	外務省、財務省、予算管理省、内務自治省、司法省、国家経済開発庁、広報業務担当大臣官房、ムスリム・ミンダナオ自治地域、コルディリエラ行政区
憲法に基づく諸機関	一般公共サービス（選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、公序安全委員会、行政監察院）、社会サービス（人権委員会）

一定の行政機能の委譲

2021年6月1日、ドゥテルテ大統領は、2024年までに一定の中央政府機能を地方自治体に完全に委譲することを命ずる行政命令第138号に署名した。地方政府への委譲が予定される中央政府機能には、代表的なものとして、地方インフラ、ヘルスケア、民生、農業及び社会福祉等に関係する機能が含まれている。行政命令第138号に基づき、中央政府機関は、今後はこれらの機能に代わり、より戦略的な指揮運営機能を担い、開発に関する根強い問題に取り組んでいくこととなる。現在、共和国は行政命令第138号の実施の様々な段階にある。

政府系企業（GOCC）

政府は、経済の成長及び発展を促すため、必要不可欠な物品及びサービスを公衆に提供し、民間部門と協力する多数の法人を所有又は支配している。GOCCの事業内容は、当初は基本的な公的サービス及び国家独占事業に限定されており、1930年代には13社であったのが、1984年までに301社に増加した。

GOCCガバナンス委員会（以下「ガバナンス委員会」という。）の2021年7月22日現在のデータベースによると、GOCC数は、119社である。これらの企業は、28社の政府系金融機関（以下「GFI」という。その内訳は、銀行機関9社、ノンバンク13社及び社会保障機関6社である。）と99社のその他の機関（ガバナンス委員会の業界分類に基づく、貯蓄投資企業、不動産土地開発企業、エネルギー企業及びその他で構成される。）からなる。

現在のところ、公的部門の対内債務及び対外債務の相当部分がGFIを含むGOCCの債務で占められている。政府は、公共政策を支援する形で企業に融資するGFI3社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを緊密にモニタリングしている。2021年12月31日現在、上記の緊密なモニタリングの対象であるGFI3社の対内負債及び対外負債の合計額は3.50兆ペソで、GOCCの負債合計の20.92%を占めていた。

2021年12月31日現在、フィリピン土地銀行（以下「LBP」という。）の負債額は2.38兆ペソで、全GFIの負債合計の68.05%（構成率第1位）を、また全GOCCの負債合計の14.24%（構成率第2位）を占めていた。フィリピン開発銀行（以下「DBP」という。）の負債額は1.08兆ペソで、全GFIの負債合計の30.98%（構成率第2位）を、また全GOCCの負債合計の6.48%（構成率第5位）を占めていた。

政府はまた、様々な重要事業活動に携わっている一定のGOCC（以下「主要GOCC」という。）については、各社が公的部門の赤字／黒字やその他の財務指標にどれだけ寄与しているかを記録することにより、緊密なモニタリングを行っている。財務書類（速報値）によると、2021年12月31日現在、主要GOCCの対内債務及び対外債務は合計約1.39兆ペソで、全GOCCの負債合計の8.31%を占めた。対GDP比では7.16%であり、2019年度の7.65%に比して低下した。電力部門資産負債管理公社（以下「PSALM」という。）の負債額は578.34十億ペソで、主要GOCCの負債合計の41.66%とその最大部分を占め、また全GOCCの負債合計の3.46%（構成率第6位）を占めていた。2015年から2018年までの間、主要GOCC数は16であった。2019年には、主要GOCC数が16から18に増加した。

近年、政府は、その財政健全化への取組み、公正さ、公的サービスの効率的・効果的な提供、持続可能性、透明性及び説明責任に対するGOCCの適切な貢献を奨励することにより、これらのGOCCのコーポレート・ガバナンス及び財務成績を向上させるという一般政策を実施している。政府は、その民営化戦略のほか、GOCCを自立させるという政策目標に沿って、他のGOCCの事業への介入を控える方針を採っている。但し、政府は一定の場合には、法により許容される範囲で債務保証その他必要とみなす支援を行うことにより、これらの企業の取引を支援している。2011年以来、いくつかのGOCCは、政府により民営化若しくは廃止され、又は休眠状態／営業休止状態に分類され、あるいはその他の措置を講じられている。

ドゥテルテ政権の政策

ドゥテルテ大統領は、2016年7月26日に行った初めての施政方針演説で、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、 balan-gay議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の提携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

ドゥテルテ大統領は、医療・保健、教育、適切な食と住、環境保護及び文化の尊重の各分野でフィリピン国民の福祉を向上させる政策についても述べた。特に強調したのは、安全、開発、意思決定への公平なアクセス及びアイデンティティの受容に対する全フィリピン国民の基本的ニーズを充足することにより、テロリズムや無法行為と戦うことの重要性であった。ドゥテルテ大統領は、高い経済成長率をより良い雇用の創出及び貧困削減につなげる一助となるように、アキノ前大統領政権のマクロ経済政策、すなわち慎重な財政金融政策を継続したいと表明した。

インフラについては、ドゥテルテ大統領は、全体的な経済成長及び観光業の振興のため、また灌漑技術の改良や、損失を最小限に抑える近代的な収穫施設及び収穫後施設による農業の近代化の促進のため、道路開発プロジェクトを増加させるという目標を掲げた。環境規制の面では、共和国の天然資源を荒廃させる違法伐採、違法採鉱その他の破壊行為との戦いへの援護任務を強化するように軍に指示した。

最後に、ドゥテルテ大統領は、透明性が高く汚職のない政権運営を行うと約束し、とりわけPNPが責任を持ってその業務を遂行し、権限乱用を慎むよう訓令した。これに関連して、大統領は、警察官の不正行為に関する報告を効率的に捜査し、裁定すること、またフィリピンにおける違法薬物取引とのドゥテルテ政権の戦いでの貴重な協力者としてPNPを活用することを国家警察委員会に対して指示した。

近年の施政方針演説

2016年7月26日、ドゥテルテ大統領は、初めての施政方針演説を行い、その6年間の任期における政策課題を発表した。大統領は、徹底的かつ持続的に犯罪、違法薬物及び汚職と戦うとした就任演説での約束を繰り返し、PNP、 balan-gay議長、市長、知事及びその他の公人らに対し、ともに戦うよう呼びかけた。また、この取り組みを進めるにあたり、違法薬物との戦いに向けた努力の結集や政府各省庁の連携強化を支援すべく、違法薬物に関する省庁をまたぐ委員会の創設を約束した。さらに、全国で治療・更生施設を増設し、違法薬物使用者の更生を優先することを約束した。

2017年7月24日、ドゥテルテ大統領は2回目の施政方針演説を行った。大統領は、前回同様、反違法薬物運動での戦いを継続すると誓い、違法薬物、汚職及び犯罪に対する断固たる措置に加わるよう国民に訴えた。また違法薬物取引をはじめとする凶悪犯罪に対する死刑を復活させるように議会に求め、フィリピン国軍（以下「AFP」という。）の防衛能力を増強し、テロリズム、犯罪その他の脅威に対する抑止力とするため、より多くの資源をAFPに提供することを宣言した。ドゥテルテ大統領は、環境問題への懸念も表明し、環境保護を優先課題とすると述べた。とりわけ、採鉱業者らが環境を破壊し、虚偽の所得税申告書を提出し、適正な税金の支払いを逃れているとして批判した。地理的な移動を容易にし、地点間の接続性を向上させるインフラ改善のため、2017年度においては対GDP比5%であった政府のインフラ支出を2022年度までに7%に引き上げることで、全国レベルでの公平な発展及び成長を促進することを目標としていると述べた。また、包括的税制改革プログラムの支持を上院に呼びかけ、2017年12月19日、関連法案がドゥテルテ大統領の署名により共和国法第10963号として成立した。

2018年7月23日、ドゥテルテ大統領は3回目の施政方針演説を行った。演説のテーマは、違法薬物や汚職との戦い、バンサモロ自治地域、共和国の中国との関係や経済といった幅広いものであった。大統領は、国家として違法薬物との戦いを継続するという決意を強調し、また汚職及び政府資源の浪費への反対を強く表明した。さらに、バンサモロ自治地域の創設に触れ、共和国憲法の枠内で同地域の自治を保証することを誓約した。大統領は、共和国が西フィリピン海における自国の利益の擁護に引き続き取り組みながらも、中国との関係を改善したことについても述べた。また、税制改革法（Tax Reform for Acceleration and Inclusion law）（以下「TRAIN法」という。）の成立について議会を称賛し、その実施を支持する旨を表明した。そして最後に、現行憲法又は今後新たに採択されうる憲法により認められる期間を超えて在任する意思はないことを述べた。

2019年7月22日、ドゥテルテ大統領は4回目の施政方針演説を行った。また汚職反対を強調し、政府機関には市民のニーズへのより良い対応を求めた。国家安全保障については、共和国憲法の枠内でのバンサモロ自治地域の自治を保証する旨を再び誓約した。また、共和国が西フィリピン海における自国の利益の擁護に向けた取り組みを継続することを公約した。大統領は、経済及び市民生活の向上を目指すいくつかの取り組みについても触れた。例えば、マニラ首都圏外の複数の新興経済拠点における「Build Build Build」プログラム、貧困削減プログラムの資金を得るための税制改革、第三の電気通信プロバイダーの市場参入並びにコメ関税化法及びコメ競争力増進基金の完全施行等である。

2020年7月27日、ドゥテルテ大統領は5回目の施政方針演説を行った。大統領は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の流行については、まもなくワクチンが入手可能になるであろうと請け合い、新型コロナウイルス感染症の流行中も国家運営を維持し、必要不可欠なサービスを提供し、治安・秩序を維持したすべての国民、医療従事者及び政府組織に対して感謝の意を表し、その流行抑制の取り組みを評価した。大統領は、国家として違法薬物との戦いを継続するという決意をあらためて表明し、また汚職反対を強調した。さらに、とりわけ新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、景気と国民生活を上向かせるためのいくつかの取り組みについて述べた。例えば、企業復興税優遇法（以下「CREATE法」という。）、金融機関の不良債権戦略的移管法（以下「FIST法」という。）、「Build Build Build」プログラム、及び民生・技能向上に関する無料オンライン・トレーニングの提供である。大統領は、新型コロナウイルス感染症の流行によるサイバー空間の利用の高度化を踏まえたサイバーセキュリティの重要性にも言及し、フィリピンのサイバー空間のパトロールの実施及びオンライン消費者保護・データ保護・プライバシー法の施行を約束した。

2021年7月27日、ドゥテルテ大統領は6回目かつ最後の施政方針演説を行った。大統領は、国軍及び警察の構成員を支援し、引き続き国家安全保障に取り組むことを改めて表明し、共産ゲリラ及びその他の反政府組織の打倒に向けた政府の努力を強調した。また、同政権の政府内の腐敗撲滅に向けた努力のみならず違法薬物との戦いに対する取り組みも明確に示した。大統領は、自らの「Build Build Build」プログラムの下でのインフラの発展、政府の行政手続の改善及び官僚機構の強化について述べた。外交政策については、政府がパートナー国と協力する一方で自主的外交を追求することを繰り返し述べ、政府が2016年の南シナ海に関する仲裁判断を支持する旨を強調した。新型コロナウイルス感染症については、医療現場に立つ医療従事者及び民間部門が感染症の流行及びその影響に対

処すべく政府と協力したことに謝意を述べた。また大統領は、演説を利用して、優先順位の高い法案の可決を議会に呼びかけた。かかる法案とは、外国投資法改正案、公共サービス法改正案、小売自由化法改正案、電子政府法案、災害復旧法案、消防近代化法案、疾病予防対策センター及びフィリピン・ウイルス学ワクチン研究所設立法案のほか、国軍・警察構成員年金制度の改善措置及び下士官兵への無料法律扶助提供措置等である。

1987年憲法の規定により次回の施政方針演説は、2022年7月の第4月曜日に行われる予定である。

包括的税制改革プログラム

財務省は現在、その包括的税制改革プログラムを完結させる様々な法の可決を目指している。包括的税制改革プログラムは、貧困の削減を加速化し、フィリピン政府の歳入の流れをより簡潔、公正かつ効率的にすることを意図している。パッケージのうち3つに関する法案は既に可決・成立しているが、残りのパッケージに関する法案は議会においてまだ審議中である。

包括的税制改革プログラムのパッケージ1であるTRAIN法案は、2017年12月19日に共和国法第10963号として成立した。TRAIN法の主な内容は、所得税納税者の99%を対象とする税率の引下げである。課税所得が年額250,000ペソ以下の者は、個人所得税を免ぜられ、250,000ペソ超の者（最高税率適用層を除く。）については、個人所得税率が15%から30%までに引き下げられる（2023年までに完全施行）。課税所得が年額8百万ペソ超という最高税率適用層の個人納税者のみが32%から35%への税率引上げの対象となっている。同法は、自営業者及び専門職である納税者に対して、従前の累進所得税の税率区分に応じた税率に代えて、総所得（所得の源泉が事業又は業務の実施のみである個人については、250,000ペソの控除が適用される。）に対して8%という一律の率による税の支払を認めている。また同法は、相続税及び贈与税を簡素化し、付加価値税の税基盤を拡大し、甘味飲料及び美容処置に物品税を課し、石油製品、鉱物及び自動車に対する物品税率を引き上げた。TRAIN法により、燃料マーキング（脱税防止目的の石油製品識別制度）や電子レシート等の税務管理措置も実施されることとなった。

2019年2月14日、包括的税制改革プログラムのパッケージ1Bの2019年タックス・アムネ스티（租税特赦）法案が成立した。2019年タックス・アムネ스티法は、当初は、(1)あらゆる税に関する国税一般のアムネ스티、(2)滞納されている相続税に関する相続税のアムネ스티、及び(3)既に確定し、支払期限が到来し、支払要求が可能となっている租税債務の滞納に係るアムネ스티の3つで構成されていた。ドゥテルテ大統領は、国税一般のアムネ스티条項については拒否権を行使したが、相続税のアムネ스티及び滞納に係るアムネスティを承認した。可決された2019年タックス・アムネスティ法は、相続税のアムネスティを利用する遺産財団に対し、納税者が2017課税年度以前の年度に係る相続税の納付を怠ったことにより生じたあらゆる相続税並びにその増価分及び追加分の支払義務並びにそれに付随するあらゆる民事事件、刑事事件及び行政事件についての免責、並びに税法上の罰の免除を申し立てることを認めるものである。2021年6月30日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第11569号に署名した。これは、相続税のアムネスティ・プログラムの有効期間を2年間延長し、申請期限を2023年6月14日に変更するものである。

CREATE法（旧称：法人所得税・税制優遇適正化法案又は機会創出のための税制改革法案）として知られる包括的税制改革プログラムのパッケージ2は、2021年3月26日にドゥテルテ大統領によって署名され、共和国法第11534号として成立した。CREATE法は、一定の条件の充足を要件として、法人所得税率を税法に基づく元の30%から25%又は20%に引き下げることにより、景気を刺激することを意図している。またCREATE法は、税インセンティブが実績に基づく時限的な、対象を絞った透明性あるものとなるように、フィリピンの財政インセンティブ政策の変更を規定している。CREATE法により、企業に対する永続的なインセンティブ付与という従前の慣行は終了した。同法は、財政的インセンティブを財政インセンティブ審査委員会の管理下に置くことによって、そのガバナンスを改善しようとするものでもある。

包括的税制改革プログラムのパッケージ2プラスは、アルコール飲料、たばこ及び電子たばこに対する物品税並びに鉱業税を対象としている。アルコール飲料、たばこ及び電子たばこに対する物品税については、2つの法が既に成立している。すなわち、2019年7月25日に2019年たばこ税法としても知られる共和国法第11346号が、また2020年1月22日には共和国法第11467号がドゥテルテ大統領の署名により成立した。共和国法第11346号は、たばこに対する物品税を2020年に1パック当たり10ペソ、また2021年から2023年にかけてさらに5ペソ引き上げ、2024年以降は毎年5%引き上げることとしたほか、加熱式たばこ製品及びたばこペーパー製品に対して物品税を課した。共和国法第11467号は、加熱式たばこ製品及びたばこペーパー製品に対する物品税の税率を引き上げ、ニコチンソルト製品とフリーベースのペーパー製品の各々に課す税率の差別化を規定した。アルコール飲料製品については、発酵酒に対するユニタリー・タックス（物品税）の1リットル当たり35ペソへの引上げが2020年に実施されたが、2021年から2024年まで毎年1リットル当たり2ペソがこれに上乗せされ、その後は毎年6%の引上げが行われる。一方、蒸留酒については、1ブルーフ・リッター当たり42ペソへの引上げ及び1ブルーフ（アルコール度数）当たりの税前小

売価格に対し22%の従価税の賦課が2020年に実施されたが、その後、従量税について、2021年から2022年にかけて1ブルーフ・リッター当たり5ペソの上乗せ、2023年から2024年にかけて1ブルーフ・リッター当たり7ペソの上乗せ、及び2025年以降毎年6%の引上げがなされる。ワイン全製品については、2020年にユニタリー・タックスが1リッター当たり50ペソに引き上げられ、その後、2021年から毎年6%引き上げられる。アルコール飲料、たばこ、電子たばこ及び甘味飲料に対する物品税の改革は、ユニバーサル・ヘルスケア法を推進することを意図したものである。これと同じパッケージ2プラスに基づき、糖尿病、高コレステロール症及び高血圧の処方薬又は医薬品の販売及び輸入に対する12%の付加価値税は、2020年1月1日から免除されている。フィリピンの現在の鉱業財政制度は、採鉱場運営が鉱物資源生産分配協定（Mineral Production Sharing Agreements）と資金・技術支援協定（Financial or Technical Assistance Agreements）（両者について、相当に異なる優遇措置及び税制が定められている。）のいずれに基づいているかに左右されるところ、包括的税制改革プログラムのパッケージ2プラスの鉱業トランシェは、すべての鉱業契約に適用される単一の財務制度を創設することを意図している。財務省の鉱業財政制度案は、上院法案第240号として提出され、上院歳入委員会による審議待ちとなっている。他方、下院歳入委員会は、自身の鉱業財政制度案を承認済みであるが、同案は2020年10月以来、下院によるさらなる議決待ちとなっている。

包括的税制改革プログラムのパッケージ3は、公正、公平かつ効率的な不動産評価システムの発展を促進するために不可欠な改革の導入を狙いとしている。これは、中央政府及び地方政府の不動産関連税において用いられている課税標準を拡大することにより、現在の税率の引上げ又は新たな税の賦課を行うことなく政府の歳入を増加させることを目指すものである。パッケージ3は、2019年11月25日に下院第3（最終）読会を通過し、現在のところ反対提案が上院の歳入委員会で審議されている。

包括的税制改革プログラムのパッケージ4は、受動的所得・金融仲介税をより簡素、公正かつ効率的なものとすることに注力し、利息、配当及びキャピタルゲインに適用される税率と金融仲介機関に適用される事業税率を調和のとれたものとするにより、共和国の地域的競争力を高めるものである。パッケージ4は、2019年9月9日に下院第3（最終）読会を通過した。同法案は、現在のところ上院の歳入委員会において審議中である。

包括的税制改革プログラムのパッケージ1Cは、現行の車両保有税（以下「MVUC」という。）の引上げ及び再構築を提案するものである。現行のMVUC制度は、民間所有車、政府所有車、賃貸用車の別を問わず、全種類の自動車に単一の税率を適用することによって簡素化される必要がある。MVUC制度の簡素化により、管理の負担が緩和され、コンプライアンスの費用が削減されるであろう。MVUCの税率もまた、税収の弾力性を確保するため、2004年度の税率からの調整を組み込む必要がある。MVUCの税の調整により、政府のインフラプログラムの十分な財源が得られるであろう。下院は、自らのMVUC再構築案を第3読会において可決した。可決済法案は2020年3月11日に上院に送付され、さらなる議決待ちとなっている。

フィリピン開発計画

2016年10月11日、ドゥテルテ大統領は、フィリピンの開発計画の指針である25年間の長期ビジョン「*AmBisyon Natin 2040*」を承認及び採択する2016年行政命令第5号に署名した。2017 - 2022年度フィリピン開発計画（2017年2月20日、その最終版が国家経済開発庁（以下「NEDA」という。）により承認された。）は、この長期的な国家ビジョンを基に作成された初めての中期計画である。同計画は、「*AmBisyon Natin 2040*」に記されたビジョンの実現を目的として、社会のあらゆる層を包摂した成長、信頼性の高い社会及び国際競争力のある経済のためのより強固な基盤を築くことを目標とする。2017 - 2022年度フィリピン開発計画は、農業セクター従事者及び高貧困率地域住民の貧困に的を絞ることにより、2015年度において21.6%であった貧困率を2022年度までに14.0%に引き下げることを目標としている。

大統領は、同フィリピン開発計画の実行の一助となるように、2017年5月16日に行政命令第24号に署名し、同計画に沿ったロードマップの作成を全閣僚クラスターに対して指示した。また大統領は、2017年6月1日に行政命令第27号に署名し、すべての政府機関及び部局（地方自治体を含む。）に対して、その予算プログラム及び部局あるいは法人としてのプログラムを、同フィリピン開発計画において特定された戦略及び活動と連携させるように指示した。

政策と各プログラムの整合性を確保し、また同フィリピン開発計画の実施にあたり省庁間調整が効率的に行われるようにするため、社会経済計画庁長官は2018年3月20日に通達第1号に署名し、改定された閣僚クラスター制度を同フィリピン開発計画の調整メカニズムに組み込んだ。通達第1号は、同フィリピン開発計画の各章に明記された同計画の成果の達成については、それを管轄する特定のNEDA理事会委員会、閣僚クラスター及びその他の省庁をまたぐ委員会に第一義的な責任を負わせるものである。

NEDAは、同フィリピン開発計画に明記された結果及び成果に関する政府の達成度を評価するため、2017年度及び2018年度の各々に係る社会経済報告書を作成した。これらの報告書には、当該年度中に行われた主な基礎作業、近い将来に発生することが予想される問題並びに次年度以降2年間に於いて優先的に実行されるべき推奨戦略が記載されている。

2019年5月、社会経済計画庁長官は、2019年通達第1号を発出し、2017 - 2022年度フィリピン開発計画の中間評価を正式に開始した。2021年2月5日、NEDAは、改訂2017 - 2022年度フィリピン開発計画を開始した。これは、「新しい日常 (new normal)」という文脈で成長・回復及び競争力ある経済の基礎を築くことを目的として、利害関係者らと地域・国家・市中レベルで協議した上で、新型コロナウイルス感染症により生じた課題に対処し、フィリピンの経済回復に向けてアップデートされた戦略を提供するものである。2017 - 2022年度公共投資プログラムに定められた目的及び目標の達成に貢献する優先的なプログラム、活動及びプロジェクトの一覧が記載された2017 - 2022年度公共投資プログラム (2019年最終改訂) の目標投資総額は、11.0兆ペソに上る。

信用格付

2022年2月、フィッチ・レーティングス・リミテッド (以下「フィッチ」という。) は、2021年7月に付与した共和国のBBBの格付及び「ネガティブ」のアウトルックを据え置いた。フィッチによるこの格付の据置きは、共和国の国民1人当たり所得の低さや、世界銀行の世界ガバナンス指標により測定されるガバナンス水準の低さを含む構造的な遅行指標にもかかわらず、外的ショックに対する強固なバッファがあり、成長率が高いことに対する同社の見方を反映したものである。また、この据置きは、比較対象国に比して歳入確保が低調であることや、今後数年間にわたって対GDP債務比率が「BBB」格付国の中央値付近にとどまると予測されることも反映している。一方、「ネガティブ」のアウトルックは、中期的な成長見通しの不確実性や、新型コロナウイルス感染症に関する政策対応の終了に関連して生じうる課題を反映したものである。

2021年5月、S&Pグローバル・レーティング (以下「S&P」という。) は、共和国のBBB+の格付及び「安定的」アウトルックを据え置き、この格付は世界平均を上回る共和国の経済成長可能性を反映したものであり、数年間にわたる財政改革及び適切な債務管理をその要因としうると述べた。S&Pは、この「安定的」アウトルックは、新型コロナウイルス感染症の流行の抑制が進むにつれ共和国の国内経済が順調に回復し、今後2、3年のうちに政府の財政赤字が大幅に縮小するであろうという自らの予想を反映したものであると述べた。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス (以下「ムーディーズ」という。) は、2020年7月に共和国のBaa2の信用格付及び「安定的」アウトルックを据え置いた。ムーディーズは、この格付据置き及び「安定的」アウトルックは、近年の政府の財政状態の強化がコロナウイルスの世界的な感染拡大等のショックによる公的債務の増大に対するバッファとなるという自らの見解を反映したものであると述べた。政府の適切な経済・財政運営の実績、及び強固な銀行システムは、低コストでの資金調達への安定的なアクセスに貢献し、ショックが沈静化した後での財政再建及び債務安定化の見込みを下支えする。

[次へ](#)

反政府組織との国内紛争及び和平交渉

40年以上にわたって、共和国における各種の反政府組織が定期的に政府軍と戦闘を繰り返している。これらの反政府組織の多くの目的は、ミンダナオの伝統的なイスラム地域を共和国から分離することを実現することとされている。しかしながら、その他フィリピン共産党（以下「CPP」という。）等の組織は、表面上、領土的野心よりもむしろイデオロギー上の目的に重点を置いている。

当初のイスラム分離主義組織であったモロ民族解放戦線（以下「MILF」という。）は、少なくとも1970年代初頭から存在し、2度の分裂により、1976年にはモロ・イスラム解放戦線（以下「MILF」という。）（本書の日付現在、フィリピンにおいて最大のイスラム分離主義組織）、1991年にはアブ・サヤフが結成された。この分裂にもかかわらず、当初のMILFは、現在まで存続している。これらの組織は、フィリピンにおいて数多くのテロ攻撃を実行しており、国の南部の都市を中心として複数の爆撃が発生している。さらに、これらの組織は、フィリピンでの誘拐その他のテロ活動を引き起こしているものと特定されており、AFPとの散発的な紛争に参与している。

2017年1月6日、AFPは、新たな開発支援・安全保障計画である「*Oplan Kapayapaan*」（「平和」を意味する。）を発表した。新計画に基づき、AFPの優先事項は、テロ組織アブ・サヤフその他現地及び外国のテロ組織の壊滅となる予定である。また、AFPは、ドゥテルテ大統領により策定された和平プロセス（大統領による麻薬戦争を含む。）への支援に尽力する予定である。

2020年7月、ドゥテルテ大統領は、2007年人類の安全保障法に代わる、「2020年反テロ法」（以下「反テロ法」という。）につき署名して法律として成立させた。反テロ法の様々な規定の中でも、同法は、特定の状況における令状なしでの逮捕を規定し、テロ行為を幅広く定義し、大統領により任命される機関である反テロ評議会を創設しているが、同評議会は、反テロ法の目的において個人又は集団をテロリストに指定することができる。反テロ法は現在、最高裁判所において異議申立てを受けており、2021年2月から同年3月までに申立人による口頭弁論が行われた。本件について、最高裁判所による最終決定は依然として出されていない。

モロ・イスラム解放戦線

2012年10月7日、政府とMILFは、32回目の予備的な和平交渉を終結し、和平枠組み合意案（以下「枠組み合意」という。）を発表した。枠組み合意は、ARMMに代えて、新たな自治的な政治組織であるBARMMを設立するための枠組みを定めている。パンサモロは、ミンダナオの伝統的なイスラム地域の歴史的名称である。枠組み合意は、新組織であるパンサモロの権限及び構造を定義しており、政府とパンサモロの関係を形成する原則、プロセス及びメカニズムを定めている。枠組み合意は、新組織が、一定の制限を受けつつ、その管轄内において、徴税、外国及び国内の貸付人からの借入れ並びに天然資源開発による収益の共有を行う権限を有することを定めている。枠組み合意は、防衛及び安全保障、外交政策、金融政策及び貨幣製造、国籍及び帰化に関する権限については、その権限を政府に留保している。政府とMILFは、2012年10月15日に枠組み合意に調印した。

2014年3月27日、パンサモロ包括的合意（以下「包括的合意」という。）が、政府とMILFにより調印された。包括的合意の完了後、移行委員会は、2014年4月に、同委員会が起草したパンサモロ基本法案を、正式に大統領府に提出した。2017年7月17日、パンサモロ基本法の最終案がドゥテルテ大統領に正式に提出され、大統領は同法への支持を確認した。パンサモロ基本法は、2018年7月にパンサモロ組織法（共和国法第11054号）として議会において可決され、2019年1月に承認された。その結果、ARMMが段階的に廃止され、BARMMの正式な創設のためのプロセスが開始された。パンサモロ組織法の承認後、2019年3月にBARMMの除幕式が開催され、アホッド・バラワッグ・ムラド・エブラヒムMILF議長が、BARMMの暫定首席大臣に任命された。パンサモロ移行局は、2022年の選挙まで、新たに創設されたBARMMを統治する予定である。

2019年6月、パンサモロ移行局は、パンサモロ移行計画を承認したが、同計画は、パンサモロ政府の枠組みとして役立ち、BARMMの様々な省庁及び事務所の組織図並びに廃止されたARMMの機関及び事務所の段階的な廃止の予定表を含むものである。さらに、2019年9月にMILF戦闘員の武装解除が開始され、パンサモロ政府は、地域の森林の保全及び保護を行う森林警備隊員として元MILF戦闘員を雇ったが、このことは、地域の平和及び秩序の促進に資するものである。

2021年2月、ドゥテルテ大統領は、他の反政府組織の中でもMILF及びMILFのメンバーに対して恩赦を与える大統領布告を発した。この恩赦は、2007年人類の安全保障法若しくは反テロ法に基づきテロ行為で起訴された個人、反テロ評議会によりテロリストとして指定された個人、又はフィリピン法に基づく特定の罪を犯したこと若しくは1949年ジュネーヴ条約に違反したことがある者は除外される。

2021年10月、ドゥテルテ大統領は、BARMM組織法に関する改正法に署名したが、同改正は、同法に基づく移行期間を2025年6月30日まで延長し、最初のBARMMの選挙のスケジュールを2025年5月に再設定し、国政選挙と同時期に実施されるようにするものであった。

モロ民族解放戦線

また、包括的合意に基づき約束されたMILFとの正常化プロセス同様、かつ当該プロセスと同時に、政府は、MNLFとの正常化も追求している。政府は、特に、銃器類の供給を削減し、弾力的かつ経済的に発展した共同体を建設するために、戦略的なMNLF共同体において、バンサモロ内外を問わず、共同体安全保障運営を確立し、社会的保護サービス（健康保険及び奨学金を含む。）を提供し、道路、橋梁、倉庫、給水設備、保健所、地域治安センター及び灌漑システムを新設することにより、これらの取り組みを追求している。

2012年以降、MNLFが関与したARMMにおける散発的な暴力が発生していたが、その多くは派閥闘争に限定されていた。これらの展開にもかかわらず、政府は、同地域での開発プログラムを引き続き実行した。

2016年11月10日、MNLFがMILFとの和平プロセスとは別に、1996年最終和平合意に基づく残りの約束の完了に取り組むように政府と協働するために、自ら5名で構成される委員会を設置することが発表された。2017年7月18日、MNLF議長は、ドゥテルテ大統領と会談し、ARMMを強化させるための自らの改正法案をもはや提出するつもりはなく、その代わりに連邦主義を推進することを宣言した。それ以降、MNLFは連邦主義を推進し続けている。

2017年11月12日、MNLFメンバーが反政府組織のメンバーを銃撃・殺害後、MILF及びMNLFの戦闘員がマタラム村において衝突した。戦闘員4名が負傷した。衝突は、両組織のリーダーが介入し、停戦を宣言して終結した。2018年1月、MNLF指導部は、反政府組織、テロ集団及び麻薬シンジケートとの戦闘において政府軍に加勢したことを発表した。2018年8月、MNLF議長ユソフ・ジキリは、死者を出したラミタン市での自動車爆弾攻撃を「非イスラム的」であるとして非難した。当該攻撃は外国人武装勢力により実行されたものと伝えられている。

MNLF指導者ヌル・ミスアリは、2019年3月、ドゥテルテ大統領に対して、連邦政府が創設されない場合、MNLFは戦争を開始することを伝達した。これに対して、ドゥテルテ大統領は、メディアに対して、潜在的な連邦政府の形態について公に議論するための専門委員会を設置することを希望する旨を伝えた。2019年8月、ドゥテルテ大統領は、ミンダナオに平和をもたらす、アブ・サヤフと戦うための努力を示すために、MNLFとの調整委員会の設立を命令した。新設された政府・MNLF間の和平調整委員会が2019年12月に召集された。同委員会の会議中、政府とMNLFは、特定の従前の確約（バンサモロ開発支援基金の設立及び三者間実施監視委員会の設置を含む。）を実施することに合意した。2020年1月、ドゥテルテ大統領は、MNLF指導者であるヌル・ミスアリのイスラム協力機構に対するイスラム問題に関する経済特使に任命した。

2020年11月、MNLFは、MNLF中央委員会議長として、ヌル・ミスアリに代わりムスリミン・セマを選任した。セマは、ミンダナオ島のバンサモロ地域における永続的な平和を達成するために、MILF及び共和国と協力する確約を明言する声明を発表している。

アブ・サヤフ

2002年、米国及び欧州連合は、アブ・サヤフを「外国テロ組織」のリストに加えた。さらに、米国は、過去に、アブ・サヤフとの戦闘においてAFPを支援するために軍隊及び軍事顧問を派遣している。2002年7月、米国と共和国は、フィリピン及び米国の両国の兵士による年次訓練演習を定めた継続的軍事協力協定を締結した。

2002年以降、アブ・サヤフに関連する暴力が継続している（様々な誘拐・人質事件、交戦・戦闘、傷害及び一般市民・AFP双方の死者発生を含む。）。AFPは同時に、当該期間を通して、戦闘中におけるアブ・サヤフ戦闘員の逮捕又は殺害に成功している。

アブ・サヤフは、2019年及び2020年も暴力的な攻撃を続けている。2019年2月、スールー州ホ口の大聖堂で2件の爆破事件が発生し、23名が死亡、100名以上が負傷した。同月、アブ・サヤフは、誘拐した外国人3名の身代金を要求した。政府は要求を拒絶し、身代金の支払いに対するポリシーを引用した。2019年4月、スールー州パティクルにおいて、政府軍とアブ・サヤフのメンバー約80名との間で衝突が勃発し、7名が死亡、21名が負傷した。2019年5月、アブ・サヤフと政府との銃撃戦において、オランダ人が死亡した。2019年6月、スールー州インダナンの軍営において、爆弾攻撃が2件発生し、8名が死亡し22名が負傷した。イラクとシリアのイスラム国（以下「ISIS」という。）は、当該攻撃がISISの現地関連組織であるアブ・サヤフにより実行されたものと主張している。2019年9月、女性の自爆テロリスト（後にアブ・サヤフのメンバーと特定された。）が、スールー州インダナンにある軍の検問所を攻撃した。2020年8月、共和国の南部の町ホ口の人口が密集した地域において、自爆テロリストによる激しい爆破事件が2件発生し、少なくとも14名が死亡、他75名が負傷した。

AFP兵士とアブ・サヤフのメンバーとの衝突は2021年も継続している。2021年3月、AFPの軍隊は、タウイタウイ州において、アブ・サヤフ指導者のマジャン・サヒジュアンの居所を特定、殺害し、インドネシア人の人質の一部を救出した上でインドネシア政府に引き渡した。

マラウイの戦い

2017年5月23日、アブ・サヤフのフィリピン人リーダーであり、東南アジアにおけるISISの指定司令官であるイスニロン・ハピロンを捕えるためのマラウイ市における軍事的進攻によって、同市をめぐる約6ヶ月間にわたる攻囲があった。イスニロン・ハピロンが捕えられると、ISISへの忠誠を誓う現地のイスラム戦闘組織であるマウテ・グループのメンバーからの援軍がマラウイ市に流れ込んだ。マラウイ市において、100名以上の殺害、建物の放火、人質及び政府軍との路上での戦闘等、大規模な暴力行為が発生した。同市の大規模な避難が命じられ、同市全体が閉鎖された。同日、ドゥテルテ大統領は、ミンダナオ全島における戒厳令を発令する宣言第216号に署名し、戒厳令は当初、2017年7月22日まで続いた。2017年5月29日、ドゥテルテ大統領は、高齢者、女性、子供等がマラウイ市の紛争地域から逃避するための安全かつ保証された経路として、共和国及びMILFにより共同実施される「平和回廊」の設置を承認した。平和回廊は、2017年6月4日に開放された。

2017年7月22日、上院と下院は、宣言第216号の2017年12月31日までの延長を承認するための合同会議を招集し、公共の安全の維持並びにマラウイ市の復興、再建及び復旧に関する作業継続のために、延長が必要との主張がなされた。

2017年11月26日、軍は、スルー州における各地方自治体の参加を統合することにより、残りの人質をアブ・サヤフから取り戻すことを目的とした作戦を強化した。2017年12月、議会は、武装組織との戦闘のために、ミンダナオ島の戒厳令をもう1年延長するというドゥテルテ大統領の要求を承認した。2017年5月から同年12月までに、マラウイ市において1,200名以上が死亡し、ドゥテルテ大統領が2016年に就任して以来、共和国に対する最大の安全保障上の脅威が発生していた。2019年12月31日、ミンダナオ島の戒厳令は終了し、2年半にわたる軍事的緊張の高まりに終止符を打った。しかしながら、ミンダナオ島の一部地域は依然として非常事態にあり、法執行グループは、潜在的なテロの脅威に対する対策として厳重警備体制にある。

マラウイ対策本部事務所により提供された非公式データによれば、マラウイの戦いの被害総額は約11.5十億ペソであった。2018年以降、政府は、マラウイ市の再建に注力している。2018年8月、政府とMILFは、元々は攻囲中に民間人の救出を目的として締結された協力合意を復活させた。復活した合意に基づき、MILFと政府は、マラウイ市復旧のために協力する予定である。2020年において、マラウイ市復旧のために3.56十億ペソの予算が承認された。2021年10月、マラウイ対策本部事務所は、マラウイ市復旧において良好な進展を報告し、復旧パイプラインにおけるプロジェクトの大半は2021年12月までに完了予定、その他のインフラ・プロジェクトは2022年6月30日までに完了予定である。

共産党員及び関連組織

フィリピンは、52年間以上にわたり共産主義反乱を経験している。2002年、米国及び欧州連合は、CPP及びCPPの軍事関連組織である新人民軍（以下「NPA」という。）を、その「外国テロ組織」のリストに加えた。その結果、米国及び欧州各国の政府は、これらの組織に関連する金融口座を凍結し、米国及び欧州連合域内におけるCPP及びNPAメンバーの移動を制限している。

共産党系組織との公式の和平会談は、2004年と2015年の間に停止され、その間にNPAとAFPの散発的な戦闘が続いた。2016年8月22日、政府は、社会・経済・政治改革に根ざした政治的解決の案出を目指し、CPP及びNPAと密接な協力関係にある政治組織である民族民主戦線（以下「NDF」という。）との和平を求めて公式の交渉を再開した。しかしながら、NPAによる兵士3名の殺害後、ドゥテルテ大統領は、2017年2月6日に、CPP、NPA及びNPAをもはや共産主義組織ではなくテロ組織と考える旨を述べ、和平会談を一時的に停止した。

公式の和平交渉が一時的に停止されているにもかかわらず、それ以降、現地の和平交渉が実施されている。ドゥテルテ大統領は、2018年12月に大統領令第70号を発令し、現地の共産主義武力紛争の終結に向けた「国家一体の」取組みを設定し、これに従って、全国各地で現地和平合意が実現されている。ミンダナオでは、現地和平合意によって、現地のCPP-NPA支部のメンバーの大量投降が発生している。

2020年4月21日、NPAの軍隊は、新型コロナウイルス感染症の人的任務中にAFPの兵士を攻撃し、AFPの兵士2名が死亡し3名が負傷した。2020年4月27日、ドゥテルテ大統領は、CPP-NPA-NDFとの和平交渉が永久的に終了したことを発表した。2020年12月9日、反テロ評議会は、反テロ法に基づきCPP及びNPAをテロ組織に指定し、これにより、特に組織のメンバーの拘禁及び資産の凍結が可能となる。

2021年2月、ドゥテルテ大統領は、自主的に降伏し反政府活動を放棄したCPP-NPA-NDFの元反政府メンバーには恩赦を与えるという大統領布告に署名した。2021年4月、反テロ評議会は、反テロ法に基づき、フィリピンのNDFにつながる複数の個人とともにCPP創設議長であるホセ・マリア・シソンをテロリストに指定した。その後、2021年7月、反テロ評議会は、フィリピンのNDFをテロ組織に指定した。

国際関係

フィリピンは、各国の政策目標と経済発展の水準を尊重する原則とルールの多国間の枠組みを通じて、世界貿易の拡大を重視している。共和国は、世界貿易機関、IMF、世界銀行、アジア開発銀行（以下「ADB」という。）等、様々な国際機関に参加することで、貿易及び投資の自由化を促進し、共和国の経済に影響を及ぼす地球規模の課題について議論することができる。

以下の表は、主要な国際金融機関に対する共和国の資本参加及び当該機関からの融資額を示している。

国際金融機関への加盟

組織名	加盟日	出資額	出資持分	払込資本	融資残高
（単位：％を除き、百万単位）					
国際通貨基金 ⁽¹⁾	1945年12月27日	SDR2,042.9	0.43%	1,493.0 ⁽¹⁾	- ⁽¹⁾
国際復興開発銀行（以下「IBRD」という。） ⁽²⁾	1945年12月27日	\$1,069.5	0.43%	\$71.0	\$11,895.0
アジア開発銀行 ⁽³⁾	1966年12月22日	\$3,540.0	2.38%	\$177.0	\$8,330.0
アジアインフラ投資銀行（以下「AIIB」という。） ⁽²⁾	2016年12月28日	\$979.1	1.01%	\$195.8	\$756.0

出典：IMF、世界銀行、ADB、AIIB及び財務省国際金融グループ

注：

(1) 別段の記載がない限り、2021年10月31日現在。

(2) 2022年4月29日現在。

(3) 2021年12月31日現在。

また、フィリピンは、以下の地域機関への加盟を通じ、経済権益の増進にも努めている。

- ・ 東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）
- ・ ASEAN自由貿易地域
- ・ 東南アジア、ニュージーランド、オーストラリア中央銀行
- ・ 東南アジア中央銀行

- ・ アジア太平洋経済協力
- ・ 東アジア・オセアニア中央銀行役員会議

IMFとの関係

IMFは、過去において、定期的なIMFプログラム監視アレンジメントとそれに続くプログラム後の監視アレンジメントにおいて、共和国との関係を維持してきた。定期的なプログラム監視アレンジメントの下で、IMFは安定化プログラムと構造調整プログラムを通じて、共和国の財政政策に影響を及ぼすことが可能であった。これに対して、プログラム後の監視アレンジメントでは、特定の定量目標の達成ではなく、経済発展や政策の定期的な見直しに基づくプログラム評価が行われ、資金調達の要素は含まれていない。

2017年8月、IMF職員は2017年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。2017年10月、IMF理事会はフィリピンとの第4条協議を終了し、会合を開催することなく職員による評価を検討し、承認した。評価では、急速な経済成長と低インフレを背景に、同国経済の堅調なパフォーマンスが続いていると結論付けた。経済は堅調な内需に支えられ、高成長が続く一方、インフレは目標圏の中心付近にとどまると予想される。評価では、信用の伸びが加速しており、これまでほとんどの指標で信用拡張の兆候は見られなかったものの、一部の指標では、信用格差が2017年から2018年にかけて早期警戒水準に近づく可能性が示唆されていることが指摘された。見直しに対するリスクは、主に外部から発生する。同職員の評価によれば、対外セクターは、ファンダメンタルズや望ましい政策によって保証されるよりも、依然としてやや力強い。外貨準備は依然として大きい。同職員は、同国の自然災害へのエクスポージャーと資本フローの不安定性によって、このことは概ね正当化されると考えている。この評価は、生産的インフラを徐々に拡大し、対象を絞った社会支出を目指す一方、概ね中立的な財政政策を維持するという当局の計画を支持した。同職員の評価は、追加的な財政余地を創出することを目的とした最初の税制改革案を歓迎し、当局に対し、追加的な歳入措置の検討を奨励した。

同職員の評価によると、金融安定性に対する主要なシステミック・リスクは、高い信用成長と集中である。評価によれば、金融安定性に対するシステミック・リスクに対処するために、マクロ・ブレード政策が用いられるべきである。評価では、バンコ・セントラル憲章の改定が勧告された。その内容は、(i)金融安定化の権限の導入、(ii)監督範囲の拡大、(iii)監督当局の法的保護の確立、(iv)バンコ・セントラルの資本増強、(v)バンコ・セントラルによる自己証券の発行の許可である。同職員は、貧困削減と人口配当の最大化を目指す継続的な改革を支援した。最後に、評価では、カジノを含むマネーロンダリング防止法令の改正を歓迎した。

2018年7月、IMF職員は、2018年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、同国の経済は好調な消費と投資に支えられ、順調に推移している。しかしながら、予備調査結果において、インフレやその他の短期的なリスク（急速な信用成長の継続、米国金利の上昇、ドル高、資本フローの不安定性、貿易緊張等）の上昇が警告された。同職員の予備調査結果において、2018年及び2019年におけるほぼ横ばいの財政赤字をGDPの約2.4%に維持すること、インフレ期待を固定するための金融政策をさらに引締めること、為替レートの柔軟性を維持すること、急速な信用成長と企業債務の増加が続く中、金融の安定を守るための措置を追求すること、並びに幅広い分野における政府の改革プログラムを維持・深化することが提案された。2018年9月、IMF職員はこれらの調査結果に基づく報告書を公表し、IMF理事会に提出して議論と決定を仰いだ。

2019年11月、IMF職員は、2019年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員の予備調査結果によれば、目標に近い政府支出及び最近の金融緩和政策によって、2020年を通してGDP成長がもたらされることが予想される。マクロ経済政策（最近におけるバンコ・セントラルの政策金利の引き下げを含む。）は、成長減速及びインフレ圧力の緩和に対する適切な対策と言われた。予備調査結果において、社会的支出及びインフラを拡大し目標をより高く設定する余地があることが示唆された。経済成長の回復が予想される中で、急激な信用成長が再興する可能性があり、マクロ・ブレード政策に関する対策が要求される可能性がある。また、当該調査結果によれば、構造改革は好調であり、重要な法律が可決されている（コメの関税化、税制改革、国民デジタルID及びバンコ・セントラル憲章の改正を含む。）。しかしながら、職員は、包括的な成長を促進するために、さらなる措置を講じることができることを指摘した（税制改革の継続、外国投資に対する制限の緩和、貧困削減の取り組みの拡大、銀行秘密保持法の緩和、及び行政の能力のアップグレードを含む。）。予備調査結果において、世界貿易の緊張、世界財政状態の推移及び自然災害について警告されており、短期的な見直しに影響を与える。

2021年6月、IMF職員は、2021年のフィリピンに対する第4条代表団派遣を完了した。IMF職員は、共和国の経済が、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックによる大きな収縮の後、回復していることを報告した。IMFは、経済活動に影響を与えるトレードオフを伴う政府による封じ込め制限、並びにその後の財政、金融及び金融政策措置を含む包括的な政策パッケージに言及した。調査結果において、移動性の向上、経済の再開、ワクチン接種のさらなる進展、継続的な政策支援、世界的な成長の改善に支えられて、2021年下半期には共和国の経済回復が強

まることが示唆されている。それにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症パンデミックは、観光やその他のサービス部門への影響、大規模な景気後退による投資への影響、高い失業率や不完全雇用によるスキルの喪失、貧困の増加等、長期的な影響をもたらすと予想される。IMF職員の評価において、2021年の拡張的な財政政策のスタンスは、回復を促進するのに役立つはずであり、下方リスクが現実化した場合、共和国には対応する財政的余裕があることが言及された。一方、金融政策は、適切に緩和的であると評価されている。代表団は、投資を促進し、高成長への復帰を促進するための構造改革の着実な実施の重要性を強調した。

世界銀行による融資及びプロジェクト

2017年、世界銀行は、フィリピンにおいて、総額347.8百万ドルに及ぶ4件のプロジェクト、すなわち、(i)メトロ・マニラのプロジェクト回廊沿いの公共交通システムの効率性、有効性及び安全性を環境的に持続可能な方法で改善することを目指すメトロ・マニラBRTライン1プロジェクトに関する40.7百万ドル、(ii)気候回復力のためのフィリピン・プログラム、すなわちリスク回復力・持続可能性プログラムに対する技術協力に関する0.2百万ドル、(iii)市場へのアクセスを改善し、対象とする農地改革コミュニティ・クラスターにおける小規模農家の競争力を強化することを目的とした農業競争力のための包括的パートナーシップ・プログラムに関する99.3百万ドル、並びに(iv)メトロ・マニラの特定地域における洪水管理の改善を目指すメトロ・マニラ洪水管理プロジェクトに関する207.6百万ドルにコミットした。

2018年、世界銀行は、フィリピンにおいて、2件（総額約173.2百万ドル）のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i)対象地域において地方所得を増大させ、農業及び漁業の生産性を向上させることを目指した地方開発プロジェクトに対する追加融資170百万ドル、及び(ii)ミンダナオの紛争の影響を受けた地域における、対象とされた地域社会において時間、距離及び費用の面で社会経済的インフラへのリテラシー及びアクセスを改善することを目指したミンダナオ信託基金復興開発プロジェクト・フェーズIIに対する3.2百万ドルである。

2019年、世界銀行は、フィリピンにおいて、4件（総額1,214.6百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。すなわち、(i)メトロ・マニラのプロジェクト回廊沿いの公共交通システムの効率性、有効性及び安全性を改善することを目指すメトロ・マニラ・バス高速輸送システム・プロジェクト・ライン1に関する40.7百万ドル（出資者：IBRD）及び23.9百万ドル（出資者：クリーン・テクノロジー基金）、(ii)税政策の強化、公共財政の管理及び予算計画の向上、並びに公有資産の財政リスク管理の強化のための財政管理の改善を目指した、財政管理改善開発政策融資（以下「DPL」という。）のための450百万ドル、(iii)貧しい子供たちの健康・教育サービスの利用を改善するための社会福祉・開発省の社会的保護のための国家プログラム支援を支援することを目指した、第2次社会福祉開発・改革プロジェクト 追加融資のための300百万ドル、並びに(iv)競争力の促進、財政的持続可能性の向上並びに自然災害及び気候変動に対する財政的強靱性の強化を目指した、競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するサブプログラム1 DPLのための400百万ドルである。

2020年、世界銀行は、フィリピンにおいて、8件（総額3,058.28百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。すなわち、(i)共和国の災害対策に関する政策立案、並びに国及び地方の政府レベルでの公衆衛生上の緊急事態のための投資の強化、並びに新型コロナウイルス感染症パンデミックによって生じた緊急の必要性の支援を目指した、第3次災害リスク管理DPLのための500百万ドル、(ii)新型コロナウイルス感染症パンデミックによる緊急の医療ニーズを満たすことを目指した、フィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクトのための100百万ドル、(iii)新型コロナウイルス感染症パンデミックによる貧しく脆弱な世帯への影響を緩和し、影響を受けた中小企業への財政的救済を提供することを目指した政策措置を支援する、新型コロナウイルス感染症緊急対策DPLのための500百万ドル、(iv)土地保有の安定性の改善と農地改革受益者の財産権の安定化を目指した、個人所有地の土地区画化支援プロジェクトのための370百万ドル、(v)低所得世帯の福祉に対する新型コロナウイルス感染症の影響を緩和し、社会福祉・開発省の社会的保護提供システムを適応的かつ効率的なものにすべく強化することを意図された、フィリピン受益者FIRST社会的保護プロジェクトのための600百万ドル、(vi)フィリピン関税局の効率を改善し、通商に関わるコストを削減することを目指した、フィリピン関税近代化プロジェクトのための88.28百万ドル、(vii)対象となる地方自治体のコミュニティがサービスへのアクセスを改善し、より包括的な地方計画、予算編成及び実施に参加できるようにすることを目指した、KALAHI-CIDSS国家コミュニティ主導型開発プロジェクトのための追加融資300百万ドル、並びに(viii)政府の競争力の促進と回復力の強化の支援を目指した、自然災害に対する競争力の促進及び回復力強化のサブプログラム2 DPLのための600百万ドルである。

2021年、世界銀行は、フィリピンにおいて7件（総額2,880百万ドル）のプロジェクト及びプログラムにコミットした。その内訳は、(i)新型コロナウイルス感染症の脅威の予防、検知及び対策を行い、公衆衛生態勢を強化する共和国の能力を支援するためのフィリピン新型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資）のための500百万ドル（ii）その後、新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達及び納入をカバーするためのフィリピン新

型コロナウイルス感染症緊急対策プロジェクト（追加融資2）に基づく300百万ドルにより補足された。）、(iii) 対象地域における農村所得の増加並びに農業及び漁業の生産性の向上を目指した、フィリピン農村開発計画のための第2次追加融資280百万ドル、(iv) 政府による強靱で包摂的かつ持続可能な金融セクターの実現を支援する金融セクター改革を支援することを目指した、フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資400百万ドル、(v) マニラ首都圏の特定の公共建築物の安全性及び耐震性を向上させ、緊急事態に備え対応するための公共事業道路省の能力を向上させることを目指した、フィリピン地震リスク軽減・強靱化プロジェクト300百万ドル、(vi) 政府による災害リスク軽減及び管理アジェンダの推進を支援する、災害危機繰延引出オプション付き第4次災害リスク管理開発政策融資500百万ドル、並びに(vii) 民間投資を促進するための小売自由化法の改正、事業コストの削減、情報通信技術への投資を促進するためのブロードバンド・サービスの拡大など、現在進行中の政府改革を支援することを目指した、フィリピン競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の向上に関するサブプログラム3 DPLのための600百万ドルである。

アジア開発銀行による融資及びプロジェクト

2017年、ADBは、フィリピンにおいて、総額1.1十億ドルを超える7件のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i) 学校から仕事へのトランジションプログラム円滑化のための300百万ドル、(ii) インフラ能力の強化及び包括的な成長のためのイノベーション・プログラムのための5百万ドル、(iii) インフラ整備及びイノベーション促進のための100百万ドル、(iv) 資本市場改革プログラムを通じた投資促進のための300百万ドル、(v) メトロ・マニラ交通プロジェクトのための1.5百万ドル、(vi) ミンダナオ道路セクターにおける成長回廊の改善プロジェクトのための380百万ドル、(vii) フィリピンのためのイスラム金融プロジェクトのための0.6百万ドルである。フィリピンはまた、ADBが資金提供を行う様々な地域プロジェクトの対象地域でもある。学校から仕事へのトランジションプログラム円滑化及びメトロ・マニラ交通プロジェクトは2018年2月に完了し、400百万ドルのサブプログラムのための融資は2019年12月に承認された。

2018年、ADBは、総額1.3十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は(i) 共和国における天然ガス開発プロジェクトを支援するための2百万ドル、(ii) 政府による洪水リスク軽減を支援するための1.3百万ドル、(iii) PPPプロジェクトを促進、開発し、効率的に実施するための479百万ドル、(iv) マニラ首都圏とクラークの地域センター及びクラーク国際空港とを接続する新たな鉄道路線の51キロメートル部分の建設を支援するための2.9百万ドル、(v) 金融包摂を促進するための474百万ドル、並びに(vi) マラウイ市復興・修復プログラムに含まれるプログラム、プロジェクト及び活動を実施するための即時かつ柔軟な資金調達を政府に提供するための408百万ドルである。

2019年、ADBは、総額4.0十億ドルを超える6件のプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i) (2019年に承認された) インフラ整備及びイノベーション促進のための追加融資200百万ドル、(ii) 地方ガバナンス改革プログラムのための政策支援型融資300百万ドル、(iii) 太平洋諸島の国々における再生可能電力プロジェクトに対する民間セクター投資に関する制約を克服するための財政支援を提供する100百万ドル、(iv) 不就学・不就労の若年フィリピン人の数を減少させるための政策支援型融資400百万ドル、(v) 労働市場の需要に対応した質の高い中等教育へのアクセスを改善することにより包摂的成長を達成するための融資300百万ドル、並びに(vi) マニラ北郊外のマロロスと中部ルソン地方におけるクラーク経済圏及びクラーク国際空港とを接続する旅客鉄道の53.1キロメートル部分の建設のための2.75十億ドルである。

2020年、ADBは、9月30日現在、総額3.9十億ドルを超える10件のプロジェクトにコミットしていた。その内訳は、(i) 共和国の国内資本市場を強化する取組みを支援するための融資400百万ドル、(ii) 共和国による新型コロナウイルス感染症対策プログラムに関する資金調達を支援し、共和国の医療制度を強化するための融資1.5十億ドル、(iii) 自然災害又は公衆衛生上の緊急事態により災害が発生し、その結果として非常事態が宣言された場合に、緊急融資への迅速なアクセスを可能にするための政策支援型融資500百万ドル、(iv) 国中の数百万人のフィリピン人家族が子供たちを学校に送り、子供たちの健康を保つことを助けるための融資500百万ドル、(v) マニラ首都圏及びその周辺地域の最大55,000の脆弱な世帯に重要な食料品を提供するための補助金5百万ドル、(vi) 緊急医療用品の購入や効果的な医療サービスの提供など、新型コロナウイルス感染症パンデミックへの共和国の対応を支援するための補助金3百万ドル、(vii) 新型コロナウイルス感染症パンデミックの最中、脆弱な世帯に対する緊急現金補助を提供するための融資200百万ドル、(viii) 共和国の農業セクターの生産性及び競争力を高め、農村地域における貧困を大幅に削減するための政策支援型融資400百万ドル、(ix) 金融サービスへのフィリピン人によるアクセスを拡大するための改革を実施することにより包摂的成長を促進するための政策支援型融資300百万ドル、並びに(x) 共和国が新型コロナウイルス感染症パンデミックの拡大を予防及び統制する能力を向上させることを支援するための融資125百万ドルである。

さらに、2020年6月、ADBは、AIIBとともに、政府の検査能力を向上させ、脆弱な部門（農業を含む。）を強化し、貧困世帯に対する条件付きの現金送付、賃金補助金及び緊急支援を提供することにより、共和国における新型コロナウイルス感染症パンデミックの公衆衛生上及び経済上の影響の一部を食い止めることを目的として、共和国に対する総額750百万ドルの協調融資を行うことに合意した。

2021年、ADBは、合計6件（最大2,225.1百万ドル）のプログラム及びプロジェクトにコミットした。その内訳は、(i)若者の雇用及び技能プログラムの拡大に向けた政府の取り組みを支援する、青少年の学校から就職への移行促進プログラム（サブプログラム3）400百万ドル、(ii)質の高い公共サービスを提供する地方政府の能力向上を支援するための地方ガバナンス改革プログラム（サブプログラム2）400百万ドル、(iii)すべてのフィリピン人が経済的破綻のリスクを負うことなく必要な医療サービスを受けられるようにし、ユニバーサル・ヘルス・ケアの達成を加速するためのビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム（サブプログラム1）600百万ドル、(iv)マニラ首都圏で深刻化する交通問題を解決するためのマニラ首都圏橋梁プロジェクト175.1百万ドル、(v)アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な新型コロナウイルス感染症に対処するための第2次保健システム強化（以下「HEAL 2」という。）400百万ドル、並びにHEAL 2-追加融資250百万ドルである。HEAL 2及びHEAL 2-追加融資は、新型コロナウイルス感染症ワクチン・グローバル・アクセス・ファシリティ（以下「COVAX」という。）及びその他適格な双務的なワクチン・サプライヤーからの新型コロナウイルス感染症ワクチンの調達のための資金調達を目的とした、ADBとAIIBとの間の協調融資活動である。この協調融資協定に基づくAIIBのコミットメントは、総額1.2十億ドルのうち550百万ドルである。

国際協力機構による融資及びプロジェクト

2018年、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、フィリピンにおいて様々なプロジェクトに取り組んできた。例えば、(i)2018年初頭、JICA及びフィリピン沿岸警備隊は、フィリピンにおける海上保安を促進するための進行中の開発協力の一環として、1.5十億円の船舶航行管理システムを開始し、(ii)2018年2月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の北部郊外の都市における交通渋滞の緩和を支援するために、既存の迂回道路を2車線道路から4車線道路にアップグレードし拡大する幹線道路バイパス・プロジェクト（フェーズIII）のため、9.399十億円の融資契約を締結し、(iii)2018年3月、JICA及び財務省は、マニラ首都圏の交通問題の取り組みを支援するための同国初の地下鉄のフェーズIの建設を支援する104.53十億円の融資契約（ファースト・トランシェ）を締結し、(iv)2018年5月、JICA及び財務省は、マラウィ市の復興及び再建を支援するための20億円の政府開発援助無償資金協力に関する協定を締結し、(v)2018年11月、JICAは、マニラ首都圏における深刻な交通渋滞を軽減するために、メトロ・レール・トランジット・ライン3の安全性及びサービス水準を改善するために、政府との間で38.1十億円の政府開発援助融資契約を締結した。

JICAは引き続き、フィリピンにおける多数のプロジェクトに関与した。2019年1月、JICAは、マニラ首都圏における交通渋滞及び洪水被害を軽減することを目的とした南北通勤鉄道延伸事業（第一期）及びパッシング・マリキナ川河川改修事業（フェーズIV）のため、205.1十億円を提供する融資契約を政府との間で締結した。2019年6月、都市幹線道路へのアクセス道路の建設及び改善を通じて、交通・物流能力の開発及びミンダナオ島における紛争の影響を受けた地域の接続性の向上をするために、最大202.04百万ドルの融資を提供する別の政府開発援助融資契約が締結された。同月、JICAは、バンサモロのための能力開発プロジェクトと題したプロジェクトにおける技術協力を記念して、政府との間で討議議事録に調印した。同プロジェクトは、バンサモロ移行局の人材及び組織力を強化し、農業分野における生活状況の改善のための活動を強化することにより、政府の行政運営を向上することを目指している。

2020年、JICAは、(i)メトロ・マニラにおける交通網の強靱性を強化することを目的としたメトロ・マニラ主要橋梁耐震補強プロジェクトのための補足的融資のための4.409十億円、(ii)ダバオ市の増大する交通需要に対応し、交通渋滞を緩和し、物流を改善することを目指した、ダバオ市バイパス建設プロジェクトのための34.83十億円、(iii)セブ島及びマクタン島の間に長大橋を建設し、湾岸道路を結ぶことにより、メトロ・セブの増大する交通需要に対応することを目指した、セブ-マクタン橋（第四橋）及び沿岸道路建設プロジェクトのための119.225十億円、(iv)新型コロナウイルス感染症のフィリピンにおける拡大を抑制することを目指した、新型コロナウイルス感染症危機対策緊急支援融資のための50十億円、並びに(v)迅速な財政支援を行うことにより自然や健康を脅かす災害からの迅速な回復を支援することを目指した、災害後スタンドバイ・ローン（フェーズII）のための50十億円のプロジェクトを対象とする、総額258.464十億円にのぼる借款契約5件を締結した。

[次へ](#)

西フィリピン海をめぐる領海紛争

2011年度の最初の8ヶ月間において、フィリピン、その他の東南アジア諸国（ベトナム、マレーシア及びブルネイを含む。）及び中国間の西フィリピン海（別名「南シナ海」）における特定の諸島をめぐる長期にわたる領海紛争との関連で緊張が高まった。緊張の高まりは、これらの紛争において一部の諸国が自国の領有権を主張してより積極的な措置を講じているとの主張がきっかけであった。2011年7月に、紛争当事諸国の代表者は、その他のASEAN諸国の関係者とインドネシアのバリで会談を行い、相反する領有権の主張に関する交渉の進め方について協議を行った。この会談において、中国を含むこれらの国々は、2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」を実施するための行動規範の作成に関する基本ガイドラインに合意した。共和国は、係争水域に対する同国の領有権は、「1982年国連海洋法条約」（以下「UNCLOS」という。）と整合する、国際法上承認された原則に基づくものであると主張している。

共和国は2011年11月に、中国、米国及びアジア数ヶ国の代表者らが出席した、インドネシアのバリで開催されたASEAN及び東アジア首脳会議において自国の立場を繰り返し表明した。また、共和国は、「平和、自由、友好と協力地帯」と題した、係争水域に関する新たな和平計画を提案した。この計画は当該地域における異なる国々の領有権の主張を明確に定義し、特定の国々が領有権を争っていない当該地域の一部を尊重し、係争地域の問題を今後の解決に委ねることで協力することを目指すものである。この計画の実行についてはいかなる合意も行われていない。

2012年4月8日にフィリピン海軍の偵察機はその定期的な海上哨戒中に、中国籍の漁船8隻がザンバレス州マジノック市に所在する、共和国が同地域の必要不可欠な一帯と考えるスカボロー礁の内側及び周辺部に停泊しているのを確認した。同地域はザンバレスの西側124カイリに位置し、共和国の200カイリ排他的経済水域及びフィリピン大陸棚内に位置する。2012年4月10日にBRPグレゴリオ・デル・ピラールが調査チームを派遣したところ、漁船のコンパートメント内に不法に収集された珊瑚礁、ハマグリ及び鮫が大量に発見されたことが報告された。中国の海洋監視船が到着したことで、膠着状態となった。

2013年1月22日に共和国は、西フィリピン海をめぐる紛争の平和的解決を達成するため、UNCLOS第287条及び付属書類VIIに従って「中国に対する通知及び要請書」をハーグ仲裁裁判所に提出した。中国は同手続には参加しないことを決定したが、5名の委員から構成される仲裁裁判所が設置された（以下「本件裁判所」という。）。2013年8月27日に本件裁判所は、中国及び共和国のそれぞれによる書面による主張の提出のための日程を定めた、「手続及び仲裁廷命令規則第1号」を発表した。共和国は、同紛争の管轄権、許容性及び本案に関する事項に言及した書面による主張を2014年3月30日に提出した。2015年3月16日に共和国は、本件裁判所のフィリピン領有権に対する管轄権及び同国の本案に関する事項について本件裁判所が提起した質問に対する回答として補足書を提出した。2015年7月7日から13日まで共和国は自らの中国に対する領有権をめぐる本件裁判所の管轄権及び許容性についての口頭審理に参加し、2015年7月23日に同審理で本件裁判所が提起した質問に対する回答書を提出した。2015年10月29日に本件裁判所は、本件裁判所が共和国の領有権を検討するための管轄権を有し、かつ当該領有権について仲裁が認められるとする判決を満場一致で下した。また本件裁判所は、同手続に参加しないという決定は本件裁判所の管轄権を剥奪するものではなく、かつ仲裁を一方向的に開始するという中国の決定は、UNCLOSによる紛争解決手続の濫用とはならないとする判決を下した。共和国は、行動規範の締結の追求と、仲裁手続の補足的アプローチとしての2002年のASEAN - 中国による「南シナ海に関する関係国の行動宣言」の実施を継続した。

2013年5月10日、共和国は、別の紛争地域であるセカンド・トーマス礁で30隻の漁船団を護衛して2013年5月8日前後に到着した船舶について中国に正式に抗議した。セカンド・トーマス礁は、中国、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、台湾及びベトナムがその一部又は全体に対する領有権を主張している資源豊かな一連の島、小島及び岩礁の集まりである南沙諸島の近くにある。

2013年5月から8月にかけて、中国は、スカボロー礁を含む西フィリピン海北部地域に対して、暫定的な障壁を設けることにより、3ヶ月間の禁漁措置を一方向的に課した。2013年度上半期において、中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶は、同地域で滞在を続けた。中国はさらに2013年7月に統一沿岸警備機関（Unified Coast Guard Agency）を設立後、2013年8月から西フィリピン海に中国海警局の船舶の配備を開始した。中国沿岸警備船は同地域内における中国の存在を維持する目的で中国海上監視及び漁業法執行機関の船舶の業務を引き継いだ。

2013年11月より中国は西フィリピン海における自国の領有権を主張するために一定の一方向的な措置を講じた。これらの措置には以下が含まれる。(i)年間漁業禁止の実施及び南沙諸島における漁業を許可する「南沙特別漁業許可（Nansha Special Fishing Permits）」の発行、(ii)中国以外の漁船が西フィリピン海内で漁業又は調査を行う前に中国政府当局から承認を取得するように要求する、新たな漁業規制の発行、(iii)西フィリピン海における軍事演習及び巡回の頻繁な実施、(iv)セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人員に食糧の補給を行うフィリピン

ン船舶の封鎖、(v)ベトナムの大陸棚沖における石油採掘装置の配備、並びに(vi)ジョンソン礁、クアテロン礁、マッケナン/ヒューズ礁、ガベン礁及びファイアリー・クロス礁における大規模な干拓活動。

2014年3月30日、フィリピンは、これらの措置に関して請願書を本件裁判所に提出し、本件裁判所は2014年12月15日を中国による答弁書提出の期限に設定した。2014年12月16日に中国外務省のスポークスマンは中国は同仲裁には参加しないと発表した。また2014年4月4日にフィリピン外務省はこれらの措置について中国に対して抗議を行った。共和国はさらに2014年5月にミャンマーで開催されたASEANサミットでこれらの問題を取り上げた。

2014年8月に共和国は、西フィリピン海における緊張を高め得る措置に猶予を求める一方で、西フィリピン海における行動規範の早期締結を求めるとともに国際法に基づく仲裁を通じた紛争解決を促進する、「トリプル・アクション・プラン」を提案した。

2015年度を通じて共和国はフィリピンの排他的経済水域内で探査等の活動を行う中国籍船（貨物船、中国海警局の船舶及び石油掘削作業の意図を有する可能性のある船舶を含む。）を監視した。2015年5月28日に中国海軍はフィリピン空軍の航空機に対して挑発行為を行った。

中国交通運輸部は西フィリピン海における干拓活動の一環として、紛争地域において灯台2基を完成したことを2015年10月9日に発表した。ファイアリー・クロス礁、ミスチーフ礁、スピ礁では中国により滑走路が建設された。米国及び共和国は、中国の同地域における土地干拓プロジェクトはその他の領有権主張国を威嚇する目的で軍用機及び海軍船を基地に配備するのに利用されるおそれがあるとの懸念を表明している。2015年10月27日に米国は「航行の自由」作戦の巡回において、中国による西フィリピン海における干拓プロジェクトの一環として建設された人工島の1つの周辺において、中国が主張する領海線から12カイリ内で、誘導ミサイル駆逐艦を航行した。この行為は中国により批判されている。米国はかかる巡回中に、ベトナム及び共和国が領有権を主張する諸島付近でこれに類似する巡回を行った。2015年11月3日に米国太平洋軍司令官は、米国は西フィリピン海においてこのような行動を継続すると述べた。

2016年7月12日に本件裁判所は、UNCLOSに基づき策定された紛争解決手続に従って決定を下した。本件裁判所は、フィリピンと中国の間において、UNCLOSが西フィリピン海における海洋権益の範囲を定めており、当該権益は其中で課された制限を超える範囲に及ばないものと判断した。これに基づき本件裁判所は、西フィリピン海の該当沿岸区域についての中国の歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に対する中国の主張はUNCLOSに反するものであり、UNCLOSが定める中国の海洋権益の地理上の及び実質的な制限を超える場合は合法の効力を持たないものと判断した。本件裁判所は、UNCLOSは、自らが課す制限を超える歴史上の権利又はその他の国権若しくは管轄権に優先するという結論を下した。

本件裁判所は、西フィリピン海にある礁をその高潮時及び干潮時における本来の天然の地形に応じて分類した。スカボロー礁、ジョンソン礁、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、マッケナン礁及び南沙諸島は、いずれも高潮時に水上に留まる地形を含んでおり、これらの高潮地形は人間の居住や経済生活を維持することができないため、UNCLOSに基づき排他的経済水域又は大陸棚に対する権益を生じさせないとの判断が下された。同様に、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、ともにそれ自体の海域を発生させない低潮高地であるとの判断が下された。したがって、上記に関して、いずれの海域においても中国の権益の可能性はない。最後に、本件裁判所は、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁がともに、パラワン島のフィリピン湾から200カイリ内に位置し、中国が領有権を主張している海上地形によって生じた権益と重ならない地域に位置しており、したがって、ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚の一部を構成するものと認定した。

共和国の排他的経済水域への干渉に関して、本件裁判所は、中国は、海上監視船の運航により、フィリピンの大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第77条に違反したこと、並びに西フィリピン海における漁業に関する猶予を2012年に公布することにより、フィリピンの排他的経済水域内に位置する西フィリピン海の区域について例外なく中国籍船舶の運航を制限しないことにより、フィリピンの排他的経済水域の生物資源に対する国権に関するUNCLOS第56条に違反したことを本件裁判所は認定した。同様に、本件裁判所は、中国は、2013年5月にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁での中国籍船舶による漁業を阻止することができず、また、中国の漁業船がスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及び南沙諸島のその他の地形において絶滅危惧種の有害な捕獲活動に従事するのを阻止できなかったことにより、UNCLOS第58(3)条、第192条及び第194(5)条に定めるその義務に違反したこと、並びに中国が、2012年5月以降、フィリピン人漁師がスカボロー礁で従来の漁業に従事するのを違法に阻止したと判断した。

また、クアテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガベン礁（北）、ジョンソン礁、ヒューズ礁、スピ礁及びミスチーフ礁での中国による島の建設活動に関して、本件裁判所は、中国は海洋環境の保護及び保全を怠ったとして、UNCLOS第192条、第194(1)条、第194(5)条、第197条、第123条及び第206条に違反したと判断した。さらに本件裁判

所は、フィリピンの承認なくミスチーフ礁に軍事施設及び人工島を建設する点について、中国は、フィリピンの排他的経済水域及び大陸棚に対する国権に関するUNCLOS第60条及び第80条に違反したと判断した。

最後に、西フィリピン海における中国船舶とフィリピン船舶の衝突に関して、本件裁判所は、中国が、中国法施行船舶のスカボロー礁付近での行動によって、フィリピン船舶及び人員に対して衝突及び危険の深刻なリスクを発生させたと判断した。本件裁判所は、中国は国際海上衝突予防規則に関する条約第2条、第6条、第7条、第8条、第15条及び第16条に違反しており、その結果UNCLOS第94条に違反していると判断した。

共和国は、同区域内における平和及び安定性を促進及び強化する目的のため、当該仲裁判断後直ちに、平和的解決及び紛争管理を追求しようという不変の確約を繰り返し表明した。2016年7月12日に発表した声明において、中国は同仲裁判断が無効でありかつ拘束力を有しないとみなしていると宣言した。中国は、共和国が主導した仲裁は、交渉を通じて西フィリピン海における関連の紛争を解決するという両国間の過去の合意に違反するものであり、かつ本件裁判所は当該紛争につきいずれの管轄権も有さないという自国の立場を繰り返し表明した。

2016年10月18日から同月21日までドゥテルテ大統領は中国を公式訪問した。訪問時には特に西フィリピン海の問題が協議された。同訪問後に出された共同声明で、両国は、UNCLOSを含む世界中で認知されている国際法原則に従って西フィリピン海における緊急の事件並びに人道及び環境上の懸念に取り組むために、両国の沿岸警備間で協力を強化することを約束した。両国は、議論の多い問題は比中の二国間関係の総体的結果ではないことを確認し、かつ威嚇又は威力に訴えることなく、直接関わる領有権主張国家による友好的な協議及び交渉を通じて、南シナ海における及び同海上空における航行の平和、安定性、自由を維持及び促進し、平和的手段によりその領海及び管轄上の紛争に取り組む重要性を再確認した。さらに両国は、「2002年西フィリピン海に関する関係国の行動宣言」の完全なるかつ効果的な実施、並びに総意に基づき「西フィリピン海における行動規範」の早期終結に実質的に働きかけることを約束した。

2017年8月、第50回ASEAN外相会議がマニラにおいて開催され、西フィリピン海に関して共同声明が発表された。当該共同声明は、領有権主張国及びその他すべての国家によるあらゆる活動の実施において非軍事化及び自制の重要性を強調した。さらに行動規範の枠組みの採択を含む、ASEAN諸国及び中国間の協力改善を奨励した。

2017年11月にベトナムで開催された会談で、ドゥテルテ大統領及び中国の習近平国家主席は、西フィリピン海の実態を、二国間会談を通じて対応することに合意し、西フィリピン海における平和の重要性を再確認した。数日後、第31回ASEANサミット及び第20回ASEAN・中国首脳会談にてASEAN加盟国及び中国は、2017年8月に調印した交渉の枠組みに基づいて両当事者の行動に関する2002年ASEAN・中国宣言を実施するために、西フィリピン海における行動規範について協議を開始することに合意したと発表した。

2018年3月、フィリピンと中国は、石油・ガスの共同探査が実施可能な西フィリピン海の2つの海域を特定した。その海域には紛争地域が含まれていた。2018年5月、共和国の当時のアラン・ピーター・カエタノ外相は、中国が西フィリピン海の天然資源を一方的に採掘すればドゥテルテ大統領は中国に強く反対するだろう、と述べた。同月、中国の戦略爆撃機が西フィリピン海の島基地に上陸したと伝えられ、緊張が高まった。2018年7月には、両国が領有権を主張する西フィリピン海の実態島及びその他の領域に近付かないように警告する中国の無線メッセージをフィリピンの軍用機がより多く受信するようになっていることが報道された。

2018年9月には、フィリピンと中国が係争海域における海底石油・ガスの共同開発を可能にする協定を交渉していると報じられた。2019年6月には、中国籍船がフィリピンの漁船に衝突して沈没させ、フィリピン人乗組員22人を危険に晒しながらもその現場から去るという事態が発生し、両国間の緊張が高まった。2019年9月、ドゥテルテ大統領は、中国との石油・ガスの共同探査事業を追求するために、2016年の仲裁裁判所の決定を無視することを発表した。共和国と中国は、2019年10月に、石油・ガス探査に関する政府間合同運営委員会を正式に招集した。2020年、中国は引き続き南沙諸島における自国の領有権及び地位を主張した（2020年4月における西沙諸島、中沙群島及び南沙諸島を支配するとされる行政区の宣言を含む。）。これらの進展によって、フィリピン経済又は比中間の経済関係に直ちに影響は生じていない。

西フィリピン海における領海紛争が過熱化又は継続すると、共和国の漁業、貿易及び沖合における掘削の利権は悪影響を受ける可能性がある。西フィリピン海の実態島は海洋資源及びエネルギー資源が豊富であり、食糧、生計手段及び外貨収入の重要な収入源である。同地域の商業区域に石油及び天然ガスが発見されたことも、共和国のエネルギー需要を支える上で重要であった。共和国が発注した石油サービス契約の1つはこの地域にある。このサービス契約によってカバーされる総面積は、約88万ヘクタールである。このサービス契約は、推定1.4兆から4.6兆立方フィートの天然ガスの開発を目指している。

さらに、中国との緊張が西フィリピン海における紛争又はその他の事由により高まれば、両国間の取引量は悪影響を受ける可能性がある。共和国は中国からの鉄鋼製品輸入に関しては相当量の輸入要件を満たしており、このため共和国が入手できる鉄鋼の供給量は減少する可能性があり、特に共和国のインフラ開発に影響が及び可能性があ

る。比中の二国間貿易は2021年度には約38.4十億ドルに達したが、これは、2020年度における水準約30.7十億ドルと比較して25.1%の増加であった。中国への輸出額は、2020年度にはフィリピンの輸出額全体の15.1%、暫定値によれば、2021年度には15.5%を占め、中国からの輸入額は、2020年度にはフィリピンの輸入額全体の23.2%、暫定値によれば、2021年度には22.7%を占めた。2021年度において、中国はフィリピンの最大の輸入品サプライヤーであり、中国からの輸入額は、暫定値によれば、26.80十億米ドル（2020年度には20.87十億米ドルであった。）であった。過去数年間、中国はフィリピンの最大の貿易相手の1つである。

2021年、フィリピンは、西フィリピン海への中国の侵入に対して、引き続き自国の権利を主張した。1月、フィリピンは、中国の沿岸警備隊が外国船に対して射撃を開始し、一部の諸島に建造された構築物を解体することを認めるとする新たな中国の法律に対して、外交上の抗議を行った。3月、フィリピンは、中国に対して、南沙諸島の一部であり、フィリピン共和国の排他的経済水域内の係争礁付近に特定された200隻を超える中国民兵船を呼び戻すことを要求した。5月、フィリピンは、同係争海域における中国船の配備に抗議する新たな外交上の抗議を行った。9月、フィリピンは、中国が指示した、フィリピン海域を巡回するフィリピン当局に対する「挑発行為」に抗議した。2021年10月現在、フィリピンは、合計153通の口上書を提出した。

これらの進展によって、フィリピン経済又は比中間の経済関係に直ちに影響は生じていない。

共和国は、威嚇又は威力によらずに、かつ国際法、具体的にはUNCLOSに従い、平和的かつルールに基づく手段及び外交的解決を通じて、西フィリピン海における紛争解決に取り組んでいる。フィリピンは、引き続き南シナ海仲裁の裁定を遵守しており、引き続き中国に対しても当該裁定を遵守することを要求している。オーストラリア、米国、ドイツ、フランス、英国、インドネシア及びベトナム等の複数の国々が、仲裁裁定と同内容か又はその要点を反映し、中国に対し仲裁判断を尊重しこれに拘束されることを要求する見解を公式に述べている。南シナ海における行動規範に関するASEANと中国の間における交渉は、新型コロナウイルス感染症パンデミックのため遅延している。当事国は、早急な交渉再開を模索している。

米国相互防衛条約

フィリピン共和国とアメリカ合衆国との間の相互防衛条約（以下「米国相互防衛条約」という。）は、1951年8月30日に調印された。米国相互防衛条約に基づき、米国は、フィリピンの首都圏が攻撃され又はAFPが太平洋地域において攻撃された場合、フィリピンの支援に駆け付ける。

訪問米軍に関する地位協定

訪問米軍に関する地位協定（以下「VFA」という。）は、フィリピンと米国との間における二国間協定であり、米軍がフィリピンにおいて一時的に活動することを許可する条項を定めている。2020年2月11日、政府は、米国に対して、VFAを終了する通知を送付した。VFAの終了は、終了通知のあった日から180日後に効力が発生する予定であった。しかしながら、2020年6月2日、政府はVFAの終了を停止した。フィリピンは引き続き、その単独の相互防衛条約の同盟国としての米国との数十年間にわたるパートナーシップを重視しており、引き続き米国との強力な関係を維持している。

2021年7月30日、ドゥテルテ大統領は、VFA廃止の撤回を発表した。

防衛協力強化に関する協定

2014年4月28日にフィリピン及び米国は、米国相互防衛条約及びVFAの補足協定として、防衛協力強化に関する協定に調印した。防衛協力強化に関する協定は、相互運用性の推進、AFPの近代化に向けた能力構築、対外防衛、海上警備、海上領域認識並びに人道支援のためのAFPの強化及び災害対応を通じ米比相互防衛条約の実施を進めることを目的としている。2015年に米国は、軍事部隊、航空機及び船舶を交代させる目的で軍事基地8ヶ所へのアクセスを要求した。2018年4月、ルソン島北部パンパンガ州のバサ空軍基地において最初の施設の建設が開始され、2019年1月に完成した。同施設は人道支援及び災害救助のための施設として使用される予定である。

自然災害

気候変動

フィリピン経済は、農業、観光業及びエネルギー等の気候に敏感な部門に依存しているため、気候変動はフィリピン経済に対する脅威として認識されている。気候変動は、農業生産性の低下、沿岸インフラに対する損害、生態系の脆弱化、健康及び生物多様性に対する影響、金融市場の混乱、GDPの低下及び移住問題の変容を含む、複数の影響を及ぼす可能性がある。自然災害の頻度及び深刻度の増加によって、人的被害、農作物及び家畜の破壊、水系

感染症の大発生並びに道路及び橋等のインフラの破壊が生じる可能性がある。干ばつは、農産物の供給、食糧供給全般及び水力発電に悪影響を及ぼす可能性がある。

台風及び洪水

一部気候変動等による頻繁な局地的台風及び集中豪雨により共和国の各管区は鉄砲水や地滑りの影響を受けやすくなっている。マニラ首都圏等の都市部においては、固形廃棄物の不適切な処理、障害物及び開放された水路沿いの非公認居住区の存在が原因で発生する排水溝側面及び水路の目詰まり及び沈泥が洪水を発生させている。分水地点又は河川流域内の雨水の排水ます（ごみため）として機能する、低海拔の都市及び農村地域も、無計画かつ無秩序なその場しのぎの住宅政策及びインフラ・プロジェクト並びに水路の上流部にある工場の操業がもたらす諸問題に悩まされている。洪水（2013年の台風「ヨランダ」の影響によるものを含む。）はフィリピンの何十万という世帯に苦境を及ぼし、多くの命を奪った。さらに国内の洪水は米作及びその他の農業生産、インフラ及び民間財産にも多大な損害をもたらしかつ今後ももたらす可能性がある。洪水及びその他の自然災害は今後も運輸及び衛生等その他の産業、及び経済全般の脅威である。資金が既存のプログラムから救済及び再建支援に再配分されなければならなくなるため、自然災害はその直接的な損害以外にも、社会及び経済開発の阻害要因になる。

運輸業界は、道路や橋梁に被害を与える洪水及びその他の自然災害の影響を強く受ける。ある自然災害が決定的な交通インフラを破壊すると、道路及び橋梁は、それ以外の災害による被害についての取り組みがなされるより前に修復されなければならない。その結果、交通インフラへの被害は、洪水がそれ以外の産業に及ぼす影響をさらに悪化させる可能性がある。たとえば、洪水及びその他の資源災害が医療／健康セクターに及ぼす影響はもっぱら医療サービスの提供が中断されることにある。道路及び橋梁が損傷すると都市部において患者を病院及び医療施設に効率良く搬送することが難しくなり、かつ農村部で影響を受けた人々に適時に医療サービスを届ける政府の能力も低下する。

洪水も、穀物、家畜、家禽及び魚類に被害を及ぼし、漁船、農機具、在庫及び農業インフラ（用水路、放水路及び農道等。）を破壊する等、農業生産性に悪影響を及ぼす。都市部では製造、建設、卸売り及び小売り並びに不動産といった業界も洪水によって被害を受ける。

2013年11月にフィリピン史上最大の台風「ヨランダ」（別名台風「ハイエン」）が東サマル州に上陸した。ヨランダは風速時速225 - 250キロメートルを保ちながらフィリピン上空を通過した。台風「ヨランダ」の影響は特に共和国内の管区VI、VII及びVIIIに集中した。サマル、レイテ、セブ、イロイロ、カピス、アクラン及びパラワン各州では国家災害宣言が出された。2014年4月17日時点において嵐による死者6,300人、行方不明者1,061人及び負傷者28,689人が報告された。同日における推定被害額は89.6十億ペソに達し、嵐の影響を受けた管区の被害の推定額の内訳は、社会部門が55.1十億ペソ、製造業が21.8十億ペソ、インフラが9.6十億ペソ及び複数の業界にまたがる被害が3.1十億ペソであった。

2017年12月31日時点においてヨランダ関連のプログラム及びプロジェクトについて実行する政府機関、国有・国営企業及び地方自治体に合計146.2十億ペソが支出されている。台風「ヨランダ」の発生以来、フィリピンの運輸機関はその再生プロジェクトの一環として少なくとも空港36ヶ所、海港23港を完成させている。

2016年10月17日、台風「ラウイン」（別名「ハイマー」）が最大持続風速時速225キロメートル、最大瞬間風速時速315キロメートルでフィリピン責任地域に侵入し、西北西を時速22キロメートルで移動し、大きな影響を受けた地域は、I、II及びCARであった。この台風による被害は約3.7十億ペソであり、そのうち2.7十億ペソはインフラの被害及び損失で、残りの1十億ペソは農業部門のものであった。

2018年9月12日、台風「オンポン」（別名「マンクット」）がフィリピン責任地域に侵入し、中心付近の風速は時速205キロメートル、最大瞬間風速は時速330キロメートルで移動した。影響を受けた地域には、I、II、III、カラバルソン、ミマロパ、NCR及びCARがある。推定33.9十億ペソ相当のインフラ被害及び農業被害は、台風「オンポン」によるものであった。

2019年11月30日に台風「ティソイ」（別名「カムリ」）がフィリピン責任地域に侵入し、中心付近の風速は時速175キロメートルで、最大瞬間風速は時速275キロメートルであった。影響を受けた地域には、管区III、カラバルソン、ミマロパ、V、VII、CAR及びカラガがある。インフラ及び農業への被害総額約6.6十億ペソは、台風「ティソイ」によるものであった。

2020年10月29日、台風「ロリー」（別名「コーニー」）がフィリピン責任地域に侵入し、中心付近の風速は時速225キロメートル、最大瞬間風速は時速310キロメートルであった。影響を受けた地域には、II、III、カラバルソン、ミマロパ、V、VIII、CAR及びNCRがある。インフラ及び農業への被害総額約17.9十億ペソは、台風「ロリー」によるものであった。

2021年12月14日、台風「オデット」（別名「ライ」）がフィリピン地域に侵入した後、ヴィサヤ及びミンダナオを直撃し、中心付近の風速は時速195キロメートル、最大瞬間風速は時速270キロメートルであった。大きな被害を受けた州には、パラワン、西ネグロス、ボホール、セブ、東ネグロス、南レイテ、レイテ、ディナガット・アイランズ及び北スリガオがあった。台風「オデット」による被害は約4.0十億ペソであり、そのうち3.5十億ペソは農業部門の被害及び損失であった。

台風「ヨランダ」以降も、フィリピンは、農業、インフラ及び財産に損害をもたらすとともに、行方不明者、負傷者及び死者を出すさらにいくつもの台風や熱帯性低気圧に襲われたが、そのいずれも台風「ヨランダ」ほど深刻なものではなかった。

地震及び火山噴火

フィリピンは「環太平洋火山帯」に位置し、地質学者らが「フィリピン造山帯」と呼ぶ複雑な断層線に沿っている。このため1990年にルソン島で発生した地震（マグニチュード7.8）（フィリピンで発生した最大規模の地震）及び1991年に発生したピナトゥボ山の噴火（20世紀最大規模の火山噴火）をはじめとして、火山噴火及び断続的な地震活動の影響を受けやすい。直近では、2020年1月、タール火山は活発な火山活動期間に突入し、タール火山の主火口内部の複数の地点における水蒸気又は蒸気駆動活動から始まり、マグマ性噴火に進行した。フィリピン火山地震研究所（以下「PHILVOCS」という。）は、2020年1月12日に警戒レベルを警戒レベル4に引き上げたが、これは危険な爆発性噴火が数時間から数日間で発生する可能性があることを意味した。これらの事由に基づき、PHILVOCSは、ヴォルケイノ島及びタール火山の主火口から半径14キロメートル以内の高リスク地域の全面避難を命令した。2022年5月23日現在、警戒レベル2が適用されている。DOST-PHILVOLCSは、突然の蒸気による爆発、火山性地震、降灰及び致命的な火山ガスの爆発が起こる可能性があることを市民に警告している。これらの自然災害は死者、行方不明者及び財産の破壊をもたらした。

(2)【経済】

フィリピン経済

新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症は、2019年後半に人への感染が初めて報告された感染症で、2020年にかけて世界的に流行し、2020年3月には世界保健機関からパンデミックと宣言された。2020年1月30日、フィリピンは、初めて新型コロナウイルス感染症の症例が確認されたと報告した。フィリピン保健省によると、2022年3月18日現在、同国では、その後の感染拡大により3,673,201人の感染者が確認され、57,999人が死亡している。政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大を阻止するため、国及び地方レベルで、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離の確保）、自主隔離・コミュニティ隔離措置の実施、学校の閉鎖、大量公共交通機関の停止、集会の制限、不要業務の停止、及び渡航制限等の措置を様々な規模で実施してきた。

2021年3月27日、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急増したことを受け、政府は、マニラ首都圏とその近郊のブラカン州、ラグナ州及びリサール州（以下「首都圏等」という。）、さらに国内のその他の地域に対し、強化されたコミュニティ隔離措置（以下「ECQ」という。）を3月29日から4月11日まで、修正されたECQ（以下「MECQ」という。）を2021年5月14日まで、それぞれ実施すると発表した。その後、制限は緩和され、首都圏等の地域には一般的なコミュニティ隔離措置が課された。この状況が継続されたのは6月までで、その頃には政府がワクチン接種を進めたものの拡大マニラ地域以外の州で新型コロナウイルス感染症が拡大しており、これを受けて少なくとも2021年6月末まで、カガヤン、アパヤオ、イフガオ、パターン、イロイロ、ネグロス・オリエンタル、サンボアンガ・シブガイ、サンボアンガ・デル・スル、サンボアンガ・デル・ノルテ、アグサン・デル・スル、ディナガト諸島、スリガオ・デル・スルの各州及びサンティアゴ、ルセナ、プエルト・プリンセサ、ナガ、イロイロ、ダバオ、プトゥアン、カガヤン・デ・オロ、サンボアンガの各都市にMECQが課された。

新型コロナウイルス感染症に対する法的取組み

「Bayanihan to Recover as One Act」としても知られる共和国法第11494号に基づきドゥテルテ大統領に付与された緊急事態下の権限は、2020年12月19日に失効した。本書の日付現在、当該権限は更新されていない。

2020年12月29日、ドゥテルテ大統領は共和国法第11519号及び第11520号に署名し、両法が成立した。共和国法第11519号により、Bayanihan to Recover as One Actを通じて割り当てられた資金の利用期限が2021年6月30日まで延長された。共和国法第11520号により、2020年度予算の執行期限が2021年12月31日まで延長され、同法がなければ2020年の末日をもって失効していた2020年度予算の未使用分を、政府機関が2021年を通じて投入又は放出することが可能となった。

共和国法第11523号（FIST法）は、2021年2月16日に署名され成立し、2021年2月17日に施行された。FIST法は、FIST法人と呼ばれる資産管理会社に対する不良資産や不良債権の売却を認めることで、銀行その他の金融機関を支援することを目的としている。同法は、銀行業界のリスク許容能力を強化するとともに、資本を解放することで不良債権の管理よりも経済の一環としてその生産的活用を図ることを目指している。

2021年6月1日、「Bayanihan to Arise As One Act」又は「Bayanihan 3 Act」としても知られる下院法案第9411号が旧下院法案第8628号の代替法案として下院で承認された。Bayanihan 3 Actは、新型コロナウイルス感染症対策として401十億ペソの追加支出と、経済的包括性及び集团的成長に基づく回復に向けた介入とを提案するものである。その用途としては、補助金に216十億ペソ、緊急の家計支援に30十億ペソ、賃金助成に20十億ペソ、離職者支援に25十億ペソ、国家栄養プログラム実施のための予備資金に6十億ペソ、農業・漁業部門及び協同組合への支援にそれぞれ30十億ペソ及び2十億ペソ、貧困層の医療支援に9十億ペソ、船員及び国外のフィリピン人労働者を対象とする無料の新型コロナウイルス感染症検査の資金に0.5十億ペソ、地方政府の支援に3十億ペソ、退役した軍人や制服組の公務員の支援に54.6十億ペソ、オンライン学習を推進するための教育省のデジタル教育及びITインフラ・プログラムの支援に4十億ペソ、公立及び私立の高等教育機関の教員及び教員以外の職員向けに0.5十億ペソが提案されている。同法案が成立するには、さらに上院の承認と大統領の署名が必要である。

CREATE（法人のための復興と税制優遇の見直し）法は、2021年3月26日に成立した。CREATE法は、新型コロナウイルス感染症の大流行による影響から企業が復興することを可能とするとともに、法人所得税率を引き下げ、さらに共和国の税制優遇制度を合理化して対象と期間を限定した、パフォーマンスに基づく制度とすることで、投資を誘致する共和国の能力を改善するものである。

既に実施されている上記の措置のほか、現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対処する政府の能力を強化するための法案が、少なくとも2つ、議会に提出されている。

第二に、経営不振企業の経済回復に向けた政府系金融機関の統一イニシアティブ（以下「GUIDE」という。）法案も議会に提出されている。GUIDE法案は、経営破綻に直面している戦略上重要な企業に対し、厳しい条件の下で資本を注入する特別持株会社を政府系金融機関が設立できるようにすることを目的とするものである。GUIDE法案は、中小・零細企業に対してより多額の融資を行えるよう、フィリピン保証会社、フィリピン開発銀行及びフィリピン土地銀行に対して55十億ペソの支出を提案している。下院は2021年2月9日に同法案を承認した。同法案の成立には、さらに上院の承認と大統領の署名が必要である。

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種や関連する取組み

2021年1月、保健省は新型コロナウイルス感染症ワクチンのフィリピン国内展開及びワクチン接種計画を発表した。この計画の一環として、政府は、複数の製薬会社から初回接種分のワクチンを確保し、さらにフィリピンのワクチン供給へのアクセスを拡大するため、世界保健機関のCOVAXファシリティに参加した。

2021年2月、IATFは、ワクチンの供給が限られていることを踏まえ、国内予防接種の効果的展開を推進するために暫定国家予防接種技術諮問グループが策定した予防接種優先構想を採用した。2021年2月26日、ドゥテルテ大統領が2021年新型コロナウイルス感染症予防接種計画法に署名して同法が成立したが、これにより地方自治体が交渉により新型コロナウイルス感染症ワクチンを調達すること、そして、フィリピン赤十字社等の民間団体が政府と連携してワクチンを調達することが可能となった。

2021年3月1日、政府は予防接種を開始し、まずは第一線の医療従事者、続いて適格高齢者、併存疾患のある人々、第一線で基幹業務に従事する人々及び貧困者がワクチンを接種した後、2021年10月に残る国民にワクチン接種を展開した。2021年6月25日現在、フィリピン食品医薬品局（以下「FDA」という。）は8つの新型コロナウイルス感染症ワクチンについて、緊急使用を許可している。政府は新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の取組みを強化し、2021年11月3日付で12歳から17歳の子どもを対象に追加しており、FDAは一部のワクチンについて、2021年12月23日付で5歳から11歳の子どもに対する緊急使用を許可した。

フィリピンFDAは、追加接種を可能とするため一部の新型コロナウイルス感染症ワクチンに対する緊急使用許可を修正した。2021年11月16日、国家コロナ対策タスクフォース（National Task Force Against COVID-19）は、エッセンシャルワーカー及び第一線の医療従事者による新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についての暫定運用ガイドラインを交付した。2021年11月19日、同タスクフォースは追加の暫定ガイドラインを発表し、追加接種の対象を60歳以上の高齢者及び併存疾患のある成人まで拡大した。2021年12月23日、FDAは、初回接種と追加接種の間隔を短縮することを承認したと発表し、これを受けて、ワクチン接種を完了した成人約1900万人について追加接種が可能となった。

2022年2月22日現在、合計224,836,560回分の新型コロナウイルス感染症ワクチンがフィリピン政府に納入されている。2022年3月9日現在、合計137,351,822回分の接種が終了しており、このうち62,683,539回分が1回目として、63,992,620回分が単回投与を含めた最終接種として、それぞれ投与された。加えて、追加接種プログラムに基づく追加接種として10,675,663回分が投与されている。

ワクチン接種プログラムに加えて、フィリピンFDAは、軽症から中等症の成人、及び高齢者や併存疾患のある人など重症疾患を発症するリスクのある人の治療に使用する新型コロナウイルス感染症治療薬についても緊急使用を許可している。

経済的影響

2021年12月、世界銀行は従前に発表していたフィリピンのGDP成長率見通しを修正し、2021年における共和国の経済成長率を5.3%、その後上昇して2022年が5.9%、2023年が5.7%となると予測している。2021年10月12日、IMFは、2021年の実質GDP成長率を（2021年に係る従前の予測成長率5.4%を下方修正して）3.2%、その後上昇して2022年は6.3%となると予測している。

実質GDP成長率は、2018年を基準年とすると2020年のマイナス9.6%に対し、2021年は5.6%となった。2021年の成長に最も寄与したのは、新型コロナウイルス感染症への対応が改善したことであり、新型コロナウイルス感染症の大流行に伴い、産業部門の実質成長率が2018年を基準年とすると2020年のマイナス9.8%に対し、2021年は8.6%となったことも寄与した。サービス部門でも、実質成長率は2018年を基準年とすると2020年のマイナス9.2%に対し、2021年は5.3%となった。実質GNI成長率は、2018年を基準年とすると2020年のマイナス11.4%に対し、2021年は1.6%であった。海外からの純要素所得の成長率は、2018年を基準年とすると2020年のマイナス30.1%に対し、2021年はマイナス50.2%となった。

安全な再開を確保するため、政府は今後も引き続きワクチン接種を進めるとともに、警戒水準システムを共和国内で展開することにより、制限に対してリスクベースのアプローチを実施する。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症がフィリピン経済に及ぼす影響の範囲や、景気回復の速度及び確実性を予測することはできず、今後新たに感染が急増すれば、又はワクチン接種が減速すれば、都市や市町村全体でより厳しい隔離やロックダウン（都市封鎖）の措置が取られ、フィリピン経済のさらなる低迷、事業閉鎖及び失業率の上昇に至る可能性がある。事態は進展し続けており、世界経済及びフィリピン経済への影響、並びにフィリピン政府及び地方政府が採用する追加的措置を含む関連する政府の対応は、依然として不確実な将来の展開に依存する。

概要

第二次世界大戦後の多くの発展途上国と同様に、フィリピンは輸入関税及び割当てといった措置を通じて諸外国による競争から現地産業を保護し、長期的には輸入に頼っている完成品を自国生産品に置き換えていくことを望んだ。一連の政権も、輸入数量制限、価格統制及び助成金を課すことにより、国内経済に介入を行った。経済は当初急成長を遂げ、1970年から1980年までの期間におけるGNIの成長率は平均年5.7%であった。これはもっぱら輸出の伸びと政府による投資によるものであった。インフラ支出が増大し、民間企業の国有化及び国営化が一般的となった。但し、1980年代初頭までには財政赤字の拡大、対内及び対外債務の増大、インフレ率上昇、金利上昇、ペソ安、投資資本の低下及び景気減速、又は時にGNIの縮小に直面するようになった。1983年に野党指導者のベニグノ・アキノが暗殺される等、同時期における不安定な政情も経済問題を悪化させた。

1986年に不人気だったマルコス政権が平和的に打倒されることにより楽観主義が広がり、経済回復につながった。1986年にはGNIの成長率が3.4%を記録し、1988年には6.8%まで伸びたが、1991年には0.6%まで低下した。1990年代初頭の景気縮小は主として、基本を成すマクロ経済の不均衡が、供給上の制約や自然災害、政情不安、世界的な景気後退、及び1990年から1991年にかけての湾岸危機で一段と悪化したことによるものであった。

1986年に政権についたコラソン・アキノ大統領による政権はインフレの高まりの防止、財政赤字の抑制、対外經常収支の改善を目指した安定化プログラムに着手した。経済はこれらの措置にプラス反応を示し、1992年にはGNI、投資、民間消費及び輸入は増大した。コラソン・アキノ政権は、共和国の経済問題はもっぱら保護主義政策が原因であるとも認識していた。この認識に基づいて同政権は経済を市場開放して、同国経済における政府の規模と役割を縮小させた。1992年に大統領に就任したフィデル・ラモス大統領の政権はコラソン・アキノ政権が着手した改革をさらに加速化した。エストラダ政権は、前政権が開始したいくつかの政策及びプログラムを見直した後、コラソン・アキノ及びラモス両政権が推進した金融政策及び市場主義改革の多くを継承した。

1997年半ばにアジアの経済危機が発生すると、フィリピンは通貨安、銀行業の業績低下、金利の変動、現地株式市場における株価急落及び外貨準備高の減少に特徴づけられる経済危機を経験した。これらの要因により1997年及び1998年にフィリピン経済は景気減速に至った。これを受けて政府は、国の経済ファンダメンタルズ（基礎的諸条件）の強化を図ることによりアジア経済危機の影響を軽減させることを狙った、いくつかの政策を採用した。

フィリピンはアジアにおける金融危機の影響を多くの隣国ほどに大きくは受けなかった。在外労働者からの送金に助けられた側面もある。農産物の収穫が悪天候と干ばつの悪影響を受けた1998年を除いて、共和国はアジア金融危機以来、毎年実質GDPが伸びていた。GDPは1998年には0.6%落ち込んだものの、1999年には3.1%、2000年には4.4%まで増大した後、2001年には2.9%まで低下した。2000年代初めに政府は、インフラの改善、税制改革、経済の規制緩和と民営化の支援、アジア圏内における貿易関係の強化を目的とする経済戦略を追求した。イラク戦争、SARS（重症急性呼吸器症候群）、格下げの影響にもかかわらず、GDPの成長率は2002年には3.7%、2003年には5.0%に増大した。GDPの成長率は2004年には6.7%に加速した後、2005年には4.8%、2006年には5.2%で横ばいとなった。

2007年下半期に開始した世界金融危機に直面する中で、フィリピンのサブプライム資産及び破綻した金融機関に対するエクスポージャーは限定的であった。それにもかかわらず、2008年には成長率が減速し、株価は弱含み、対主要通貨のペソ安及びインフレ上昇が発生した。2009年になると景気回復の兆しが現れ始めたものの、同国の経済回復を目指した景気対策はまだプラス効果を生み出せなかった。2010年には世界の景気回復は各国によりまちまちだったにもかかわらず、フィリピンの景気回復は持続した。

2012年から2015年にかけて、フィリピンは欧州のソブリン債務危機に伴う景気低迷に関しては、影響を受けた諸国との貿易及び金融取引が少なかったことから多大な影響は免れた。フィリピンはそれでもなお、金融規制の枠組み及び金融政策を通じて、欧州のソブリン債務危機並びにそれに伴う欧州の景気減速が同国に及ぼす影響を軽減する取り組みを行ってきた。

2020年1月に更新されたIMF世界経済見通しによると、2020年のフィリピンの経済成長率は、政府支出の増加及び近年の金融緩和に支えられ、6.3%と見込まれている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、2020年4月に更新されたIMF世界経済見通しでは、フィリピンの予想経済成長率は0.6%に下方修正された。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とそれに伴う国内の都市封鎖、出入国管理、観光客の減少、貿易や製造業の混乱、金融市場への波及効果による経済的影響により、政府は当初、フィリピンのGDPを2%減の3.4%と予測していた。

2020年5月7日のNEDAの報告書によれば、フィリピン経済は、成長率が2019年第1四半期の5.6%に対して2020年第1四半期はマイナス0.2%となり、過去22年間で初の減速となった。2020年6月に更新されたIMFの世界経済見通しでは、その経済成長予測をさらに下方修正し、2020年における共和国のGDP成長率をマイナス3.6%と予測した。パンコ・セントラルも、2020年第2四半期におけるフィリピンのGDPを5.7%減の6.7%と予測していた。しかし、2020年8月7日のPSAの発表によれば、第2四半期における共和国のGDP成長率は、2020年4月及び5月のロックダウンを主に反映し、マイナス16.5%となった。

2021年においては、隔離等の政府の対策により雇用や経済の生産性に影響が及んだ。政府の経済担当者の報告によると、失業率は2021年3月の7.1%から緩やかに上昇し、2021年10月に推定7.4%となり、その後2021年11月に6.5%まで低下した。これは主に、ECQ規制の再実施、厳しい隔離措置の継続、及び農業に影響を与えた天候異変の影響によるものであり、天候異変に関して特に顕著だったのは、中央ルソン、カラバルソン、ミマロパ、ビコル、西ビサヤ、中央ビサヤ及び東ビサヤ地域の農地約30,000ヘクタールに影響を与えた台風ジョリナである。

NEDAは、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により、今後40年間でフィリピン経済に41.4兆ペソの費用の発生が見込まれるとも警告している。

共和国は、国内の流動性は引き続き、同国の経済成長を支えるための資金調達需要を満たすのに十分であると考えている。但し、新型コロナウイルス感染症の大流行、米中関係その他の事由による国際金融市場における流動性縮小が同国又はフィリピン企業全般の財務状況に悪影響を及ぼさないという保証は何ら無い。

最近の経済指標

下表は、特定期間における共和国の主要な経済指標の一部の成績を示したものである。

2017年 - 2022年

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽²⁾
GDP成長率(%) (基準年:2018年)	6.9	6.3	6.1	(9.6)	5.6	-
GNI成長率(%) (基準年:2018年)	6.8	5.9	5.4	(11.4)	1.6	-
インフレ率(2018年CPIバスケット) (%)	2.9	5.2	2.4	2.4	3.9	3.0
失業率(%)	5.7	5.3	5.1	10.3	6.6 ⁽¹⁾	6.4 ⁽³⁾
91日物財務省証券利回り(%)	2.2	3.5	4.7	2.0	1.1	0.8
対外収支						
国際収支(百万ドル)	(863)	(2,306)	7,843	16,022	1,345	(259)
輸出成長率(%)	19.7	0.9	2.3	(8.1)	7.1	-
輸入成長率(%)	14.2	17.4	(1.1)	(19.5)	38.3	-
対外債務(十億ドル)	73.1	79.0	83.6	98.5	106.4	-
国際通貨準備高						
総準備高(十億ドル)	81.6	79.2	87.8	110.1	108.8	107.9
正味準備高(十億ドル)	81.6	79.2	87.8	110.1	108.8	107.9
留保輸入月数	7.8	6.9	7.6	12.3	10.3	10.2
国内信用成長率(%)	13.9	14.9	10.7	4.7	8.0	-

出典: PSA、バンコ・セントラル

注:

- (1) 労働力調査2021年予測の12月分に基づく2021年12月現在の暫定値。
- (2) 2022年2月28日現在の暫定値。
- (3) 労働力調査2022年予測の1月分に基づく2022年1月現在の暫定値。

[次へ](#)

GDP及び主な財務指標

フィリピン国民経済計算の定期修正

経済指標は、GDP及びGNIを名目市場価格ベースと実質市場価格ベースの両者で示す。名目市場価格ベースのGDP及びGNIの表示では、各年の実際の価格を用いて国内の生産額が算出されるのに対し、実質市場価格ベースのGDP及びGNI（「実質」GDP及び「実質」GNIともいう。）では、特定の基準年の価格を基にした価値を用いて生産額を算出し、インフレーション及びデフレーションによる歪んだ影響を除去している。

PSAは、共和国の国民経済計算について四半期毎にデータを発表しており、これにはGDPとGNIのデータも含まれている。PSAの方針により、各四半期のGDP及びGNIのデータは翌四半期に修正される。一方、年次のデータは第1四半期のデータとともに発表され、その後毎年5月に修正される。GDP及びGNIの推計値は、3年後に「最終値」とみなされる。但し、PSAは、国民経済計算を全般的に修正する場合は、常に「最終値」とされた推計値も修正することができる。

通常、共和国の国民経済計算が修正されるのは、新たな又はより詳細なデータが得られた場合、もともとの情報源から修正されたデータを受領した場合、及び新興産業を追加又は閉鎖産業を除外した場合である。PSAは、かねてより国連の国民経済計算体系に従っているが、現在まで国連の2008年改訂国民経済計算体系を採用する前に、かつては1968年、1973年及び1990年の改訂国民経済計算体系を採用していた。

2011年第1四半期に、GDP及びGNI（2011年の改正まではGNP）の算出に関するPSNAに基づく基準が変更され、これらの算出に用いる基準年度が1985年から2000年に変更された。PSNAは、2020年4月に、PSNA基準をさらに変更し、GDP算出の基準年度を2000年から2018年に変更した。その他別段の定めがある場合を除き、本書中のGDP及びGNIの成長率の数値は、それぞれ2000年度を基準年度とした実質GDP及びGNIの期間毎の比較である。但し、2021年度の数値並びに2019年度及び2020年度の同期間との比較数値は、2018年度を基準年度として表示しているため、この限りではない。したがって、本書中に表示される2020年度以降のGDP及びGNIの数値、並びに2019年度以降の同期間との比較数値は、2020年度より前の年度に関する年間GDP及びGNIと同基準による表示ではない。政府は、2020年3月、2000年を基準年度とするGDP及びGNIの数値の報告を停止した。

国内総生産

国内総生産、すなわちGDPは、一定期間に国内で生産されたすべての最終財及びサービスの市場価値を測定するものである。一方で国民総所得、すなわちGNIは、一定期間に居住者によって生産された最終財及びサービスの市場価値を測定するものであるが、この場合国内での生産であるか否かを問わない。

2017年度のGDP成長率は、2016年度の6.9%増から6.7%増となった。2017年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、2016年度の12.1%増から2017年度の5.1%増に後退したサブセクターである建設業による伸率低迷である。また、電気・ガス・水道業及び輸送・倉庫・通信業といったサブセクターがそれぞれ2016年度の9.0%増、5.3%増から2017年度同期の3.4%増、4.0%増に後退したことも縮小の原因となった。これらのサブセクターの業績不振を補ったのが、農業・林業及び製造業といったサブセクターであり、それぞれ2016年度の0.6%減、7.1%増から2017年度に5.0%増、8.4%増の成長拡大となった。一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及び水産業といったサブセクターもそれぞれ2016年度の7.1%増、4.0%減から2017年度の8.7%増、0.9%減に改善した。GNI成長率は、2016年度の6.7%増から2017年度の6.5%増に縮小した。GNIの成長率はGDPのそれをわずかに下回っているが、これは2017年度における海外からの純要素所得伸率が5.9%増と2017年度のGDP成長率と比べて相対的に低迷したためである。2017年度の海外からの純要素所得成長率は5.9%増で、2016年度同期の5.8%増からわずかに拡大している。

2018年度のGDP成長率は、2017年度の6.7%増から6.2%増に縮小した。2018年度の成長率縮小の最大の原因となったのが、成長率が2017年度の8.4%増から2018年度の4.9%増に後退したサブセクターである製造業による伸率低迷である。また、農業・狩猟・林業及び水産業並びに不動産・不動産賃貸・事業活動のサブセクターの成長率がそれぞれ2017年度の4.0%増、7.4%増から2018年度に0.9%増、4.7%増に後退したことも成長減速の原因となった。これらのサブセクターの業績を一部補ったのが、それぞれ2017年度の5.1%増、3.4%増、8.7%増から2018年度に14.9%増、5.5%増、15.2%増を記録した建設業、電気・ガス・水道業及び一般公共サービス・防衛・強制的社会保障といったサブセクターの成長拡大であった。GNI成長率は、2017年度の6.5%増から2018年度の5.9%増に縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2018年度における海外からの純要素所得伸率が4.3%増と、2018年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2018年度の海外からの純要素所得伸率4.3%増は、2017年度の5.9%増から縮小していた。

2019年度のGDP成長率は、2018年度の6.2%増に対して、5.9%増であった。2019年度の低成長の最大の原因となったのが、成長率が2018年度の6.7%増から4.9%増に後退した工業部門による伸率低迷である。この業績を一部補ったのが、それぞれ2018年度の0.9%増及び6.8%増から2019年度の1.5%増及び7.1%増を記録した農業・狩猟・林業及び水産業、並びにサービスといったセクターの成長拡大であった。2019年度のGNI成長率は、2018年度の5.9%増に対し、5.5%増と縮小した。GNIの成長率は、GDPのそれを下回っているが、これは2019年度の海外からの純要素所得伸率が3.5%増と、2019年度のGDP成長率に比べて相対的に低かったためである。2019年度の海外からの純要素所得伸率3.5%増は、2018年度の成長率の4.3%増から縮小していた。

2020年度のGDP成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の6.1%増に対して、9.5%減へと縮小した。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、サービス部門は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の7.2%増から2020年度には9.1%減となり、工業部門は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の5.5%増から2020年度には13.1%減となった。2020年度のGNI成長率は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の5.4%増から11.5%減へと縮小した。2020年度の海外からの純要素所得伸率は、2018年の実質市場価格ベースで、2019年度の成長率の1.6%減に対して、31.1%減であった。

2021年度のGDP成長率は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度中の9.5%減に対して、5.7%増となった。2021年度の成長率拡大の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対する対応措置の適切化であり、工業部門が2020年度には2018年度の実質価格ベースで13.1%減であったのに対し、2021年度には8.5%成長したことにより支えられた。また、2021年度のサービス部門は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度の9.1%減に対して、5.4%増となった。2021年度のGNIの成長率は、2018年度の実質価格ベースで、2020年度の11.5%減から1.7%増へと増加した。2021年度の海外からの純要素所得伸率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の成長率の31.1%減に対して、51.3%減であった。

フィリピン共和国のGDP及びGNIは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行にかかわらず、2021年度にはすでに部分的に回復している。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPと、純要素所得及びGNIを名目市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (名目市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2017年度	2021年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・狩猟・林業及び水産業	1,685,956	1,762,616	1,721,539	1,828,424	1,954,345	10.2	10.1
工業部門							
鉱業・採石業	148,094	163,322	161,656	137,060	185,284	0.9	1.0
製造業	3,228,580	3,488,331	3,614,016	3,169,921	3,423,404	19.5	17.6
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	505,119	557,030	607,881	611,051	650,876	3.1	3.4
建設業	1,106,154	1,373,841	1,535,727	1,180,199	1,347,446	6.7	6.9
合計	4,987,948	5,582,525	5,919,281	5,098,232	5,607,011	30.1	28.9
サービス部門							
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	2,926,502	3,237,304	3,517,653	3,317,371	3,503,236	17.7	18.0
輸送及び倉庫	637,191	697,839	757,661	551,045	604,919	3.8	3.1
宿泊及び食品サービス業	346,119	403,289	431,778	253,013	285,244	2.1	1.5
情報通信	490,330	515,925	562,834	593,039	640,192	3.0	3.3
金融及び保険業	1,326,583	1,498,147	1,681,870	1,823,979	1,961,922	8.0	10.1
不動産及び住居の保有	1,076,332	1,189,673	1,255,644	1,081,612	1,138,901	6.5	5.9
専門及び事業サービス	1,110,458	1,159,265	1,219,757	1,137,558	1,220,837	6.7	6.3
行政・防衛・強制的社会保障	642,127	767,706	890,688	950,590	1,030,438	3.9	5.3
教育	649,366	731,607	778,868	719,494	796,827	3.9	4.1
ヘルスケア及び社会福祉事業	289,060	308,268	329,862	325,260	385,686	1.7	2.0
その他サービス	388,679	411,025	450,429	271,957	281,010	2.3	1.4
合計	9,882,747	10,920,048	11,877,043	11,024,918	11,849,213	59.7	61.0
GDP合計	16,556,651	18,265,190	19,517,863	17,951,574	19,410,568	100.0	100.0
世界のその他の地域からの純要素所得	1,826,528	1,947,159	1,954,197	1,360,427	693,869		
GNI合計	18,383,179	20,212,349	21,472,060	19,312,001	20,104,437		
1人当たりGDP(購買力平価)(2017年度実質国際(ドル))⁽¹⁾	8,121	8,516	8,915	7,954			

GDPデータの出典：PSA

注：

(1) データは世界銀行による。

下表は、それぞれの表示期間における部門別のGDPを2018年度を基準とした実質市場価格により示したものである。

	主要部門別国内総生産 (2018年度の実質市場価格による。)					GDPに占める割合	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2017年度	2021年度
	(単位：別途記載がある場合を除き、百万ペソ)					(%)	
農業・林業及び水産業	1,743,134	1,762,616	1,783,855	1,780,391	1,775,358	10.1	9.6
工業部門							
鉱業・採石業	160,065	163,322	168,857	137,493	144,431	0.9	0.8
製造業	3,317,641	3,488,331	3,620,456	3,266,302	3,554,737	19.3	19.2
電気・蒸気・水道及び廃棄物管理	523,161	557,030	591,312	589,213	615,505	3.0	3.3
建設業	1,201,714	1,373,841	1,507,244	1,122,308	1,234,811	7.0	6.7
合計	5,202,582	5,582,525	5,887,869	5,115,316	5,549,484	30.3	29.9
サービス部門							
卸売り及び小売り、自動車及びオートバイの修理	3,057,552	3,237,304	3,489,299	3,275,537	3,414,326	17.8	18.4
輸送及び倉庫	648,153	697,839	742,347	515,149	547,542	3.8	3.0
宿泊及び食品サービス業	371,234	403,289	425,692	231,811	248,457	2.2	1.3
情報通信	483,683	515,925	557,007	585,185	639,123	2.8	3.4
金融及び保険業	1,382,521	1,498,147	1,676,448	1,769,952	1,853,154	8.0	10.0
不動産及び住居の保有	1,129,083	1,189,673	1,238,469	1,031,275	1,053,944	6.6	5.7
専門及び事業サービス	1,117,257	1,159,265	1,182,159	1,068,769	1,135,218	6.5	6.1
行政・防衛・強制的社会保障	666,393	767,706	871,564	911,188	962,824	3.9	5.2
教育	671,837	731,607	766,089	687,610	744,503	3.9	4.0
ヘルスケア及び社会福祉事業	309,316	308,268	323,261	306,903	350,268	1.8	1.9
その他サービス	393,233	411,025	438,691	258,758	263,851	2.3	1.4
合計	10,230,262	10,920,048	11,711,027	10,642,137	11,213,211	59.6	60.5
GDP合計	17,175,978	18,265,190	19,382,751	17,537,843	18,538,054	100.0	100.0

出典：PSA

経済の主要部門

農業・林業及び水産業部門

農業・林業及び水産業部門のGDPに占める割合は、2018年度の実質市場価格ベースで2017年度の10.1%から2021年度には9.6%となった。

フィリピンの主要農作物には、コメやトウモロコシを中心とした穀物が含まれており、国内での消費主目的として栽培されている。ココナッツや砂糖キビ、バナナといったその他の主要な作物は、国内市場及び輸出市場向けに生産される。データによれば、同国の農業地域の大部分がコメ(35%)、トウモロコシ(19%)及びココナッツ(27%)の生産に利用されていることも明らかになっているが、この割合は2016年から2020年までの平均作付/収穫面積に基づいたものである。一方、水産業部門は漁業及び養殖から構成されている。漁業は、(a)商業漁業又は総容量3トン以上の漁船による漁業、及び(b)沿岸漁業又は総容量3トン未満の漁船による漁業に細分化される。

フィリピンの森林は同国の森林資源の主要な供給源の1つであるが、長年にわたる違法な無差別伐採行為、移動耕作、不適切な政策環境、脆弱な法規制及び復旧取組みの遅さにより森林は荒廃しており、このため、政府主導の下、天然林及び残存森林の伐採及び収穫が一時的に禁止された。

2017年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2016年度の1.2%減から4.0%増となった。同年度の成長率拡大は、主にコメの生産増によるもので、成長率は2016年度の2.9%減から2017年度には9.4%増に上昇している。また、トウモロコシの生産も前年度から反転して上昇し、2017年度は前年度の4.0%減から9.8%増に拡大した。同期間中は砂糖キビも増産され、2016年度の0.7%減から2017年度は30.2%増の成長率となった。こうした要因を一部解消したのは畜産部門であり、前年度の4.6%増から2017年度は1.1%増を記録した。

2018年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2017年度の4.0%増から0.9%増に縮小した。同年度の成長率低迷は、ほとんどの部門での成長減速又は縮小によるものであり、特に、籾米、トウモロコシとサトウキビの生産成長率が、それぞれ前年度の9.4%増、9.8%増及び30.2%増から2018年度の1.0%減、1.7%減及び16.6%減に低下したことによるものである。

2019年度の農業・狩猟・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の0.9%増から1.5%増へと上昇した。成長率の上昇は、主にトウモロコシ、マンゴーの生産、水産業がそれぞれ2018年度の1.7%減、3.1%減及び0.2%減

から2019年度の3.3%増、4.3%増及び2.5%増へと反転したこと、並びにその他の穀物の生産が2018年度の0.6%増から2019年の4.0%増に拡大したことによるものである。こうした要因を一部押し下げたのが、2018年度の1.0%減から2019年度の1.2%減に低下したコメの生産、2018年度の5.3%増から2019年度の1.0%増へと減少したコブラを含むココナツの生産、及び2018年度の2.1%増から2019年度の2.1%減へと反転したバナナの生産であった。

2020年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の1.2%増から0.2%減へと縮小した。同年度の成長率の低迷は新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によるものであり、これにより、その他の家畜部門並びに家禽類及び鶏卵の生産が2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2019年度の31.8%増及び5.8%増から3.2%減及び2.4%減へと反転し、2020年度の畜産部門の生産も2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の0.8%減から6.9%減へと縮小した。こうした要因を一部解消したのは籾米生産であり、2018年度の実質市場価格ベースで、前年度の5.9%減から2020年度は3.1%増へと反転した。

2021年度の農業・林業及び水産業部門の生産成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の0.2%減から0.3%減へと縮小した。フィリピンでのアフリカ豚熱の発生が続いたことにより、2021年度の畜産部門の生産は、前年度の6.9%減から17.3%減へと減少した。こうした要因を一部押し留めたのが、農業・林業及び水産業部門への支援サービスの（2020年度の5.0%から2021年度の6.6%への）拡大であり、これは、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の中において農産品及びサービスが制約を受けることなく流通できるようにする国家タスクフォースの政策等によるものであった。また、漁業、ココナツ、バナナ及び籾米の生産も、それぞれ2020年度の1.4%減、2.9%減、1.3%減及び3.1%増から、2021年度には0.2%増、1.1%増、0.9%増及び3.3%増へと成長を拡大し、同部門の成長率縮小を一部相殺した。

工業部門

工業部門は、鉱業・採石業、製造業、建設業並びに電気・ガス・水道業といったサブセクターで構成される。工業部門のGDPに占める割合は、2018年度の価格ベースで2017年度の約30.3%から2021年度には29.9%となった。

2017年度、工業部門の成長率は、2016年度の8.1%増から7.1%増となった。この成長率縮小の原因となったのは、主に建設業サブセクターの成長鈍化と電気・ガス・水道業サブセクターの後退であり、それぞれの成長率は2016年度の12.1%増、9.0%増から2017年度には5.1%増、3.4%増に低下している。建設業のサブセクターにおける縮小は、主に公共建設事業の減少であり、2016年度の25.7%増から2017年度には12.1%増となった。こうした要因を一部押し上げたのが製造業の成長率拡大であり、前年度の7.1%増から2017年度には8.4%増に上昇している。

2018年度、工業部門の成長率は、2017年度の7.1%増から6.7%増となった。この成長率縮小は、主にサブセクターである製造業の成長鈍化によるもので、2017年度の8.4%増から2018年度は4.9%増に低下している。こうした低迷の要因を一部押し上げたのが建設業並びに電気・ガス・水道業といったサブセクターの成長率の拡大であり、それぞれ2017年度の5.1%増及び3.4%増から2018年度は14.9%増及び5.5%増に上昇している。

2019年度の工業部門の成長率は、2018年度の6.7%増から4.9%増となった。成長率の低下は、主に製造業及び建設業のサブセクターの成長鈍化によるものであり、それぞれ2018年度の4.9%増及び14.9%増から2019年度の3.8%増及び7.7%増に縮小した。こうした要因を一部補ったのが、鉱業・採石業及び電気・ガス・水道業のサブセクターであり、それぞれ2018年度の1.3%増及び5.5%増から2019年度の5.9%増及び6.5%増となった。

2020年度の工業部門の成長率は、2018年度の価格ベースで、2019年度の5.5%増から13.1%減となった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の建設業及び製造業といったサブセクターは、2018年度の価格ベースで、それぞれ2019年度の9.7%増及び3.8%増から25.5%減及び9.8%減となった。

2021年度の工業部門の成長率は、主に制限の緩和によるもので、より多くの産業が、コミュニティ隔離区分に基づく生産能力の制限を受けたくて活動可能となったことにより、2018年度の価格ベースで、2020年度の13.1%減から8.5%増となった。小規模で必須かつ優先度の高い公共及び民間事業の工事がECQ及びMECQ地域において許可された一方で、金融及び非金融企業による工事活動は、当期後半の規制緩和の下、回復した。これにより、2021年度の建設部門は、2020年度の25.5%減に対して10.0%増となった。

製造業の成長率について詳細は下記「製造業」を参照のこと。

製造業

フィリピンの製造業は、3種の主要産業グループで構成される。

- ・ 食品、履物及び服飾産業を含む消費財グループ
- ・ 石油、化学及び化学製品産業を含む中間財グループ

・ 電気機械及び電子産業を含む資本財グループ

2017年度、製造業の成長率は2016年度の7.1%増から8.4%増に拡大し、主にこうした高成長を支えたのが51.4%増の組立金属製品、13.0%増のラジオ・テレビ・通信機器類、20.6%増の非金属鉱物製品及び16.5%増の家具・据付品であった。一方こうした拡大を一部押し下げたのが、食品製造及びオフィス・会計・計算機であり、それぞれ前年度の8.4%増及び44.1%増から2017年度は5.0%増及び17.4%増となった。

2018年度、製造業の成長率は、2017年度の8.4%増から4.9%増へと縮小した。同年度の成長率の低迷は、主にタバコ製品、基金属産業及び化学・化学製品のマイナス成長（それぞれ14.8%減、4.8%減及び3.9%減）によるものであった。こうしたマイナス成長を一部補ったのが、石油・その他燃料製品、紙・紙製品及びゴム・プラスチック製品の成長であり、それぞれ19.4%増、13.8%増及び13.4%増であった。

2019年度の製造業の成長率は、2018年度の4.9%増に対して、3.8%増であった。成長率の低迷は、主にラジオ・テレビ・通信機器類及び家具・据付品のサブセクターがそれぞれ2018年度の9.6%増及び6.4%増から2019年度の2.0%減及び19.4%減に反転したこと並びにゴム・プラスチック製品、非金属鉱物製品及びオフィス・会計・計算機の成長率が低迷し、それぞれ2018年度の13.4%増、11.9%増及び8.7%増から2019年度の4.0%増、1.6%増及び1.5%増となったことによるものであった。これらを一掃補ったのが、食品製造における2018年度の5.1%増から2019年度の7.8%増への成長拡大及び化学・化学製品における2018年度の3.9%減から2019年度の10.7%増への反転であった。

2020年度の製造業の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の3.8%増に対して、9.8%減へと縮小した。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の食品製造、化学・化学製品製造及びコークス・石油精製製品製造は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ2019年度の3.7%増、13.3%増及び16.2%減から2.7%減、1.8%減及び48.1%減となった。

2021年度の製造業の成長率は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の9.8%減に対して、8.8%増へと拡大した。こうした成長を支えたのが、コンピュータ・電子・光学製品、及び食品製造であり、それぞれ2020年度の12.2%減及び2.7%減から、2021年度は23.0%増及び4.7%増へと上昇した。製造業部門では、より多くの部門が活動できるようになり、経済活動が活発化したことから、リスクベースアプローチの検疫規制による恩恵を受けた。

電力産業

共和国の電力産業は、発電、送電、配電及び供給の4セクターから構成されている。

近年、政府は、より競争的な電力市場の確立を目的とした施策の実行を模索している。この施策には、NPCが保有発電施設の少なくとも70%を民営化する計画、独立系発電事業者（以下「IPP」という。）との契約及び送電施設の運営許可の付与が含まれる。政府は、2001年電力産業改革法（以下「ERIPA」という。）により、電力産業のすべての側面の民営化を目的とした大規模な改革に着手した。改革の主な内容には、（1）電力産業全体を再編し、発電セクターに競争を生じさせる、（2）国有から民営への移行、及び（3）電力セクターに関する安定した規制枠組みの導入、が含まれている。EPIRAは、PSALM及び国家送電公社（以下「送電公社」という。）を設立し、前者は現在NPCの残りの電力発電資産の民営化を行っており、後者はPSALMの完全子会社であり、政府の送電システムを保有している。

PSALMは、2003年第4四半期から公募によりNPCの発電資産の民営化を行っている。PSALMは、政府の送電事業を2009年に民営化し、その運営及び経営を、2009年1月15日に落札者に売却した。2021年12月31日現在、32の発電所及び5つの停止した発電所の合計37の発電資産が、民間の所有者に売却されており、これらの総発電容量は5,251.43MWであった。また、2021年12月31日現在、PSALMは、NPCの7つのIPP契約の対象となっている発電所の発電量（合計3,610.25MW）に対する管理及びコントロールも民間事業者（いわゆるIPP管理者）に譲渡した。2014年度、PSALMは、3つのIPP契約の対象となっている合計295.25MWの契約発電容量について民営化を行い、当該容量は、落札したIPP管理者（以下「IPPA」という。）に譲渡された。しかしながら、これらのIPPA契約は、契約上の問題により2017年及び2019年に終了し、現在、40MWのみがIPPA1社により民営となっている。

2021年12月31日現在、操業中及び停止中の発電所の民営化が成功したことにより、総額164.55十億ペソの収益となり、NPCの7つのIPP契約の譲渡が成功したことにより、482.50十億ペソの収益となった。また、営業権による送電公社の民営化は、260.54十億ペソの収益となった。発電資産の民営化による総収益は、およそ913.69十億ペソであった。民営化による収益は、NPCの金融債務の履行に使用されており、引き続き同用途に使用される。PSALMは、EPIRAの実施規則及び規制に基づき、共和国の発電資産の民営化を継続していくことを計画している。2021年4月、PSALMの取締役会は、一般競争入札によるカセクナン多目的計画（CMPP）の完全売却を承認した。CMPPは、灌漑及び165メガワット発電の複合施設で、マニラから約150キロ北にあるルソン島のヌエバ・エハシ、パンタバンガン、ヴィラリカ、シティオ・パウアン・バラングイに位置している。CMPPは、CEカセクナン・ウォーター・アンド・エナジー・インク（CE Casecan Water and Energy Company, Inc.）と国家灌漑公社（以下「NIA」という。）との間の建設・運営・譲渡契約の対象となっており、同契約は2021年12月11日に契約期間を終了した。NIAはCMPPの40%を所有し、PSALMは同施設の60%を所有している。PSALMは、1年間、又は2023年内を目標とするCMPPの発電設備の民営化まで有効なCMPPの稼働継続のための運転・保守サービス契約を締結した。

2021年12月31日現在、PSALMの負債は355.2十億ペソであり、PSALMは、2026年の存続期間の終了時点において、およそ304十億ペソの現金が不足すると予想されている。EPIRAに基づき、PSALMの負債は、その法令上の委任の終了時に、政府が負担することとなる。

PSALMの存続期間をEPIRAで規定されている25年を超えて延長することが、下院法案10006号及び上院法案2374号により議会で提案されている。2021年8月19日に提出された下院法案10006号は、PSALMの存続期間を2076年6月26日まで、又は50年間延長することを求めている。この延長案は、PSALMが残りの契約上の義務、特にその期間が2026年6月以降に終了する義務を管理し、民営化及び債務管理義務を完了するための時間の確保を目的としている。また、PSALMは、アグス・プランギ水力発電施設の改修資金として確保した貸付の期間を含め、当該施設の改修の間、存続し、稼働している必要がある。加えて、PSALMは、ムラン・クリエンテ法（Murang Kuryente Act）によりNPCの契約費用及び債務の残額支払いのために割り当てられた208十億ペソを最大限に活用することができる。

上記の下院法案10006号はエネルギー委員会に付託され、DOF、DOE、ガバナンス委員会、PSALM及び他の対象利害関係者が参加した公聴会を複数回実施した。2021年9月30日現在、PSALMの存続期間を55年間とする、又は30年間延長することを提案した下院法案10006号の代替法案が、委員会で承認され、下院の本会議に提出される予定である。

同様に、2021年8月31日に提出された上院法案第2374号は、PSALMの存続期間を2076年6月26日まで延長することを提案している。上院法案第2374号は、政府関係法人・公営企業委員会及びエネルギー委員会に付託された。現在、上院法案2374号に関する委員会の公聴会は実施されていない。

サービス部門

サービス部門には輸送、倉庫及び通信、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービスといったサブセク

ターが含まれる。サービス部門のGDPに占める割合は最大であり、2018年度の価格ベースで2017年度の59.6%から2021年度には60.5%に増加している。

2017年度において、サービス部門の成長率は6.8%増となり、2016年度に記録した7.5%増を下回った。同期間中の成長率縮小は、自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理及び不動産・不動産賃貸・事業活動といったサブセクターの減速によるもので、これらの成長率はそれぞれ2016年度の7.6%増及び8.9%増から、2017年度は7.3%増及び7.4%増となっている。自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理の成長の減速は、主に卸売業の成長鈍化であり、2016年度の10.3%増から2017年度は7.7%増となっている。不動産・不動産賃貸・事業活動の成長の減速は、主に賃貸及びその他事業活動の成長率の低下であり、2016年度の14.8%増に対して2017年度の9.4%増となっている。この成長減速は、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、のサブセクターにより部分的に相殺されており、かかるサブセクターは、2016年度の7.1%増から2017年度には8.7%増へと拡大した。

2018年度のサービス部門の成長率は6.8%増であり、2017年度の6.8%増から横ばいであった。これは、主に一般公共サービス・防衛・強制的社会保障、輸送・倉庫・通信及びその他サービス業といったサブセクターの成長率が、2018年度において、2017年度の8.7%増、4.0%増及び6.4%増から比較して、それぞれ15.2%増、5.4%増及び7.7%増に成長した一方で、金融仲介業、不動産・不動産賃貸・事業活動及び自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理がそれぞれ2017年度の7.6%増、7.4%増及び7.3%増から2018年度に7.2%増、4.7%増及び6.0%増へと縮小したことによるものである。

2019年度のサービス部門の成長率は、2018年度の6.8%増に対し、7.2%増であった。こうした成長拡大は、主に自動車・オートバイ・個人用品・家庭用品の貿易と修理及び金融仲介業といったサブセクターの成長率がそれぞれ2018年度の6.0%増及び7.2%増から2019年度に8.0%増及び10.4%増へと拡大したことによるものである。この成長拡大は、不動産・不動産賃貸・事業活動、一般公共サービス・防衛・強制的社会保障及びその他サービス業といったサブセクターの成長が、それぞれ2018年度の4.7%増、15.2%増及び7.7%増から2019年度の3.7%増、10.3%増及び6.1%増に減速したことにより部分的に相殺された。

2020年度のサービス部門の成長率は、2018年度の価格ベースで、2019年度の7.2%増に対し、9.1%減であった。同年度の成長率低迷の最大の原因となったのが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響、並びにこれによる国内の活動停止、出入国管理、観光客の減少、貿易及び製造業における混乱並びに金融市場への影響であった。これにより、2020年度の自動車・オートバイの卸売・小売取引と修理、輸送・倉庫及び不動産・賃貸住宅業のサブセクターは、2018年度の価格ベースで、それぞれ2019年度の7.8%増、6.4%増及び4.1%増から6.1%減、30.6%減及び16.7%減となった。

2021年度のサービス部門の成長率は、2020年度の9.1%減に対し、5.4%増であった。これは主に、政府が、規制緩和を背景に、リスクベースのアプローチを推し進め、公共交通機関等のより多くの部門の稼働を許可したことによるものである。2021年度の卸売及び小売並びに自動車・オートバイの修理は、2020年度の6.1%減から4.2%増に成長拡大した。一方で、2021年度の輸送及び倉庫のサブセクターは、2020年度の30.6%減から6.3%増まで回復した。

また、政府は、複数の観光業支援策を実施した。これには、最低衛生基準の実施徹底、情報キャンペーン、地方自治体間の移動プロトコルの標準化の取組み、現金支援プログラム、国内外のトラベルコリドー、接触追跡アプリを通じたデジタル革新、「ニューノーマル」及び持続的成長対応の新製品等が含まれる。

輸送、倉庫及び通信業

フィリピンの地形は起伏に富んでおり、道路、空輸・海運体制を十分に整備することが重要である。政府は、民間部門に対し基本的な運輸サービスの提供と、域内における地方と都市間の交通網強化を働きかけている。政府は、インフラ開発を加速させることを優先する誓約を表明している。政府は、インフラ整備フラッグシップ事業（以下「IFP」という。）のリストを見直し、実施/政府承認/プロジェクト開発の進捗状況に基づいてプロジェクトを審査評価し、「ニューノーマル」に基づく新たな優先事項を検討した。2021年4月14日、NEDAのインフラ委員会は、112のプロジェクトからなるIFPの改訂リストを承認した。NEDA役員会は、2021年5月12日にIFPの改訂リストの承認を確認した。2021年5月12日版のIFPには76の輸送事業が含まれている。フィリピンの道路網は同国において最も広範囲にわたる輸送システムである。しかしながら、マニラ首都圏では、交通管理や多種にわたる技術対策の実施にもかかわらず、依然として交通渋滞が続いている。政府は、交通渋滞緩和のために既存の道路網に代わる道路網を建設し、公共交通機関及び有効な交通網の拡大及び促進を引き続き行っている。

鉄道施設の使用は、フィリピン国有鉄道（以下「PNR」という。）の施設が劣化したこともあり大幅に後退している。鉄道施設の使用促進を目的に、同国政府は2017年から2021年の間に複数の公共交通機関のプロジェクトを承認し、これにはクラークとラグナ（最新の構図ではラグナ州カランバを終点としている。）を結ぶ通勤鉄道システ

ムとなる、27.5キロメートルに及ぶマニラの地下鉄の建設及びその他2つの通勤鉄道プロジェクトが含まれており、これらの総距離は117.56キロメートルとなる。また、フィリピン国内の鉄道輸送網を拡大する、既存の鉄道に対する総距離18.49キロメートルの延長も承認された。2018年には、フィリピン初となる総距離71.14キロメートルの貨物・旅客列車の導入が承認された。

電話回線はマニラ首都圏外を中心にかねてより不足状態にあり、長い間基本的な電話サービスの開通が待たれていた。これに対し政府は、電話回線数と相互接続の大幅増を目指して1993年に電気通信産業を自由化し、競争を活性化させた。また同国政府は、電話サービス等が普及していない国内地域を対象に、電話及びモバイルサービスを提供するプログラムを継続して実施している。

情報通信技術（以下「ICT」という。）が発達し、国づくりにおけるその重要性の高まりを受けて、国家情報通信開発計画の企画、策定、推進を担当する情報通信省（又はDICT）を設置するRA10844が、2016年に制定された。2017年には、国家ブロードバンド計画が発表された。この計画は、フィリピンのICT及びデジタルインフラ開発の青写真となるものである。国家ブロードバンド計画を通じて、フィリピンのインターネットブロードバンド接続を強化するための、国家ブロードバンドプログラムや公共の場における無料WiFiプログラム等の主要なデジタル接続プログラムが開始された。

2021年10月31日現在、同国には8ヶ所の国際空港及び79のその他施設があり、共和国内の空輸ニーズに対応している。同国政府は、空港の建設、再建及び改良を進め、かつ共和国内の航空管制・通信体制の現代化を継続しており、より多くの地方空港に夜行便の就航が可能となった。運輸省の2021年度年次報告書のとおり、ドゥテルテ政権のBuildプログラムに合わせて、233の空港プロジェクトが完了し、84の空港プロジェクト（特に空港及び空港施設の再建、改良、改修及び拡張を含む。）が進行中であり、21の空港が夜間飛行対応となり、さらに3つの空港が2022年に夜間飛行対応となる予定である。

オープンスカイ協定により、原則、航空機の定員、頻度及び種類に関する制限なく外国航空会社に就航及び航空交通権の付与が可能となる。米国とフィリピン間に有効なオープンスカイ協定はない。2016年2月、フィリピン政府は、他のASEAN諸国とのASEANオープンスカイ協定を批准した。マニラは、航空交通量の増加に対する管理問題を含むインフラ関連の懸念により、ASEANオープンスカイ協定において参画を制限されていた。

2017年、国際航空民間機関（以下「ICAO」という。）は、国際安全監査プログラムの枠組み内で安全性の監視監査を実施し、共和国の安全性能力、並びにすべての安全性関連のICAO標準及び推奨技法、関連手続、指針資料並びに最良の安全性実務の実施状況について判断した。2017年6月、フィリピン政府は、ICAOから航空安全規制に関する世界基準に準拠していることを示す承諾書を受領した。

新型コロナウイルス感染症の世界的流行に対して、政府は、フィリピン発着の国際便を制限し、フィリピン国内の航空会社が運行可能な国際便及び運行回数に制限を設けた。政府は、IATF決議第144-A号に基づき、渡航者の出発国別リスク対策を採用し、より対象を絞った規制措置を講じている。

海外からの純要素所得

海外からの純要素所得は、GNIの構成要素であるがGDPの算出対象には含まれていない。海外からの純要素所得は、海外からのフィリピン居住者に対する要素支払いから、（フィリピン）国内居住者以外の者に対する要素支払いを差し引いたものをいう。PSAによる最新データによると2017年度、2018年度、2019年度、2020年度及び2021年度において、海外からの純要素所得がGNIに占める割合は、2018年度の実質市場価格ベースで、それぞれ、10.0%、9.6%、9.0%、7.0%及び3.3%であった。

2017年度の海外からの純要素所得は、2016年度の5.8%増から5.9%増に拡大した。これは主に報酬額の成長率拡大に起因する資金流入額の増大によるもので、2016年度の3.8%増から2017年度の5.5%増に上昇した。これを一部押し下げたのが、物件費の上昇率の拡大に起因する資金流出額の反発であり、2016年度の7.6%減から2017年度の10.9%増へと上昇した。

2018年度の海外からの純要素所得は、2017年度の5.9%増から4.3%増に縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2017年度の5.5%増から2018年度の4.0%増に縮小した。こうした縮小要因を一部押し留めたのが物件収入からの資金流入額の増加であり、2017年度の35.1%増から2018年度の42.3%増に拡大した。

2019年度の海外からの純要素所得は、2018年度の4.3%増から3.5%増へと縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額及び物件収入からの資金流入額の減少によるもので、それぞれ2018年度の4.0%増及び42.3%増から2019年度の1.7%増及び3.5%増に減少した。これを一部押し上げたのが物件費の減少による資金流出額の反転であり、2018年度の15.2%増から2019年度の11.6%減となった。

2020年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2019年度の1.6%減から31.1%減へと縮小した。成長率の縮小は、主に報酬額からの資金流入額の減少によるもので、2019年度の2.4%増に対し、2020年度は29.3%減となった。これを一部押し上げたのが報酬額からの資金流出額の減少であり、2019年度の100.3%増に対し、2020年度は38.3%減となった。

2021年度の海外からの純要素所得は、2018年度の実質市場価格ベースで、2020年度の31.1%減から51.3%減へと縮小した。2021年度の報酬額からの資金流出額が、2020年度の38.3%減から79.2%減となったにもかかわらず、2021年度の報酬額からの資金流入額が、2020年度の29.3%減から48.2%減となったこと等により、海外からの純要素所得は減少した。

物価、雇用及び賃金

インフレーション

フィリピンでは、インフレーションを消費者物価指数（以下「CPI」という。）により年次のパーセンテージ変化率で報告しており、これは一般的な消費者が使用する財及びサービスの標準的な「バスケット（消費構造）」を定め、この平均価格を測定するものである。PSAは、家計調査を3年毎に全国的に実施している。2020年2月に、2018年の家計調査の結果が公開された。2018年3月に、2012年CPIバスケットが発表された。2018年6月において、政府は2006年CPIバスケットに基づくインフレデータの報告を中止した。

下表は、2012年CPIバスケットの主な構成要素とその比重を示したものである。

分類	2012年 CPIバスケット
食料品・ノンアルコール飲料合計	38.34%
コメ	9.59%
アルコール飲料・タバコ合計	1.58%
食料品以外合計	60.08%
衣類・履物	2.93%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	22.04%
据付品・家庭用設備・住宅用日常メンテナンス品	2.95%
健康	3.89%
輸送	8.06%
通信	2.93%
娯楽・文化	1.41%
教育	3.28%
レストランその他の財・サービス	12.59%

下表は、CPI及びインフレデータ（2012年CPIバスケットを基準とする。）を示したものである。

消費者物価指数の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
CPI（2012年CPIバスケット）	111.5	117.3	120.2	123.3	128.8
インフレ率（2012年CPIバスケット）	2.9%	5.2%	2.5%	2.6%	4.5%

出典：PSA

消費者物価指数

2017年度の平均インフレ率は2.9%であり、2016年度の平均インフレ率1.3%を上回った。同年度のインフレ率の上昇は、主に教育を除くコモディティすべての物価指数の成長率の拡大であった。

2018年度の平均インフレ率は5.2%であり、2017年度の平均インフレ率2.9%を上回った。同年度のインフレ率の上昇の要因は、衣類・履物、通信及び教育を除く消費財グループ全般の物価指数成長率の拡大であった。衣類・履物の価格指数は、前年度及び同年度の2.4%の平均インフレ率を記録した。教育の物価指数は、2017年度に2.5%の平均インフレ率に対して2018年度に0.8%のデフレ率を記録した。

2019年度の平均インフレ率は2.5%であり、2018年度の平均インフレ率5.2%を下回った。同年度のインフレ率の低下は、主に食料品・ノンアルコール飲料、アルコール飲料・タバコ、住宅・水道・電気・ガスその他燃料、輸送、レストランその他財・サービスの物価指数が低下したことによるものである。

2020年度の平均インフレ率は2.6%であり、2019年度の平均インフレ率2.5%を上回った。同年度のインフレ率の上昇は、主に食料品・ノンアルコール飲料の物価指数が2019年度の2.1%から2020年度は2.7%に成長したこと起因する。この成長は、住宅・水道・電気・ガスその他燃料の物価指数が2019年度の2.4%から2020年度は0.9%に、レストランその他財・サービスの物価指数が2019年度の3.4%から2020年度の2.4%に低下したことによって部分的に相殺された。

2022年1月以降、PSAは、CPIの基準年度をこれまでの2012年度から2018年度に変更している。2021年度の平均インフレ率は、2018年CPIバスケットに基づき、2020年度の平均インフレ率2.4%を上回り、3.9%を記録した。2021年度のインフレ率の上昇は、主に下記に起因する。

期首から現時点までのインフレ率（前年比）	2020年度	2021年度
食料品及びノンアルコール飲料	2.7%	5.2%
輸送	3.2%	9.7%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	0.9%	2.6%

出典：PSA

一方、2018年CPIバスケットに基づいた2021年度のインフレ率の上昇は、以下に牽引された。

インフレ率（前年比）	2020年度	2021年度
全項目	2.4%	3.9%
食料品及びノンアルコール飲料	2.9%	4.2%
輸送	1.5%	9.3%
住宅・水道・電気・ガスその他燃料	0.7%	2.5%
健康	3.9%	3.8%
レストランその他の財・サービス	2.1%	3.5%

出典：PSA

生産者物価指数

2017年度、生産者物価指数（以下「PPI」という。）は平均デフレ率0.9%を記録し、2016年度に記録した4.9%の平均デフレ率を下回るデフレ率であった。石油製品、鋼鉄、基金属、機械類（電気機械及び非鉄金属を除く。）の物価指数は、それぞれ2016年度のデフレ率10.5%、4.8%、8.2%、16.3%、12.1%から2017年度のインフレ率

15.4%、7.8%、3.7%及びデフレ率2.6%、0.2%となった。組立金属、セメント、革製品及び非金属鉱物製品の物価指数は、それぞれ2016年度のデフレ率6.3%、インフレ率1.8%、デフレ率3.8%、インフレ率2.6%から2017年度にはそれぞれ38.1%、15.4%、16.3%、6.4%の縮小となった。食品製造、飲料、繊維、家具・据付品、紙・紙製品、化学製品（プラスチック製品を除く。）、雑金属鉱物及び雑製造の物価指数は、2017年度も縮小が記録された。

2018年度のPPIは、2017年度に記録された平均デフレ率0.9%から反転して0.7%の平均インフレ率を記録した。飲料、タバコ及び非金属鉱物製品の物価指数は、それぞれ2017年度の1.0%の平均デフレ率、8.9%の平均インフレ率、6.4%の平均デフレ率から2018年度の14.7%、41.1%、7.7%の平均インフレ率となった。2018年の革製品、家具・据付品及び組立金属の物価指数は、それぞれ2017年の16.3%、20.2%、38.1%の平均デフレ率に対して、8.7%、4.6%、8.3%の平均デフレ率であった。

2019年度のPPIは、2018年度に記録された0.7%の平均インフレ率から上昇し、1.6%の平均インフレ率を記録した。これは主に、家具・据付品の生産者物価指数の上昇（2018年度の5.5%の平均デフレ率から、2019年度は58.0%の平均インフレ率となった。）によるものであった。ゴム・プラスチック製品及びゴム製品の生産者物価指数は同様に増加し、それぞれ2018年度の4.5%及び0.9%の平均デフレ率から、2019年度は4.5%及び3.5%の平均インフレ率に転じた。

2020年度のPPIは、2000年PPIバスケットに基づき、2019年度の1.6%の平均インフレ率と比較して、4.0%の平均デフレ率を記録した。これは主に、2000年PPIバスケットに基づき、紙・紙製品のPPIが2019年度の0.1%未満の平均インフレ率から、2020年度は9.6%の平均デフレ率に減少したことによるものであった。他の産業分野の大半の生産者物価指数も、同期間においては同様に減少した。

2021年1月に、2018年PPIバスケットが公表された。PSAは、2019年度及び2020年度のPPIを、2018年度を基準に再計算した。政府は、2021年1月から、2000年PPIバスケットに基づいたインフレ値の報告を停止した。

2021年12月31日におけるPPIは、2018年PPIバスケットに基づき、2020年12月31日の92.7と比較して、93.3を記録した。2020年度及び2021年度のPPIの年間成長率は、（2018年度を100として）それぞれ - 4.6%及び - 1.8%であった。

2021年度におけるPPIは、2020年度における4.6%のデフレ率よりやや改善した、1.8%の平均デフレ率を記録した。2021年度においてインフレ率がマイナスの商品は下記のとおりである。

期首から現時点までのインフレ率（前年比）

	2020年度	2021年度
コンピュータ・電子・光学製品の製造	(3.6)%	(14.3)%
記録メディアの印刷・複製	4.2%	(1.1)%
電子機器を除く機器の製造	(1.4)%	(6.2)%

出典：PSA

一方、2021年10月のPPIのデフレーションは以下に牽引された。

10月インフレ率（前期比）

	2020年度	2021年度
全製造業	(4.6)%	0.1%
織物製造業	(2.1)%	4.4%
コークス・石油精製製品産業	(28.8)%	19.6%

出典：バンコ・セントラル、PSA

主要な産業グループのほとんどは、デフレーションが横ばいの成長を計上した。

[次へ](#)

雇用及び賃金

下表は、経済の各種部門の雇用に関する推定値の抜粋を示している。

	雇用に関する抜粋情報					
	2017年度 ⁽¹⁾	2018年度 ⁽¹⁾	2019年度 ⁽²⁾⁽³⁾	2020年度 ⁽²⁾⁽³⁾	2021年度 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2022年度 ⁽³⁾⁽⁵⁾
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)					
雇用者数(単位：千人) ⁽⁶⁾	40,334	41,157	41,961	39,378	43,989	45,158
失業率	5.7	5.3	5.1	10.3	7.8	6.2
部門別雇用シェア：						
農業・林業及び水産業部門	25.4	24.3	22.2	24.8	24.2	23.7
工業部門						
鉱業及び採石業	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.5
製造業	8.6	8.8	8.7	8.1	7.9	8.4
建設業	8.8	9.4	9.8	9.4	9.8	9.5
上水道、下水道、廃水管理及び 浄化事業	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2
電気、ガス、蒸気及び空調 供給業	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
工業部門合計	18.3	19.1	19.3	18.3	18.4	18.2
サービス部門						
運輸・保管業	7.8	7.8	8.2	7.4	6.7	6.9
卸売・小売業、自動車・ オートバイ修理業	19.6	19.4	20.0	20.5	22.1	21.5
金融業及び住宅供給業 ⁽⁷⁾	7.7	8.0	8.5	8.4	8.1	8.3
その他のサービス ⁽⁸⁾	21.3	21.4	21.9	17.6	18.0	18.6
サービス部門合計	56.3	56.6	58.4	56.9	57.4	58.2
雇用合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、本年度の労働・雇用状況、労働力調査

注：

- (1) 年間推定値は、2010年国勢調査に基づく人口推計を用いて、2017年及び2018年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (2) 年間推定値は、2019年及び2020年の労働力調査(LFS)の最終結果に基づいている。
- (3) 2015年国勢調査に基づく人口推計を用いた推定値である。
- (4) 推定値は暫定値であり、2021年1月及び2月の労働力調査の最終結果、並びに2021年3月から12月に実施された労働力調査の暫定値に基づいている。
- (5) 2022年1月から3月に実施された労働力調査の暫定値に基づいた、2022年3月付の推定値である。
- (6) 在外労働者を含まない。
- (7) 金融・保険業、不動産業並びに公務及び防衛、強制的社会保障事業の合計。
- (8) 運輸・保管業、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業並びに金融業及び住宅供給業を除くその他すべてのサービス部門の合計。

政府の代表者、企業及び労働者の3者で構成される地域毎の団体は、地域や産業によって異なる最低賃金要件を定めている。最低賃金要件は、フィリピン法に基づき、12ヶ月間に1度だけ増額することができる。国内で労働者の最低賃金が最も高いのは、メトロ・マニラ及びその周辺地域である。但し、石油製品及び/又は基本的な商品及びサービスの価格が著しく上昇するなどの状況が併発した場合には、最低賃金の引上げを求める請願が考慮されることがある。2019年、メトロ・マニラを含む共和国の首都圏における非農業従事者の最低賃金は、1日537ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日500ペソであった。共和国のその他の地域においては、非農業従事者の最低賃金は1日280ペソから400ペソであるのに対し、農業従事者の最低賃金は1日270ペソから391ペソである。

政府は失業者を、求職中でありかつ直ちに就業可能な15歳以上のすべての無職の者(例えば、求職中であるが、直ちに就業可能でない学生は除く。)と定義している。また、(a)疲労/就業可能な職がないと考えている、(b)前回の求職応募の結果を待っている、(c)一時的な疾病/障害、(d)悪天候、又は(e)再雇用/職場復帰の待機中いずれかの理由によって求職中でなかった場合、該当者は求職中でなくても失業者とみなされる可能性がある。

共和国の2017年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、40.3百万人と見積もられた。失業率は、2016年度末現在記録された5.5%から上昇して5.7%となった。2017年度末現在の労働力率及び不完全雇用率は、それぞれ2016年度末現在の63.4%及び18.4%からともに低下してそれぞれ61.2%及び16.1%となった。過年度同様、共和国の労働者は主にサービス部門で雇用されており、共和国の雇用人口合計の56.3%に相当した。その他のサービスの労働者は、雇用合計の21.3%を構成し、卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業の労働者は、雇用合計の19.6%を構成

した。2017年度末現在、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の25.4%及び18.3%を構成した。

共和国の2018年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、41.2百万人と見積もられた。失業率は、2017年度末現在の5.7%から低下し、5.3%であった。2018年度の平均労働力率は、2017年度の61.2%から60.9%に低下し、不完全雇用率は、2017年度の16.1%から16.4%に上昇した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.6%を構成した。その他のサービス部門の労働者は雇用合計の21.4%、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.4%を構成した。2018年度において、農業・林業及び水産業部門並びに工業部門は、それぞれ雇用合計の24.3%及び19.1%を構成した。

共和国の2019年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、42.4百万人と見積もられた。失業率は、2018年度末現在の5.3%から低下し、5.1%であった。2019年度の平均労働力率は、2018年度の60.9%から61.3%に上昇し、不完全雇用率は、2018年度の16.4%から14.0%に低下した。前年度同様に共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の58.0%を構成した。卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は雇用合計の19.9%を構成した。2019年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門は、それぞれ雇用合計の22.9%及び19.1%を構成した。

共和国の2020年度の雇用者総数は、在外労働者を除き、39.4百万人と見積もられた。2020年度の失業率は、2019年度の5.1%から上昇し、10.3%であった。2020年度の平均労働力率は、2019年度の61.3%から低下して、59.5%であった。2020年において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の56.9%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の20.5%を構成した。2020年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ2019年度の22.2%及び19.3%と比較して、雇用合計の24.8%及び18.3%を構成した。

共和国の2021年度の雇用者総数は、暫定値によると、在外労働者を除き、44.0百万人と見積もられた。2021年度の失業率は、2020年度の10.3%から低下し、7.8%であった。2021年度の平均労働力率は、2020年度の59.5%から上昇して、63.3%であった。2021年度において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の57.4%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の22.1%を構成した。2021年度において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ2020年度の24.8%及び18.3%と比較して、雇用合計の24.2%及び18.4%を構成した。

2022年1月から3月の調査に基づき、共和国の雇用者総数は、在外労働者を除き、47.0百万人と見積もられた。2022年1月から3月の失業率は、5.8%であり、平均労働力率は、65.4%であった。2022年1月から3月において、共和国の労働者は、主にサービス部門で雇用されており、共和国の就業人口合計の57.4%を構成し、卸売・小売業と自動車・オートバイ修理業部門の労働者は、雇用合計の21.4%を構成した。2022年3月において、農業・狩猟・林業及び水産業部門及び工業部門の労働者は、それぞれ2021年3月の24.6%及び19.4%と比較して、雇用合計の25.2%及び17.4%を構成した。

下表は、共和国の雇用に関する情報を性別及び年齢階級別に示している。

	性別・年齢階級別失業者分布 ⁽¹⁾			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 ⁽²⁾
	(単位：別途記載がある場合を除き、%)			
性別				
男性	62.3	63.8	57.3	55.6
女性	37.7	36.2	42.7	44.4
年齢階級				
15～24歳	45.2	34.0	31.7	30.9
25～34歳	30.9	31.7	33.8	35.4
35～44歳	11.9	15.8	15.6	15.6
45～54歳	7.2	11.1	11.2	10.5
55～64歳	4.0	6.1	6.3	6.1
65歳以上	0.9	1.3	1.4	1.5
全年齢合計	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：PSA、2019年度 - 2022年3月の労働力調査

注：

- (1) 2019年度 - 2022年度の数値は2015年度国勢調査の人口推計を用いている。2019年度 - 2021年度の通年推計は、四半期 / 月次の労働力調査の結果に基づいている。2021年2月より、四半期又は定期的な労働力調査の間に月次労働力調査が行われ、全国レベルの労働・雇用統計が作成された。
- (2) 2022年1月 - 3月の労働力調査結果平均に基づく。

2021年度の失業人口合計に占める15歳から24歳までの若者の割合は、2020年度に記録された34.7%から減少して31.7%となった。性別の観点から見ると、2021年度の雇用労働人口及び失業労働人口に占める女性の割合は、それぞれ40.1%及び42.7%であったのに対し、2021年度の雇用労働人口及び失業労働人口に占める男性の割合は、それぞれ59.9%及び57.3%であった。

PSAは、政府が決定した1人当たり貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧及び非食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）及び1人当たり食糧貧困ライン（一世帯又は一個人が基礎的な食糧必要量を満たすのに最低限必要な収入）に関して測定された共和国の貧困に関する統計を発表している。PSAが収集した基準年度上半期のデータに基づくと、1人当たり収入が1人当たり貧困ラインを下回る世帯の割合は、2015年度の22.2%から2018年度には16.2%まで低下したが、2021年度には18.0%に上昇した。1人当たり収入が1人当たり食糧貧困ラインを下回る世帯の割合は、2015年度上半期の9.9%から2018年度上半期には6.2%まで低下したが、2021年度上半期には7.1%まで上昇した。2018年度から2021年度にかけての貧困ライン及び食糧貧困ラインを下回る世帯の発生率の上昇は、主に新型コロナウイルス感染症の世界的流行及びそれに伴う厳格な移動制限政策（ロックダウンや隔離政策など）に起因している可能性がある。

海外における雇用

在外労働者からの送金は、フィリピン経済にとって重要な収入源である。共和国は、在外労働者の報酬及び在外労働者とその財産から得た投資収益の見積額を海外からの純要素所得とみなしており、PSAが発表した、2018年度を基準としたシリーズを用いた最新の数値によると、海外からの純要素所得は、2017年度、2018年度、2019年度、2020年度及び2021年度において、それぞれGNIの9.9%、9.6%、9.1%、7.0%及び3.5%を占めた。2021年度の在外フィリピン人からの現金の流入は、2020年度の29.9十億ドルから5.1%増加して、31.4十億ドルとなった。2019年度の海外の在外労働者からの現金の流入は、2018年度の28.94十億ドルから4.1%増加して、30.13十億ドルとなった。

PSAによる2020年の在外フィリピン人に関する調査によると、約1.77百万人の在外労働者がおり、そのうち0.72百万人（40.4%）が男性であり、1.06百万人（59.6%）が女性であった。

下表は、在外労働者の地理的分布を示している。

在外労働者の地域別分布

	2020年度 就労先別 ⁽¹⁾	2020年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾	2020年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾
	(単位：%)	(単位：百万ペソ)	(単位：千ペソ)
アフリカ	1.1	3,117	117
アジア	83.6	87,888	71
東アジア ⁽³⁾	17.7		
東南アジア・中南アジア ⁽⁴⁾	8.3		
西アジア ⁽⁵⁾	57.5		
オーストラリア	3.4	4,019	86
ヨーロッパ	6.7	9,003	100
北アメリカ・南アメリカ	5.2	9,006	138
合計/平均	100.0	113,074.90	778

出典：PSA - 2020年の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2020年4月1日から2020年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
- (2) 見積もりは、2019年9月に終了した5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2020年4月1日から2020年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。
- (3) 香港、日本、台湾、中華人民共和国及び韓国等を含む。
- (4) マレーシア、シンガポール、ブルネイ、カンボジア及びインドネシア等を含む。
- (5) クウェート、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、イスラエル、レバノン及びヨルダンを含む。

下表は、在外労働者の職業別分布をそれぞれ示している。

在外労働者の職業別分布

	2020年度 就労先別 ⁽¹⁾	2019年9月30日終了6ヶ月間 現金送金額合計 ⁽²⁾	2019年9月30日終了6ヶ月間 在外労働者1人当たり 平均現金送金額 ⁽²⁾
	(単位：%)	(単位：百万ペソ)	(単位：千ペソ)
管理職	1.5	1,014	79
専門職	8.2	18,626	118
技師及び准専門職	6.7	23,995	142
事務補助員	3.8	4,778	75
サービス・販売従事者	14.4	24,529	71
農林漁業従事者	0.4	1,148	63
技能工及び関連職業の従事者	6.8	16,868	101
設備・機械の運転工及び組立工	11.5	24,175	104
単純作業の従事者	46.7	42,808	56
合計/平均	100.0	157,939	809

出典：PSA - 2019年度及び2020年度の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 見積もりは、2019年9月に終了した5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2020年4月1日から2020年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。
- (2) 見積もりは、2019年9月に終了した5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2019年4月1日から2019年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人からの調査前6ヶ月間における送金額を対象とする。

下表は、在外労働者の性別及び年齢別分布を示している。

在外労働者の年齢別分布⁽¹⁾

年齢階級	男女計	男性	女性
	(単位：%)		

15～24歳	3.8	2.9	4.4
25～29歳	19.0	18.9	19.0
30～34歳	22.4	21.2	23.3
35～39歳	20.5	18.0	22.2
40～44歳	15.2	15.6	14.9
45歳以上	19.1	23.3	16.2
全年齢合計	100.0	100.0	100.0

出典：PSA - 2020年の在外フィリピン人に関する調査

注：

- (1) 見積もりは、直近5年の間に出国した在外フィリピン人及び現在海外で就労している又は2020年4月1日から2020年9月30日までの6ヶ月間において海外で就労していた在外フィリピン人を対象とする。

政府は、世界的な新型コロナウイルス感染症の流行がもたらした経済的影響により、2022年1月28日現在、送還された又は帰国した在外労働者は901,605人に上る。それに対して、政府は、Abot Kamay ang Pagtulong (AKAP) を実施し、新型コロナウイルス感染症の経済的影響を緩和するため、在外労働者に対して10,000ペソ又は200ドルの送金を受領する一度限りの権利を付与した。本プログラムは、国外において失業した、新型コロナウイルス感染症に罹患した、又はロックダウン若しくは出入国制限により国外の雇用に復帰することができない在外労働者に適用されるものである。2021年末現在、AKAPは、これまで540,876人の在外労働者に対し、約5.4十億ペソの補助を提供した。

新型コロナウイルス感染症の流行による最近の苦境にもかかわらず、フィリピン人労働者に対する国外の需要は、特にヘルスケア及び情報テクノロジーセクターにおいて、中長期的に高いままと予測されている。特に、中長期的に、医師、看護師、診療放射線技師、精神科医及び作業療法士については欧州における高い需要が予測され、IT技術労働者及び建設業従事者については、欧州及びアメリカ、特にグアムにおける高い需要が予測されている。

社会保障機構及び公務員保険機構

共和国は、社会保障機構及び公務員保険機構以外による失業補償の給付又は一般的な福祉給付を行っていない。社会保障機構は、民間部門の従業員（自営業者及びその家族を含む。）に対し、障害、疾病、老齢及び死亡による収入の減少に対する保護を提供する。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金並びに社会保障機構の投資収益が同機構の財源となっている。社会保障機構は、その資金を国債及び国内株式に投資している。

公務員保険機構は、公務員に対する社会保障給付（退職給付、生命保険、医療及び疾病・障害給付を含む。）を管理する。また、政府の建物や設備等の財産に関する自家保険プログラムも管理する。公務員保険機構はさらに、公務員向け住宅ローンを含む融資プログラムの監督も行う。対象となる従業員及びその雇用主からの毎月の拠出金が同機構の財源となっている。各政府機関は、拠出金の分担分及び業務の危険性に基づき支払う割増保険料を賄うのに必要な金額を年間歳出予算に含めなければならない。公務員保険機構は、その資金を社会保障機構と同様の方法により投資している。

前述の2つの制度のほかに、政府は失業給付金やその他の一般福祉給付金も提供している。フィリピン軍退職・離職給付制度（AFPRSBS）及びフィリピン警察（PNP）退職・離職給付管理サービス（PRBS）について、以下本項目で取り上げる。AFPRSBSは、1973年12月30日に公布された大統領令第361号に基づいて創設され、正式に構成された。本制度は、フィリピン軍の隊員に支払われるべき退職手当及び離職手当の継続的な支払いを保証するための資金調達制度として設立された。本制度は、(a)政府が出資した200百万ペソの元手資金、(b)兵士の基本給の5%に相当する会員からの拠出、及び(c)投資からの利益剰余金という資金源で運営されている。一方、AFPRSBSは、貸付業務、金融市場及び株式投資、不動産投資、並びにその他の安定した合併事業パートナーシップ又は子会社事業も展開している。本制度は、財政の自立という目標を達成するためにその財政を強化し、軍の年金制度の改革に参加する一方で、加入者に商品やサービスを提供する方法を模索している。会員が利用できる商品には、拠出金の前払還付、有給休暇振替割引制度、多目的ローン、及び割引料金での住宅及び/又は土地購入パッケージなどがある。

PRBSは、国家本部PNP一般命令第DPL 09-12号に従い、国家行政支援ユニットとして開始され、2010年8月5日付で、共和国法第6975号第35条の規定に基づき、国家警察委員会（NAPOLCOM）決議第2010-202号によって正式に承認された。本制度は、退職したPNP職員及びその受益者の懸念を解決する「ワン・ストップ・ショップ」としての機能を果たしている。その核となる業務は、PNP職員の退職、離職及び死亡給付金を管理し、PNPの年金受給者の精神及び福祉を向上させる制度及びプログラムを実施することである。

国民貯蓄

下表は、GDPに占める国総貯蓄及び国内総貯蓄の割合を示している。

項目	国民貯蓄及び投資			
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
国民総貯蓄（対GDP比）	35.5%	33.8%	31.8%	24.9%
国内総貯蓄（対GDP比）	16.5%	15.4%	14.3%	9.6%

出典：世界銀行国民勘定データ、OECD国民勘定データ

(3) 【貿易及び国際収支】

国際収支

概要

国際収支の数値は、国内及び国外への商品、サービス及び資本の相対的なフローを測定し、経常収支及び資本・金融収支において表される。経常収支は、国の商品貿易、サービス貿易、収益及び経常移転取引を記録している。資本・金融収支は、資本移転及び非製造・非金融資産の買収又は処分に関係するすべての取引をカバーする資本収支、並びに、一定の経済圏における、海外金融資産及び負債の所有権の移転に関連するすべての取引をカバーする金融収支を含んでいる。国際収支の黒字は外貨の純流入額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が増加し、国内通貨を強くしている。国際収支の赤字は、外貨の純流出額を示しており、その結果、国内通貨に対する需要が低下し、国内通貨を弱くしている。

修正

バンコ・セントラルが発表する国際収支統計（BOP）は、PSAが集計した商品貿易の統計に基づいている。但し、総合国際収支への算入の関係上、PSAが報告した商品貿易の統計は、バンコ・セントラルによって調整されており、一時輸出入額及び返品額は除外されている。2013年3月、バンコ・セントラルは、国際収支統計に関するBPM6の枠組みを2011年度以降分から採用しており、それに基づき、財産所得及び費用の収支は調整されている。バンコ・セントラルは、最新の国際収支の発表と同時に、各当局から受領した更新データや報告方法の変更に合わせて、前回報告した国際収支のデータを調整した修正をしたことを発表することがある。下記に示す国際収支のデータは、本書の日付現在の、バンコ・セントラルが発表した最新のデータを反映している。

下表は、指定された期間のフィリピンの国際収支を示している。

	国際収支				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
経常収支⁽²⁾	(2,143)	(8,877)	(3,047)	11,578	(6,922)
輸出額	124,126	129,980	136,889	119,867	130,189
輸入額	126,269	138,857	139,936	108,289	137,111
商品、サービス、第一次所得	(28,295)	(35,695)	(30,996)	(15,807)	(36,383)
総輸出額	97,229	102,373	108,143	91,627	99,778
総輸入額	125,525	138,068	139,139	107,435	136,161
商品・サービス	(31,522)	(39,364)	(36,272)	(19,909)	(39,608)
輸出額	86,646	90,374	94,741	80,034	87,795
輸入額	118,168	129,738	131,013	99,943	127,403
商品	(40,215)	(50,972)	(49,312)	(33,775)	(53,781)
輸出額	51,814	51,977	53,477	48,212	54,169
輸入額	92,029	102,949	102,789	81,987	107,950
サービス	8,693	11,608	13,039	13,866	14,174
輸出額	34,832	38,397	41,264	31,822	33,627
輸入額	26,139	26,789	28,225	17,956	19,453
第一次所得	3,226	3,669	5,276	4,101	3,225
収入額	10,583	11,999	13,402	11,594	11,983
支出額	7,357	8,330	8,125	7,492	8,758
第二次所得	26,153	26,818	27,949	27,386	29,461
収入額	26,897	27,607	28,746	28,240	30,411
支出額	745	788	797	854	950
資本収支⁽²⁾	69	65	127	63	80
収入額	103	103	147	88	99
支出額	34	38	20	25	19
金融収支⁽³⁾	(2,798)	(9,332)	(8,034)	(6,906)	(6,942)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	6,717	7,522	7,297	13,286	8,271
負債の純増 ⁽⁴⁾	9,515	16,855	15,331	20,192	15,213
直接投資	(6,952)	(5,833)	(5,320)	(3,260)	(8,116)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	3,305	4,116	3,351	3,562	2,402
負債の純増 ⁽⁴⁾	10,256	9,949	8,671	6,822	10,518
ポートフォリオ投資	2,454	1,448	(2,474)	(1,680)	8,046
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	1,658	4,740	2,402	6,567	6,599
負債の純増 ⁽⁴⁾	(796)	3,292	4,876	8,246	(1,448)
金融デリバティブ	(51)	(53)	(173)	(199)	(603)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	(503)	(679)	(874)	(796)	(1,105)
負債の純増 ⁽⁴⁾	(453)	(626)	(701)	(596)	(502)
その他の投資	1,750	(4,894)	(67)	(1,767)	(6,268)
金融資産の純増 ⁽⁴⁾	2,257	(654)	2,417	3,953	376
負債の純増 ⁽⁴⁾	508	4,240	2,484	5,720	6,644
分類されない項目(純額)⁽⁵⁾	(1,588)	(2,826)	2,729	(2,526)	1,245
総合国際収支ポジション⁽⁶⁾	(863)	(2,306)	7,843	16,022	1,345

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) 経常収支及び資本収支は、貸方から借方を差し引いて勘定されている。
- (3) 金融収支は、金融資産の純増から負債の純増を控除して勘定されている。
- (4) 金融資産の純増のマイナス値は金融資産の回収又は処分を示し、負債の純増のマイナス値は負債の償却を示す。

- (5) 分類されない項目の純額は、総合国際収支に関連して記録された国際収支の項目の収入又は支出の過大表示若しくは過少表示に対する相殺勘定である。
- (6) 総合収支ポジションは、国の国際通貨準備高の変化から、非経済的取引（再評価、金の貨幣化／廃貨）を控除して計算される。また、經常収支及び資本収支から、「金融収支＋分類されない項目の純額」を控除することによっても算出できる。

国際収支全体の動き

2017年度のフィリピンの国際収支は全体で、2016年度の1.0十億ドルの赤字と比較して、863百万ドルの赤字を計上した。これは主に經常収支の赤字の増加に起因するが、金融収支の純流出額が純流入額に転換したことにより、部分的に相殺された。2017年度の經常収支は、2016年度の1.2十億ドルの赤字から78.7%増加した、2.1十億ドルの赤字を計上した。2017年度の金融収支は、2016年度の175百万ドルの純流出額から転換して、2.8十億ドルの純流入額を計上した。

2018年度のフィリピンの国際収支は全体で、2017年度に計上した863百万ドルの赤字から増加して、2.3十億ドルの赤字を計上した。この変化は、主に經常収支の赤字の増加に起因するが、金融収支の純流入額の増加によって部分的に相殺された。2018年度の經常収支は、2017年度の2.1十億ドルの赤字から大幅に増加し、8.7十億ドルの赤字を計上した。2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額から大幅に増加し、8.6十億ドルの純流入額を計上した。

2019年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2018年度に計上された2.3十億ドルの赤字と比較して、7.8十億ドルの黒字を計上した。この転換は主に經常収支の赤字の減少と金融収支の純流入額の減少に起因する。2019年度において經常収支は3.0十億ドルの赤字を計上し、これは、2018年度に計上された8.9十億ドルの赤字から65.7%の減少であった。2019年度の金融収支は、2018年度に計上した9.3十億ドルの純流入額から13.9%減少した、8.0十億ドルの純流入額を計上した。

2020年度において、フィリピンの国際収支は全体で、2019年度に計上された7.8十億ドルの黒字と比較して、16.0十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に經常収支の純流入額が2019年度の3.0十億ドルの赤字に対し、2020年度は11.6十億ドルの黒字を計上したことにより起因する。これは、2020年度の金融収支の純流出額が、2019年度の8.0十億ドルから減少した、7.0十億ドルの純流出額を計上したことによって、部分的に相殺された。

2021年度において、暫定値によると、フィリピンの国際収支は全体で、2020年度に計上された16.0十億ドルの黒字と比較して、1.3十億ドルの黒字を計上した。この変化は、主に經常収支の赤字及び金融収支の赤字の微増に起因する。2021年度の經常収支は、2020年度に計上された11.6十億ドルの黒字から転換して、6.9十億ドルの赤字を計上した。2021年度の金融収支においては、純流入額が0.5%増加し、6.9十億ドルという、2020年度の水準と比較して概ね横ばいの数値であった。

經常収支

2017年度の經常収支は、2016年度の1.2十億ドルの赤字と比較して、2.1十億ドルの赤字を計上した。この赤字の増加は、主に商品貿易の赤字が2016年度の35.5十億ドルから2017年度の40.2十億ドルまで、13.1%増加したことにより主に起因する。この商品貿易の赤字の増加は、第二次所得の黒字及びサービス貿易の黒字の増加によって部分的に相殺された。2017年度の第二次所得の黒字は、2016年度に計上された24.7十億ドルから5.8%増加し、26.2十億ドルを計上した。2017年度のサービス貿易の黒字も、2016年度に計上した7.0十億ドルから23.4%増加して、8.7十億ドルを計上した。全体として、2017年度の經常収支の輸出額は、2016年度の108.9十億ドルから14.0%増加した124.1十億ドルを計上し、2017年度の經常収支の輸入額は、2016年度の110.1十億ドルから14.7%増加した126.3十億ドルを計上した。

2018年度の經常収支は、2017年度に計上した2.1十億ドルの赤字と比較して、8.7十億ドルの赤字を計上した。この經常収支の赤字の増加は、商品貿易の赤字が2017年度の40.2十億ドルから2018年度の51.0十億ドルに26.8%増加したことにより主に起因する。商品貿易の赤字の増加は、商品輸入額が2017年度の92.0十億ドルから2018年度の103.0十億ドルに11.9%増加したことにより起因する。これは、輸入貿易の黒字が2017年度の8.7十億ドルから2018年度の11.6十億ドルに33.5%増加したことによって部分的に相殺された。

2019年度の經常収支は、2018年度における8.9十億ドルの赤字と比較して、3.0十億ドルの赤字を計上した。この赤字の減少は、2019年度の商品貿易の赤字が、2018年度の51.0十億ドルから3.3%減少し、49.3十億ドルとなったこと、2019年度のサービス貿易の黒字が、2018年度の11.6十億ドルから12.3%増加し、12.9十億ドルとなったこと、2019年度の第一次所得が、2018年度の3.7十億ドルから43.8%増加し、5.3十億ドルとなったこと、並びに2019年度の第二次所得が、2018年度の26.8十億ドルから4.2%増加し、27.9十億ドルとなったことにより主に起因する。

修正値によると、2020年度の経常収支は、2019年度における3.0十億ドルの赤字と比較して、11.1十億ドルの黒字を計上した。この黒字は主に、2020年度の商品貿易の赤字が、2019年度の49.3十億ドルから31.5%減少し、33.8十億ドルとなったことに起因する。これは、2020年度の第一次所得が、2019年度の5.3十億ドルから19.3%減少し、4.3十億ドルとなったこと、及び2020年度の第二次所得が、2019年度の27.9十億ドルから1.6%減少し、27.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

暫定値によると、2021年度の経常収支は、2020年度における11.6十億ドルの黒字から転換して、6.9十億ドルの赤字を計上した。この赤字は主に、2021年度の貿易赤字が、2020年度の33.8十億ドルから59.2%増加し、53.8十億ドルとなったこと、及び2021年度の第一次所得が、2020年度の4.1十億ドルから21.4%減少し、3.2十億ドルとなったことに起因する。これは、2021年度の第二次所得が、2020年度の27.4十億ドルから7.6%増加し、29.5十億ドルとなったことによって部分的に相殺された。

商品貿易

商品の貿易は、フィリピンの経済に大きな影響を与える。輸出の大部分が、輸入原材料又はその他の投入資材に依存しており、フィリピンの輸出は、ペソの下落がもたらす輸入の減少からも影響を受けやすい。下記の「(4) 通貨・金融制度 - 通貨制度 - 外国為替制度」を参照のこと。

2017年度における商品貿易の赤字は、2016年度に計上した26.7十億ドルの商品貿易の赤字と比較して2.5%増加し、27.4十億ドルであった。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が2016年度に計上した84.1十億ドルから、2017年度に計上した96.1十億ドルへと14.2%増加したことに起因する。この輸入額の増加は、輸出額が2016年度に計上した57.4十億ドルから2017年度の68.7十億ドルへと19.7%増加したことによって部分的に相殺された。

2018年度の商品貿易の赤字は、2017年度に計上した27.4十億ドルから59.0%増加し、43.5十億ドルを計上した。商品貿易の赤字の増加は、主に輸入額が、2017年度に計上された96.1十億ドルから2018年度の112.8十億ドルへと17.4%増加したことに起因する。

2019年度の商品貿易の赤字は、2018年度に計上された43.5十億ドルから6.6%減少して、40.7十億ドルとなった。この赤字の減少は、2019年度の輸入額が、2018年度に計上された112.8十億ドルから1.1%減少して111.6十億ドルとなったこと、及び2019年度の輸出額が、2018年度の69.3十億ドルから2.3%増加して70.9十億ドルとなったことに主に起因する。輸出額の増加は、2019年度の製造品の輸出額が、2018年度の58.2十億ドルから1.2%増加して58.9十億ドルとなったことに主に起因するが、これは、主に電子製品が2018年度の38.3十億ドルから4.4%増加して2019年度は40.0十億ドルとなったことによる。輸入額の減少は、原材料及び中間財の輸入が9.4%減少したことに主に起因する。同様に鉱物燃料及び鉱物油も4.8%減少した。

2020年度の商品貿易の赤字は、2019年度に計上された40.7十億ドルの赤字から39.5%減少して、24.6十億ドルとなった。商品貿易の赤字の減少は、2020年度の輸入額が、2019年度に計上された111.6十億ドルから19.5%減少して89.8十億ドルとなったことに主に起因する。2020年度の輸出額は、2019年度の70.9十億ドルから8.1%減少して65.2十億ドルとなった。輸入額及び輸出額の両方における減少は、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。

2021年度の商品貿易の赤字は、2020年度に計上された24.6十億ドルの赤字から75.7%増加して、43.2十億ドルとなった。この赤字の増加は、新型コロナウイルス感染症による規制が世界的に緩和され続けることで商取引が増加する中、輸入額の回復が、輸出額の回復のペースを上回り続けたことに起因する。

商品の輸出額

下表は、PSAによって報告された、主要な商品グループ別の商品の輸出額を示している。

商品	主要な商品グループ別輸出額							輸出合計に占める割合	
	年間					成長率		2017年度	2021年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
(単位: %を除き、百万ドル)									
農業製品									
ココナッツ製品	2,051	1,539	1,294	1,230	1,956	(5.0)%	59.0%	3.0%	2.6%
砂糖及び砂糖製品	217	76	67	66	75	(1.4)%	13.5%	0.3%	0.1%
果実及び野菜	1,850	1,980	2,854	2,624	2,202	(8.0)%	(16.1)%	2.7%	3.0%
その他の農業製品	1,013	990	953	864	996	(9.3)%	15.4%	1.5%	1.3%
農業製品合計	5,130	4,584	5,168	4,784	5,230	(7.4)%	9.3%	7.5%	7.0%
林業製品	184	257	358	297	378	(16.9)%	27.2%	0.3%	0.5%
鉱物製品	4,285	4,045	4,675	5,093	5,908	8.9%	16.0%	6.2%	7.9%
石油製品	396	494	226	193	6	(14.6)%	(96.9)%	0.6%	0.0%

製造品									
電子製品	36,536	38,327	40,022	37,951	42,486	(5.2)%	11.9%	53.2%	56.9%
その他の電子製品	3,197	3,302	3,469	2,723	3,435	(21.5)%	26.1%	4.7%	4.6%
衣類	1,099	974	928	652	758	(29.7)%	16.3%	1.6%	1.0%
織編用糸 / 織物	235	215	217	313	295	44.7%	(5.9)%	0.3%	0.4%
履物	80	103	132	114	111	(13.8)%	(2.1)%	0.1%	0.1%
旅行用品及びハンドバッグ	485	597	745	420	647	(43.6)%	54.0%	0.7%	0.9%
木製品	1,204	320	251	187	205	(25.5)%	9.6%	1.8%	0.3%
家具及び備品	337	353	299	344	383	15.2%	11.3%	0.5%	0.5%
化学製品	1,786	1,572	1,508	1,339	1,937	(11.2)%	44.6%	2.6%	2.6%
非金属鉱物製品	202	236	267	226	296	(15.4)%	30.8%	0.3%	0.4%
機械及び輸送設備	5,093	4,813	4,031	2,248	2,373	(44.2)%	5.5%	7.4%	3.2%
加工食品及び飲料	1,395	1,333	1,330	1,245	1,469	(6.4)%	18.1%	2.0%	2.0%
鉄及び鉄鋼	131	124	93	37	66	(59.8)%	77.9%	0.2%	0.1%
ペーパークー、おもちゃ、 ゲーム及びスポーツ用品	214	222	269	237	291	(11.9)%	23.0%	0.3%	0.4%
かご細工、小枝細工及びそ の他の網細工製品	43	35	31	43	60	38.6%	40.5%	0.1%	0.1%
雑貨	729	1,042	963	819	1,018	(15.0)%	24.4%	1.1%	1.4%
その他	4,571	4,639	4,325	4,881	6,042	12.8%	23.8%	6.7%	8.1%
工業製品合計	57,336	58,207	58,877	53,779	61,872	(8.7)%	15.0%	83.4%	82.9%
特殊取扱品	1,382	1,720	1,623	1,068	1,259	(34.2)%	17.9%	2.0%	1.7%
輸出合計	68,713	69,307	70,927	65,215	74,653	(8.1)%	14.5%	100.0%	100.0%

出典：PSA、バンコ・セントラル

日本は、平均して、2017年度から2021年度にかけての輸出合計の15.1%を占めた。米国は、平均して、同期間の輸出合計の15.4%を占めた。2017年度において、日本及び米国は、それぞれ輸出合計の15.8%及び14.1%を占めた。2021年度においては、日本への輸出は輸出合計の14.4%まで減少したのに対し、米国への輸出は輸出合計の15.9%に増加した。2021年度においては、欧州連合は、2017年度の輸出合計に対する14.0%と比較して、輸出合計の11.4%を占めた。2017年度から2021年度において、欧州連合は、平均して、輸出合計の12.1%を占めた。フィリピンは、その輸出市場を多様化し、特にASEAN諸国などの他の国々への輸出を増加することを目指している。フィリピンは、ASEAN諸国間の関税の減免や、地域内の投資計画、産業の提携、銀行及び金融の統合について定めたASEAN自由貿易協定に加盟している。ASEAN内で、フィリピンは、中国、香港、インド、日本、韓国、オーストラリア及びニュージーランドと特惠貿易協定を締結している。

2008年、フィリピンと日本は日本・フィリピン経済連携協定を締結した。これは、フィリピンにとって唯一の二国間自由貿易協定であり、商品貿易、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、関税手続、ビジネス環境の改善、及び政府調達などを対象にしている。また、2016年、フィリピンは、フィリピンの輸出業者の欧州市場へのアクセスを改善するために、欧州自由貿易連合と契約を締結した。2017年11月、フィリピンは、対象地域の商品・サービスの貿易を促進する目的において、ASEAN・香港・中国自由貿易協定を締結した。2020年、フィリピンは、貿易障壁をさらに引き下げ、企業のための商品及びサービスへの市場アクセスを改善することを目的とした、アジア太平洋地域の14ヶ国と地域的包括経済連携協定（以下「RCEP」という。）を締結した。RCEP発効の目標年は2022年である。

下表はPSAによって報告された、輸出先別の商品の輸出額を示している。

国 / 地域	輸出先別商品輸出額					輸出合計に占める割合	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2017年度	2021年度
	(単位：百万ドル)					(単位：%)	
北米 ⁽¹⁾	10,872	11,913	12,919	11,043	13,117	15.8	17.6
米国	9,658	10,634	11,565	10,017	11,848	14.1	15.9
ヨーロッパ ⁽²⁾	10,125	9,462	8,888	7,569	9,259	14.7	12.4
EU ⁽³⁾	9,607	8,908	8,285	6,950	8,535	14.0	11.4
アジア ⁽⁴⁾	45,492	45,777	47,085	44,990	50,361	66.2	67.5
日本	10,853	10,323	10,675	10,034	10,721	15.8	14.4
中華人民共和国	8,017	8,817	9,814	9,830	11,551	11.7	15.5
香港	9,024	9,564	9,625	9,226	9,932	13.1	13.3
韓国	4,334	2,608	3,241	2,855	2,573	6.3	3.4
シンガポール	3,973	4,316	3,832	3,775	4,195	5.8	5.6
台湾	2,451	2,521	2,253	2,121	2,525	3.6	3.4
東南アジア ⁽⁵⁾	6,155	6,865	6,984	6,469	7,960	9.0	10.7
オセアニア ⁽⁶⁾	584	679	543	475	647	0.8	0.9
中東 ⁽⁷⁾	1,051	753	831	629	567	1.5	0.8

その他 ⁽⁸⁾	589	723	661	509	702	0.9	0.9
合計	68,713	69,307	70,927	65,215	74,653	100.0	100.0

出典：PSA

注：

- (1) アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ドミニカ共和国、コスタリカ、パナマ、キューバ、グアテマラ、ホンジュラス、アンティグア・バーブダ、ニカラグア、バハマ、ジャマイカ、エルサルバドル、トリニダード・トバコ、ハイチ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、ベリーズ、セントキッツ・ネイビス連邦及びセントルシアを含む。
- (2) EU、アルバニア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、アイスランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マケドニア、モルドバ、モナコ、ノルウェー、ロシア、サンマリノ、セルビア、スイス、トルコ、ウクライナ及びバチカン市国を含む。
- (3) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (4) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド、トルコ、朝鮮民主主義人民共和国、カザフスタン、ウズベキスタン、ジョージア、モンゴル、モルディブ、キルギス、アフガニスタン、タジキスタン、東ティモール、トルクメニスタン及びブータンを含む。
- (5) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (6) オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ、キリバス、ナウル、ミクロネシア、マーシャル諸島、グアム、ツバル、フィジー、米領サモア、仏領ポリネシア、サモア、ノーフォーク島、北マリアナ諸島、トンガ、パラオ、ウォリス・フツナ諸島、ニューカレドニア、ニウエ、トケラウ太平洋島及びピトケアン諸島を含む。
- (7) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）、カタール、イスラエル、オマーン、バーレーン、エジプト、ヨルダン、シリア、レバノン及びイエメンを含む。
- (8) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

PSAのデータによると、2017年度において、商品総輸出額は、2016年度に計上した57.4十億ドルから19.7%増加し、68.7十億ドルであった。この増加は、主に製造品及び鉱物製品の輸出額の増加によって引き起こされた。輸出合計の83.4%を占める製造品の輸出額は、2017年度において、2016年度に計上した49.7十億ドルから15.4%増加し、57.3十億ドルであった。輸出合計の6.2%を占める鉱物製品の輸出額は、2017年度において、2016年度に計上した2.4十億ドルから82.4%増加し、4.3十億ドルであった。果物及び野菜の輸出額も、2017年度において、2016年度の1.8十億ドルから17.0%増加し、1.9十億ドルであった。

PSAのデータによると、2018年度の商品輸出額の合計は、2017年度に計上した68.7十億ドルから0.9%わずかに増加した、69.3十億ドルであった。この増加は、製造品の輸出額の増加が、鉱物製品及び農業製品の輸出額の減少によって大幅に相殺されたことに主に起因する。輸出合計の84.0%を占めた2018年度の商品総輸出額は、2017年度の57.3十億ドルから1.2%増加し、58.2十億ドルを計上した。輸出合計の5.8%を占めた2018年度の鉱物製品の輸出額は、2017年度の4.3十億ドルから5.6%減少し、4.0十億ドルを計上した。輸出合計の6.6%を占めた2018年度の農業製品の輸出額は、2017年度の5.1十億ドルから10.6%減少し、4.6十億ドルを計上した。

PSAのデータによると、2019年度の商品輸出額の合計は70.9十億ドルであり、これは、2018年度に計上された69.3十億ドルと比較して2.3%増加した金額であった。これは、主に製造品、農業製品及び鉱物製品の輸出額の増加に起因する。輸出合計の83.0%を占めた2019年度の商品総輸出額は、2018年度の58.2十億ドルから1.1%増加した、58.9十億ドルを計上した。輸出合計の7.3%を占めた2019年度の農業製品の輸出額は、2018年度の4.6十億ドルから12.7%増加した、5.2十億ドルを計上した。輸出合計の6.6%を占めた2019年度の鉱物製品の輸出額は、2018年度の4.0十億ドルから15.3%増加して、4.7十億ドルを計上した。

2020年度の商品輸出額の合計は65.2十億ドルであり、これは、2019年度に計上された70.9十億ドルと比較して8.1%減少した金額であった。これは、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びに結果的な国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。結果として、輸出合計の82.5%を占めた製造品の2020年度の輸出額は、2019年度の58.9十億ドルから8.7%減少して、53.8十億ドルを計上した。輸出合計の7.3%を占めた農業製品の2020年度の輸出額は、2019年度の5.2十億ドルから7.4%減少して、4.8十億ドルを計上した。これらは、輸出合計の7.8%を占めた鉱物製

品の2020年度の輸出額が、2019年度の4.7十億ドルから8.9%増加して、5.1十億ドルを計上したことにより、部分的に相殺された。

2021年度の商品輸出額の合計は74.7十億ドルであり、これは、2020年度に計上された65.2十億ドルと比較して14.5%増加した金額であった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度における製造品の輸出額が、2020年度における53.8十億ドルから15.0%増加した、61.9十億ドルを計上した。2021年度の商品輸出額が、2020年度の4.8十億ドルから9.3%増加して、5.2十億ドルを計上したことも、輸出額合計の増加に貢献した。

商品の輸入額

下表は、商品グループ別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

商品	商品グループ別商品輸入額					成長率		輸入合計に占める割合	
	年間					2020年度	2021年度	2017年度	2021年度
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	(20.5)%	19.2%	32.7%	30.1%
	(単位：%を除き、百万ドル)								
資本財	31,469	35,285	37,434	29,752	35,474	(20.5)%	19.2%	32.7%	30.1%
原材料及び中間財									
非加工原材料	4,276	4,851	3,576	3,265	4,400	(8.7)%	34.8%	4.4%	3.7%
半加工原材料	32,662	39,979	37,041	32,893	43,584	(11.2)%	32.5%	34.0%	37.0%
原材料合計及び中間財	36,938	44,830	40,617	36,158	47,984	(11.0)%	32.7%	38.4%	40.7%
鉱物燃料及び鉱物油	10,796	14,041	13,362	7,635	14,622	(42.9)%	91.5%	11.2%	12.4%
消費財									
耐久材	9,467	9,804	10,176	7,196	9,012	(29.3)%	25.2%	9.9%	7.6%
非耐久材	6,931	8,202	9,081	8,251	9,841	(9.2)%	19.3%	7.2%	8.3%
消費財合計	16,398	18,006	19,260	15,447	18,853	(19.8)%	22.1%	17.1%	16.0%
特殊取扱品	493	680	920	820	947	(10.8)%	15.5%	0.5%	0.8%
輸入合計	96,093	112,841	111,593	89,812	117,879	(19.5)%	31.3%	100.0%	100.0%

出典：PSA

下表は、国別の、フィリピンの商品の輸入元を示している。

国/地域	輸入元別商品輸入額					輸入合計に占める割合	
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2017年度	2021年度
	(単位：百万ドル)					(単位：%)	
北米 ⁽¹⁾	8,617	9,057	8,822	7,613	8,799	9.0	7.3
米国	7,784	8,062	8,072	6,922	7,751	8.1	6.6
ヨーロッパ ⁽²⁾	7,847	10,852	11,115	8,048	9,634	8.2	6.7
EU ⁽³⁾	6,644	8,587	9,338	6,591	8,267	6.9	5.6
アジア ⁽⁴⁾	71,976	83,343	84,284	69,545	91,326	74.9	61.1
日本	10,912	10,818	10,580	8,616	11,099	11.4	9.3
中華人民共和国	17,464	22,015	25,496	20,868	26,789	18.2	14.8
香港	2,715	3,046	3,598	2,784	3,267	2.8	2.3
韓国	8,465	11,312	8,477	6,895	9,346	8.8	7.2
シンガポール	5,599	6,174	6,658	5,622	6,946	5.8	4.7
台湾	5,090	5,500	4,753	4,683	5,762	5.3	4.3
東南アジア ⁽⁵⁾	19,674	22,282	22,542	18,183	25,523	20.5	16.7
オセアニア ⁽⁶⁾	2,637	2,467	2,214	1,447	2,316	2.7	2.2
中東 ⁽⁷⁾	3,800	5,685	3,704	1,867	3,965	4.0	3.2
その他 ⁽⁸⁾	1,216	1,437	1,454	1,292	1,839	1.3	1.0
合計	96,093	112,841	111,593	89,812	117,879	100.0	100.0

出典：PSA

注：

- (1) アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ、ドミニカ共和国、コスタリカ、パナマ、キューバ、グアテマラ、ホンジュラス、アンティグア・バーブーダ、ニカラグア、バハマ、ジャマイカ、エルサルバドル、トリニダード・トバゴ、ハイチ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、ベリーズ、セントキッツ・ネイビス及びセントルシアを含む。
- (2) EU、アルバニア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、アイスランド、カザフスタン、リヒテンシュタイン、マケドニア、モルドバ、モナコ、ノルウェー、ロシア、サンマリノ、セルビア、スイス、トルコ、ウクライナ及びバチカン市国を含む。
- (3) オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フランス、ドイツ、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ルーマニア及び英国を含む。
- (4) 日本、中華人民共和国、香港、韓国、シンガポール、台湾、インドネシア、マレーシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム、ミャンマー、ラオス、バングラデシュ、ネパール、パキスタン、スリランカ、インド、トルコ、朝鮮民主主義人民共和国、カザフスタン、ウズベキスタン、ジョージア、モンゴル、モルディブ、キルギス、アフガニスタン、タジキスタン、東ティモール、トルクメニスタン及びブータンを含む。
- (5) マレーシア、インドネシア、タイ、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、ベトナム、ミャンマー及びラオスのみを含む。
- (6) オーストラリア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ、キリバス、ナウル、ミクロネシア、マーシャル諸島、グアム、ツバル、フィジー、米領サモア、仏領ポリネシア、サモア、ノーフォーク島、北マリアナ諸島、トンガ、パラオ、ウォリス・フツナ諸島、ニューカレドニア、ニウエ、トケラウ太平洋島及びピトケアン諸島を含む。
- (7) イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（アブダビを含む。）、カタール、イスラエル、オマーン、バーレーン、エジプト、ヨルダン、シリア、レバノン及びイエメンを含む。
- (8) 中米、南米（ブラジルを含む。）、アフリカ及びその他の国々を含む。

PSAデータによると、2017年度の商品の総輸入額は、2016年度に計上した84.1十億ドルから14.2%増加し、96.1十億ドルとなった。この増加は、主に原材料及び中間財の輸入額、並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額の増加に起因する。2017年度の原材料及び中間財の輸入額は、2016年度に計上した32.0十億ドルから15.3%増加して、36.9十億ドルであった。2017年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2016年度に計上した8.0十億ドルから35.5%増加して、10.8十億ドルであった。資本財及び消費財の輸入額も、2017年度において増加した。2017年度の資本財の輸入額は、2016年度の28.7十億ドルから9.5%増加して、31.5十億ドルであった。2017年度の消費財の輸入額は、2016年度に計上した14.8十億ドルから10.6%増加して、16.4十億ドルであった。

PSAデータによると、2018年度の商品の総輸入額は、2017年度に計上した96.1十億ドルから17.4%増加し、112.8十億ドルとなった。この増加は、主に資本財、原材料及び中間財並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額が増加したことに起因する。2018年度の資本財の輸入額は、2017年度の31.5十億ドルから12.1%増加して、35.3十億ドルを計上した。2018年度の原材料及び中間財の輸入額は、2017年度の36.9十億ドルから21.4%増加して、44.8十億ドルを計上した。2018年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2017年度の10.8十億ドルから30.1%増加して、14.0十億ドルを計上した。また、2018年度における消費財の輸入額も増加し、2017年度に計上した16.4十億ドルから9.8%増加して、18.0十億ドルとなった。

PSAデータによると、2019年度の総輸入額は、2018年度に計上した112.8十億ドルから1.1%減少し、111.6十億ドルとなった。この減少は、主に原材料及び中間材、並びに鉱物燃料及び鉱物油の輸入額の減少に起因する。2019年度の原材料及び中間材の輸入額は、2018年度の44.8十億ドルから9.4%減少し、40.6十億ドルとなった。2019年度の鉱物燃料及び鉱物油の輸入額は、2018年度の14.0十億ドルから4.8%減少し、13.4十億ドルとなった。これらの減少は、2019年度の資本財の輸入額が、2018年度の35.3百万ドルから6.1%増加し、37.4百万ドルとなったことによって部分的に相殺された。

PSAデータによると、2020年度の総輸入額は、2019年度に計上した111.6十億ドルから19.5%減少し、89.8十億ドルとなった。この減少は、主に現在も継続している世界的な新型コロナウイルス感染症の流行並びにそれに伴う国内の都市封鎖、出入国制限、観光業の縮小、ビジネス及び産業の一時停止、並びに金融市場への波及的効果によるものである。その結果として、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2020年度の輸入額は、それぞれ、2019年度の37.4十億ドル、40.6十億ドル、13.4十億ドル及び19.3十億ドルから、20.5%、11.0%、42.9%及び19.8%減少し、29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルとなった。

2021年度の総輸入額は、2020年度に計上した89.9十億ドルから31.3%増加し、117.9十億ドルとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、資本財、原材料及び中間財、鉱物燃料及び鉱物油、並びに消費財の2021年度の輸入額は、それぞれ、2020年度の29.8十億ドル、36.2十億ドル、7.6十億ドル及び15.4十億ドルから、19.2%、32.7%、91.5%及び22.1%増加し、35.5十億ドル、48.0十億ドル、14.6十億ドル及び18.9十億ドルを計上した。

対日本貿易における直近の大きな展開

日本は、2021年度においてフィリピンとの総輸出入額約21.8十億米ドルを計上し、総輸出入の11.3%を占め、フィリピンの主要な貿易相手国であり続けている。日本への総輸出額は10.7十億米ドル、輸入額は11.1十億米ドルを計上した。

サービス貿易

下表は、記載された期間について部門別の共和国のサービス貿易を示している。

	サービス貿易				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度(1)
	(単位：百万ドル)				
サービス貿易合計	8,693	11,608	13,039	13,866	14,174
輸出	34,832	38,397	41,264	31,822	33,627
輸入	26,139	26,789	28,225	17,956	19,453
メンテナンス修理サービス	(51)	(54)	(61)	(11)	(8)
輸出	80	83	110	59	42
輸入	132	136	171	70	50
輸送	(2,533)	(2,653)	(2,280)	(2,525)	(3,479)
輸出	2,485	2,703	2,883	1,669	1,567
輸入	5,018	5,356	5,164	4,194	5,047
うち旅客	768	865	787	460	194
輸出	1,361	1,475	1,674	708	384
輸入	592	611	887	248	190
うち貨物運送	(3,188)	(3,434)	(3,046)	(3,132)	(3,974)
輸出	687	764	763	564	673
輸入	3,875	4,197	3,809	3,696	4,647
うちその他	(113)	(84)	(22)	147	301
輸出	438	464	446	396	510
輸入	550	548	468	249	209
旅行	(4,861)	(3,623)	(2,257)	(2,298)	(2,661)
輸出	6,988	8,240	9,781	1,791	600
輸入	11,850	11,863	12,038	4,088	3,262
建設サービス	(6)	(12)	(5)	(11)	41
輸出	57	61	66	85	88
輸入	63	73	71	97	47
保険・年金サービス	(1,417)	(1,379)	(1,554)	(1,314)	(1,741)
輸出	85	86	90	75	101
輸入	1,502	1,465	1,644	1,389	1,842
金融サービス	(268)	(287)	(539)	(453)	(146)
輸出	237	279	234	90	192
輸入	506	566	772	543	338
知的財産権使用料	(734)	(873)	(805)	(504)	(590)
輸出	17	44	28	15	33
輸入	751	917	833	519	623
通信・コンピュータ・ 情報サービス	4,787	4,949	4,766	4,414	4,169
輸出	5,638	5,940	6,098	5,930	6,300
輸入	852	991	1,332	1,515	2,131
その他業務サービス	10,596	12,025	11,981	12,815	13,986
輸出	15,580	16,653	17,456	17,798	19,478
輸入	4,984	4,628	5,475	4,983	5,492
個人・文化・レクリエーション サービス	3	(125)	(26)	(18)	(40)
輸出	191	149	161	136	175
輸入	188	274	187	154	214
政府サービス	(275)	(499)	(520)	(381)	(385)
輸出	19	19	19	22	22
輸入	294	518	539	403	407

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

2017年度のサービス貿易収支は、2016年度に計上した7.0十億ドルの黒字から23.4%増加し、8.7十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主にその他業務サービスが堅調であったこと、及び旅行サービスの赤字の減少に起因する。その他業務サービスは、主として技術サービス、貿易関係サービス及びその他業務サービスの輸出額が増加したことによって、2016年度に計上した10.2十億ドルの黒字から2017年度の10.6十億ドルの黒字に3.7%増加

した。この黒字の増加は、旅行サービスの赤字が、2016年度の6.0十億ドルから2017年度の4.9十億ドルに減少したことにも起因する。これらの要素は、知的財産権使用料の赤字が、2016年度に計上した537百万ドルから2017年度の734百万ドルに36.7%増加したことによって、部分的に相殺された。

2018年度のサービス貿易収支は、2017年度に計上した8.7十億ドルの黒字から33.5%増加し、11.6十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、その他業務サービスが堅調であったこと、及び旅行サービスの赤字の減少に主に起因する。2018年度のその他の業務サービスの黒字は、2017年度に計上した10.6十億ドルから13.5%増加して、12.0十億ドルを計上した。この黒字の増加は、旅行サービスの赤字が減少し、2017年度の4.9十億ドルの赤字に対して2018年度は3.6十億ドルの赤字を計上したことにも起因する。これらの要素は、2018年度の知的財産権使用料の赤字が、2017年度に計上した734百万ドルから18.9%増加して、873百万ドルを計上したことによって部分的に相殺された。

2019年度におけるサービス貿易収支は、2018年度に計上した11.6十億ドルから12.3%増加し、13.0十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、2019年度の旅行サービスの赤字が、2018年度の3.6十億ドルから38.4%減少し、2.2十億ドルを計上したこと、及び2019年度の輸送サービスの赤字が2018年度の2.7十億ドルから16.6%減少し、2.2十億ドルを計上したことにより主に起因する。これは、2019年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2018年度の4.9十億ドルから1.4%減少して、4.8十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

2020年度におけるサービス貿易収支は、2019年度に計上した13.0十億ドルの黒字から6.3%増加し、13.9十億ドルの黒字を計上した。この黒字の増加は、主に2020年度のその他業務サービスの黒字が2019年度の12.0十億ドルから7.0%増加し、12.8十億ドルを計上したこと及び2020年度の保険・年金サービスの赤字が2019年度の1.6十億ドルから15.4%減少し、1.3十億ドルを計上したことにより起因する。これらは、2020年度の通信・コンピュータ・情報サービスの黒字が2019年度の4.8十億ドルから7.4%減少して、4.4十億ドルとなったことにより、部分的に相殺された。

暫定値によると、2021年度におけるサービス貿易収支は、2020年度に計上した13.9十億ドルの黒字から2.2%増加し、14.2十億ドルの黒字を計上した。これは、主に新型コロナウイルス感染症の感染対策が当期中の大半において比較的緩和されていったことによるもので、これによって、2021年度のその他業務サービスの黒字は、2020年度の12.8十億ドルから9.1%増加した14.0十億ドルを計上し、2021年度の有形の物品にかかる製造サービスの黒字は、2020年度の4.2十億ドルから21.1%増加して、5.0十億ドルを計上した。

[次へ](#)

第一次所得

下表は、当該年度における共和国の第一次所得を記載したものである。

	第一次所得				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
第一次所得合計	3,226	3,669	5,276	4,101	3,225
収入額	10,583	11,999	13,402	11,594	11,983
支出額	7,357	8,330	8,125	7,492	8,758
雇用者報酬	7,769	8,130	8,685	8,413	8,662
収入額	7,926	8,288	8,827	8,549	8,825
支出額	157	158	142	136	163
投資収益	(4,542)	(4,461)	(3,409)	(4,311)	(5,437)
収入額	2,658	3,711	4,575	3,045	3,158
支出額	7,200	8,172	7,894	7,356	8,595
直接投資収益	(3,067)	(3,619)	(2,740)	(3,076)	(4,154)
収入額	960	1,471	2,033	1,218	1,023
支出額	4,027	5,090	4,773	4,293	5,177
配当金	(3,490)	(3,994)	(3,410)	(3,476)	(4,672)
収入額	240	379	565	362	384
支出額	3,730	4,373	3,795	3,838	5,056
配当金・支店からの収益	(2,756)	(3,170)	(2,379)	(2,682)	(3,530)
収入額	111	306	464	212	253
支出額	2,867	3,476	2,843	2,894	3,784
再投資収益	(734)	(824)	(1,031)	(794)	(1,141)
収入額	129	73	(101)	150	131
支出額	863	897	1,132	944	1,272
利子	423	375	670	400	517
収入額	720	1,092	1,468	855	639
支出額	297	717	798	455	121
証券投資収益	(2,210)	(2,041)	(2,004)	(1,962)	(2,257)
収入額	394	427	377	456	693
支出額	2,604	2,469	2,380	2,417	2,950
配当金	(1,092)	(1,003)	(985)	(825)	(846)
収入額	2	11	1	10	6
支出額	1,094	1,014	986	835	852
配当金(投資ファンド持 分を除く。)	(1,092)	(1,003)	(985)	(825)	(846)
収入額	2	11	1	10	6
支出額	1,094	1,014	986	835	852
債券利子	(1,119)	(1,038)	(1,019)	(1,136)	(1,411)
収入額	391	416	375	446	687
支出額	1,510	1,455	1,394	1,582	2,098
短期(短期債)	(44)	(12)	(5)	(84)	(385)
収入額	18	9	8	118	133
支出額	62	21	12	202	518
長期(中長期債)	(1,075)	(1,026)	(1,014)	(1,052)	(1,026)
収入額	373	408	367	328	555
支出額	1,447	1,434	1,381	1,380	1,581
中央銀行	(18)	(18)	(13)	(12)	(12)
中央銀行以外の預金 取扱機関	(49)	(65)	(143)	(143)	(138)
一般政府	(1,080)	(1,128)	(1,100)	(1,073)	(1,261)

その他部門	72	185	242	176	384
収入額	373	408	367	328	555
支出額	301	223	125	152	171
その他投資収益	(214)	(15)	(192)	(381)	(331)
収入額	355	598	639	264	136
支出額	569	613	831	645	467
中央銀行	(5)	(10)	(12)	(4)	(1)
収入額	0	0	0	0	0
支出額	5	10	12	4	1
中央銀行以外の預金取扱機 関	160	283	275	105	4
収入額	230	379	420	196	115
支出額	70	96	145	91	111
一般政府	(281)	(347)	(467)	(374)	(206)
その他部門	(88)	59	12	(108)	(129)
収入額	125	219	219	69	21
支出額	213	160	207	176	150

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

2017年度の第一次所得収支は、2016年度の2.6十億ドルの黒字から25.1%増加して3.2十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2017年度の雇用者報酬収支の黒字が2016年度の7.4十億ドルから5.2%増の7.8十億ドルへと増加したことに起因する。2017年度の証券投資による第一次所得の赤字も、2016年度の2.5十億ドルの赤字から2.2十億ドルの赤字へと10.1%縮小した。

2018年度の第一次所得収支は、2017年度の3.2十億ドルの黒字から13.7%増の3.7十億ドルの黒字を計上した。黒字の増加は主に、2018年度の雇用者報酬収支が2017年度の7.8十億ドルの黒字から4.6%増の8.1十億ドルの黒字へと増加したことに起因する。2018年度の証券投資による第一次所得の赤字も、2017年度の2.2十億ドルの赤字から2.0十億ドルの赤字へと7.6%縮小した。

2019年度の第一次所得収支は、2018年度の3.7十億ドルの黒字から43.8%増の5.3十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の投資収益の支払純額が2018年度の4.5十億ドルから3.4十億ドルへと23.6%減少したこと、及び2019年度の雇用者報酬収支が2018年度の8.1十億ドルの黒字から6.8%増の8.7十億ドルの黒字へと増加したことに起因する。これらの増加は、2019年度の支払利息額の赤字が、2018年度の0.4ドルの赤字から0.7ドルの赤字へと増加したことにより一部相殺された。

2020年度の第一次所得収支は、2019年度の5.3十億ドルの黒字から22.3%減の4.1十億ドルの黒字を計上した。黒字の減少は主に、世界中で進行している新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響並びにそれに伴う国内封鎖、国境管理、観光事業の縮小、貿易及び製造業の中断並びに金融市場が煽りをうけたことに起因する。これらの要因により、同年度の雇用者報酬収支が3.1%減の8.4十億ドルの黒字へと縮小し、投資収益が26.5%増の4.3十億ドルに、直接投資の赤字が12.3%増の3.1十億ドルに、及び投資ファンド持分の赤字が1.9%増の3.5十億ドルの赤字となった。これらの影響は、証券投資の赤字が2.1%減の2.0十億ドルへと縮小したことにより一部相殺された。

暫定値によると、2021年度の第一次所得収支は3.2十億ドルの黒字で、2020年度の黒字4.1十億ドルから21.4%減少した。黒字が減少した理由は、主として株式及び投資ファンド持分の収益についての支払いが2020年度の3.8十億ドルから2021年度は5.1十億ドルへと31.7%増加したことである。

第二次所得

下表は、当該年度における共和国の第二次所得を記載したものである。

	第二次所得				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
第二次所得合計	26,153	26,818	27,949	27,386	29,461
収入額	26,897	27,607	28,746	28,240	30,411
支出額	745	788	797	854	950
一般政府	569	554	846	631	680
収入額	636	583	883	671	719
支出額	67	29	37	39	39
金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体	25,584	26,264	27,103	26,754	28,781
受取	26,261	27,024	27,863	27,569	29,962
支払	677	759	760	815	911
個人間移転	24,795	25,421	26,256	26,259	27,767
収入額	24,884	25,521	26,341	26,334	27,860
支出額	89	100	84	75	93
その他移転	789	844	846	496	1,014
受取	1,377	1,502	1,523	1,236	1,832
支払	588	659	676	740	818

出典：バンク・セントラル

注：

(1) 暫定値。

2017年度の第二次所得収支は、2016年度の24.7十億ドルの黒字から5.8%増の26.2十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2017年度の個人間移転収支として、2016年度の23.6十億ドルの黒字から5.2%増の24.8十億ドルの黒字を計上したこと、及び2017年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支として2016年度の24.2十億ドルの黒字から5.9%増の25.6十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2017年度の一般政府収支が、2016年度の560百万ドルの黒字から1.6%増加して569百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2018年度の第二次所得収支は、2017年度の26.2十億ドルの黒字から2.6%増の26.8十億ドルの黒字を計上した。かかる黒字の増加は主に、2018年度の個人間移転収支として、2017年度の24.8十億ドルの黒字から2.5%増の25.4十億ドルの黒字を計上したこと、並びに2018年度の金融会社・非金融会社及び家計収支として2017年度の25.6十億ドルの黒字から2.8%増の26.3十億ドルの黒字を計上したことによる。かかる増加は、2018年度の一般政府収支が、2017年度の569百万ドルの黒字から3.2%減少して550百万ドルの黒字となったことにより一部相殺された。

2019年度の第二次所得収支は、2018年度の26.8十億ドルの黒字から3.3%増の27.7十億ドルの黒字を計上した。かかる増加は主に、2019年度の個人間移転収支として、2018年度の25.4十億ドルの黒字から3.3%増の26.3十億ドルの黒字を計上したこと、及び2019年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支として2018年度の26.3十億ドルの黒字から3.2%増の27.1十億ドルの黒字を計上したことによる。

2020年度の第二次所得収支は、2019年度の28.0十億ドルの黒字から2.0%減の27.4十億ドルの黒字であった。黒字の減少は、主として2020年度の金融会社・非金融会社・家計・対家計非営利団体収支の黒字及びその他移転の黒字が1.3%及び42.0%減の26.8十億ドル及び491百万ドルへと減少したことによる。

暫定値によると、2021年度の第二次所得収支は、2020年度の27.4十億ドルから7.6%増加して、29.5十億ドルの黒字であった。黒字の増加は、もっぱら、主にフィリピンの在外労働者からの送金収入で構成される個人送金が2020年度の26.3十億ドルから2021年度には27.8十億ドルに5.7%増加したことによるものである。

金融収支

金融収支は、直接投資、証券投資、金融派生商品投資、その他投資の4つに分類されている。

下表は、当該年度における共和国の直接投資を記載したものである。

	直接投資				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
直接投資合計	(6,952)	(5,833)	(5,320)	(3,260)	(8,116)
金融資産の純増	3,305	4,116	3,351	3,562	2,402
直接投資企業への直接投資家	1,758	1,029	926	125	285
実行	2,027	1,123	1,103	248	501
回収	270	94	178	123	216
収益の再投資	129	73	101	150	131
債券	1,419	3,014	2,325	3,287	1,986
直接投資企業への直接投資家	6	7	418	22	401
直接投資家への直接投資企業	1,413	3,007	1,907	3,265	1,584
負債の純増	10,256	9,949	8,671	6,822	10,518
株式・投資ファンド持分	4,261	3,242	3,427	2,651	2,991
直接投資企業への直接投資家	3,398	2,346	2,295	1,706	1,718
実行	3,885	2,935	3,002	2,099	2,118
回収	487	590	706	392	399
収益の再投資	863	897	1,132	944	1,272
債券	5,996	6,706	5,244	4,172	7,527
直接投資企業への直接投資家	5,856	6,367	4,500	3,868	7,153
直接投資家への直接投資企業	140	339	744	304	374

出典：バンク・セントラル

注：

(1) 暫定値。

下表は、記載された年度における共和国の証券投資を記載したものである。

	証券投資				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
証券投資	2,454	1,448	(2,474)	(1,680)	8,046
金融資産の純増	1,658	4,740	2,402	6,567	6,599
株式	743	85	702	1,014	836
中央銀行	0	0	0	0	0
中央銀行以外の預金取扱機関	(9)	(42)	81	2	(35)
その他部門	752	127	622	1,012	871
債券	915	4,655	1,700	5,553	5,762
中央銀行	32	(5)	95	1,378	3,414
中央銀行以外の預金取扱機関	445	3,190	1,983	1,985	(1,414)
その他部門	437	1,471	(379)	2,190	3,763
負債の純増	(796)	3,292	4,876	8,246	(1,448)
株式・投資ファンド持分	496	(1,031)	1,764	(2,541)	804
中央銀行以外の預金取扱機関	0	(487)	(99)	(739)	803
その他部門	495	(544)	1,863	(1,802)	1
債券	(1,292)	4,324	3,112	10,787	(2,251)
中央銀行	(15)	1	(6)	(24)	(7)
中央銀行以外の預金取扱機関	214	1,491	1,304	424	(1,069)
一般政府	(299)	3,111	600	6,094	229
その他部門	(1,192)	(280)	1,214	4,294	(1,404)

出典：バンコ・セントラル

注：

(1) 暫定値。

2017年から2021年まで、政府は、非居住者との間でヘッジ又は投機目的によるデリバティブ取引を実行しなかった。しかしながら、バンコ・セントラルは、リスク管理及び利回りの向上のために、オプション、先物及びスワップ等のデリバティブ派生商品取引を時に応じて実行している。

下表は、当該年度における共和国のその他投資を記載したものである。

	その他投資				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽¹⁾
	(単位：百万ドル)				
その他投資合計	1,750	(4,894)	(67)	(1,767)	(6,268)
金融資産の純増	2,257	(654)	2,417	3,953	376
現預金	1,542	(1,430)	1,019	2,673	(905)
中央銀行以外の預金取扱機関	517	(891)	787	1,240	184
その他部門	1,025	(539)	232	1,433	(1,089)
貸付	629	425	1,210	1,174	1,165
中央銀行以外の預金取扱機関	629	425	1,210	1,174	1,165
貿易信用・前払 ⁽²⁾	90	344	188	118	141
その他資産	(4)	7	0	(12)	(26)
負債の純増	508	4,240	2,484	5,720	6,644
現預金	654	121	169	(333)	380
借入	(676)	3,560	2,111	6,462	3,492
中央銀行以外の預金取扱機関	37	1,722	267	(3,260)	(1,166)
長期	-	-	-	-	-

短期	37	1,722	267	(3,260)	(1,166)
一般政府	223	873	1,463	7,334	3,998
長期引出	1,382	2,065	2,627	8,517	5,167
長期返済	1,158	1,192	1,164	1,182	1,169
その他部門	(937)	965	382	2,387	661
長期	(558)	687	263	1,932	403
引出	2,386	3,049	2,219	3,507	2,084
返済	2,945	2,363	1,956	1,576	1,681
短期	(378)	278	118	456	258
貿易信用・前払	476	720	117	(787)	201
その他負債(その他)	55	(162)	87	378	(202)

出典：バンク・セントラル

注：

- (1) 暫定値。
- (2) すべての貿易信用は、非政府部門に係る短期債権である。

2017年度の金融収支は、2016年度の175百万ドルの純流出額に対し、2.8十億ドルの純流出額を計上した。かかる変動は主に、2017年度の直接投資収支の純流出額が、2016年度の5.9十億ドルの純流入額から増加して7.0十億ドルの純流入額を計上したこと、及び2017年度のその他投資収支が、2016年度では4.6十億ドルの純流出額を計上したのに対し、63.0%減の1.7十億ドルの純流出額を計上したことによるものである。純流入額の増加は、証券投資収支が2016年度では1.5十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2017年度では2.5十億ドルの純流出額を計上したことにより一部相殺された。

2018年度の金融収支は、2017年度の2.8十億ドルの純流入額に対し、9.3十億ドルの純流入額を計上した。かかる変動は主に、その他投資が2017年度では1.8十億ドルの純流出額を計上したのに対し、2018年度では4.9十億ドルの純流入額を計上したことによる。また、2018年度の証券投資収支の純流出額が、2017年度の2.5十億ドルから1.4十億ドルへと44.0%減少した。これらは、直接投資収支の純流入額が、2017年度では7.0十億ドルを計上したのに対し、2018年度では15.4%減の5.8十億ドルを計上したことにより一部相殺された。

2019年度の金融収支は、2018年度の9.3十億ドルの純流入額から13.9%減少して8.0十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、2019年度の直接投資の流入額が、2018年度の5.8十億ドルから8.8%減少して5.3十億ドルとなったこと、及びその他投資が2018年度では4.9十億ドルの流入額であったのに対し、2019年度では67.0百万ドルへと減少したことによる。これらは、2019年度の証券投資が2018年度の1.4十億ドルの流出額から2.5十億ドルの流入額へと反転したことにより一部相殺された。かかる反転は主に、2019年度の金融資産の純増が、2018年度の4.7十億ドルから49.3%減少して2.4十億ドルとなったこと、及び2019年度の負債の純増が、2018年度の3.3十億ドルから48.1%増加して4.9十億ドルとなったことに起因する。

2020年度の金融収支は、2019年度の8.0十億ドルの純流入額から12.4%減少して7.0十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、金融資産の純増が7.3十億ドルから80.1%増の13.1十億ドルとなったことによるものである。かかる影響は、その他の投資において2019年度における67.0百万ドルの流入額から2020年度には20億ドルの流出額に転じたことにより一部相殺された。

暫定値によると、2021年度の金融収支は純流入額で0.5%の増加となり、2020年度に計上した水準の6.9十億ドルからほぼ変わらなかった。直接投資の純流入額は2020年度の3.3十億ドルから2021年度の8.1十億ドルに149.0%増加し、その他の投資の純流入額は2020年度の1.8十億ドルから2021年度の6.3十億ドルへと354.8%増加した。一方、証券投資は、2020年度の1.7十億ドルの流入額から2021年度には8.0十億ドルの純流出額に転じた。

直接投資

暫定値によると、2020年度の直接投資収支は、2019年度の5.3十億ドルの純流入額から38.7%減少して3.3十億ドルの純流入額を計上した。かかる減少は主に、2020年度の外国直接投資が2019年度の8.7十億ドルから21.3%減少して6.8十億ドルとなったことによるものである。かかる減少は、2020年度の金融資産の純増が、2019年度の7.3十億ドルから82.1%増加して13.3十億ドルとなったことにより一部相殺された。

証券投資

暫定値によると、2020年度の証券投資収支は、2019年度の2.5十億ドルの純流入額から反転して502百万ドルの純流出額を計上した。かかる反転は主に、2020年度の金融資産の純増が2019年度の2.4十億ドルから140.9%増加して5.8十億ドルとなったこと、及び2020年度の負債の純増が2019年度の4.9十億ドルから8.4%増加して5.3十億ドルとなったことによるものである。

その他投資

暫定値によると、2020年度のその他投資収支は、2019年度の67百万ドルの流入額から2,670.2%増加して1.9十億ドルの流入額を計上した。かかる増加は主に、2020年度の貸付収支の流入額が2019年度の901百万ドルから485.3%増加して5.3十億ドルとなったこと、及び2020年度の現預金収支の流出額が2019年度の849百万ドルから増加して2.9十億ドルとなったことによるものである。

外国直接投資

国内のマクロ経済政策及び構造改革は、フィリピンに対する外国投資の投資フローに大幅な影響を及ぼした。1991年外国投資法（その後の修正を含む。）（以下「外国投資法」という。）は、フィリピンへの投資環境をさらに改善した。同法は、憲法又は適用法上外国資本の投資・所有の規制が適用される、ネガティブリストに記載された特定の分野を除き、フィリピン企業に対する外国資本の100%参入を認めている。ネガティブリストは、外国資本の投資・所有が憲法及び特別法により規制又は禁止されている分野の一覧であるリストAと、安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野の一覧であるリストBの2種類のリストから構成されている。

外国投資法第8条に基づき、特別法の変更を反映するためにリストAのネガティブリストを何時でも修正すること、及び2年に1度以下の頻度でリストBのネガティブリストを変更することが認められており、それぞれ大統領告示により発布される。2018年10月29日、（2018年）行政命令第65号に基づき、第11次通常外国資本ネガティブリストが発布された。下表は、第11次通常外国投資ネガティブリスト上、外国資本の投資・所有が規制されている分野の概要を示したものである。

リストA：外国資本による投資・所有が憲法及び特別法により規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野⁽¹⁾

- ・ 適用ある規制上の枠組みに従った、国内で資金供与される公共事業の建設、修理契約。但し、共和国法第7718号に基づくインフラ・開発プロジェクト、及び外国の資金供与・援助を受け、国際競争入札を条件とするプロジェクトを除く。
- ・ 天然資源の探査、開発、利用⁽²⁾
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の管理、運営。但し、発電及び競合可能市場への電力供給並びに公共事業の定義に含まれていない類似事業又はサービスを除く。^{(3) (4)}
- ・ 教育機関の所有、設立、運営。但し、宗教団体及び布教団により設立されたもの、外交官及びその扶養家族のためのもの、その他の外国人の一次的な居住者のためのもの、又は1982年教育法第20条に定義される正式な教育制度の一部を構成しない短期高度技術開発のためのものを除く。⁽⁵⁾
- ・ コメ、とうもろこしの栽培、生産、製粉、加工、売買（小売を除く。）、並びにコメ、とうもろこし、副産物の物々交換、購入その他⁽⁶⁾
- ・ GOCCへの材料、商品供給契約
- ・ 深海漁船の運営
- ・ ラジオ通信網
- ・ コンドミニウムユニットの所有

外国資本が30%以下に制限されている分野

- ・ 広告業

外国資本が25%以下に制限されている分野

- ・ 雇用斡旋（国内・国外のいずれかで雇用されるかを問わない。）
- ・ 防衛関連施設の建設契約

リストB：安全保障、防衛、公衆衛生及び公序良俗の脅威、並びに中小企業の保護の観点から外国資本の投資・所有が規制されている分野

外国資本が40%以下に制限されている分野

- ・ PNPの許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 国家防衛省の許可を要する品目の製造、修理、保管、流通
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニック等、公共の保健及び道徳に影響を及ぼす危険性があるため、法により規制されているもの。但し、ウェルネス施設を除く。
- ・ すべての賭博行為。但し、フィリピン娯楽賭博公社と投資契約が結ばれている事業を除く。
- ・ 払込資本金額20万ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、50人以上を直接雇用し、払込資本金額10万ドル未満の国内市場向け企業

注：

- (1) 共和国法第10881号により改正後の貸付会社規制法（共和国法第9474号）に基づき、フィリピン証券取引委員会（以下「フィリピンSEC」という。）の規制下にある貸付業者の場合、外国資本100%以下の参入が認められている。フィリピンSECの規制下にある金融会社及び投資関連会社の場合、共和国法第10881号により改正後の金融会社法（共和国法第8556号）及び共和国法第10881号により改正後の投資関連会社法、大統領令第129号に基づき、外国資本100%以下の参入が認められている。
- (2) フィリピン大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外国資本100%参入可。
- (3) 公益事業会社の統治機関への外国投資家の参入は、その資本持分に比例した割合に規制されている。また、当該会社又は団体の執行役員及び経営陣は全員、フィリピン国民でなければならない。
- (4) 「公益事業」とは、電気、ガス、水道、輸送、電話又は電報サービス等の重大な商品サービスを定期的に一般公衆に供給する事業又はサービスをいう。発電及び競合可能市場への電力供給は、公益事業には該当しない。
- (5) 教育機関の管理責任は、フィリピン国民が負うものとする。
- (6) 操業開始から30年以内に、資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外国資本100%参入可。

下表は、第11次通常外国投資ネガティブリストに基づき外国資本による投資・所有が禁止されている分野の概要である。

リストA：外国資本の参入が憲法及び特別法により禁止されている分野

- ・ レコーディングを除くマスメディア
- ・ 専門職：放射能・レントゲン技師、犯罪捜査、弁護士及び船舶甲板官並びに船舶エンジン官を含む。相互利益を伴いつつ法人活動が認められている、フィリピン国内で外国人が従事可能な専門職一覧表に従うものとする⁽¹⁾
- ・ 払込資本金額が250万ドル未満の小売業⁽²⁾
- ・ 協同組合
- ・ 民間の探偵、警備員、警備保障会社の組織、運営
- ・ 小規模鉱業
- ・ 群島内・領海内・排他的経済海域内の海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
- ・ 闘鶏場の所有、運営、経営
- ・ 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 生物・化学・放射線兵器及び対人用地雷の製造、修理、貯蔵、流通⁽³⁾
- ・ 爆竹その他花火製品の製造

注：

- (1) 専門科目（政府関係委員会内又は司法試験を含む。）以外の教科である場合、外国人が高等教育機関で教職に就くことも可能である。
- (2) (a) 払込資本が250万ドル以上である（但し、1店舗の設立資金が83万ドル以上とする。）、又は(b)高級品若しくは贅沢品を専門とする（但し、1店舗当たりの払込資本が25万ドル以上とする。）小売業者については、外国資本100%参入可。
- (3) 国内投資も禁止されている。

2000年3月、小売自由化法が制定された。当該法は、国内産業及び外国競業会社間の効率化及び競争を促進すること、並びに消費者に向上したサービス及び低価格を提供することを目的としている。当該法の制定前までは、フィリピン国内の小売業者の所有は、フィリピン人及びフィリピン人が完全所有する法人に限定されていた。当該法に基づき、フィリピンに7.5百万ドル以上を出資することを条件に、外国資本100%の小売業の所有が可能である。外国資本による出資金額が2.5百万ドルから7.5百万ドルまでの範囲である場合、外国資本は、最初の2年間で小売業の60%まで所有することが認められている。

フィリピンの投資委員会は、投資政策及び手続に関して官公庁及び地方政府と調整し、特定の産業に対して特別な投資優遇措置を付与することによって特定の経済分野を推進する年次投資優先計画を策定及び管理する。投資委員会が作成した2017年版の投資優先計画は、2017年2月28日、ドゥテルテ大統領により承認された。2017年版投資優先計画には、零細企業や中小企業に対する税制上の優遇措置、革新の推進、並びに健康及び環境への配慮をさらに増した諸活動が含まれているほか、より多くの人口区分を対象とした雇用を拡大すること、及び国内外のバリューチェーンの中にさらに多くの企業を呼び込むことを目指している。2017年版投資優先計画は、2017年度から2020年度までの3年間にわたって実施される。

2021年12月10日、小売自由化法が改正された。当該変更には、外国投資の小売業に対する払込資本金の最低額を2.5百万米ドルから500千米ドル又は250万ペソ相当に引き下げたことが含まれる。さらに、外国資本が40%以下のフィリピン企業は、小売業に従事できるようになった。また、外国資本80%を有する小売業者は、株式の30%を株式公開しなければならないという要件が撤廃された。小売自由化法の緩和は、外国投資及びフィリピン経済にとって刺激策になるものと期待されている。

2020年5月、投資委員会は、同委員会が作成した2020年版投資優先計画を、同計画の承認を受けるためにドゥテルテ大統領に提出した。2020年版投資優先計画は、新型コロナウイルス感染症関連の必需品及び個人用保護具の製造など新型コロナウイルス感染症の感染拡大の緩和に向けた諸活動のほか、CREATE法案の施行への移行を定め、農村地域の開発に向けた投資優遇措置（所得税免除期間及び資本設備の輸入にかかる税の免除を含む。）を組み込む。2020年11月18日、ドゥテルテ大統領は、2020年版投資優先計画を承認した。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を産業別に記載したものである。

産業別外国直接投資（純額）⁽¹⁾

セクター名	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽²⁾
(単位：百万ドル)					
株式資本（再投資以外）（純額）	3,397.9	2,345.6	2,295.2	1,706.3	1,718.4
農林水産業	20.0	0.9	0.4	0.0	0.3
鉱業及び採石業	8.9	5.0	1.4	0.6	6.0
製造業	1,181.8	1,094.9	303.2	754.0	550.8
電気、ガス、蒸気、空調供給	1,388.0	199.2	307.3	(38.3)	485.9
上下水道、廃棄物管理・浄化業	1.3	0.4	5.8	4.7	(8.5)
建設	162.4	42.7	66.0	99.8	51.8
卸売・小売業、自動車・オートバイの修理	83.1	(18.0)	(180.7)	93.4	51.7
輸送・貯蔵	49.5	11.2	104.8	102.9	34.5
宿泊・外食サービス業	(38.4)	6.7	20.6	7.8	10.2
情報通信	38.3	15.9	357.1	130.0	53.1
金融・保険業	141.5	454.2	949.7	230.5	269.1
不動産業	247.8	294.2	250.4	187.9	139.5
専門職、科学技術	66.0	15.0	8.1	24.4	45.7
事務管理サポート業	(5.6)	22.1	59.5	90.7	12.7
行政、防衛、強制社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育	1.4	0.3	1.5	0.8	7.3
保健、ソーシャルワーク	23.9	2.0	32.2	14.3	4.6
芸術、娯楽、レクリエーション	27.8	198.4	9.1	2.8	3.3
その他のサービス業	0.1	0.5	(1.0)	0.1	0.3
未分類 ⁽³⁾	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資	862.6	896.6	1,132.0	944.2	1,272.3
負債性資本	5,995.9	6,706.4	5,244.2	4,171.6	7,527.4
合計	10,256.4	9,948.6	8,671.4	6,822.1	10,518.0

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除した上で、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 暫定値。
- (3) 非居住者によるクロスボーダー取引調査を出典とするノンバンクへの投資及び地方銀行への投資を対象としている。セクター別又は産業別の内訳統計データは作成されていない。

下表は、フィリピンにおける外国直接投資を国別に記載したものである。

国別	国別外国直接投資（純額） ⁽¹⁾				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 ⁽²⁾
(単位：百万ドル)					
株式資本（収益の再投資を除く）（純額）	3,397.9	2,345.6	2,295.2	1,706.3	1,718.4
日本	72.1	85.6	304.7	720.5	581.2
北米 ⁽³⁾	467.7	177.3	292.8	158.6	141.6
英国	9.4	43.2	9.1	43.3	15.8
欧州連合 ⁽⁴⁾	1,786.7	355.2	351.5	277.4	25.7
その他の欧州 ⁽⁵⁾	14.1	1.1	22.0	4.5	6.2
アジア ⁽⁶⁾	110.0	210.4	283.6	70.6	17.5
アジア新興工業経済地域（ANIES） ⁽⁷⁾	203.8	490.2	288.2	98.2	102.6
ASEAN ⁽⁸⁾	725.5	1,070.2	662.2	295.8	794.5
オーストラリア及びニュージーランド	(2.8)	(105.9)	(1.9)	(3.8)	(7.6)
中南米 ⁽⁹⁾	7.4	37.5	5.6	2.8	2.5
その他	13.4	37.4	77.4	37.2	38.2
国際機関	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益の再投資 ⁽¹⁰⁾	862.6	896.6	1,132.0	944.2	1,272.3
負債性資本 ⁽¹⁰⁾	5,995.9	6,706.4	5,244.2	4,171.6	7,527.4
合計	10,256.4	9,948.6	8,671.4	6,822.1	10,518.0

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 2009年フィリピン標準産業分類を使用し、かつBPM6の枠組みに従って修正再表示されているデータ。BPM6に基づき、外国直接投資のフロー純額は、非居住者の純株式資本（投資実行額から投資回収額を控除の上、収益の再投資及び負債性資本（すなわち、企業間借入純額）を加算して計算される。）をいう。
- (2) 暫定値。
- (3) 米国及びカナダを含む。
- (4) 英国は2021年1月1日付で欧州連合を離脱した。年度間の比較を可能にするため、2021年1月1日より前のデータは、英国の欧州連合からの離脱を反映して修正された。
- (5) アルバニア、ベラルーシ、クロアチア、ジブラルタル、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ルーマニア、ロシア連邦、スイス及びウクライナを含む。
- (6) 中国、インド、パキスタン、東南アジア、中央アジア及び西アジアを含む（韓国、香港、台湾及びASEAN諸国を除く。）。
- (7) 韓国、香港及び台湾を含む。
- (8) ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムを含む。
- (9) アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、パナマ及びその他の中南米諸国を含む。
- (10) 負債性資本の国別データは作成されていない。

2017年度の外国直接投資の純流入額は、2016年度の8.3十億ドルから23.9%増加して10.3十億ドルであった。この純流入額の増加は主に、負債性資本、製造業及び電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額の増加によるものである。2017年度の負債性資本の投資純額は、2016年度の5十億ドルから20.5%増の6十億ドルとなった。2017年度の製造業の投資純額は、2016年度の334.3百万ドルから大幅に増加して1.2十億ドルとなった。2017年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額は、2016年度の83.1百万ドルの純流出額から反転し、1.4十億ドルの純流入額となった。かかる増加は、2017年度の金融・保険業の純流入額が2016年度の1.1十億ドルから87.4%減の141.5百万ドルとなったことにより一部相殺された。

2017年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2016年度の2.6十億ドルから3.4十億ドルへと増加した。かかる増加は主に、2017年度の欧州連合からの純流入額が2016年度の106.8百万ドルから1.8十億ドルへと増加したこと、2017年度のASEAN諸国からの純流入額が2016年度の269.4百万ドルから725.5百万ドルへと増加したこと、及び2017年度の米国及びカナダからの純流入額が2016年度の79.1百万ドルから467.7百万ドルへと増加したことによるものである。かかる増加は、日本からの純流入額が2016年度の1.1十億ドルから2017年度の72.1百万ドルへ減少したこと及びANIESからの純流入額が2016年度の918.2百万ドルから2017年度の203.8百万ドルへと減少したことにより一部相殺された。2017年度においては、共和国における収益の再投資が21.5%増加し、また海外における負債性資本への投資実行が20.5%増加した。

2018年度の外国直接投資の純流入額は9.8十億ドルであり、これは2017年度の10.3十億ドルから4.1%減であった。純流入額の減少は主に、製造業及び電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純額の減少によるものである。2018年度の電気、ガス、蒸気、空調供給業の投資純流入額は、2017年度の1.4十億ドルから減少して192.8百万ドルとなった。かかる減少は、負債性資本、並びに芸術、娯楽及びレクリエーションの純流入額が増加したことにより一部相殺された。2018年度の負債性資本の純流入額は、2017年度の6十億ドルから11.8%増の6.7十億ドルとなり、また2018年度の芸術、娯楽、レクリエーションの純流入額は2017年度の27.8百万ドルから188.4百万ドルへと大幅に増加した。

2018年度における外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2017年度の3.4十億ドルから2.3十億ドルへと減少した。かかる減少は主に、2018年度の欧州からの純流入額が2017年度の1.8十億ドルから340.3百万ドルへと減少したこと、並びに2018年度の米国及びカナダからの純流入額が2017年度の467.7百万ドルから153.1百万ドルへと減少したことによるものである。これらの減少は、2018年度の日本からの純流入額が2017年度の72.1百万ドルから218.9百万ドルへと増加したこと、及び2018年度のASEANからの純流入額が2017年度の725.5百万ドルから989.7百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。2018年度の共和国の収益の再投資は0.4%減少し、2018年度の海外における負債性資本の投資実行は11.8%増加した。

2019年度の外国直接投資の純流入額は、2018年度の9.9十億ドルから22.7%減少して7.7十億ドルであった。純流入額の減少は主に、株式投資純額（収益の再投資を除く。）及び負債性資本が2018年度の2.3十億ドル及び6.7十億ドルから2019年度の1.4十億ドル及び5.2十億ドルへとそれぞれ減少したことによるものである。2019年度の製造業の投資純額は、2018年度の1.1十億ドルの純流入額から減少して257.5百万ドルの純流入額となった。かかる減少

は、2019年度の金融・保険業の純流入額が、2018年度の454.2百万ドルから543.5百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。

2019年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2018年度の2.3十億ドルから1.4十億ドルへと減少した。かかる減少は主に、2019年度のASEAN諸国、中国及び香港並びに欧州連合からの純流入額が、2018年度の1.1十億ドル、471.1百万ドル及び355.2百万ドルから、それぞれ480.9百万ドル、154.0百万ドル及び79.1百万ドルへと減少したことによるものである。これらは、2019年度の米国からの純流入額が、2018年度の184.6百万ドルから280.4百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。

2020年度の外国直接投資の純流入額は、2019年度の8.7十億ドルから27.9%減少して6.8十億ドルであった。純流入額の減少は主に、2020年度の負債性資本純額が、2019年度の5.2十億ドルから4.2十億ドルに減少したこと、及び2020年度の株式投資純額（収益の再投資を除く。）が、2019年度の2.3十億ドルから1.7十億ドルへと減少したことによるものである。2020年度の金融・保険業の投資純額が、2019年度の949.7百万ドルの純流入額から230.5百万ドルの純流出額へと減少した一方で、2020年度の製造業の投資純額は、2019年度の303.2百万ドルの純流入額から754.0百万ドルの純流入額へと増加した。

2020年度の外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、2019年度の2.3百万ドルから1.5十億ドルへと減少した。外国直接投資の減少は主に、2020年度のシンガポール及び中国からの新規株式投資が、2019年度の545.1百万ドル及び276.4百万ドルの純流入額から、それぞれ237.1百万ドル及び58.9百万ドルの純流入額に減少したことに起因する。これらは、2020年度の日本からの純流入額が、2019年度の304.7百万ドルから720.1百万ドルへと増加したことにより一部相殺された。2020年度の共和国の収益の再投資は、2019年度の1.1十億ドルから減少して944.2百万ドルとなった。

暫定値によると、2021年度の外国直接投資の純流入額は10.5十億ドルで、2020年度の6.8十億ドルを54.2%上回った。流入額の増加は主として負債性資本が2020年度の4.2十億ドルから2021年度の7.5十億ドルへと80.4%増加したためである。電気、ガス、蒸気及び空調供給業への純投資額は、2020年度の38.3百万ドルの純流出額から、2021年度には485.9百万ドルの純流入額に転じた。金融・保険業務への純投資額は、2020年度の230.5百万ドルの純流入額から2021年度の269.1百万ドルの純流入額へと増加した。これらは、製造活動に対する純投資が2020年度の754.0百万ドルの純流入額から2021年度の550.8百万ドルの純流入額に減少したことにより一部相殺された。

外国直接投資の純流入額に対する新規株式投資の寄与分は、1.7十億ドルと、ほぼ同じであった。外国直接投資は、2020年度の295.8百万ドルから2021年度には794.5百万ドルの流入額となり、主としてASEAN諸国からの外国直接投資による新規株式投資が増加した結果増加した。これらは、欧州連合からの純流入額が2020年度の277.4百万ドルから2021年度の25.7百万ドルに減少したことにより一部相殺された。共和国における収益の再投資は、2020年度の944.2百万ドルから2021年度には1.3十億ドルに増加した。

[次へ](#)

国際通貨準備高

下表は、IMFの国際金融統計において公表された預金取扱機関調査における改訂された国際収支の枠組み及びIMFの会計取扱いに準拠して編纂された、バンコ・セントラルの総国際通貨準備高を示したものである。

バンコ・セントラルの総国際通貨準備高

12月31日現在

部門	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽⁴⁾
	(単位：月数及び%を除き、百万ドル)					
IMFにおける準備ポジション ⁽¹⁾	424	474	590	813.1	801.6	798.9
金	8,337	8,154	8,016	11,605.3	9,332.8	9,585.0
特別引出権 (SDR)	1,211	1,184	1,182	1,232.9	3,938.9	3,934.5
外国投資	65,815	66,733	75,304	93,644.5	91,624.5	93,107.5
外国為替 ⁽²⁾	5,783	2,650	2,748	2,821.6	3,096.6	554.4
合計	81,570	79,193	87,840	110,117.4	108,794.4	107,980.2
商品及びサービスの輸入月数の合計 (月)	7.8	6.9	7.6	12.3	10.3	10.2
合計に対する短期債務の比率 (%) ⁽³⁾						
当初満期	571	493	511	775	844	838
残余満期	419	365	397	502	575	584

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) IMFにおける準備ポジションは、当該国のIMFの一般準備金勘定向け信用をいう。これは政府が所有する資産であるものの、総国際通貨準備高の一部として取り扱われる。
- (2) 定期預金、政府又は国際機関が発行又は保証する有価証券に対する投資、及びレボ取引で構成される。
- (3) 残余満期に基づく短期債務は、当初満期に基づく短期対外債務残高に、翌12ヶ月間に期限が到来する公的部門及び民間部門の中長期口元に係る元本支払額を加算した額をいう。
- (4) 2022年2月28日現在の暫定値。

バンコ・セントラルにより管理される総国際通貨準備高は、実質的にフィリピンのすべての公的な国際通貨準備高を構成している。バンコ・セントラルは、随時、利回り又は市場リスクを管理するため、金、外国為替及び外国証券についてオプションを締結する。また、金準備高における利回りを最適化するため、金融スワップ契約も締結する。

2017年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2016年12月31日現在の80.7十億ドルから増加して、81.6十億ドルとなった。2017年度におけるこの増加は、外国為替が2016年度の3.6十億ドルから2017年度の5.8十億ドルに2.2十億ドル増加したこと、及び金準備高が2016年度の7.3十億ドルから2017年度の8.3十億ドルに1.1十億ドル増加したことを主因とする。これらの増加は、外国投資が2016年度の68.3十億ドルから2017年度の65.8十億ドルに2.5十億ドル減少したことにより部分的に相殺された。2017年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約7.7ヶ月分の商品輸入並びにサービス及び収益の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.7倍、残余満期ベースでは4.3倍に相当する金額であった。2017年度末現在の純国際通貨準備高は、81.6十億ドルであった。

2018年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2017年12月31日現在の81.6十億ドルから減少して、79.2十億ドルとなった。2018年度の準備高の減少は、主に、外国為替が、2017年度の5.8十億ドルから2018年度の2.6十億ドルに3.1十億ドル減少したこと、及び金準備高が、2017年度の8.3十億ドルから2018年度の8.2十億ドルに183百万ドル減少したことによるものでもあった。2018年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約6.9ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の4.9倍、残余満期ベースでは3.7倍に相当する金額であった。2018年度末現在の純国際通貨準備高は、79.2十億ドルであった。

2019年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2018年12月31日現在の79.2十億ドルから10.9%増加して、87.8十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2018年12月31日現在の66.7十億ドルから2019年12月31日現在の75.3十億ドルに12.8%増加したことによるものであった。これは、金準備高が、2018年12月31日現在の8.2十億ドルから2019年12月31日現在の8.0十億ドルに1.7%減少したことにより部分的に相殺された。2019年12月31日現在の

総国際通貨準備高の水準は、約7.6ヶ月分の商品及びサービスの輸入額並びに第一次所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の5.1倍、残余満期ベースでは4.0倍に相当する金額であった。2019年度末現在の純国際通貨準備高は、87.8十億ドルであった。

2020年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2019年12月31日現在の87.8十億ドルから増加して、110.1十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2019年12月31日現在の75.3十億ドルから2020年12月31日現在の93.6十億ドルに18.3十億ドル増加したことによるものであった。2020年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約12.3ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の7.8倍、残余満期ベースでは5.0倍に相当する金額であった。2020年12月末現在の純国際通貨準備高は、110.1十億ドルであった。

2021年12月31日現在、総国際通貨準備高は、2020年12月31日現在の110.1十億ドルから減少して、108.8十億ドルとなった。この減少は、主に、金準備高が、2020年12月31日現在の11.6十億ドルから2021年12月31日現在の9.3十億ドルに2.3十億ドル減少したことによるものであった。2021年12月31日現在の総国際通貨準備高の水準は、約10.3ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の8.4倍、残余満期ベースでは5.8倍に相当する金額であった。2021年12月末現在の純国際通貨準備高は、108.8十億ドルであった。

2022年2月28日現在、総国際通貨準備高は、2021年2月28日現在の105.2十億ドルから増加して、107.9十億ドルとなった。この増加は、主に、外国投資が、2021年2月28日現在の90.7十億ドルから2022年2月28日現在の93.1十億ドルに2.4十億ドル増加したことによるものであった。2022年2月28日現在の総国際通貨準備高の水準は、約10.2ヶ月分の商品の輸入額並びにサービス及び所得の支払いを行うのに十分な金額であり、また、当初満期ベースで共和国の短期債務額の8.4倍、残余満期ベースでは5.8倍に相当する金額であった。2022年2月末現在の純国際通貨準備高は、107.9十億ドルであった。

(4) 【通貨・金融制度】

通貨制度

金融政策

1993年、政府は、新中央銀行法（New Central Bank Act）に従って共和国の中央銀行であるバンコ・セントラルを設立した。バンコ・セントラルは、旧フィリピン中央銀行に代わるものである。バンコ・セントラルは、新中央銀行法に基づき権限を付与されているとおり、通貨、銀行及び与信分野の政策に関して責任を負う独立中央金融機関として機能している。新中央銀行法は、旧フィリピン中央銀行の多額の赤字の原因となったすべての準財政行為、商業銀行業務、開発銀行業務又は開発融資にバンコ・セントラルが従事することを禁止している。

バンコ・セントラルの主たる目標は、物価の安定、通貨の安定及びペソの兌換性を維持することである。同行の物価安定の目標を達成するために、バンコ・セントラルは、主として政策金利の調整、並びに政府証券の売買、再割引取引及び預金準備率の調整を含む公開市場操作の実施を通じた通貨管理を実行する。

バンコ・セントラルの機能には以下が含まれる。

- ・ 通貨政策の実行
- ・ 国家通貨の発行
- ・ 外貨準備の管理
- ・ 政府、政府の下部行政組織・部局及びGOCCのための預託取扱機関としての活動
- ・ フィリピン国内の銀行及び準銀行の規制

政府は、バンコ・セントラルの発行済株式のすべてを保有している。バンコ・セントラル総裁、大統領により任命された内閣の閣僚1名及び民間部門の常勤代表者5名で構成される7名の委員による通貨理事会が、バンコ・セントラルを統治する。大統領は、内閣の代表者を除き、通貨理事会の7名それぞれの委員を6年の任期で任命する。

フィリピンの法律は、バンコ・セントラルに予見可能な純外貨需要を満たすのに十分な国際通貨準備高を維持することを義務付けている。

2019年2月14日、ドゥテルテ大統領は共和国法第11211号に署名した。同法はとりわけ、増資及びバンコ・セントラルの権限の拡大により新中央銀行法を改正するものである。同法の下で、バンコ・セントラルの資本金は50十億ペソから200十億ペソに増加された。これは、損失の吸収又は投資のいずれかのためにより多くの資金を提供する措置である。同法は、バンコ・セントラルの監督権限の対象も、より多くの種類の金融機関（マネーサービス事業、信用供与事業及び決済システム事業を含む。）に拡大した。

また、バンコ・セントラルは、不正な金融取引の収益の没収を要求する権限のほか、追加の行政処分及び刑事処分を課す権限を与えられている。最後に、バンコ・セントラルは、その金融操作の時期及び規模を決定する際の柔軟性を高めるために、債務証券を発行する権限を与えられた。

2020年12月31日現在、監査済の財務情報によれば、バンコ・セントラルは合計7,075.1十億ペソの資産を有しており、そのうち国際通貨準備高は5,249.9十億ペソであった。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗並びにその他の固定資産及び資産で構成され、負債は主に流通通貨並びに銀行及び準銀行からの預金で構成されていた。

2021年12月31日現在の未監査の暫定値では、バンコ・セントラルは前年度の7,075.1十億ペソよりも多い、合計7,576.4十億ペソの資産を有していた。総資産は主に国際通貨準備高で構成されており、72.7%、すなわち5,505.4十億ペソを占める。バンコ・セントラルの残りの資産は主に国内証券、貸付及び前払貸付、銀行店舗その他の固定資産並びにその他の資産で構成され、負債は主に通貨発行並びに銀行及び準銀行機能を有するノンバンク金融機関からの預金で構成されていた。

下表は、バンコ・セントラルの2021年12月31日に終了する期間の貸借対照表である。

バンコ・セントラル貸借対照表

表示期末現在

(単位：十億ペソ)

	2018年	2019年	2020年	2021年 ^(p)
資産合計	4,851.63	5,083.98	7,075.06	7,576.42
年間増減率(%)	4.0	4.8	39.2	7.1
国際通貨準備高	4,140.17	4,434.08	5,249.89	5,505.38
国内有価証券	223.30	226.14	1,380.93	1,470.56
貸付及び前払貸付	277.51	200.17	130.89	121.72
レポ取引に基づき購入された国債	-	-	0.00	0.00
銀行店舗その他の固定資産	23.79	24.41	23.14	22.43
利益ポジションのデリバティブ派生商品	0.05	0.02	.	0.10
その他の資産	186.81	199.16	290.22	456.24
合計負債	4,735.14	4,938.88	6,904.01	7,440.28
年間増減率(%)	3.2	4.3	39.8	7.8
通貨発行	1,490.23	1,679.05	2,038.85	2,175.87
預金	2,304.09	2,411.19	3,735.37	3,816.54
その他の預金取扱機関 ⁽¹⁾ の準備預金	1,843.83	1,550.53	1,331.03	1,391.94
その他の金融会社 ⁽²⁾ の準備預金	1.28	0.38	0.36	0.40
保証付き決算勘定	2.68	8.09	31.54	30.45
翌日物預金ファシリティ ⁽³⁾	58.64	266.15	1,119.27	717.82
定期預金ファシリティ ⁽³⁾	69.20	283.22	320.10	630.12
共和国財務省財務局長 ⁽⁴⁾	170.16	159.90	798.60	907.58
外国金融機関	122.83	107.72	96.98	97.10
その他の外貨建預金	1.05	1.12	4.56	8.10
その他の預金 ⁽⁵⁾	34.40	34.07	32.94	33.05
外国借入金	0.03	0.00	0.00	0.00
債券(純額)	26.29	25.41	24.01	25.49
特別引出権割当額	61.37	58.94	57.97	199.49
外貨建勘定の再評価 ⁽⁶⁾	534.98	425.94	478.42	617.32
リバースレポ・ファシリティ ⁽³⁾	300.99	305.13	305.03	305.00
支払手形(純額) - 国内	-	-	219.87	259.86
その他の負債	17.17	33.23	44.48	40.70
純資産	116.49	145.09	171.05	136.14
資本金	50.00	50.00	50.00	50.00
剰余金/準備金	66.49	95.09	121.05	86.14

注：

- (1) その他の預金取扱機関とは、ユニバーサル・バンク及び商業銀行(UB/KB)、貯蓄銀行(TB)、地方銀行(RB)並びに準銀行機能を有するノンバンク(NBQB)のみを含む。
- (2) その他の金融会社とは、銀行の信託部門のみを含む。
- (3) 2016年6月3日以降、リバースレポ取引及び特別預金勘定はそれぞれリバースレポ・ファシリティ及び翌日物預金ファシリティに引き継がれ、金利コリドー(IRCS)システムの実施に合わせて定期預金ファシリティが導入された。未払利息を含む。
- (4) 外貨建預金を含む。
- (5) 大半がGOCC預金。
- (6) 以前は、国際通貨準備高の再評価と称されていた。
- (p) バンコ・セントラル財務書類(未監査かつ暫定値)に基づく。

- 該当なし。
- . 四捨五入して0。

注：四捨五入のため、内訳の合計は必ずしも合計額に一致しない。

出典：バンコ・セントラル

通貨供給量

下表は、フィリピンの通貨供給量に関する一定の情報を示したものである。2013年7月、バンコ・セントラルは、統計編纂における国際的な最良の慣行への準拠の一環として、SRFフォーマットと称する金融統計の編纂及び報告の新たなシステムを採用した。SRFシステムの採用による総合国際収支の変動は生じていない。しかしながら、バンコ・セントラルは、SRFの採用に関連して、無担保劣後債務及び未払利息の算入に関するIMFからの一定の勧告を適用しているため、過去に報告した額について軽微な変動が生じている。

	通貨供給量 (SRFベース)					
	12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽¹⁾	2022年 ⁽²⁾
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
M1 ⁽³⁾						
流通通貨	1,047.6	1,231.8	1,395.8	1,731.8	1,877.7	1,869.3
当座預金	2,503.3	2,657.2	3,104.5	3,724.1	4,323.1	4,413.8
合計	3,550.8	3,889.0	4,500.3	5,455.9	6,200.8	6,283.2
増加 (%) ⁽⁴⁾	15.7%	9.5%	15.7%	21.2%	8.4%	14.8% ⁽⁷⁾
M2 ⁽⁵⁾	10,202.3	11,080.2	12,293.2	13,564.2	14,763.3	14,597.7
増加 (%) ⁽⁴⁾	11.6%	8.6%	10.9%	10.3%	8.8%	8.2% ⁽⁷⁾
M3 ⁽⁶⁾	10,636.1	11,643.0	12,976.3	14,222.0	15,254.0	15,243.7
増加 (%) ⁽⁴⁾	11.9%	9.5%	11.5%	9.6%	7.3%	7.6% ⁽⁷⁾

出典：経済統計部、バンコ・セントラル

注：

- (1) 2022年2月23日現在の暫定値。
- (2) 2022年3月31日現在の暫定値。
- (3) 流通通貨及び要求払預金で構成される。
- (4) 前期比。
- (5) M1、貯蓄性預金及び定期預金で構成される。
- (6) M2及び預金代替物で構成される。
- (7) 2021年3月31日との比較。

2017年12月31日現在、共和国の通貨供給量 (M3) は、2016年12月31日現在の9.5兆ペソから11.9%増加して、10.6兆ペソとなった。この拡大は、主に国内信用が2016年12月31日現在の水準から13.9%増加したことによる。この増加は、同期間中、民間部門向け信用における16.4%の増加を主因とするものであった。政府向け信用 (純額) も、同期間中、2.0%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは1.4%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも10.3%増加した。

2018年12月31日現在、共和国の通貨供給量 (M3) は、2017年12月31日現在の10.6兆ペソから9.5%増加して、11.6兆ペソとなった。この拡大は、主に国内信用が2017年12月31日現在の水準から14.9%増加したことによる。国内信用の増加は、15.1%増加した民間部門向け信用に主導されたその他部門向け信用における14.5%の増加を主因とするものであった。2018年12月31日現在の政府向け信用 (純額) も、2017年12月31日現在の水準から16.9%増加した。同期間中、バンコ・セントラルの純外国資産ポジションは1.3%増加し、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは6.9%減少した。

2019年12月31日現在、共和国の通貨供給量 (M3) は、2018年12月31日現在の11.6兆ペソから11.3%増加して、13.0兆ペソとなった。この通貨供給量の拡大は、主に国内信用が2018年12月31日現在の水準から10.6%増加したことによる。国内信用の増加は、同期間中、とりわけ2018年12月31日現在の水準から7.7%増えた民間部門向け信用を含む、その他部門向け信用における8.1%の増加を主因とするものであった。2019年12月31日現在の中央政府向け信用 (純額) も、2018年12月31日現在の水準から23.8%増加した。2018年12月31日から2019年12月31日までの期

間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは4.7兆ペソから8.9%増加して、4.9兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションは0.4兆ペソから23.3%増加して、0.5兆ペソとなった。

2020年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2019年12月31日現在の13.0兆ペソから9.6%増加して、14.2兆ペソとなった。この拡大は、主に国内信用が2019年12月31日現在の水準から4.7%増加したことによる。国内信用の増加は、同期間中、30.6%増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。同期間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは20.5%増加して、5.3兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも72.8%増加して、0.8兆ペソとなった。

暫定値によると、2021年12月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2020年12月31日現在の14.2兆ペソから7.3%増加して、15.3兆ペソとなった。この増加は、主に国内信用が2020年12月31日現在の水準から7.7%増加したことによる。国内信用の増加は、2020年12月31日現在の水準から22.1%増えた中央政府向け信用（純額）における増加を主因とするものであった。同期間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは6.5%増加して、6.5兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも16.0%増加して、0.9兆ペソとなった。

暫定値によると、2022年3月31日現在、共和国の通貨供給量（M3）は、2021年3月31日現在の14.2兆ペソから7.6%増加して、15.2兆ペソとなった。この増加は、主に国内信用が2021年3月31日現在の水準から7.3%増加したことによる。国内信用の増加は、2021年3月31日現在の水準から13.3%増えた政府及び地方自治体向け信用（純額）の拡大の継続の他、その他部門向け信用が5.6%増加したことを主因とするものであった。同期間中、バンク・セントラルの純外国資産ポジションは6.7%増加して、5.6兆ペソとなり、他の預金取扱機関の純外国資産ポジションも18.5%増加して、1.0兆ペソとなった。

2020年において、平均91日物財務省証券利回りは、2.02%であった。2021年においては、平均91日物財務省証券利回りは、1.11%であった。

下表は、国内金利及び預金金利に関する情報を示したものである。

	国内金利及び預金金利				
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	（期間当たりの加重平均）				
91日物財務省証券利回り	2.2%	3.5%	4.7%	2.0%	1.1%
銀行平均貸出金利	5.6%	6.1%	7.1%	該当なし	該当なし

出典：バンク・セントラル及び財務局（以下「BTr」という。）

金融規制

バンク・セントラルは、2002年1月、金利政策の枠組みとしてインフレ目標を正式に採用した。この金融政策への移行は、バンク・セントラルの本来の目的である、物価の安定確保を追求するにあたって、より焦点を絞った積極的なアプローチをバンク・セントラルに提供することを目的としている。このアプローチには、バンク・セントラルが一定の期間内の達成を図る明確なインフレ目標の発表が含まれている。目標インフレ率は、省庁をまたぐ機関を通じて、バンク・セントラル及び政府により共同で設定及び発表される。目標を達成する責任は主としてバンク・セントラルにあるが、この共同発表は、物価安定及びインフレ目標の達成への政府の積極的な参加を反映している。また、バンク・セントラルは、バンク・セントラルが希望するインフレ目標を達成することを可能にする適切な金融政策姿勢について、審議、協議及び通貨理事会に対する勧告を行う諮問委員会を設けた。

2017年、バンク・セントラルは、7回の金融政策会議を開催したが、その各会議において、翌日物リバースレポ・ファシリティの主要な政策金利は3.0%に維持された。他の金融政策の手段に関する金利も据え置かれた。同様に、預金準備率に変更はなかった。

2018年5月、通貨理事会は、インフレ圧力の可能性及びインフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.25%、翌日物貸出ファシリティ金利を6.25%に引き上げることを決定した。2018年6月、通貨理事会は、インフレ予想の高まりがあるとして、リバースレポ金利を3.50%、翌日物貸出ファシリティ金利を6.50%に引き上げることを決定した。2018年8月、通貨理事会は、インフレ率上昇を指摘した上で、リバースレポ金利を4.0%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.0%に引き上げることを決定した。2018年9月、通貨理事会は、継続的に拡大する物価上昇圧力の兆候があるとして、リバースレポ金利を4.5%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.5%に引き上げることを決定した。2018年11月、通貨理事会は、インフレ予想が高止まりし、賃金上昇圧力が物価動向を牽引し続けているとして、リバースレポ金利を4.75%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.75%に引き上げることを決定した。2018年

度の貸出金利の平均レンジは、2017年度の貸出金利の平均レンジが4.1%～6.5%であったのに対し、4.6%～7.1%であった。

2019年3月、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になったとして、リバースレポ金利を4.75%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.75%に維持することを決定した。2019年5月、通貨理事会は、供給条件が改善される中、食品価格が下落したことによる価格圧力の緩和に伴って、インフレの見通しが引き続き管理しやすいものであるとの評価に基づき、リバースレポ金利を4.5%、翌日物貸出ファシリティ金利を7.5%に引き下げること決定した。2019年8月、通貨理事会は、世帯当たりの消費支出が回復する見通し及び政府によるインフラ支出計画実施の加速を背景に、国内の成長が引き続き堅調な見通しとなる中、インフレの勢いが緩和したとして、リバースレポ金利を4.25%、翌日物貸出ファシリティ金利を4.75%に引き下げた。2019年9月、通貨理事会は、インフレの勢いが減速し続け、インフレ期待が十分に裏付けられているとして、リバースレポ金利及び翌日物貸出ファシリティ金利をさらにそれぞれ4.0%及び4.5%に引き下げた。インフレの勢いが減速し続けた結果、2019年度末までこれらのリバースレポ金利及び翌日物貸出ファシリティ金利は維持された。過去5年間における平均貸出金利の平均レンジは、2015年度は4.5%～6.9%、2016年度は4.3%～6.7%、2017年度は4.1%～6.5%、2018年度は4.6%～7.1%、2019年度は5.5%～8.0%であった。

2020年2月6日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティを3.75%まで25ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、4.25%及び3.25%まで引き下げられた。2020年3月19日、通貨理事会は、さらに、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティの金利を3.25%まで50ベース・ポイント引き下げた。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.75%及び2.75%まで引き下げられた。2020年4月16日、通貨理事会は、フィリピン経済に対する新型コロナウイルス感染症の流行の影響を評価し、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.75%まで50ベース・ポイント引き下げること決定した。翌日物貸出ファシリティ及び預金ファシリティの金利はそれぞれ、3.25%及び2.25%まで引き下げられた。2020年6月25日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%まで50ベース・ポイント引き下げること決定した。翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%まで引き下げられた。2020年8月20日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に、翌日物預金ファシリティ及び翌日物貸出ファシリティの金利をそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持することを決定した。2020年10月1日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.25%に維持することを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.75%及び2.75%に維持された。2020年11月19日、通貨理事会は、穏やかなインフレ環境及び安定したインフレ予想を背景とした、現時点の政策金利の引き下げには成長に対する下振れリスクが高まる中で市場心理を改善させ国の経済回復を促す十分な政策余地がある、との同理事会の評価を挙げて、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%まで25ベース・ポイント引き下げること決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%まで引き下げられた。2020年12月17日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2021年2月11日、同年3月25日、同年5月12日、同年6月24日、同年8月12日、同年9月23日、同年11月18日及び同年12月16日に、通貨理事会は、インフレ環境の管理が容易になり、経済回復を促すための政府による幅広い取り組みの支援に対する現行の金融政策設定が適切な状態であると述べ、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

2022年2月17日、通貨理事会は、バンコ・セントラルの翌日物リバースレポ・ファシリティ金利を2.0%に維持することを決定した。同様に、翌日物預金ファシリティ及び貸出ファシリティの金利はそれぞれ、1.5%及び2.5%に維持された。

外国為替制度

共和国は、ペソに対する為替レートの決定を市場要因に委ねる変動為替相場制を維持しているが、バンコ・セントラルは、秩序ある市場環境を維持するため及び為替レートの急激な変動を抑えるために、市場介入を行うことができる。

下表は、ペソ・米ドル間の為替レートに関する情報を示したものである。

1ドル当たりの
ペソの為替レート⁽¹⁾

年度	1ドル当たりの ペソの為替レート ⁽¹⁾	
	期末	期中平均 ⁽¹⁾
2017年度	49.923	50.404
2018年度	52.724	52.661
2019年度	50.744	51.796
2020年度	48.036	48.064
2021年度	50.774	50.248
2022年度 ⁽²⁾	51.291	51.281

出典：財務省、バンコ・セントラル 参照為替レート公報

注：

- (1) 該当する期間の各月の月間平均為替レートの平均。2021年度の平均為替レートは、2020年度の1米ドル当たり48.064ペソに対して、1米ドル当たり50.248ペソであった。2021年度において対米ドルでペソ安となったのは、米国金融政策の早期正常化の見込みの他、進行中の衛生上の危険による成長見通しの不確実性に起因するものであった。
- (2) 2022年2月28日現在及び同日に終了した期間の暫定値。

外貨は、銀行システム外で自由に売却、購入及び外貨口座に預金することができる。居住者及び非居住者はいずれも、フィリピン国内の公認銀行に外貨預金口座を保持することができ、居住者は、制限なく海外で預金を保持することができる。但し、かかる海外の口座に預金するために、国内の銀行システムから外貨を購入することはできない。

バンコ・セントラルに登録された外国貸付及びバンコ・セントラルによって承認された又はバンコ・セントラルに登録された外国投資に関連した支払いは、フィリピン国内の公認外国為替銀行から購入した外貨で行うことができる。バンコ・セントラルは、各投資家につき年間60百万ドルを超える居住者による外国投資のうちフィリピンの銀行システムを通じて資金調達されたものについては必ず、その承認及び登録を行わなければならない。バンコ・セントラルの貸付承認制度については、下記「フィリピンの金融システム - 外貨建貸付」の記載を参照されたい。

政府は対外支払について何ら通貨規制を課していないが、輸出、サービス及び投資による為替収入はすべて、22の指定通貨のいずれかにより取得されなければならない。公認外国為替銀行は、受入可能な通貨をペソに転換することができる。

個人非居住者又は法人非居住者は、バンコ・セントラルの承認を得ることなくペソ建ての銀行口座を開設することができる。50,000ペソを超えるペソ金額をフィリピン国内から輸出又は電子振替する場合には、バンコ・セントラルの事前の承認を得なければならない。

1997年7月11日にバンコ・セントラルがペソを変動相場にすることを認めて以降、バンコ・セントラルによる外国為替市場への介入は最低限のものである。しかしながら、バンコ・セントラルは、為替投機の減少とマネーロンダリングへの対処を目的とした外国為替取引に関する措置を採用し、外国為替市場を支援するための規制を発令している。

2017年度の平均為替レートは、2016年度の1米ドル当たり47.493ペソに対して、1米ドル当たり50.404ペソであった。2017年度に対米ドルでペソ安となったのは、拡大する貿易赤字に対する市場の懸念及び年度中の米国連邦準備制度理事会によるさらなる金利引上げに対する期待感の高まりが主因であった。また、政府は、同期間中に一部の対外債務の返済及び期限前返済を行ったが、このこともペソ安に貢献した。

2018年度の平均為替レートは、2017年度の1米ドル当たり50.404ペソに対して、1米ドル当たり52.661ペソであった。2018年度に対米ドルでペソ安となったのは、同期間中の米国連邦準備制度理事会によるさらなる金利引上げに対する市場の期待及び国内で拡大する貿易赤字に対する懸念並びに米国とその主要な貿易相手国（中国を含む。）との間の貿易をめぐる緊張の高まりが主因であった。

2019年度の平均為替レートは、2018年度の1米ドル当たり52.661ペソに対して、1米ドル当たり51.796ペソであった。2019年度に対米ドルでペソ高となったのは、インフレの緩和、送金の堅調な流入、米国連邦準備制度理事会のハト派的なスタンス及び米国と中国との間の貿易交渉に対する市場心理の改善、並びに、2019年度後半の、米国連邦準備制度理事会による金利の引下げへの市場の期待が主因であった。

2020年度の平均為替レートは、2019年度の1米ドル当たり51.796ペソに対して、1米ドル当たり49.624ペソであった。2020年度に対米ドルでペソ高となったのは、共和国の輸入額がその輸出額に比べ減少し、支払ポジションの残高が改善したことが要因の一部であった。共和国の外貨準備を増加させた有利な条件での外国貸付及び外国債への共和国のアクセスも、ペソに対する信頼の維持に役立った。

2021年度の平均為替レートは、2020年度の1米ドル当たり49.624ペソに対して、1米ドル当たり49.255ペソであった。感染力の強い新種のコロナウイルス感染症変異株の出現を巡る懸念や米国連邦準備制度理事会による引き締めの加速見込みにもかかわらず、ペソ及び外国為替市場は、年間を通して回復力のある状態であった。これは、概して、管理可能なインフレ環境、強靱かつ回復力のある銀行システム、堅実な財政状況及び十分な水準の国際通貨準備高に対するバッファを含むフィリピンのマクロ経済の基盤への投資家の関心が続いていることを示す。

同時に、ワクチンプログラム、地方の新型コロナウイルス感染事例の結果的な減少及びロックダウンの制限の緩和を加速するための国家政府の取り組みを背景とするポジティブな市場心理が、比較的安定した外国為替相場につながった。フィリピンの国際通貨準備高の継続的な強化やフィリピンの信用格付の再確認もまた、国内通貨に対する市場の信頼を維持することに役立った。

一方で、2022年の最初の4ヶ月の間、ペソは米ドルに対して下落し、2021年度の1米ドル当たり49.255ペソに対して、1米ドル当たり51.641ペソであった。これは主に、米国における金融政策の引き締め、ロシア・ウクライナの戦争及び世界的な石油価格の上昇によるものである。

フィリピンの金融システム

組織

下表は、フィリピンの金融システムの総資産を金融機関のカテゴリー別に示したものである。

	金融システムの総資産 ⁽¹⁾					
	12月31日現在					
	2017年 ⁽²⁾	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽⁴⁾	2022年 ⁽⁶⁾
	(単位：十億ペソ)					
銀行						
ユニバーサル・バンク/商業銀行	14,053.8	15,691.5	17,216.1	18,527.4	19,761.3	20,071.8
貯蓄銀行	1,213.9	1,293.2	1,203.9	1,192.1	1,338.0	932.8
地方銀行	256.5	273.9	291.5	308.4	340.8	340.8 ⁽⁵⁾
銀行合計	15,524.3	17,258.6	18,711.5	20,027.9	21,440.1	21,345.4
ノンバンク金融機関 ⁽³⁾	3,739.8	3,834.7	4,248.7	4,330.2	4,507.8	4,507.8 ⁽⁵⁾
資産合計	19,264.1	21,093.3	22,960.2	24,358.1	25,947.9	25,853.1

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) バンコ・セントラルの資産を除く。ここでの表示金額は、無形資産及び有形資産の減価償却費、並びに予想損失引当金の総額である。
- (2) その他金融会社（OFC）のデータを含めるため、2017年3月末からデータは修正されている。
- (3) 投資会社、金融会社、証券ディーラー/ブローカー、質店、貸付投資家、貯蓄貸付組合、（BSPの監督下にある）クレジットカード会社、並びに国営及び民営保険会社（SSS及びGSIS等）を含む。
- (4) 暫定値。
- (5) 2021年12月31日現在。
- (6) 2022年2月28日現在の暫定値。

フィリピンの金融システムは、銀行及びノンバンク金融機関で構成されている。銀行とは、預金の形で受け取った資金を貸付ける業務を行う事業体をいう。ノンバンク金融機関とは、資金の貸付、投資若しくは募集を行う、又は自己若しくは他人の計算のいずれかで、負債性証書若しくは株式の預託を受ける若しくはこれらを取得する銀行以外の事業体に当たるものをいう。ノンバンク金融機関は銀行に準ずる機関を含むが、これは債権その他の債務の転貸又は購入を目的とする預金代替証書の発行、裏書、求償権付の譲渡又は引受による資金の借入を行う事業体を意味する。

暫定値によれば、2021年12月31日現在、フィリピンの金融システムの総資産は、前年比で6.5%増加して、25,947.9十億ペソであった。この増加は広範囲にわたるもので、主に、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の資産が6.7%増加して19,761.3十億ペソとなったこと、及び貯蓄銀行の資産が12.2%増加して1,338.0十億ペソとなったことを原因とするものであった。地方銀行の資産は、10.5%増加して340.8十億ペソとなり、ノンバンクの資産は、4.1%増加して4,507.8十億ペソとなった。

バンコ・セントラルは、同種の業務を行う子会社及び関連会社を含めてすべての銀行及び準銀行を監督する。バンコ・セントラルは、信託会社や、特別法によりバンコ・セントラルの監督下に置かれている他の金融機関（質店及び貯蓄貸付組合等）も監督している。バンコ・セントラルは、金融サービス事業者、与信事業者及び決済システ

ム運営業者に対する規制・調査権限も行使している。通貨理事会は、主たる政策決定機関として機能し、最終的な監督権限を有する。

金融システムの構造

フィリピンの金融システムは、ユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行、イスラム銀行、デジタルバンク及びノンバンク金融機関で構成されている。各種銀行は、区別された事業活動及び地理的市場に参加している。

商業銀行は、以下を行うことができる。

- ・ 手形の引受け及び信用状の発行
- ・ 約束手形、手形、為替手形その他債務証券の割引及び譲渡
- ・ 要求払預金の引受け又は設定
- ・ その他の種類の預金及び預金代替物の受入れ
- ・ 外貨及び金地金又は銀地金の売買
- ・ 市場性債券その他負債証券の取得
- ・ 有担保又は無担保の金銭貸付

別名ユニバーサル・バンクとして知られている拡大商業銀行は、通常の商業銀行の業務に加え、投資銀行業務に従事し、非系列企業に投資し、デジタルバンク、貯蓄銀行、地方銀行、系列金融企業又は系列非金融企業の株式を100%まで所有することもできる。株式を公開しているユニバーサル・バンクの場合、他のユニバーサル・バンク又は商業銀行の1行に限り、議決権株式を100%まで所有することもできる。2021年12月31日現在、運営を行うユニバーサル・バンク及び商業銀行が46行存在した。

2021年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高合計は、前年比で4.8%増加し、9,892.2十億ペソとなった。貸付残高合計の増加は、主に不動産業向けの貸し付けが9.2%増加して1,930.9十億ペソとなったことによるものである。

下表は、部門別に区分されたユニバーサル・バンク及び商業銀行の貸付残高を示したものである。部門別の割合は、バンコ・セントラルのリバースレポ契約の総額を示すものである。

ユニバーサル・バンク及び商業銀行の部門別貸付残高⁽¹⁾
 12月31日現在

	2019年		2020年		2021年		2022年 ⁽²⁾	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
	(単位: %を除き、百万ペソ)							
合計	9,508,752	100.0%	9,442,155	100.0%	9,892,183	100.0%	9,992,461	100.0%
農業、林業及び漁業	221,873	2.3%	211,383	2.2%	200,563	2.0%	193,556	1.9%
鉱業及び採石業	47,974	0.5%	43,454	0.5%	37,335	0.4%	34,175	0.3%
製造業	1,048,724	11.0%	993,213	10.5%	1,088,763	11.0%	1,081,324	10.8%
電気、ガス、蒸気及び空調供給業	1,006,431	10.6%	1,043,966	11.1%	1,046,386	10.6%	1,051,720	10.5%
水供給、下水処理、廃棄物管理及び浄化活動	106,010	1.1%	103,685	1.1%	109,717	1.1%	116,665	1.2%
建設業	368,663	3.9%	375,630	4.0%	383,537	3.9%	370,222	3.7%
卸売・小売業、自動車・オートバイ修理業	1,193,922	12.6%	1,112,621	11.8%	1,125,824	11.4%	1,114,952	11.2%
宿泊及び飲食業	153,708	1.6%	162,357	1.7%	150,738	1.5%	149,332	1.5%
運輸及び保管業	287,949	3.0%	302,212	3.2%	329,980	3.3%	329,371	3.3%
情報通信業	357,270	3.8%	376,132	4.0%	481,955	4.9%	494,547	4.9%
金融及び保険業	923,805	9.7%	881,006	9.3%	970,642	9.8%	919,538	9.2%
不動産業	1,677,815	17.6%	1,768,134	18.7%	1,930,902	19.5%	2,051,731	20.5%
専門、科学及び技術サービス業	68,139	0.7%	54,574	0.6%	57,774	0.6%	59,484	0.6%
管理・支援サービス業	41,558	0.4%	37,621	0.4%	31,092	0.3%	30,818	0.3%
公務及び国防、強制社会保障事業	142,380	1.5%	144,647	1.5%	152,603	1.5%	153,832	1.5%
教育	42,850	0.5%	39,927	0.4%	34,783	0.4%	34,903	0.3%
保険衛生及び社会事業	59,890	0.6%	89,340	0.9%	93,228	0.9%	94,043	0.9%
芸術、娯楽及びレクリエーション業	146,781	1.5%	150,136	1.6%	162,356	1.6%	161,908	1.6%
その他サービス活動	100,196	1.1%	65,011	0.7%	67,822	0.7%	74,051	0.7%
雇主としての世帯活動、分別不能な財及びサービス、家庭の自家用生産活動	79,794	0.8%	86,262	0.9%	67,332	0.7%	67,033	0.7%

その他⁽³⁾ 1,433,021 15.1% 1,400,847 14.8% 1,368,848 13.8% 1,409,256 14.1%

注：

- (1) 償却額控除後。
- (2) 2022年2月28日現在の暫定値。
- (3) 世帯消費を目的とした個人に対する貸付、バンコ・セントラルのリバースレポ取引に基づく貸付及び非居住者に対する貸付を含む。

地方銀行及び共同組合銀行は、農業従事者、漁業従事者、協同組合、商人及び地方共同体の人々全般の通常の信用ニーズを満たすために、合理的な条件で地方において信用を供与している。2021年12月31日現在、運営を行う地方銀行及び協同組合銀行が413行存在した。

貯蓄銀行は、自己の資本及び預金者の貯蓄を以下に投資する。

- ・ 住宅建設及び住宅開発のための融資
- ・ 容易に売買可能な債務証券
- ・ コマーシャルペーパー及び商業取引から生じた売掛金、手形、為替手形、引受手形又は約束手形
- ・ 市場において農業、サービス、工業、住宅並びにその他の金融及び類似のサービスに従事している中小企業及び個人に対する短期運転資本及び中長期貸付

2021年12月31日現在、運営を行う貯蓄銀行（マイクロファイナンスを中心業務とする銀行を含む。）は47行であった。

2021年12月31日現在、6行のマイクロファイナンス地方銀行と911の支店や出張所が存在した。また、貯蓄銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が15、地方銀行のマイクロファイナンスを中心業務とする支店が3存在した。マイクロファイナンスを中心業務とする銀行は、常に総貸付ポートフォリオの少なくとも50%をマイクロファイナンス貸付とすることが義務付けられている。マイクロファイナンス貸付は、150,000ペソを上限とする元本額の貸付である。貸付上限額は、成長中の零細企業に対する貸付、すなわち「マイクロファイナンス・プラス」及び住宅向けのマイクロファイナンス貸付の場合、さらに300,000ペソに引き上げられる場合がある。

専門政府銀行とは、フィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行、DBP及びLBPである。アルアマナ・イスラム投資銀行は、イスラムの銀行業務の原則及び決定に基づいて銀行、融資及び投資サービスを提供することで、ARMMの発展を促す。LBPIは、農地改革法（Agricultural Land Reform Code）の可決を受け、農業用地の分割取得・販売及び小規模土地所有者への転売のための資金を融資するために、1963年に設立された。現在、同行は、辺境地開発及び貧困緩和のために融資を行うことに注力しつつ、政府から予算支援を受けることなく持続可能な形で運営していくことを目指している。この目的を達成するために、LBPは商業銀行業務を維持しており、その収益は同行の開発プログラム及びプロジェクトに再投資される。LBPの貸付ポートフォリオは、農業従事者・漁業従事者、中小企業・零細企業及び生活支援ローン、農業関連産業、農業インフラその他農業・環境関連のプロジェクト、集団住宅、学校並びに病院を優先している。

DBPIは、当初1935年に国家貸付投資銀行（National Loan and Investment Board）として設立後、1958年にDBPに組織変更されたが、現在では共和国内の主たる開発金融機関である。1998年に採択された最新の定款に基づき、DBPIは、開発銀行に分類され、貯蓄金融機関の他のすべての機能を果たすことができる。その使命は、持続可能な成長のために共和国経済の競争力を高めること、また、インフラ開発、信頼できる起業家、効率的な社会サービス及び環境保護を支援することである。DBPIは、中小規模の産業を重視しつつ、共和国内の農企業及び工業企業の中長期的な必要に応じた銀行サービスを提供する。

他方で、デジタルバンクは、バンコ・セントラルの2020年12月2日付回状（Circular）第1105号において、既存の銀行分類に属さない新たな種類の銀行と承認された。デジタルバンクは、デジタル・プラットフォーム及び/又は電子チャネルを通じて端末間で処理される金融商品及びサービスを提供し、金融商品やサービスを提供する物理的な支社/支店や出張所を持たない。本書の日付現在、バンコ・セントラルは、共和国内でデジタルバンクを設立する権限を求める6件の申請を承認している。このうち3件はデジタル銀行免許に基づき既に業務を開始しており、残る3件についてはデジタルバンクとしての業務開始に向けて、残りの必要なライセンス要件を満たすために様々な段階を経ているところである。

ノンバンク金融機関は、他の金融機関に短期の融資を行うこともあるが、主として長期の融資を行う機関である。2021年12月31日現在、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有するノンバンク金融機関6社を規制又は監督していた。また、バンコ・セントラルは、準銀行機能を有しないノンバンク金融機関1,318社を監督又は規制していた。

近時の金融制度の動向

2021年12月31日現在、フィリピンの銀行システムは、前年比で、4.8%増の貸付ポートフォリオ合計、9.0%増の預金負債及び5.98%増の資本収支を計上し、純利益は44.8%増加して224.8十億ペソとなった。

2021年12月31日現在の株主資本利益率は、前年の6.5%に対して9.0%となり、資産利益率は前年の0.8%より上昇して1.1%となった。

2021年12月31日現在、フィリピン銀行システムの単体ベースの暫定自己資本比率は、16.7%であった。また、流動資産の割合は、前年の53.1%より増加して54.0%となった。

不良債権

新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を考慮し、一体として治療するバヤニハン法 (Bayanihan to Heal As One Act) は、共和国内の債務者を主な対象としてその債務返済の猶予を認めること等を義務付けた。一体として治療するバヤニハン法及び新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより経済に及んだ甚大な影響により、フィリピンの銀行業界では、2019年12月31日から2021年12月31日までの間に不良債権が大幅に増加した。FIST法が2021年2月に完全に施行されたことで、銀行はFIST法人、特別目的会社及び適格な個人に不良資産を売却することが認められたため、銀行の自己資本や流動性のポジションが強化されると考えられている。さらに、FIST法は、銀行のリスク負担能力を強化するとともに、経済のうち生産性の高い部門に金融サービスを提供する能力を強化することが期待されている。

下表は、表示期間におけるユニバーサル・バンク及び商業銀行に対する不良債権に関する情報を示したものである。

銀行の種類別貸付合計（総計）及び不良債権
12月31日現在

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽¹⁾
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
民間国内ユニバーサル・バンク						
貸付合計	6,041.0	6,881.3	7,682.5	7,711.6	8,061.1	8,119.5
不良債権	72.0	84.1	111.9	244.6	290.8	319.3
貸付合計に占める不良債権の割合	1.2%	1.2%	1.5%	3.2%	3.6%	3.9%
その他民間商業銀行⁽²⁾						
貸付合計	309.8	345.1	360.2	361.0	387.0	396.4
不良債権	8.7	9.5	11.0	17.6	19.7	21.3
貸付合計に占める不良債権の割合	2.8%	2.8%	3.1%	4.9%	5.1%	5.4%
政府銀行⁽³⁾						
貸付合計	968.3	1,196.4	1,305.9	1,321.3	1,434.5	1,412.1
不良債権	12.5	15.6	28.6	36.3	55.1	58.7
貸付に占める不良債権の割合	1.3%	1.3%	2.2%	2.8%	3.8%	4.2%
外国銀行⁽⁴⁾						
貸付合計	548.1	595.0	605.4	525.5	574.5	541.7
不良債権	4.3	4.3	5.0	10.2	6.1	6.4
貸付合計に占める不良債権の割合	0.8%	0.7%	0.8%	2.0%	1.1%	1.2%
貸付合計	7,867.1	9,017.8	9,954.0	9,919.5	10,457.1	10,469.7
不良債権合計	97.5	113.5	156.5	308.8	371.6	405.7
貸付合計に占める不良債権の割合	1.2%	1.3%	1.6%	3.1%	3.6%	3.9%

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2022年2月28日現在の暫定値。
- (2) 外国銀行の子会社2行を含む。
- (3) LBP、DBP及びフィリピン・アルアマナ・イスラム投資銀行で構成される。
- (4) 外国銀行24行で構成され、外国銀行の子会社2行を除く。

2017年12月31日現在、ユニバーサル・バンク及び商業銀行（以下「U/KB」という。）業界の総不良債権の割合は1.2%であった。これは、2016年12月31日現在の1.4%を下回るものであった。前年比で、不良債権は3.9%増加して97.5十億ペソとなり、貸付ポートフォリオ合計も17.3%増加して7,867.1十億ペソとなった。

2018年12月31日現在、U/KB業界の総不良債権の割合は1.3%であった。これは、2017年12月31日現在の1.2%を上回るものであった。前年比で、不良債権は16.4%増加して113.5十億ペソとなり、貸付ポートフォリオ合計は14.6%と大幅に増加して9,017.8十億ペソとなった。

2019年12月31日現在、U/KB業界の総不良債権の割合は1.6%であった。これは、2018年12月31日現在の1.3%を上回るものであった。前年比で、総不良債権は、主に資産の質の低下及び総貸付ポートフォリオの増加により、37.9%増加して156.5十億ペソとなり、貸付ポートフォリオ合計は10.4%増加して9,954.0十億ペソとなった。

2020年12月31日現在、U/KB業界の総不良債権の割合は3.1%であった。これは、2019年12月31日現在の1.6%を上回るものであった。前年比で、不良債権は、新型コロナウイルス感染症の大流行とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、信用の質や与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、97.3%大幅に増加して308.8十億ペソとなった。前年比で、U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は0.3%減少して9,919.5十億ペソとなった。

2021年12月31日現在、U/KB業界の総不良債権の割合は3.6%であった。これは、2020年12月31日現在の3.1%を上回るものであった。前年比で、不良債権は、新型コロナウイルス感染症の大流行とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、信用の質や与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、20.3%増加して371.6十億ペソとなった。前年比で、U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は5.4%増加して10,457.1十億ペソとなった。

2022年2月28日現在、U/KB業界の総不良債権の割合は3.9%であった。これは、2021年2月28日現在の3.6%を上回るものであった。前年比で、不良債権は、現在もなお継続する新型コロナウイルス感染症の大流行とそれに伴う国内閉鎖、国境管理、観光の減少、貿易・製造業の混乱、及び金融市場への波及効果により、信用の質や与信拡大を押し下げる結果となったことを主な原因として、18.1%増加して405.7十億ペソとなった。前年比で、U/KB業界の貸付ポートフォリオ合計は8.6%増加して10,469.7十億ペソとなった。

金融部門の改革

政府は、銀行が保有する不良資産を引き下げ、銀行業界の健全性を改善するために多くの改革を行ってきた。

バンコ・セントラルは、共和国の国内情勢を考慮しつつ、国際基準及びベスト・プラクティスに合致させるよう、引き続き既存の規制枠組みを発展させていく。

2016年度のバンコ・セントラルによる主要な規制改革では、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理、金融サービス提供の自由化並びにパーゼルの残りの部分（国内のシステム上重要な銀行、流動性カパレレッジ比率、信託制度、消費者保護その他健全性改革に関するものを含む。）の実施に重点が置かれていた。2017年4月、通貨理事会は、年次報告書の開示内容（銀行の財務状況、業績、所有及びガバナンスに関する情報を含む。）を国際的な慣行と合致させるために、銀行及び準銀行向けの年次報告書の表示に関する修正ガイドラインを承認した。2017年6月、通貨理事会は、適切なガバナンス手続を有する実効性のある報告体制（バンコ・セントラルの報告基準に従い報告書の作成と適時の提出を可能とするもの）を設けることを銀行に求める旨を定める銀行規定マニュアルの変更を承認した。

2017年11月、バンコ・セントラルは、共和国の小売決済システムを近代化し、電子決済の導入を拡大し、共和国を現金依存度の高い国から現金依存度の低い国に転換させるという戦略構想の一環として、フィリピンEFTシステム及びオペレーション・ネットワーク（以下「PESONET」という。）を立ち上げた。PESONETとは、企業、政府及び個人がバンコ・セントラル監督下の金融機関に維持されている口座から簡便に電子資金振替及び定期決済を開始できるようにするための自動決済機関である。

2019年8月22日、共和国法第11439号（以下「イスラム金融法」という。）が成立した。イスラム金融法は、フィリピンに設立されるイスラム銀行の組織、規制、及び権限を規定している。2019年12月27日、バンコ・セントラルは、イスラム金融法に基づく暫定施行規則を発表した。同法は、(a)イスラム銀行及びイスラム銀行部門（IB/IBU）の設立に関するガイドライン（回状（Circular）第1069号）、及び(b)シャリーア・ガバナンス・フレームワーク（回状（Circular）第1070号）で構成される。さらに、イスラム金融のバンコ・セントラル・タスク・フォースは、2021年まで引き続き、イスラム銀行向けの健全性報告、流動性及び自己資本比率規制、レバレッジ比率規制及びカスタム化された研修モジュールに関する規定を実施するための政策研究を行っている。

バンコ・セントラルはその財政安定指令に従い、(i)コーポレート・ガバナンス及びリスク・ガバナンスの強化と、金融システムの健全性の維持、(ii)金融における技術の活用、(iii)金融サービスに対するより多くの、より幅広いアクセスの実現、(iv)外国為替イニシアティブ等の資本市場改革の推進、並びに(v)持続可能性アジェンダの推進を目指す、積極的な戦略的政策目標を引き続き追求している。規制の枠組みは、国内事情を考慮の上で国際

基準や最良慣行に沿ったものであり、監督下にある金融機関の規模、リスク・プロファイル及び業務の複雑さに応じて実施されている。

何年もかけて策定されたバンコ・セントラルの戦略・規制改革アジェンダにより、銀行システムは、健全な基盤と強力なリスク・ガバナンスをもって、国内外の逆風に対抗することが可能となった。また、新型コロナウイルス感染症の危機の中で引き続き良好な業績を実現し、回復力を示すための大きな支えを監督下にある金融機関にもたらした。

感染症が猛威を振るう中、バンコ・セントラルは、その監督下にある金融機関が新型コロナウイルス感染症の影響に耐えられるよう支援するとともに、家計や企業への支援を継続するため、金融、規制及び業務上の救済措置を発表した。これらの迅速な、期間と対象を限定した救済措置は、バンコ・セントラルが監督する金融機関に対し、借り手への金融支援の拡大、消費者、特に零細・中小企業への信用供与、信用・金融サービスへの継続的なアクセスの促進、消費者が隔離期間中に金融取引を完了できるようにする金融サービスの継続的提供の支援、国内流動性の支援といったインセンティブを与えるものである。

パンデミックと移動制限により、デジタル・プラットフォームの利用を加速する道が開かれた。バンコ・セントラルは、「デジタル決済変革ロードマップ2020-2023」を通じて、(1)小売決済の総額の50%をデジタル化する、(2)金融システムに関与する人々の数を2023年までにフィリピンの成人の70%とする、という2つの目標の達成を目指し、効率的、包括的、安心かつ安全なデジタル決済エコシステムを育成している。また、バンコ・セントラルは、フィリピンの消費者のニーズに対応する、より革新的でカスタマイズされたデジタル金融商品及びサービスの利用可能性を高めるための信頼できるイノベーションも推進している。

これを受けて、バンコ・セントラルは、デジタルバンクを既存の銀行分類（すなわちユニバーサル・バンク、商業銀行、貯蓄銀行、地方銀行、共同組合銀行及びイスラム銀行）に属さない新たな種類の銀行として紹介した。これを紹介した回状では、デジタルバンクの設立に関する指針が具体的に示された。デジタルバンクに関する規制上の枠組みは、共和国におけるデジタル金融サービスの採用及び利用の拡大を支援するものと思われる。これは、3ヶ年の「デジタル決済変革ロードマップ」における優先的な政策課題に含まれている。さらに、バンコ・セントラルは、消費者データを利用してフィリピン人一人ひとりに合わせた商品やサービスの開発を促進するためのオープンファイナンスの枠組みを交付した。この枠組みは、金融機関とフィンテック・プレーヤーとの間で同意に基づくデータポータビリティ、相互運用性及び協力的提携を促進するものである。

バンコ・セントラルが規制機関として有する「模範を示して主導する」という本来の役割だけでなく気候関連及び持続可能性の問題が金融システムの安定性に及ぼすリスクを認識し、「持続可能な中央銀行プログラム」を、支援者、動員者及び実行者としてのバンコ・セントラルの役割を認識した上でその戦略的目標の1つとして推進した。その実現において、バンコ・セントラルは、グリーンで持続可能な資産への資金提供を推進するだけでなく、環境及び社会的リスクに対応する能力を銀行にもたらす規制環境を整備することを目指している。これに関し、コーポレート・ガバナンス及びリスク管理の枠組み、並びに銀行の戦略的目標及び業務において、環境及び社会的リスクの分野を含めて持続可能性の原則を取り入れることをバンコ・セントラルが求める旨を定めた「持続可能な財政の枠組み」が交付された。これに続いて実施されたのは、銀行の信用及び業務リスクに関し、環境及び社会的リスク管理の具体的指針を定めた「環境及び社会的リスク管理の枠組み」である。

バンコ・セントラルはさらに、持続可能な財政を推進する省庁間タスク・フォースにも積極的に参加している。「グリーン・フォース」と呼ばれるこのタスク・フォースは、財務省とバンコ・セントラルが共同で議長を務めている。グリーン・フォースは、「フィリピンの持続可能な財政のロードマップ」及び「持続可能な財政の基本原則」を策定した。ロードマップは、共和国内で持続可能な財政を推進するための政府全体の取組みに基づくハイレベルの戦略的行動計画を定めており、基本原則は、気候変動の影響への対応を中心として、持続可能な開発の支援に寄与する経済活動を明示している。

2021年6月に、マネーロンダリングやテロリストへの資金供与に対抗する政策を開発及び推進する国際組織である金融活動作業部会（以下「FATF」という。）は、その「グレーリスト」にフィリピンを加えた。このリストは、マネーロンダリング対策（以下「AML」という。）及びテロ資金供与対策（以下「CFT」という。）のための法律上及び規制上の枠組みにおいて戦略的欠陥を有する国を示すものである。フィリピンはそのAML/CFT体制の改善に向けて対策を講じ、FATFの提言70項目のうち52項目に対応したものの、FATFは、AML/CFTに関する一部の戦略的欠陥が解決していないと指摘した。共和国は、できる限り早期にFATFのグレーリストから除外されることを目指し、その戦略的なAML/CFTに関する法律上及び規制上の枠組みを強化する取組みをFATFと協力して継続することを公約している。

今後については、もし成立すれば、バンコ・セントラルが個々の金融機関や金融システムの安全性及び健全性に対する脅威に、より積極的に対応することを可能とする法案が提出されている。これには、銀行預金秘密法の改

正、金融消費者保護法、農業・農地改革関連貸付法の改正、（経営不振企業の経済回復に向けた政府系金融機関の統一イニシアティブである）GUIDE法案、デジタル決済法案及び金融口座規制法案の成立、フィリピン預金保険公社の憲章改正等が含まれる。

外貨建貸付

バンコ・セントラルは、ペソ建以外のすべての貸付について一連の事前承認、登録及び報告要件を課している。貸付体制は以下のとおりである。

貸付の種類	要件
<ul style="list-style-type: none"> 公的部門向け貸付。但し、貿易金融のための短期外貨建預金貸付及び通常の短期銀行間借入を除く。 政府系企業及びノ若しくは政府系金融機関により保証されている、又は公認外国為替銀行の発行した外為保証の対象となる民間部門向け貸付 民間のノンバンク金融機関が公的部門又は民間部門の企業への転貸のために引き受ける、満期までの期間が1年を超える貸付 公認代理銀行又はその子会社・関連外国為替法人から購入した外国為替を利用して返済されるその他の貸付 	事前承認及び報告要件
<ul style="list-style-type: none"> 事前承認要件が特別に免除されており、銀行システムから購入した外国為替を利用して返済される、民間部門向け貸付 	事後登録及び報告要件
<ul style="list-style-type: none"> フィリピン国内で営業している銀行からの居住者である借入人のすべての民間部門向け貸付。、但し、債務は、()公的に保証されておらず、及び()所定の用紙を用いて、取引銀行からバンコ・セントラルに報告され、銀行システムから購入したものでない外国為替を利用して返済されるものに限る。 	報告要件

[次へ](#)

フィリピンの証券市場

沿革

フィリピンの証券業界は、1927年にマニラ証券取引所が開設されたことに始まった。1936年、政府は業界の監督及び投資家の保護を行うフィリピンSECを設立した。その後、マカティ証券取引所が1963年に開設され、1994年にマニラ証券取引所と合併してフィリピン証券取引所となった。

1998年6月、フィリピンSECは、フィリピン証券取引所に対して自主規制機関としての地位を付与し、会員の会計帳簿の検査や監査等を行うことにより会員を監督・規律する権限を付与した。

フィリピン証券取引所は、上場適格証券の範囲を拡大するために、授權資本が20.0百万ペソから99.9百万ペソまで（その25%以上が引受済みかつ全額払込済みでなければならない。）の中小企業向けの市場を設立した。

2001年8月、フィリピン証券取引所は株式公開会社への転換を完了した。最初の株主として184の各会員たるブローカーが50,000株を引き受け、その全額を払い込んだ。フィリピン証券取引所への株式の上場は2003年12月に実施され、未発行株式の40%は、2004年2月に私募により売却された。

2022年3月1日現在、フィリピン証券取引所は、279の上場企業及び126の取引参加者を有する。

フィリピン総合指数の終値は、2021年12月31日現在は7,122.63であった。フィリピン総合指数の終値は、2019年12月27日の7,815.26、2018年12月29日の7,466.02、2017年12月29日の8,558.4に対し、2020年12月29日現在は7,139.7であった。フィリピン総合指数の平均値は、2020年の6,344.57、2019年の7,908.89、2018年の7,744.97及び2017年の7,850.50に対し、2021年は6,853.68であった。

フィリピン証券取引所に加え、2006年には、主に外国為替及び債券の取引を扱うPDEXが、フィリピンSECにより自主規制機関としての地位を付与された。PDEXは2021年に政府の証券は5.2兆ペソを記録し、これは2020年の6.1兆ペソから14.6%の減少である。

2013年5月、フィリピン証券取引所とPDEXを所有する持株会社であるPhilippine Dealing System Holding Corporation（以下「PDS」という。）の合併計画が公表された。当該合併は、統合された株式・債券取引プラットフォームを構築することを目的とした。2016年3月28日にフィリピン証券取引所は提案された取引を否定した。フィリピン証券取引所は、国営銀行であるLBPから、2018年4月中にPDSの株式を取得したいとの申し出を受けた。2021年度末現在、合併・買収は実現していない。

国債市場

BTrは現在、91日、182日及び364日で満期が到来する財務省短期証券並びに3年から25年で満期が到来する財務省長期証券の公募を毎週行っている。

2017年12月31日現在、国債残高は4.4兆ペソであり、その50.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2018年12月31日現在、国債残高は4.8兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、プログレス証券、外国為替約束手形及び政府保証付債務等で構成された。

2019年12月31日現在、国債残高は5.1兆ペソであり、その49.9%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2020年12月31日現在、国債残高は6.7兆ペソであり、その51.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2021年12月31日現在、国債残高は8.2兆ペソであり、その53.3%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。国債の残りの発行分は、個人向け財務省長期証券、ベンチマーク証券及びオンショアドル証券等で構成された。

2022年1月31日現在、国債残高は177.2百万ペソであり、その45.2%は財務省短期証券及び固定金利付財務省長期証券発行分であった。

(5)【財政】

財政

連結財政状態

公共部門連結財政状態は、共和国の公共部門全体の財政状態を測定する。連結財政状態は、公共部門借入需要並びに社会保証機構・公務員保険機構、バンク・セントラル、GFI及び地方自治体の赤字又は黒字総額から構成される。公共部門借入需要は、政府、中央銀行清算委員会の勘定、石油価格安定基金及び主要GOCCの赤字又は黒字総額を反映する。

下表は、表示期間に係る現金ベースでの連結財政状態を示している。

共和国公共部門連結財政状態 12月31日終了年度						
2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年 第1四半期 暫定	
(単位：％を除き、十億ペソ)						
公共部門借入需要：						
中央政府	(353.4)	(350.6)	(558.3)	(660.2)	(1,371.4)	(152.8)
中央銀行再編	(3.2)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	0.0	0.0
監視下にある政府所有 企業	20.9	40.2	5.5	13.5	(0.2)	8.3
純貸出及びGOCCに対す る持分の調整	15.3	(3.9)	5.4	20.5	22.1	5.9
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
公共部門借入需要合計	(320.4)	(319.1)	(547.3)	(626.2)	(1,349.5)	(138.6)
GDPに対する割合	(2.1)%	(1.9)%	(3.0)%	(3.2)%	(7.5)%	3.2%
その他の公共部門：						
社会保証機構・公務員 保険機構	72.1	58.3	63.2	103.6	85.7	22.7
バンク・セントラル ⁽¹⁾	17.7	21.8	37.0	42.8	(7.9)	0.0
政府系金融機関	15.5	17.2	20.5	25.4	21.4	6.0
地方自治体	193.4	217.4	255.5	269.6	265.9	239.0
バンク・セントラルに 対する利払時期の調 整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の調整	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の公共部門合計	298.7	314.6	376.3	441.3	365.1	267.7
公共部門連結財政状態	(21.8)	(4.6)	(171.0)	(185.0)	(984.4)	129.2
GDPに対する割合	(0.1)%	(0.03)%	(0.9)%	(0.9)%	(5.5)%	3.0%

出典：財務省財政政策計画室

注：

(1) 政府及び中央銀行清算委員会への利息割戻し、配当及びその他の送金額控除後の金額。

共和国の2016年度の公共部門連結財政状態は、2015年度に計上された136.2十億ペソの黒字から転換し、政府の2016年度の計画赤字129.8十億ペソを108.0十億ペソ上回る21.8十億ペソの赤字を計上した。赤字化の主因は、2016年度の政府借入需要が2015年度の121.7十億ペソから大幅に増加して353.4十億ペソとなったことにあった。2016年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2016年度のGDPの0.1%に相当した。

共和国の2017年度の公共部門連結財政状態は、2016年度に計上された21.8十億ペソの赤字から79.0%減少し、4.6十億ペソの赤字を計上した。かかる転換は、2017年度の地方自治体の黒字額が2016年度の193.4十億ペソから217.4十億ペソに増加したことに起因し、計画黒字85.8十億ペソを上回った。2017年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2017年度のGDPの0.03%に相当した。

共和国の2018年度の公共部門連結財政状態は、2017年度に計上された4.6十億ペソの赤字から大幅に増加し、171.0十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したことにあり、2017年度の350.6十

億ペソの赤字から、2018年度の558.3十億ペソにまでさらに増加した。2018年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2018年度のGDPの0.9%に相当した。

共和国の2019年度の公共部門連結財政状態は、2018年度に計上された171.0十億ペソの赤字から増加し、185.0十億ペソの赤字を計上した。赤字増加の主因は、政府の借入需要の増加したことにより、2018年度の558.3十億ペソの赤字から、2019年度の660.2十億ペソにまでさらに増加した。2019年度の赤字額は、現行価格で測定された共和国の2019年度のGDPの0.9%に相当した。

共和国の2020年度の公共部門連結財政状態は、2019年度に計上された185.0十億ペソの赤字から大幅に増加し、984.4十億ペソの赤字を計上した。公共部門の赤字の増加の主因は、現在進行中の新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、支出が大幅に増加し、税収が減少したことによる。これにより政府の借入需要が増加し、2019年度の660.2十億ペソの赤字から、2020年度の1,371.4十億ペソにまでさらに増加し、現行価格で測定された共和国の2020年度のGDPの5.5%に相当した。

共和国は新型コロナウイルス感染症の流行が政府の徴税・歳出計画に対し影響を及ぼすことを主な理由として2021年度に財政赤字が増加すると予想している。特に、2021年3月から2021年6月までの期間、感染率が高い州だけでなくNCRとその周辺の州で実施したコミュニティ検疫措置の強化、及びこれまで実施され今後も実施され得るその他の同様の措置によって、2021年度の税収は減少しつつも2020年の実際の税収を上回る結果となることが予想される。一方、政府は新型コロナウイルス感染症の流行の影響に引き続き対応するため、2021年度の支出は増加することが予想される。

政府の歳入及び歳出

下表は、表示期間に係る政府の歳入及び歳出を示している。

	政府の歳入及び歳出(1)							
	実績					予算		
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(2)	2020年度	2021年度
	(単位：％を除き、十億ペソ)							
現金収入								
税収：								
内国歳入局	1,772.3	1,951.9	2,175.5	1,951.0	2,078.1	195.8	1,685.7	2,081.2
関税局	458.2	593.1	630.3	537.7	643.6	58.4	506.2	616.7
その他役所 ⁽³⁾	20.2	20.9	22.0	15.7	21.0	1.2	13.3	16.9
税収合計	2,250.7	2,565.8	2,827.8	2,504.4	2,742.7	255.3	2,205.2	2,714.8
GDPに対する割合(現行市場価格)	13.6%	14.0%	14.5%	14.0%	14.1%	N/A	12.3%	14.0%
税外収入：								
BTR収入	99.9	114.2	146.5	219.7	125.3	10.9	213.3	74.7
手数料及びその他の費用	40.8	52.7	55.4	23.1	31.7	1.9	38.1	31.2
民営化	0.8	15.7	0.8	0.5	0.3	0.0	0.5	0.5
その他(国外補助金を含む。)	80.9	101.8	106.9	108.3	85.4	10.0	62.8	60.3
税外収入合計	222.4	284.3	309.4	351.3	262.5	22.8	314.6	166.7
歳入合計	2,473.1	2,850.2	3,137.5	2,856.0	3,005.5	278.1	2,519.8	2,881.5
歳出								
地方自治体に対する割当	530.2	575.7	618.0	804.5	892.7	79.9	621.6	655.8
支払利息								
国外	100.1	106.0	110.6	101.4	96.1	24.8	122.0	142.6
国内	210.5	243.2	250.3	279.1	333.3	40.8	299.3	389.0
支払利息合計	310.5	349.2	360.9	380.4	429.4	65.6	421.3	531.5
税支出	8.3	21.6	27.3	33.1	36.7	3.4	14.7	14.5
助成金	131.1	136.7	201.5	230.4	184.8	2.9	244.1	231.4
株式及び純貸出	1.1	8.9	20.4	34.9	65.4	1.0	78.1	85.5
その他	1,842.5	2,316.5	2,569.6	2,745.4	3,066.6	149.7	2,955.4	3,218.5
歳出合計	2,823.8	3,408.4	3,797.7	4,227.4	4,675.6	301.5	4,335.2	4,737.1
黒字/(赤字)	(350.6)	(558.3)	(660.2)	(1,371.4)	(1,670.1)	(23.4)	(1,815.4)	(1,855.6)
融資								
国内純借入	731.4	591.5	691.5	1,898.4	1,920.6	345.6	2,134.8	1,940.6
国内総借入	733.6	594.5	693.8	1,998.7	2,010.6	345.6	2,137.7	2,491.0
控除:償却額	2.2	2.9	2.4	100.3	89.9	148.4	2.9	550.4

国外純借入	27.6	191.8	184.8	600.8	331.5	91.7	610.8	332.5
純融資需要合計	758.9	783.3	876.3	2,499.2	2,252.1	437.2	2,745.7	2,273.1
現金残高の増減	255.4	(52.7)	(224.6)	701.7	66.1	468.7		

出典：BTr、財務省、予算行政管理省

注：

- (1) GFSM2014のコンセプトに従い、債務償却の報告は、BSFから支払われたものを含む債権者への実際の元本返済を反映している一方、資金調達には債券交換等の負債管理取引の総収入が含まれる。政府による予算・融資プログラムの定期的な見直しに基づき調整された。
- (2) 2022年1月31日現在の暫定値。
- (3) 環境天然資源省、入国管理局、陸運室その他の政府機関の税収を表す。

歳入財源

政府は、税源及び税外財源の双方から歳入を得ている。主な歳入源には、所得税、付加価値税、物品税及び関税が含まれる。主な税外収入源は、預金利息、GOCCから受領した金額及び民営化による受領額から成る。

2017年度の政府歳入総額は、2016年度に計上された2,195.9十億ペソから12.6%増加して2,473.1十億ペソとなった。2017年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,426.9十億ペソを1.9%又は46.3十億ペソ上回った。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。内国歳入局の2017年度の徴収額は、2016年度に計上された1,567.2十億ペソから13.1%増加して1,772.3十億ペソとなった。関税局は、2017年度において、2016年度に計上された396.4十億ペソから15.6%増加して458.2十億ペソの徴収額を計上した。2017年度の税外収入は、2016年度に計上された215.4十億ペソから3.2%増加して222.4十億ペソとなった。

2018年度の政府歳入総額は、2017年度に計上された2,473.1十億ペソから15.2%増加して2,850.2十億ペソとなった。2018年度の歳入総額は、当年度の計画目標の2,846.3十億ペソを0.14%又は3.9十億ペソ上回った。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。内国歳入局の2018年度の徴収額は、2017年度に計上された1,772.3十億ペソから10.1%増加して1,951.9十億ペソとなった。関税局は、2018年度において、2017年度に計上された458.2十億ペソから29.4%増加して593.1十億ペソの徴収額を計上した。2018年度のBTr収入を含む税外収入は、2017年度に計上された222.4十億ペソから27.8%増加して284.3十億ペソとなった。

2019年度の政府歳入総額は、2018年度に計上された2,850.2十億ペソから10.1%増加して3,137.5十億ペソとなった。これは、主に内国歳入局の実際の徴収額が計画目標を上回ったことによるものであった。内国歳入局の2019年度の徴収額は、2018年度に計上された1,951.9十億ペソから11.5%増加して2,175.5十億ペソとなった。内国歳入局は、2019年度において、2018年度に計上された593.1十億ペソから6.3%増加して630.3十億ペソの徴収額を計上した。2019年度の税外収入は、2018年度に計上された284.3十億ペソから8.8%増加して309.3十億ペソとなった。

2020年度の政府歳入総額は、2019年度に計上された3,137.5十億ペソから9.0%減少して2,856.0十億ペソとなった。これは、主に新型コロナウイルス感染症による経済的影響の結果、2020年に内国歳入局及び関税局による徴収額が減少したことによるものであり、その影響は、2020年には2019年の同時期と比較して税外収入の徴収額が増加したことにより一部相殺された。内国歳入局の2020年度の徴収額は、2019年度に計上された2,175.5十億ペソから10.3%減少して1,951.0十億ペソとなった。関税局は、2020年度において、2019年度に計上された630.3十億ペソから14.7%減少して537.7十億ペソの徴収額を計上した。2020年度の税外収入は、2019年度に計上された309.6十億ペソから13.5%増加して351.3十億ペソとなった。

2021年度の政府歳入総額は、2020年度に計上された2,856.0十億ペソから5.2%増加して3,005.5十億ペソとなった。内国歳入局の2020年度の徴収額は、2020年度に計上された1,951.0十億ペソから6.5%増加して2,078.1十億ペソとなった。関税局は、2021年度において、2020年度に計上された537.7十億ペソから19.7%増加して643.6十億ペソの徴収額を計上した。2021年度のその他の税収入は、2020年度に計上された15.7十億ペソから33.8%増加して21.0十億ペソとなった。

2022年1月31日現在の政府歳入総額は、2021年1月31日に計上された260.7十億ペソから6.7%増加して278.1十億ペソとなった。内国歳入局の2022年1月31日の徴収額は、2021年1月31日に計上された182.1十億ペソから7.5%増加して195.8十億ペソとなった。関税局は、2022年1月31日において、2021年1月31日に計上された47.3十億ペソから23.5%増加して58.4十億ペソの徴収額を計上した。2022年1月31日のその他の税収入は、2021年1月31日に計上された1.6十億ペソから25.0%減少して1.2十億ペソとなった。

歳出

2017年度の政府歳出総額は、2016年度に計上された2,549.3十億ペソから10.8%増加して2,823.8十億ペソとなったが、当年度の計画目標の2,909.0十億ペソを85.2十億ペソ又は2.9%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の中央政府歳出勘定が計画を9.9%下回って1,842.5十億ペソであったことにある。

2018年度の政府歳出総額は、2017年度に計上された2,823.8十億ペソから20.7%増加して3,408.4十億ペソとなったが、当年度の計画目標の3,370.0十億ペソを38.4十億ペソ又は1.1%下回った。歳出総額が計画目標を下回った主な要因は、その他の中央政府歳出勘定が計画を4.0%下回って2,316.5十億ペソであったことにある。

2019年度の政府歳出総額は、2018年度に計上された3,408.4十億ペソから11.4%増加して3,797.7十億ペソとなった。これは主に、地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことに加え、その他の中央政府歳出勘定が増加したことによるものである。2019年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である3,769.7十億ペソを0.7%上回った。

2020年度の政府歳出総額は、2019年度に計上された3,797.7十億ペソから11.3%増加して4,227.4十億ペソとなった。これは主に地方自治体への補助金・交付金の支出額が増加したことによるものである。この増加は主に、主に新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための政府の取り組みに関連する支出が増加したことによるものである。2020年度の政府歳出総額は、当年度の計画目標である4,335.2十億ペソを2.5%下回った。

2021年度の政府歳出総額は、2020年度に計上された4,227.4十億ペソから10.6%増加して4,675.6十億ペソとなった。この増加は主に、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための継続的な政府の取り組みによるものである。

2022年1月31日現在の政府歳出総額は、2021年1月31日に計上された274.8十億ペソから9.7%増加して301.5十億ペソとなった。この増加は主に、主に新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための継続的な政府の取り組みによるものである。

政府予算

予算プロセス

1987年行政法により、政府は国家予算を策定し実行することが義務づけられている。大統領は、毎年7月の第4月曜日に会期が始まる通常国会の開会から30日以内に議会に予算を提出する。予算は下院で検討され、一般歳出予算法案となる。次いで上院が予算を検討する。その後、両院の議員から構成される協議委員会が共通の法案を策定する。両院で予算が承認されると、法案は大統領に提出され、その署名によって一般歳出予算法となる。

2019年度以前に、政府は負担ベースの支出制度を用いて予算を策定した。負担ベースの支出は、既存の有効な契約が存在する限り、商品及びサービスの引渡し並びに債務の支払いを承認する。予算の支出や商品又はサービスを提供しなければならない期限はない。その結果、政府は、たとえ予算の有効性を超えていても、納入の受入れ時に供給者に支払うための資金を提供しなければならない。

2019年度からは、タイムリーな事業の完了を促進するために、現金主義の予算制度が採用された。現金主義の予算は、機関が契約上の義務を負い、会計年度内に納入された商品及び提供されたサービスを検査したもののみの支払いを認めている。

2020年度予算

2020年1月6日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第11465号（又は2020年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2020年度予算では、計画歳出が2019年度予算の3.662兆ペソよりも12%多い4.1兆ペソとした。

2020年度予算で最も大きな配分である692.6十億ペソを受け、次に公共事業道路省が581.7十億ペソの配分を受けた。

2021年度予算

2020年12月28日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第11518号（又は2021年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2021年度予算では、計画歳出が2020年度予算の4.1兆ペソよりも10%多い4.5兆ペソとした。

2021年度予算は、新型コロナウイルス感染症の蔓延に対応した復興の青写真として策定された。社会事業部門は予算総額の約37%に相当し、2021年度予算の中で最大の配分となる総額1.7兆ペソを割り当てられている。次に経済事業部門が続き、これにはドゥテルテ政権のインフラ整備計画「Build Build Build」が含まれ、予算の約29%に当たる1.3兆ペソが割り当てられている。最後に、一般公共事業部門には予算の約17%に相当する0.8兆ペソが割り当てられた。

下表は、2021年度調整後割当額に基づき最も多い割当額を有する10の行政機関の割当額を、これに対応する2020年度の調整割当額と比較して示している。下表に記載される金額は、各行政機関固有の予算及び特別目的基金からの割当てから成る、各行政機関の「全部込み」の予算である。

機関	2021年度 割当額	2020年度 調整割当額	2021年度 2020年度比 増減
	(単位：十億ペソ)		
教育省 ⁽¹⁾	751.7	692.6	27.5%
公共事業道路省	695.7	581.7	116.5%
内務自治省	249.3	241.6	11.2%
社会福祉開発省	176.9	200.5	22.6%
国防省	205.8	192.1	5.6%
保健省 ⁽²⁾	210.2	175.9	7.0%
運輸省	87.9	100.6	31.2%
農業省	71.0	64.7	15.0%
司法	45.3	41.2	1.7%
環境天然資源省	37.1	17.4	3.5%

注：

(1) 国立総合大学及び国立単科大学、フィリピン高等教育委員会並びにフィリピン労働雇用技術教育技能教育庁を含む。

(2) フィリピン健康保険公社を含む。

2022年度予算

2021年12月30日、ドゥテルテ大統領は、共和国法第11639号（又は2022年度一般歳出予算法）に署名し、これを成立させた。2022年度予算では、計画歳出が2021年度予算の4.5兆ペソよりも11.5%多い5.024兆ペソとした。

2022年度予算は、新型コロナウイルス感染症の蔓延の中で回復力を構築したり、復興に向けた勢いを維持することや、整備されてきたインフラという遺産を受け継がせ続けることに焦点を当てたプログラム、活動、計画に資金を提供するフィリピンの主要な財政刺激策である。教育省に2022年の予算で最も多い788.5十億ペソが割り当てられ、それに続いて公共事業道路省には786.6十億ペソが割り当てられた。

(6)【公債】

債務

対外債務

民間部門の対外債務について、融資が(i)公的部門によって保証される場合又は(ii)フィリピンの金融制度により外国為替によって行われる場合は、バンコ・セントラルの承認を要する。

下表は、バンコ・セントラルの承認及び登録されている対外債務残高合計をまとめたものである。

バンコ・セントラル承認済対外債務					
12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽¹⁾
(単位：%を除き、百万ドル)					
満期期限：					
短期 ⁽²⁾	14,275	16,068	17,208	14,209	15,090
中長期	58,823	62,892	66,410	84,279	91,339
合計	73,098	78,960	83,618	98,488	106,428
債務者： ⁽³⁾					
金融制度	19,144	22,672	23,943	21,559	23,539
ノンバンキングシステム	53,954	56,287	59,675	76,929	82,889
合計	73,098	78,960	83,618	98,488	106,428
債権者分類：					
銀行及び金融機関	22,539	26,529	26,478	24,006	23,695
供給者	3,071	3,015	4,187	3,136	3,687
多国間	12,501	13,746	14,428	21,407	27,125
二国間	11,260	10,931	10,964	12,752	12,508
長期債券 / 中期債券保有者	21,779	22,684	25,449	35,028	36,940
その他	1,949	2,054	2,112	2,160	2,474
合計	73,098	78,960	83,618	98,488	106,428
割合：					
財・サービスの輸出債務返済負担	6.2%	6.6%	6.7%	6.7%	7.2%
対GNI債務返済負担	2.0%	2.1%	2.1%	1.9%	2.2% ⁽⁴⁾
対GNI対外債務	20.0%	20.6%	20.2%	25.3%	26.1% ⁽⁵⁾

出典：バンコ・セントラル

注：

- (1) 2021年12月31日現在の暫定値。
- (2) 当初満期1年又はそれ未満の債務。
- (3) 債権者分類は、関連融資又は契約の更改に基づく主たる債務者による。
- (4) 2021年12月31日現在の暫定値。
- (5) 2021年12月31日現在の暫定値。

政府資金調達活動

下表は、2017年から2021年12月31日まで融資機関によって承認を受けた又は政府機関によって活用された主要なプログラム融資をまとめたものである。

プログラム融資	債権者	金額	署名年月
地方政府財政及び財政分権化改革プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	100百万ユーロ	2017年10月
学校から仕事へのトランジションプログラムの円滑化、サブプログラム1	ADB	300百万ドル	2017年11月
資本市場改革による投資の促進、サブプログラム2	ADB	300百万ユーロ	2017年12月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2018年8月
包括的金融開発プログラム(サブプログラム1)	ADB	474百万ドル	2018年10月
マラウィ市の再建と回復のための緊急支援資金	ADB	300百万ドル	2018年12月
中等教育支援プログラム	ADB	300百万ドル	2018年6月
財政運営の改善プロジェクト	世界銀行	450百万ドル	2019年3月
社会福祉の発展及び改革プロジェクトII(追加融資)	世界銀行	300百万ドル	2019年6月
地方ガバナンス改革プログラム(サブプログラム1)	ADB	300百万ドル	2019年12月
青少年の学校から就職への移行促進プログラム(サブプログラム2)	ADB	400百万ドル	2019年12月
競争力及び自然災害に対する強靱性の強化サブプログラム1 開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2019年12月
COVID-19積極的対応及び支出支援プログラム	ADB	1,500百万ドル	2020年4月
社会保障支援プロジェクト	ADB	200百万ドル	2020年4月
第三災害リスク管理の開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2020年4月
資本市場生成インフラ・ファイナンスへの支援サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年6月
社会支援拡大プログラム	ADB	500百万ドル	2020年6月
COVID-19積極的対応及び支出プログラム	AIIB	750百万ドル	2020年6月
インフラ事業における民間部門算入の拡大プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	150百万ユーロ	2020年6月
包括的金融開発プログラム、サブプログラム2	フランス開発庁	100百万ユーロ	2020年6月
緊急COVID-19対応開発政策融資	世界銀行	500百万ドル	2020年6月
COVID-19危機対応緊急支援融資	JICA	50十億円	2020年7月
競争的及び包摂的農業開発プログラム サブプログラム1	ADB	400百万ドル	2020年8月
包括的開発プログラム、サブプログラム2	ADB	300百万ドル	2020年8月
耐災害性向上プログラム	ADB	500百万ドル	2020年9月
災害後スタンバイローン(フェーズII)	JICA	50十億円	2020年9月
フィリピン受益者優先社会保護プロジェクト	世界銀行	600百万ドル	2020年11月
競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の強化サブプログラム2 開発政策融資	世界銀行	600百万ドル	2020年12月
フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2020年12月
青年学校から職場への移行支援プログラム、サブプログラム3	ADB	400百万ドル	2020年12月
暫定的な追加的資金調達並びに原貸付の修正及び再開			
フィリピン緊急COVID-19対応プロジェクトに関する協定	IBRD	500百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設(HEAL 2)の下での限定的なCOVID-19に対処するための第2次保健システム強化	ADB	400百万ドル	2021年3月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設(HEAL 2)の下での限定的なCOVID-19に対処するための第2次保健システム強化	ADB	300百万ドル	2021年3月
フィリピン農村開発プロジェクトに対する第2次追加融資	IBRD	280百万ドル	2021年7月
フィリピン第1次金融セクター改革開発政策融資	世界銀行	400百万ドル	2021年8月

青年学校から職場への移行支援プログラム、サブプログラ ム3	ADB	400百万ドル	2021年8月
フィリピン地震リスク軽減・強靱化プロジェクト	世界銀行-IBRD	300百万ドル	2021年9月
災害危機繰延引出オプション付き第4次災害リスク管理開 発政策融資	世界銀行-IBRD	500百万ドル	2021年11月
地方ガバナンス改革プログラム、サブプログラム2	ADB	400百万ドル	2021年11月
マニラ首都圏橋梁プロジェクト	ADB	175.1百万ドル	2021年12月
ビルド・ユニバーサル・ヘルス・ケア・プログラム(サブ プログラム1)	ADB	600百万ドル	2021年12月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な COVID-19に対処するための第2次保健システム強化 - 追加 融資	ADB	250百万ドル	2021年12月
アジア太平洋ワクチンアクセス施設の下での限定的な COVID-19に対処するための第2次保健システム強化 - 追加 融資	AIIB	250百万ドル	2021年12月
競争力の促進及び自然災害に対する強靱性の強化サブプロ グラム3 開発政策融資	世界銀行-IBRD	600百万ドル	2021年12月
フィリピン緊急COVID-19対応プロジェクト - 追加融資2	世界銀行-IBRD	300百万ドル	2021年12月
地方レベルでの災害リスク低減強化	フランス開発庁	296百万ドル	2021年12月
緊急COVID-19対応プログラムIIに対するプログラム融資 - ワクチンプログラム	韓国-輸出入銀 行-対外経済協 力基金	100百万ドル	2021年12月

出典：国際金融グループ、財務省

公的部門債務

下表は、指定された日付現在の共和国の連結公的部門債務残高である。

	連結公的部門債務残高 ⁽¹⁾					
	12月31日現在					
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽⁴⁾
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
連結非金融公的部門の 総計						
対内	3,141.2	3,812.9	4,000.6	4,280.4	5,771.3	6,898.7
対外	2,248.7	2,311.2	2,618.4	2,728.9	3,201.7	3,314.7
合計	5,389.9	6,124.1	6,619.0	7,009.3	8,973.0	10,213.4
金融公的企業						
BSP ⁽²⁾						
対内	3,343.1	3,576.1	3,746.3	3,868.3	4,868.7	4,173.4
対外	192.1	200.9	211.6	193.2	183.5	182.3
合計	3,535.2	3,777.0	3,957.8	4,061.5	5,052.3	4,355.6
GFIs ⁽³⁾						
対内	9.3	16.8	18.0	33.1	56.0	53.7
対外	144.6	130.6	143.6	130.7	113.9	91.7
合計	153.8	147.4	161.5	163.8	169.9	145.3
対内	3,352.4	3,592.9	3,764.2	3,901.4	4,924.7	4,227.0
対外	336.7	331.6	355.1	323.9	297.4	274.0
合計	3,689.1	3,924.4	4,119.4	4,225.3	5,222.1	4,501.0
控除：セクター内保有 債券						
対内						
GFI及びBSPの保有 する国債	669.3	618.4	844.1	908.7	2,131.5	2,390.4
BSPにある政府預 金	136.9	326.8	170.2	159.9	798.6	1,426.1
BSPにあるGFI預金	445.8	385.4	422.3	502.7	740.1	759.1
BSPにあるGOCC預 金	0.1	0.0	0.5	0.2	0.0	1.5
GFIの保有する GOCCの融資/その 他の債務	114.9	123.7	134.6	161.2	183.6	192.7
BSPの保有するGFI の融資/その他の 債務	53.1	53.0	53.3	53.6	36.0	36.0
GFIの保有する地 方政府の債務	67.2	67.7	74.6	87.8	93.9	99.6
合計	1,487.3	1,575.1	1,699.5	1,874.1	3,983.7	4,905.4
対外						
BSPの保有する政 府の債務	78.0	80.3	81.7	85.9	92.4	85.0
合計	1,565.3	1,655.4	1,781.3	1,960.0	92.4	85.0
公的部門の総計						
対内	5,006.2	5,830.7	6,065.3	6,307.7	6,712.4	6,220.3
対外	2,507.4	2,562.4	2,891.8	2,966.9	3,406.7	3,503.7
合計	7,513.7	8,393.2	8,957.1	9,274.6	10,119.1	9,724.0

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結公的部門は、セクター内保有債券を除く一般政府部門、公的非金融企業及び公的金融企業からなる。
(2) 特別引出権の配分及び国際準備金の再評価を除くBSPのすべての負債を含む（通貨発行を含む）。
(3) DBP、LBP及び貿易投資開発会社のすべての負債を含む。
(4) 2021年6月30日現在の暫定値。

下表は、指定された日付現在の共和国の連結非金融公的部門債務残高である。

	公的部門債務残高 ⁽¹⁾					
	12月31日現在					
	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽⁶⁾
	(単位：%を除き、十億ペソ)					
合計 ⁽²⁾	5,389.9	6,124.1	6,619.0	7,009.3	8,973.0	10,213.4
対内	3,141.2	3,812.9	4,000.6	4,280.4	5,771.3	6,898.7
対外	2,248.7	2,311.2	2,618.4	2,728.9	3,201.7	3,314.7
中央政府	6,090.3	6,652.4	7,292.5	7,731.3	9,795.0	11,166.0
対内	3,934.1	4,441.3	4,776.9	5,127.6	6,694.7	7,938.6
対外	2,156.2	2,211.2	2,515.6	2,603.7	3,100.3	3,227.5
公的非金融企業 (GOCCs) ⁽³⁾	451.4	424.8	408.1	430.2	399.7	385.9
対内 ⁽³⁾	283.6	256.4	233.5	236.7	234.2	228.1
対外 ⁽³⁾	167.9	168.4	174.7	193.6	165.5	157.8
特別予算：NIA及びPNR	4.9	3.8	2.6	1.2	1.1	1.0
対内	2.9	2.3	1.1	0.1	0.0	0.0
対外	2.0	1.6	1.4	1.2	1.0	1.0
地方政府単位(LGU) (4)	86.7	86.4	94.2	107.2	113.1	117.4
対内	86.7	86.4	94.2	107.2	113.1	117.4
対外	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
控除：社債減債基金 (BSF) ⁽⁵⁾	634.0	531.2	501.9	562.0	640.0	700.8
対内	561.5	466.1	433.7	497.4	579.5	633.9
対外	72.4	65.1	68.2	64.6	60.5	66.8
セクター内保有債券 (対内)	526.0	428.9	604.2	623.4	638.2	706.1
社会保障機関(SSI) の保有する政府債務	518.8	421.5	595.7	613.9	628.6	696.8
LGUの保有する政府 債務	0.0	0.0	0.0	0.01	0.01	0.003
地方自治体開発基金 局(MDFO)の保有する LGU債権	7.2	7.4	8.4	9.5	9.6	9.4
GOCCの保有する政府 債務	19.8	23.0	20.6	25.1	11.2	9.9
政府からGOCCへの転 貸	58.7	55.4	46.6	45.3	41.8	35.4
セクター内保有債券 (対外)	4.8	4.9	5.1	4.9	4.7	4.7
政府の保有するGOCC 債務	4.8	4.9	5.1	4.9	4.7	4.7
合計（GDPの割合）	49.7%	50.7%	49.0%	47.5%	56.4%	52.6%
対内（GDPの割合）	35.9%	41.8%	43.5%	45.2%	37.4%	33.7%
対外（GDPの割合）	18.0%	18.4%	20.7%	21.3%	19.0%	19.0%

出典：財政政策企画室、財務省

注：

- (1) 連結非金融公的部門は、一般政府部門及び公的非金融企業からなる。連結非金融公的部門には、公的金融企業は含まれない。
(2) 改訂された方法論に基づく政府債務は偶発債務を除く。
(3) 特別予算の項目を除く（NIA及びPNR）。
(4) 2016年第4四半期以降、LGUが保証している民間銀行からの借入。
(5) 証券安定基金及び社債減債基金の保有する政府債務の調整を含む。
(6) 2021年6月30日現在の暫定値。

2016年12月31日現在、2015年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の53.5%と比較して、連結公的部門債務残高は7.5兆ペソであり、共和国のGDPの49.7%に相当する。2016年12月31日現在、連結政府債務残高の総計は5.0兆ペソであり、2015年12月31日現在に記録した4.8兆ペソから3.9%上昇した。内国債の総計は2015年12月31日現在の2.8兆ペソから、2016年12月31日現在で2.9兆ペソにまで増加した。外債は、2015年12月31日現在の2.2兆ペソを比較的安定して維持し、2016年12月31日現在で2.1兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2015年12月31日から2016年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2017年12月31日現在、2016年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の49.7%と比較して、連結公的部門債務残高は8.4兆ペソであり、共和国のGDPの50.7%に相当する。2017年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は5.8兆ペソであり、2016年12月31日現在に記録した5.0兆ペソから15.1%上昇した。内国債の合計は2016年12月31日現在の2.9兆ペソと比較して23.8%上昇し、2017年12月31日現在で3.6兆ペソであった。外債は、2016年12月31日現在の2.1兆ペソから3.0%増加し、2017年12月31日現在で2.1兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2016年12月31日から2017年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2018年12月31日現在、2017年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の50.7%と比較して、連結公的部門債務残高は約9.0兆ペソであり、共和国のGDPの49.0%に相当する。2018年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は6.3兆ペソであり、2017年12月31日現在に記録した5.8兆ペソから8.7%上昇した。内国債の合計は2017年12月31日現在の3.6兆ペソと比較して5.5%上昇し、2018年12月31日現在で3.8兆ペソであった。外債は、2017年12月31日現在の2.1兆ペソから14.0%増加し、2018年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2017年12月31日から2018年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2019年12月31日現在、2018年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の49.0%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は9.3兆ペソであり、共和国のGDPの47.5%に相当する。2019年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は6.7兆ペソであり、2018年12月31日現在に記録した6.3兆ペソから5.9%上昇した。内国債の合計は2018年12月31日現在の3.8兆ペソと比較して7.3%上昇し、2019年12月31日現在で4.1兆ペソであった。外債は、2018年12月31日現在の2.4兆ペソから3.7%増加し、2019年12月31日現在で2.5兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2018年12月31日から2019年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2020年12月31日現在、2019年12月31日現在の公的部門債務残高の対GDP比の47.5%と比較して、連結公的部門債務残高の総計は10.1兆ペソであり、共和国のGDPの56.4%に相当する。2020年12月31日現在、連結一般政府債務残高の総計は8.6兆ペソであり、2019年12月31日現在に記録した6.7兆ペソから29.7%上昇した。内国債の合計は2019年12月31日現在の4.1兆ペソと比較して35.9%上昇し、2020年12月31日現在で5.6兆ペソであった。外債は、2019年12月31日現在の2.5兆ペソから2.0%増加し、2020年12月31日現在で3.0兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2019年12月31日から2020年12月31日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

2021年6月30日現在、2020年6月30日現在の公的部門債務残高の対GDP比の50.1%と比較して、連結公的部門債務残高の暫定の総計は9.7兆ペソであり、共和国のGDPの52.6%に相当する。2021年6月30日現在、連結一般政府債務残高の総計は9.9兆ペソであり、2020年6月30日現在に記録した7.9兆ペソから24.7%上昇した。内国債の合計は2020年6月30日現在の5.1兆ペソと比較して31.4%上昇し、2021年6月30日現在で6.7兆ペソであった。外債は、2020年6月30日現在の2.8兆ペソから12.5%増加し、2021年6月30日現在で3.2兆ペソであった。政府債務の全体的な増加は、2020年6月30日から2021年6月30日までの期間における政府の借入金の増加及び有価証券の発行によるものであった。

共和国の直接債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾					
	12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：別段の記載がない限り、百万ペソ)					
中長期債務 ⁽⁴⁾	6,337,111	6,797,270	7,240,159	8,838,966	10,932,406	10,985,104
対内	4,125,941	4,281,605	4,636,469	5,738,647	7,374,271	7,323,220
対外(米ドル)	44,261	47,860	51,252	64,562	69,803	71,612

短期債務⁽⁵⁾

対内	314,369	494,306	491,131	956,040	796,143	744,568
債務合計	6,652,430	7,292,500	7,731,290	9,795,006	11,728,549	12,029,672

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
 - (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
 - (3) 2022年1月31日現在の暫定値を使用。
 - (4) 当初満期1年又はそれ以降の債務。
 - (5) 当初満期1年未満の債務。

共和国の直接内国債

下表は、指定された日付現在の共和国の直接内国債残高をまとめたものである。

	直接内国債残高 ⁽¹⁾⁽²⁾					
	12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 ⁽³⁾	2022年 ⁽⁴⁾
	(単位：百万ペソ)					
融資						
引受 ⁽⁵⁾	792	792	792	792	156	0
合計融資	948	948	948	948	156	300,156
有価証券						
短期国債	314,369	494,306	486,170	949,479	796,143	744,568
中期 / 長期国債	4,125,942	4,281,605	4,640,482	5,744,260	7,374,115	7,232,064
有価証券合計	4,440,312	4,775,911	5,127,600	6,694,687	8,170,414	8,367,788
合計債務	4,441,260	4,776,859	7,731,290	9,795,006	11,728,549	12,029,672

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が中央政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
 - (2) 各期間末のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
 - (3) 各数値は、為替相場の1米ドル = 50.974フィリピン・ペソに換算した。
 - (4) 2022年1月31日現在の暫定値を使用。各数値は、為替相場の1米ドル = 51.135フィリピン・ペソに換算した。
 - (5) フィリピン開発銀行、国家開発公社及びフィリピン・ナショナル・バンクによって引き受けられた融資。

下表は、指定された年の共和国の直接内国債返済金額を示したものである。

年	共和国の直接内国債返済金額 ⁽¹⁾			
	元本返済	支払利息	合計 ⁽²⁾	
	(単位：百万ペソ)		(単位：百万ペソ)	(単位：百万ドル)
2017年	229,330	206,571	435,902	8,718
2018年	315,461	223,751	539,213	10,307
2019年	481,575	360,874	842,449	16,583
2020年	430,832	255,390	686,222	14,290
2021年	530,977	333,335	864,312	17,023
2022年 ⁽³⁾	645,993	397,979	1,043,972	20,016
2023年 ⁽³⁾	896,960	419,989	1,316,949	25,249
2024年 ⁽³⁾	1,003,466	455,901	1,459,367	27,980

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) 政府から保証されたGOCC及びその他の公的部門に転貸されている政府債務について、また、その他の公的部門による当初保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を除く。
 - (2) 各期間の終了時にバンコ・セントラルの該当する基準為替相場を用いて、ペソ金額は米ドルに換算した。2022年から2024年のペソ金額は2022年4月30日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて米ドルに換算した。
 - (3) 2021年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

共和国の直接対外債務

下表は、指定された日付現在の共和国の直接対外債務残高をまとめたものである。

	共和国の直接対外債務残高 ⁽¹⁾⁽²⁾					
	12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽³⁾
	(単位：百万ドル)					
融資：						
多国間	10,709	11,726	12,793	19,275	22,574	24,353
二国間	6,238	6,289	6,484	8,042	8,308	8,382
商業	10	7	5	2	1	1
融資合計	16,957	18,022	19,282	27,319	30,883	32,736
有価証券：						
ユーロ建債	0	0	841	2,387	4,609	4,566
日本円建債	891	2,316	3,184	2,388	1,686	1,691
フィリピン・ペソ建債	2,596	2,467	2,553	2,700	1,679	1,673
中国元建債	-	212	569	607	392	393
米ドル建債	23,817	24,842	24,823	29,161	30,553	30,553
有価証券合計	27,304	29,838	31,970	37,243	38,919	38,876
総計	44,261	47,860	51,252	64,562	69,802	71,612

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
 - (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
 - (3) 2022年1月31日現在の暫定値を使用。

下表は、記載の日付現在の共和国の直接対外債務残高を指定された通貨及び米ドルの同等額を示したものである。

	共和国の通貨別直接対外債務残高の概要 ⁽¹⁾		
	2021年12月31日現在		
	原通貨額	米ドルの同等額 ⁽²⁾	全体のパーセント値
	(単位：%を除き、別段の記載がない限り、百万)		
米ドル	52,593	52,593	75.3%
日本円	931,331	8,156	11.7%
ユーロ	5,735	6,545	9.4%
ペソ	84,595	1,679	2.4%
その他の通貨	-	830	1.2%
合計	-	69,803	100.0%

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門に対し転貸した政府債務を含む。政府によって保証された債務及びその他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務を除く。この表は政府債務のみを表したものであり、その他の公的部門債務を含まない。
- (2) 各数値は、為替相場の1米ドル = 50.384フィリピン・ペソに換算した。

下表は、指定された年の共和国の直接対外債務返済金額を示したものである。

年	共和国の直接対外債務返済金額 ⁽¹⁾		
	元本返済	支払利子	合計
	(単位：百万ドル)		
2017年 ⁽²⁾	2,813	2,003	4,816
2018年 ⁽²⁾	2,114	2,013	4,127
2019年 ⁽²⁾	2,637	2,108	4,746
2020年 ⁽²⁾	2,832	1,987	4,819
2021年 ⁽²⁾	4,671	1,893	6,564
2022年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2,669	2,197	4,866
2023年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	2,543	2,575	5,118
2024年 ⁽³⁾⁽⁴⁾	4,131	2,954	7,086

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) GOCC及びその他の公的部門又は政府により保証された政府債務の転貸しについて、また、その他の公的部門により当初保証され、当該保証が政府に引受けられた債務以外の債務返済を除く。
- (2) 支払日のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (3) 2021年4月30日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (4) 2021年12月31日現在の未払残高に基づく見積もり額。

政府保証付債務

下表は、指定された日付現在の共和国の政府による引受保証を含む債務保証を示したものである。

	共和国の保証残高の概要 ⁽¹⁾⁽²⁾					
	12月31日現在					
	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年 ⁽⁴⁾
	(単位：十億)					
合計 (ペソ)	478.1	487.6	488.8	458.3	423.9	422.5
対内 (ペソ)	197.5	197.5	260.8	254.4	195.1	193.0
対外 (ペソ)	280.6	290.0	228.0	203.9	228.8	229.6
対外 (米ドル)	5.6	5.5	4.5	4.2	4.5 ⁽³⁾	4.6 ⁽⁵⁾

出典：BTr、財務省

- 注：
- (1) 政府により当初保証され、その他の公的部門に保証され当該保証が政府によって継承された債務についての債務返済を含む。
- (2) 各期間の終了時のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドル又はペソに換算した。
- (3) 各数値は、為替相場の1米ドル = 50.384フィリピン・ペソに換算した。
- (4) 2022年1月31日現在の暫定値を使用。
- (5) 各数値は、為替相場の1米ドル = 50.135フィリピン・ペソに換算した。

政府は、GOCCに発行された債務保証及び共和国の官民パートナーシップ・イニシアティブの下で規定されている契約上の義務を広く含む契約上の偶発債務を監視及び管理している。政府は、BTrを通じて、財務書類において、偶発債務に関し、政府直接保証及びGFI引受保証された債務残高のみを月単位で細分化して開示している。

プロジェクトに関する完全なデータがない場合、政府のエクスポージャーの範囲が確立されていないため、官民パートナーシップ・イニシアティブに基づくプロジェクトに対応する偶発債務は、上記の開示から一部除外されている。

上記に関連して、偶発債務の報告は、政府の様々なレベルにおいて存在する。例えば、官民パートナーシップ・センターは、官民パートナーシップ・イニシアティブを通して政府が実施するプロジェクトに関連する負債を報告している。様々な原因に由来するその他の偶発債務額は、その他の事業体によって開示されている。例えば、住宅保険保証公社は発行した保証額を開示し、フィリピン預金保険公社は、預金保険ファンドの負債を開示し、社会保障期間は年金の未積み立て債務を開示している。

政府は偶発債務についてより詳細な記述を含む財政リスク書類（以下「FRS」という。）を毎年公表している。これには、上記の保証に対する潜在的な支払い要求に起因する潜在的な財政リスクだけでなく、その他の原因による偶発債務が生じる潜在的な請求、例えば、官民パートナーシップ契約等を含む。2021年のFRSによると、2020年の官民パートナーシップ等から生じる偶発債務は、311.8十億ペソと推定され、2020年の潜在的予算流出は、およそ331十億ペソと推定される。

2013年の年次監査報告書（以下「2013年次報告書」という。）において、監査委員会は、政府の偶発債務の開示に関する調査結果を報告したが、監査委員会は、約1,030.5十億ペソは含まれていないと述べた。そのうち約920.3十億ペソは、建設・譲渡・運営/官民パートナーシップ・プロジェクトから生じる不確定偶発債務に関連している。残りの約32.3十億ペソは政府及びDBPが発行した未払い保証に関連し、約77.9十億ペソは政府に保証された民間部門債権者の対外借入に関連している。2013年次報告書において、監査委員会は、BTrに対し、政府が偶発債務の報告を改訂するよう様々な勧告を行った。

以来、政府は、政府の偶発債務の監視と報告に関して透明性を向上させるための適切な措置を講じ、それらを継続してきた。また、政府は偶発債務のより効果的な監視・管理を可能にするためのいくつかのイニシアティブを推進してきた。さらに、BTrは、監査委員会及び様々な他の政府機関と協力し、偶発債務を有する政府機関とBTrとの間の情報連携を確立することにより、監査委員会の採用している新会計基準に準拠して、偶発債務の報告及び開示の改善に取り組んでいる。

対外債務の支払履歴

共和国は、過去に債務の再編、債務の買い戻し、債務の資本化、債務の借り換え、債務環境スワップ及びその他の様々な債務削減手法を実施している。共和国は、債務ポートフォリオを管理して利回りと満期状況を改善するための様々な試みを維持するつもりである。共和国は、債務調達による手取り金を、公開市場における買付けやオークションを含む様々な手法による債務有価証券の買い戻しに充当することができる。

過去数年間、二国間債権者に対しては共和国の債務再調整が複数回行われてきたものの、対外有価証券については過去20年間共和国は債務不履行を起こしておらず、元本又は利息の支払に対する再調整は行われていない。

1999年6月30日現在、共和国の二国間債権者との債務再返済義務は2.2十億ドルで、最大のエクスポージャーは日本が1.2十億ドル、米国が506百万ドルであった。

2010年10月6日に、共和国は、以下の債券の交換オファーを完了した。(i)2011年満期の8.375%の国債、2013年満期の9.0%の国債、2014年満期の8.25%の国債、2015年満期の8.875%の国債、2016年1月満期の8.0%の国債、2016年10月満期の8.75%の国債及び2017年満期の9.375%の国債を、新たに起債された2021年満期のドル建て債券（以下「新2021年国債」という。）又は再発行された2034年満期の6.375%のグローバル債券（以下「再発行2034年国債」という。）に交換し、(ii)2019年1月満期の9.875%の国債、2019年6月満期の8.375%の国債、2024年9月満期の7.5%の国債、2024年10月満期の9.5%の国債、2025年満期の10.625%の債券、2030年満期の9.5%の債券及び2031年満期の7.75%の国債を再発行2034年国債に交換した。さらに、共和国は、新2021年国債を現金化するために200百万ドルを提供した。共和国が発行した新2021年国債は元本総額約1.9十億ドル、再発行2034年国債は元本総額約947百万ドルを発行した。

下表は、指定された日付現在の共和国の発行済外貨建債残高を示したものである。

共和国の発行済外貨建債⁽¹⁾

発行日現在の 未払残高 ⁽²⁾	2020年12月31日 現在の未払残高 ⁽³⁾	2021年12月31日 現在の未払残高 ⁽⁴⁾	2022年12月31日 現在の未払残高 ⁽⁵⁾
-------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

（単位：百万ドル）

グローバル債	30,938	24,823	30,553	30,553
--------	--------	--------	--------	--------

中国元建債	592	569	392	393
ユーロ建債	2,170	841	4,609	4,566
日本円建債	2,256	3,184	1,687	1,691
外貨建債合計	35,956	29,417	37,241	37,203

出典：BTr、財務省

注：

- (1) 発行日現在のバンコ・セントラルの基準為替相場公報を用いて、該当する原通貨の金額を米ドルに換算した。
- (2) 2021年12月31日現在の外貨建債における発行日現在の未払残高の総額を表す。
- (3) 2021年1月4日現在の該当するバンコ・セントラルの基準為替相場を用いて、米ドルに換算された。
- (4) 各数値は、為替相場の1米ドル = 50.552フィリピン・ペソに換算した。
- (5) 各数値は、為替相場の1米ドル = 51.135フィリピン・ペソに換算した。

減債基金制度

減債基金制度は、本書の日付現在利用していない。

[次へ](#)

2021年12月31日現在のフィリピン共和国の債務表

共和国の保証対外債務
2021年12月31日現在
(単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定日	満期日	約定当初額		2021年12月31日現在 未払残高	
	金利基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)
				(日・月・年の順に 記載している。)					
総計							7,407,896,951.22		4,489,390,016.69
I. NG保証対外債務							7,322,368,713.66		4,403,861,779.13
A. NG保証対外融資							5,521,713,713.66		2,645,266,779.13
ユーロ							162,985,219.10		84,123,691.34
固定			3.000	16.11.1990	31.03.2022	1,829,388.21	2,081,843.78	23,312.04	26,529.10
固定			3.000	16.11.1990	30.06.2022			4,642.87	5,283.59
固定			3.000	16.11.1990	31.12.2022			5,345.33	6,082.99
固定			3.000	16.11.1990	30.06.2023			8,680.53	9,878.44
固定			2.500	25.01.1991	31.12.2022	2,210,510.74	2,515,561.22	49,057.95	55,827.95
固定			1.500	30.08.1996	30.06.2022	5,157,960.05	5,869,758.54	17,893.58	20,362.89
固定			1.500	30.08.1996	31.03.2023			90,113.99	102,549.72
固定			1.500	30.08.1996	30.06.2023			125,909.61	143,285.14
固定			1.500	30.08.1996	31.03.2024			59,894.13	68,159.52
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032	13,500,000.00	15,363,000.00	2,328,753.00	2,650,120.91
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2032			71,522.00	81,392.04
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2033			668,564.00	760,825.83
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2033			1,222,151.00	1,390,807.84
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2033			1,306,536.00	1,486,837.97
固定			0.400	10.11.2004	31.12.2033			372,264.00	423,636.43
固定			0.400	10.11.2004	31.03.2034			722,450.00	822,148.10
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2034			174,200.00	198,239.60
固定			0.400	10.11.2004	30.09.2034			283,530.00	322,657.14
固定			0.400	10.11.2004	30.12.2034			259,012.00	294,755.66
固定			0.400	10.11.2004	30.06.2035			726,273.00	826,498.67
固定			0.750	27.12.1996	30.12.2036	4,703,885.30	5,353,021.47	2,357,055.51	2,682,329.17
固定			0.750	08.11.1999	30.12.2039	14,699,641.58	16,728,192.12	8,821,830.14	10,039,242.70
固定			0.750	17.09.1991	31.12.2031	8,819,784.95	10,036,915.27	461,532.42	525,223.89
固定			0.750	29.12.2005	30.12.2045	15,000,000.00	17,070,000.00	12,000,000.00	13,656,000.00
固定			0.750	15.03.2004	30.12.2043	7,500,000.00	8,535,000.00	5,500,000.00	6,259,000.00
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2045	5,287,649.52	6,017,345.15	4,231,649.52	4,815,617.15
固定			0.750	07.04.2010	30.06.2050	7,000,000.00	7,966,000.00	6,487,000.00	7,382,206.00
固定			0.750	20.12.2007	30.12.2047	4,741,730.27	5,396,089.05	4,109,730.27	4,676,873.05
固定			0.750	30.06.2009	30.06.2049	10,200,000.00	11,607,600.00	3,169,510.39	3,606,902.82
固定			0.750	21.12.2004	30.12.2044	5,112,918.81	5,818,501.61	3,922,918.81	4,464,281.61
固定			0.750	30.12.2003	31.12.2039	25,564,594.06	29,092,508.04	7,675,513.79	8,734,734.69
固定			0.750	04.12.2000	30.12.2040	9,356,641.43	10,647,857.95	5,925,872.99	6,743,643.46
固定			2.991	31.01.2007	30.06.2025	2,536,050.00	2,886,024.90	739,681.25	841,757.26
日本円							3,444,666,710.02		1,471,666,399.82
LIBORベース	0.000	0.168	0.168	15.05.2002	15.08.2026	3,676,050,000.00	31,955,902.65	561,272,856.00	4,879,144.94
LIBORベース	0.000	0.000	0.000	27.04.2009	15.09.2040	4,520,780,200.00	39,299,142.28	1,788,279,204.00	15,545,511.12
LIBORベース	0.500	-0.050	0.450	29.06.2006	15.06.2026	11,710,000,000.00	101,795,030.00	2,613,405,793.00	22,718,336.56
固定			2.410	08.12.2003	01.08.2023	1,188,200,000.00	10,329,022.60	1,972,420.00	17,146.25
固定			1.860	08.12.2003	01.08.2023			21,414,000.00	186,151.90
固定			2.420	08.12.2003	01.08.2023			14,700,164.00	127,788.53
固定			2.160	08.12.2003	01.08.2023			40,691,363.00	353,730.02
固定			2.300	08.12.2003	01.08.2023			50,078,113.00	435,329.04
固定			1.910	08.12.2003	01.08.2023			13,464,286.00	117,045.04
固定			2.010	08.12.2003	01.08.2023			27,282,093.00	237,163.23
固定			1.480	08.12.2003	01.08.2023			26,326,107.00	228,852.85
固定			1.590	08.12.2003	01.08.2023			1,312,674.00	11,411.08
LIBORベース	0.500	-0.290	0.210	22.07.2005	15.04.2022	6,592,000,000.00	57,304,256.00	166,959,866.00	1,451,382.12
固定			2.500	17.03.1992	20.03.2022	6,686,000,000.00	58,121,398.00	163,073,000.00	1,417,593.59
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	22,499,999,999.00	195,592,499.99	3,292,674,000.00	28,623,215.08
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	15,000,000,000.00	130,395,000.00	1,858,500,000.00	16,155,940.50
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	6,131,000,000.00	53,296,783.00	268,592,000.00	2,334,870.26
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			105,512,000.00	917,215.82
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	1,352,000,000.00	11,752,936.00	199,352,000.00	1,732,966.94
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			64,144,000.00	557,603.79
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,315,000,000.00	107,054,295.00	2,123,248,000.00	18,457,394.86
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025			275,152,000.00	2,391,896.34
固定			2.700	29.03.1996	20.03.2026	24,712,000,000.00	214,821,416.00	3,212,046,000.00	27,922,315.88
固定			2.300	29.03.1996	20.03.2026			1,306,899,000.00	11,360,873.01
固定			2.700	29.05.1996	20.03.2026	10,494,000,000.00	91,224,342.00	2,247,804,000.00	19,540,160.17
固定			2.300	29.05.1996	20.03.2026			54,882,000.00	477,089.23
固定			2.500	29.03.1996	20.03.2026	5,158,000,000.00	44,838,494.00	1,075,707,000.00	9,351,120.95
固定			2.100	29.03.1996	20.03.2026			34,668,000.00	301,368.92
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027	876,000,000.00	7,615,068.00	134,904,000.00	1,172,720.47
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,228,000,000.00	62,833,004.00	749,760,000.00	6,517,663.68
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			383,119,000.00	3,330,453.47
固定			2.500	18.03.1997	20.03.2027	1,034,000,000.00	8,988,562.00	78,309,000.00	680,740.14
固定			2.100	18.03.1997	20.03.2027			135,729,000.00	1,179,892.20

固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	2,746,000,000.00	23,870,978.00	95,007,000.00	825,895.85	
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			48,444,000.00	421,123.69	
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,555,000,000.00	126,526,615.00	4,534,362,000.00	39,417,208.87	
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			568,922,000.00	4,945,638.95	
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	19,990,000,000.00	173,773,070.00	6,478,696,000.00	56,319,304.33	
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			228,548,000.00	1,986,767.76	
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	6,072,000,000.00	52,783,896.00	169,204,000.00	1,470,890.37	
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028			1,199,170,000.00	10,424,384.81	
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,148,588,000.00	9,984,675.48	
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	35,350,000,000.00	307,297,550.00	20,809,296,000.00	180,895,210.13	
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	20,529,000,000.00	178,458,597.00	12,115,404,000.00	105,319,206.97	
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	16,450,000,000.00	142,999,850.00	8,850,390,000.00	76,936,440.27	
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			911,430,000.00	7,923,060.99	
固定	0.950	14.09.2001	20.09.2041	59,037,000,000.00	513,208,641.00	35,919,320,000.00	312,246,648.76	
固定	0.750	14.09.2001	20.09.2041			2,204,160,000.00	19,160,762.88	
固定	1.400	30.09.2008	20.09.2038	24,846,000,000.00	215,986,278.00	6,302,410,000.00	54,786,850.13	
固定	0.650	30.09.2008	20.09.2048			15,049,152,000.00	130,822,278.34	
固定	0.010	30.09.2008	20.09.2048			189,648,000.00	1,648,610.06	
固定	1.400	25.12.2009	20.11.2039	14,608,000,000.00	126,987,344.00	2,826,108,000.00	24,567,356.84	
固定	0.650	25.12.2009	20.11.2049			6,491,016,000.00	56,426,402.09	
固定	0.010	25.12.2009	20.11.2049			197,960,000.00	1,720,866.28	
固定	1.400	09.11.2009	20.11.2039	30,380,000,000.00	264,093,340.00	16,959,312,000.00	147,427,299.22	
固定	0.010	09.11.2009	20.11.2039			74,088,000.00	644,046.98	
固定	1.400	12.01.2017	20.01.2042	4,928,000,000.00	42,839,104.00	2,615,000,000.00	22,732,195.00	
固定	2.390	20.12.2007	30.12.2022	5,593,500,000.00	48,624,295.50	216,402,488.00	1,881,186.83	
韓国ウォン					<u>27,945,138.00</u>		<u>17,462,637.95</u>	
固定	2.500	07.05.2004	20.05.2034	33,189,000,000.00	27,945,138.00	20,739,475,000.00	17,462,637.95	
米国ドル					<u>1,886,116,646.54</u>		<u>1,072,014,050.02</u>	
LIBORベース	0.500	-0.197	0.303	27.05.2016	15.03.2041	123,300,000.00	123,300,000.00	66,568,176.42
LIBORベース	0.500	-0.197	0.303	19.05.2016	15.03.2041	60,000,000.00	60,000,000.00	10,282,578.85
固定			3.000	07.01.2010	21.01.2030	116,602,000.00	116,602,000.00	65,353,819.83
固定			2.000	20.11.2018	21.01.2039	211,214,646.54	211,214,646.54	31,682,392.76
LIBORベース	0.000	0.173	0.173	28.03.2019	17.05.2024	1,100,000,000.00	1,100,000,000.00	660,044,200.00
LIBORベース	0.500	0.450	0.950	31.05.2012	15.05.2037	275,000,000.00	275,000,000.00	238,082,882.16
B. NG保証対外債務 有価証券						<u>1,800,655,000.00</u>	<u>1,758,595,000.00</u>	
日本円						<u>321,641,000.00</u>	<u>321,641,000.00</u>	
固定	3.500	10.12.2002	13.12.2022	37,000,000,000.00	321,641,000.00	37,000,000,000.00	321,641,000.00	
米国ドル						<u>1,479,014,000.00</u>	<u>1,436,954,000.00</u>	
固定	9.625	05.05.1998	15.05.2028	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	
固定	7.390	02.12.2009	02.12.2024	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00	579,014,000.00	
固定	7.390	23.11.2009	02.12.2024	600,000,000.00	600,000,000.00	557,940,000.00	557,940,000.00	
II. 宣言第50号で引き受けたNG保証対外債務						<u>85,528,237.56</u>	<u>85,528,237.56</u>	
カナダドル						<u>211,990.13</u>	<u>211,990.13</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	267,807.00	211,990.13	267,807.00	
ユーロ						<u>370,117.19</u>	<u>370,117.19</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	325,234.79	370,117.19	325,234.79	
英国ポンド						<u>365.58</u>	<u>365.58</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	270.00	365.58	270.00	
日本円						<u>23,829.25</u>	<u>23,829.25</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	2,741,200.00	23,829.25	2,741,200.00	
サウジリアル						<u>7,280,365.43</u>	<u>7,280,365.43</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	5,918,966.00	1,576,415.97	5,918,966.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	18,456,608.00	4,915,603.78	18,456,608.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	2,960,000.00	788,345.68	2,960,000.00	
米国ドル						<u>77,641,569.98</u>	<u>77,641,569.98</u>	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	8,333,333.32	8,333,333.32	8,333,333.32	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	5,215,433.52	5,215,433.52	5,215,433.52	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	33,088,000.00	33,088,000.00	33,088,000.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	7,511,546.63	7,511,546.63	7,511,546.63	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	18,598,000.00	18,598,000.00	18,598,000.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	509,091.00	509,091.00	509,091.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	514,525.51	514,525.51	514,525.51	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	2,180,000.00	2,180,000.00	2,180,000.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	717,440.00	717,440.00	717,440.00	
無利子			30.06.1986	31.12.2022	974,200.00	974,200.00	974,200.00	

(1) 原通貨は、2022年1月3日のBSP参照レートを使用して換算されている。

[次へ](#)

共和国の対外債務
 2021年12月31日現在
 (単位：指定通貨の百万)

	金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	約定日	満期日	約定当初額		2021年12月31日現在 未払残高	
	金利基準	スプレッド				金利	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)
				(日・月・年の順に 記載している。)					
総計							94,133,902,451.17		69,807,684,637.66
I. NG直接対外融資							51,155,775,506.61		30,888,058,693.10
A. 政府機関によるもの							50,118,143,192.89		30,571,917,196.95
カナダドル							5,010,688.74		230,727.62
無利子				15.11.1974	30.09.2024	6,330,000.00	5,010,688.74	291,478.06	230,727.62
中国元							188,292,000.00		60,634,826.22
固定			2.000	11.05.2006	21.03.2026	400,000,000.00	62,764,000.00	119,763,938.35	18,792,159.57
固定			2.000	15.01.2007	21.09.2026	800,000,000.00	125,528,000.00	266,666,666.60	41,842,666.66
ユーロ							2,403,648,643.61		1,930,495,663.16
LIBORベース	0.000	0.233	0.233	23.04.2020	15.04.2030	231,632,000.00	263,597,216.00	231,632,000.00	263,597,216.00
LIBORベース	0.000	0.105	0.105	23.04.2020	15.04.2025	463,263,000.00	527,193,294.00	463,263,000.00	527,193,294.00
固定			0.750	14.02.2002	30.06.2042	6,828,167.68	7,770,454.82	4,592,167.68	5,225,886.82
固定			0.750	26.06.2002	30.06.2042	7,464,861.47	8,495,012.35	5,047,861.47	5,744,466.35
固定			0.750	20.12.2007	30.12.2047	10,000,000.00	11,380,000.00	8,516,536.60	9,691,818.65
固定			0.750	24.12.2008	30.12.2048	4,000,000.00	4,552,000.00	3,603,663.86	4,100,969.47
LIBORベース	0.000	1.030	1.030	14.10.2015	01.05.2034	22,800,000.00	25,946,400.00	14,468,857.31	16,465,559.62
LIBORベース	0.000	1.030	1.030	26.10.2015	01.11.2033	27,310,000.00	31,078,780.00	15,449,791.97	17,581,863.26
固定			4.500	23.07.1999	31.12.2022	72,672,834.17	82,701,685.29	5,589,511.14	6,360,863.68
固定			4.000	16.11.2000	30.06.2023	31,249,318.69	35,561,724.67	3,906,164.74	4,445,215.47
固定			4.400	11.12.2001	18.10.2024	23,986,986.00	27,297,190.07	5,996,746.50	6,824,297.52
固定			3.650	28.02.2002	31.10.2024	36,279,013.93	41,285,517.85	6,046,502.23	6,880,919.54
固定			3.450	28.02.2002	17.05.2025	18,168,208.54	20,675,421.32	5,299,060.80	6,030,331.19
固定			3.000	08.04.1988	31.03.2022	4,344,796.99	4,944,378.97	4,612.67	5,249.22
固定			3.000	08.04.1988	30.06.2022			15,247.49	17,351.64
固定			3.000	08.04.1988	30.06.2023			13,008.04	14,803.15
固定			3.000	08.04.1988	30.09.2023			6,208.46	7,065.23
固定			3.000	08.04.1988	31.12.2024			1,951.83	2,221.18
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022	4,431,330.44	5,042,854.04	136,632.25	155,487.50
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022	4,153,865.01	4,727,098.38	136,955.29	155,855.12
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2023			37,241.34	42,380.64
固定			2.500	09.02.1990	31.12.2022	2,652,595.39	3,018,653.55	99,413.29	113,132.32
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2022	1,017,361.58	1,157,757.48	13,139.20	14,952.41
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2023			49,564.78	56,404.72
固定			2.500	22.01.1992	31.12.2024			36,736.86	41,806.55
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	10,518,982.19	11,970,601.73	242,294.95	275,731.65
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			477,295.92	543,162.76
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2024			91,075.05	103,643.41
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2025			38,764.80	44,114.34
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	729,010.47	829,613.91	14,789.07	16,829.96
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			43,322.28	49,300.75
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	2,881,286.42	3,278,903.95	65,437.94	74,468.38
固定			2.000	07.12.1990	30.12.2023			152,516.22	173,563.46
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2024			7,104.48	8,084.90
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	759,194.79	863,963.67	37,959.50	43,197.91
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2022	2,167,469.20	2,466,579.95	26,807.33	30,506.74
固定			2.000	07.12.1990	31.12.2023			163,131.29	185,643.41
固定			1.400	13.09.1994	30.06.2022	2,689,415.88	3,060,555.27	18,513.36	21,068.20
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2022			13,391.58	15,239.62
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2023			69,354.43	78,925.34
固定			1.400	13.09.1994	30.06.2023			41,156.36	46,835.94
固定			1.400	13.09.1994	30.09.2023			32,440.39	36,917.16
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2024			3,085.00	3,510.73
固定			1.400	13.09.1994	31.03.2023	15,568,940.42	17,717,454.20	789,146.64	898,048.88
固定			1.400	13.09.1994	30.09.2023			35,737.62	40,669.41
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2025			232,048.12	264,070.76
固定			1.400	13.09.1994	31.12.2028			229,389.97	261,045.79
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2022	1,920,857.62	2,185,935.97	12,248.50	13,938.79
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2022			76,600.63	87,171.52
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2023	743,803.27	846,448.12	14,364.31	16,346.58
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2023			27,429.38	31,214.63
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2023			15,810.04	17,991.83
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2024			8,444.99	9,610.40
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2022			46,697.02	53,141.21
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2022	3,658,776.41	4,163,687.55	113,568.81	129,241.31
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2023			3,751.60	4,269.32
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2023			1,424.59	1,621.18
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2023			6,087.55	6,927.63
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2023			9,771.48	11,119.94
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2024			12,095.01	13,764.12
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2024			7,650.00	8,705.70
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2025			6,447.00	7,336.69

固定			1.500	18.12.1995	30.06.2025				40,446.02	46,027.57
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2022	3,099,676.12	3,527,431.42		39,054.59	44,444.12
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2024				34,500.03	39,261.03
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2024				12,330.01	14,031.55
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2025				1,608.00	1,829.90
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2025				1,608.00	1,829.90
固定			1.500	18.12.1995	31.03.2026				222,984.00	253,755.79
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2026				22,750.01	25,889.51
固定			1.500	18.12.1995	30.06.2027				4,730.00	5,382.74
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2027				12,948.00	14,734.82
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2027				6,552.00	7,456.18
固定			1.500	18.12.1995	30.09.2029				44,000.00	50,072.00
固定			1.500	18.12.1995	31.12.2029				332,256.00	378,107.33
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2023	5,497,311.79	6,255,940.82		141,547.80	161,081.40
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2024				236,260.00	268,863.88
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2024				110,240.02	125,453.14
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2024				124,769.97	141,988.23
固定			1.500	15.01.1997	31.12.2024				5,334.00	6,070.09
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2025				8,428.01	9,591.08
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2025				29,617.00	33,704.15
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2025				7,615.99	8,667.00
固定			1.500	15.01.1997	31.12.2025				8,704.01	9,905.16
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2026				12,159.01	13,836.95
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2026				85,167.00	96,920.05
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2023	9,144,059.29	10,405,939.47		237,712.64	270,516.98
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2024				278,364.17	316,778.43
固定			1.500	15.01.1997	31.12.2024				4,589.99	5,223.41
固定			1.500	15.01.1997	31.03.2025				23,891.04	27,188.00
固定			1.500	15.01.1997	30.06.2025				453,971.10	516,619.11
固定			1.500	15.01.1997	30.09.2025				111,752.06	127,173.84
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2029	3,298,662.49	3,753,877.91		383,029.91	435,888.04
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2030				28,681.43	32,639.47
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2030				1,686.60	1,919.35
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2031				824,560.00	938,349.28
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2032				31,773.00	36,157.67
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032				192,566.15	219,140.28
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2032				74,404.00	84,671.75
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2029	741,169.01	843,450.33		88,938.09	101,211.55
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2030				45,662.00	51,963.36
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2030				33,623.57	38,263.62
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2030				28,049.40	31,920.22
固定			0.470	22.01.1998	31.12.2030				52,668.00	59,936.18
固定			0.470	22.01.1998	31.03.2031				9,918.00	11,286.68
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2031				19,532.00	22,227.42
固定			0.470	22.01.1998	30.09.2031				19,880.00	22,623.44
固定			0.470	22.01.1998	30.06.2032				26,785.65	30,482.07
無利子				27.11.2007	15.05.2024	5,387,110.80	6,130,532.09		1,122,314.75	1,277,194.19
無利子				07.11.2008	31.10.2022	11,351,426.36	12,917,923.20		908,110.77	1,033,430.06
固定			0.300	06.11.2009	10.02.2040	15,708,268.88	17,876,009.99		15,708,015.38	17,875,721.50
固定			4.740	06.11.2009	15.09.2022	15,708,268.88	17,876,009.99		66,740.93	75,951.18
LIBORベース	1.100	-0.512	0.588	15.02.2010	30.11.2029	150,000,000.00	170,700,000.00		80,000,000.00	91,040,000.00
固定			1.000	12.01.2012	28.01.2031	20,493,740.00	23,321,876.12		13,906,466.48	15,825,558.85
固定			0.150	10.02.2011	11.04.2034	26,190,016.00	29,804,238.21		23,492,000.00	26,733,896.00
LIBORベース	0.560	1.650	2.210	16.04.2014	31.03.2034	110,269,793.43	125,487,024.92		106,028,647.53	120,660,600.89
LIBORベース	0.530	0.910	1.440	26.02.2015	31.03.2043	50,893,963.00	57,917,329.89		3,000,000.00	3,414,000.00
無利子				01.04.2016	14.06.2039	20,493,740.00	23,321,876.12		20,493,704.00	23,321,835.15
LIBORベース	0.270	0.670	0.940	04.04.2016	30.09.2035	50,000,000.00	56,900,000.00		50,000,000.00	56,900,000.00
LIBORベース	0.500	1.320	1.820	27.10.2017	01.09.2037	100,000,000.00	113,800,000.00		100,000,000.00	113,800,000.00
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	150,000,000.00	170,700,000.00		150,000,000.00	170,700,000.00
固定			0.250	09.06.2020	31.03.2040	100,000,000.00	113,800,000.00		100,000,000.00	113,800,000.00
固定			0.340	14.12.2021	30.11.2031	250,000,000.00	284,500,000.00		250,000,000.00	284,500,000.00
日本円							<u>15,555,677,260.26</u>			<u>6,159,108,505.33</u>
LIBORベース	0.000	0.325	0.325	22.02.2008	01.11.2022	34,253,100,000.00	297,762,198.30		4,610,467,260.00	40,078,791.89
固定			2.700	20.03.1992	20.03.2022	7,655,000,000.00	66,544,915.00		113,650,000.00	987,959.45
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	6,872,000,000.00	59,738,296.00		650,324,000.00	5,653,266.53
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	4,633,000,000.00	40,274,669.00		387,096,000.00	3,365,025.53
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,803,000,000.00	33,059,479.00		347,044,000.00	3,016,853.49
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	3,055,000,000.00	26,557,115.00		298,044,000.00	2,590,896.49
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	9,294,000,000.00	80,792,742.00		559,896,000.00	4,867,175.93
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,620,000,000.00	83,626,660.00		1,398,618,000.00	12,158,186.27
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	4,616,000,000.00	40,126,888.00		632,700,000.00	5,500,061.10
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	11,754,000,000.00	102,177,522.00		1,720,074,000.00	14,952,603.28
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,151,000,000.00	53,470,643.00		981,480,000.00	8,532,005.64
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				153,352,000.00	1,333,088.94
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,040,000,000.00	35,119,720.00		645,568,000.00	5,611,922.62
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				113,816,000.00	989,402.49
固定			2.500	30.08.1995	20.08.2025	8,312,000,000.00	72,256,216.00		1,454,728,000.00	12,645,950.50
固定			2.100	30.08.1995	20.08.2025				162,480,000.00	1,412,438.64
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	18,391,000,000.00	159,872,963.00		3,121,592,000.00	27,135,999.26
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				464,080,000.00	4,034,247.44
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	5,579,000,000.00	48,498,247.00		915,832,000.00	7,961,327.58
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				110,992,000.00	964,853.46
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	6,386,000,000.00	55,513,498.00		1,026,664,000.00	8,924,790.15
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				183,688,000.00	1,596,799.78
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	12,895,000,000.00	112,096,235.00		2,047,880,000.00	17,802,220.84
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				390,008,000.00	3,390,339.54
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	4,765,000,000.00	41,422,145.00		661,096,000.00	5,746,907.53
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				88,864,000.00	772,494.75
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	9,551,000,000.00	83,026,843.00		1,268,040,000.00	11,023,071.72
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				474,360,000.00	4,123,611.48
固定			2.700	30.08.1995	20.08.2025	2,872,000,000.00	24,966,296.00		245,200,000.00	2,131,523.60
固定			2.300	30.08.1995	20.08.2025				109,080,000.00	948,232.44
固定			2.500	29.03.1996	20.03.2026	6,911,000,000.00	60,077,323.00		1,307,412,000.00	11,365,332.52
固定			2.100	29.03.1996	20.03.2026				209,574,000.00	1,821,826.78
固定			2.300	29.03.1996	20.03.2026	305,000,000.00	2,651,365.00		49,869,000.00	433,511.22

固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	5,746,000,000.00	49,949,978.00	909,051,000.00	7,902,380.34		
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			198,605,000.00	1,726,473.27		
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	7,683,000,000.00	66,788,319.00	1,671,351,000.00	14,529,054.24		
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			330,209,000.00	2,870,506.84		
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	6,339,868,462.00	55,112,476.54	1,547,425,000.00	13,451,765.53		
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			153,494,000.00	1,334,323.34		
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	9,411,000,000.00	81,809,823.00	2,151,930,000.00	18,706,727.49		
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			242,022,000.00	2,103,897.25		
固定	2.500	18.03.1997	20.03.2027	7,979,000,000.00	69,361,447.00	1,667,622,000.00	14,496,638.05		
固定	2.100	18.03.1997	20.03.2027			291,093,000.00	2,530,471.45		
固定	2.700	18.03.1997	20.03.2027	11,122,000,000.00	96,683,546.00	1,868,064,000.00	16,239,080.35		
固定	2.300	18.03.1997	20.03.2027			697,081,000.00	6,059,725.13		
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,849,000,000.00	50,845,357.00	1,438,304,000.00	12,503,176.67		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			492,660,000.00	4,282,693.38		
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	13,564,000,000.00	117,911,852.00	3,339,784,000.00	29,032,742.31		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,109,522,000.00	9,645,074.75		
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	5,728,000,000.00	49,793,504.00	634,158,000.00	5,512,735.49		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			266,050,000.00	2,312,772.65		
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	4,328,000,000.00	37,623,304.00	805,952,000.00	7,006,140.74		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			344,352,000.00	2,993,451.94		
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	458,000,000.00	3,981,394.00	8,946,000.00	77,767.58		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			174,148,000.00	1,513,868.56		
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	6,734,000,000.00	58,538,662.00	1,691,270,000.00	14,702,210.11		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			733,482,000.00	6,376,159.03		
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	3,201,000,000.00	27,826,293.00	12,376,000.00	107,584.57		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			1,203,328,000.00	10,460,530.30		
固定	2.200	10.09.1998	20.09.2028	14,136,000,000.00	122,884,248.00	3,449,292,000.00	29,984,695.36		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			798,014,000.00	6,937,135.70		
固定	1.700	10.09.1998	20.09.2028	2,428,000,000.00	21,106,604.00	380,548,000.00	3,308,103.76		
固定	0.750	10.09.1998	20.09.2038			212,058,000.00	1,843,420.19		
固定	0.750	10.03.1999	20.03.2039	36,300,000,000.00	315,555,900.00	20,827,835,000.00	181,056,369.66		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,210,000,000.00	62,676,530.00	1,927,760,000.00	16,758,017.68		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			906,300,000.00	7,878,465.90		
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	951,000,000.00	8,267,043.00	40,960,000.00	356,065.28		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			199,404,000.00	1,733,418.97		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	6,078,000,000.00	52,836,054.00	2,119,824,000.00	18,427,630.03		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			343,260,000.00	2,983,959.18		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	16,990,000,000.00	147,694,070.00	4,194,304,000.00	36,461,084.67		
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029			84,432,000.00	733,967.38		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			808,164,000.00	7,025,369.65		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	15,384,000,000.00	133,733,112.00	5,131,216,000.00	44,605,660.69		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			1,240,632,000.00	10,784,813.98		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,852,000,000.00	50,871,436.00	1,816,976,000.00	15,794,972.37		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			510,912,000.00	4,441,358.02		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	7,434,000,000.00	64,623,762.00	2,570,944,000.00	22,349,216.19		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			498,672,000.00	4,334,955.70		
固定	1.800	28.12.1999	20.12.2029	5,068,000,000.00	44,056,124.00	1,224,464,000.00	10,644,265.55		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			382,320,000.00	3,323,507.76		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	4,714,000,000.00	40,978,802.00	148,284,000.00	1,289,032.81		
固定	1.300	28.12.1999	20.12.2029	9,013,000,000.00	78,350,009.00	2,628,528,000.00	22,849,793.90		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039			529,524,000.00	4,603,152.13		
固定	0.750	28.12.1999	20.12.2039	1,167,000,000.00	10,144,731.00	569,628,000.00	4,951,776.20		
固定	1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,929,000,000.00	77,619,797.00	4,649,568,000.00	40,418,694.62		
固定	0.750	07.04.2000	20.04.2040			679,616,000.00	5,907,901.89		
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	14,724,000,000.00	127,995,732.00	8,023,168,000.00	69,745,399.42		
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			898,776,000.00	7,813,059.77		
固定	0.950	31.08.2000	20.08.2040	3,549,000,000.00	30,851,457.00	1,835,780,000.00	15,958,435.54		
固定	0.750	31.08.2000	20.08.2040			348,384,000.00	3,028,502.11		
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	8,294,000,000.00	72,099,742.00	2,901,699,000.00	25,224,469.41		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			966,147,000.00	8,398,715.87		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	5,543,000,000.00	48,185,299.00	183,612,000.00	1,596,139.12		
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	11,743,000,000.00	102,081,899.00	2,633,229,000.00	22,890,659.70		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			387,894,000.00	3,371,962.54		
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,205,000,000.00	53,940,065.00	1,584,315,000.00	13,772,450.30		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			662,610,000.00	5,760,068.73		
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	5,210,000,000.00	45,290,530.00	1,332,090,000.00	11,579,858.37		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			571,194,000.00	4,965,389.44		
固定	2.200	30.05.2001	20.05.2031	6,515,000,000.00	56,634,895.00	2,146,506,000.00	18,659,576.66		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			630,279,000.00	5,479,015.35		
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	2,789,000,000.00	24,244,777.00	1,218,185,000.00	10,589,682.21		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			94,419,000.00	820,784.37		
固定	1.700	30.05.2001	20.05.2031	6,309,000,000.00	54,844,137.00	2,397,629,000.00	20,842,588.90		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041			717,366,000.00	6,236,062.64		
固定	0.750	30.05.2001	20.05.2041	2,034,000,000.00	17,681,562.00	1,250,301,000.00	10,868,866.59		
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	6,723,000,000.00	58,443,039.00	2,983,890,000.00	25,938,955.77		
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			536,567,000.00	4,664,376.93		
固定	1.700	28.03.2002	20.03.2032	6,790,000,000.00	59,025,470.00	2,758,224,000.00	23,977,241.23		
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			902,984,000.00	7,849,639.91		
固定	0.950	28.03.2002	20.03.2042	18,488,000,000.00	160,716,184.00	10,958,685,000.00	95,263,848.71		
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			1,362,922,000.00	11,847,880.95		
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	22,049,000,000.00	191,671,957.00	5,264,482,742.00	45,764,148.48		
固定	1.800	28.03.2002	20.03.2032			1,517,027,949.00	13,187,523.96		
固定	2.200	28.03.2002	20.03.2032	3,224,000,000.00	28,026,232.00	1,179,297,000.00	10,251,628.82		
固定	0.750	28.03.2002	20.03.2042			461,947,000.00	4,015,705.27		
固定	2.200	11.12.2003	20.12.2033	2,365,097,269.00	20,559,790.56	1,383,456,000.00	12,026,383.01		
固定	2.200	30.03.2004	20.03.2034	6,223,000,000.00	54,096,539.00	2,518,175,000.00	21,890,495.28		
固定	2.200	16.12.2003	20.12.2033	3,717,000,000.00	32,311,881.00	1,853,088,000.00	16,108,893.98		
固定	0.750	27.02.2007	20.02.2047	8,529,000,000.00	74,142,597.00	7,620,675,000.00	66,246,527.78		
固定	1.500	18.12.2007	20.12.2037	7,604,000,000.00	66,101,572.00	4,970,496,000.00	43,208,521.73		
固定	0.010	18.12.2007	20.12.2037			845,504,000.00	7,349,966.27		
固定	1.500	18.12.2007	20.12.2037	11,802,000,000.00	102,594,786.00	7,679,360,000.00	66,756,676.48		
固定	0.750	18.12.2007	20.12.2047			261,560,000.00	2,273,741.08		
固定	0.010	18.12.2007	20.12.2037			1,008,032,000.00	8,762,822.18		
固定	1.400	20.03.2009	20.03.2039	9,293,000,000.00	80,784,049.00	7,933,030,000.00	68,961,829.79		
固定	1.400	15.03.2010	20.03.2040	9,220,000,000.00	80,149,460.00	8,320,486,000.00	72,329,984.80		
LIBORベース	0.000	0.021	0.021	15.03.2010	20.01.2025	13,830,000,000.00	120,224,190.00	3,872,400,000.00	33,662,773.20

固定	0.010	26.05.2010	20.05.2050	9,912,000,000.00	86,165,016.00	7,600,551,000.00	66,071,589.84
固定	1.400	31.03.2011	20.03.2036	40,847,000,000.00	355,082,971.00	26,312,448,610.00	228,734,115.77
固定	0.010	31.03.2011	20.03.2036			1,182,186,796.00	10,276,749.82
固定	0.300	30.03.2012	20.03.2052	9,244,000,000.00	80,358,092.00	6,173,022,676.00	53,662,086.12
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2052			62,598,392.00	544,167.82
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	22,796,000,000.00	198,165,628.00	20,657,571,000.00	179,576,264.70
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			931,068,289.00	8,093,776.64
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	4,591,000,000.00	39,909,563.00	3,965,938,016.00	34,475,899.17
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			386,473,640.00	3,359,615.35
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,063,000,000.00	52,705,659.00	5,177,630,021.00	45,009,137.77
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			671,948,220.00	5,841,245.88
固定	0.200	30.03.2012	20.03.2052	11,836,000,000.00	102,890,348.00	10,762,585,550.00	93,559,156.19
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2052			1,012,696,208.00	8,803,368.14
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	7,546,000,000.00	65,597,378.00	6,227,965,808.00	54,139,706.77
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			1,265,159,078.00	10,998,027.87
固定	1.400	30.03.2012	20.03.2042	6,187,000,000.00	53,783,591.00	4,067,299,422.00	35,357,033.88
固定	0.010	30.03.2012	20.03.2042			817,993,691.00	7,110,819.16
固定	1.400	10.10.2012	20.10.2042	7,775,000,000.00	67,588,075.00	7,775,000,000.00	67,588,075.00
固定	0.200	27.03.2013	20.03.2053	43,252,000,000.00	375,989,636.00	14,436,200,768.00	125,493,893.28
固定	0.010	27.03.2013	20.03.2053			2,527,169,557.00	21,968,684.96
固定	0.200	27.03.2013	20.03.2053	10,782,000,000.00	93,727,926.00	9,396,010,000.00	81,679,514.93
固定	0.010	27.03.2013	20.03.2053			1,385,990,000.00	12,048,411.07
固定	0.100	14.12.2013	20.12.2053	18,732,000,000.00	162,837,276.00	13,325,076,000.00	115,834,885.67
固定	0.010	14.12.2013	20.12.2053			251,875,218.00	2,189,551.27
固定	0.010	31.01.2014	20.03.2054	50,000,000,000.00	434,650,000.00	15,000,000,000.00	130,395,000.00
固定	0.010	31.01.2014	20.08.2054			10,000,000,000.00	86,930,000.00
固定	0.010	31.01.2014	20.02.2055			25,000,000,000.00	217,325,000.00
固定	0.010	26.03.2015	20.03.2055	7,929,000,000.00	68,926,797.00	94,690,474.00	823,144.29
固定	0.300	26.03.2015	20.03.2055	11,576,000,000.00	100,630,168.00	7,992,567,426.00	69,479,388.63
固定	0.010	26.03.2015	20.03.2055			650,774,264.00	5,657,180.68
固定	0.010	25.08.2015	20.08.2055	9,783,000,000.00	85,043,619.00	345,708,598.00	3,005,244.84
固定	0.100	25.08.2015	20.08.2055	23,906,000,000.00	207,814,858.00	4,056,977,163.00	35,267,302.48
固定	0.010	25.08.2015	20.08.2055			469,645,734.00	4,082,630.37
固定	0.100	27.11.2015	20.11.2055	241,991,000,000.00	2,103,627,763.00	59,247,855,873.00	515,041,611.10
固定	0.010	27.11.2015	20.11.2055			7,250,251,492.00	63,026,436.22
固定	0.100	26.10.2016	20.10.2056	16,455,000,000.00	143,043,315.00	8,478,000,000.00	73,699,254.00
固定	0.010	26.10.2016	20.10.2056			197,408,797.00	1,716,074.67
固定	0.010	13.11.2017	20.11.2057	15,928,000,000.00	138,462,104.00	748,400,798.00	6,505,848.14

[次へ](#)

金利		金利+	約定期	満期日	約当初額		2021年12月31日現在 未払残高		
金利基準	スプレッド	金利	金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)	(日・月・年の順に 記載している。)	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	
固定			1.500	28.02.2018	20.02.2048	9,399,000,000.00	81,705,507.00	2,571,708,613.00	22,355,862.97
固定			0.010	28.02.2018	20.02.2048			106,997,793.00	930,131.81
固定			0.100	16.03.2018	20.03.2058	104,530,000,000.00	908,679,290.00	44,029,625,376.00	382,749,533.39
固定			0.010	16.03.2018	20.03.2058			5,559,762,228.00	48,331,013.05
固定			0.100	08.10.2018	20.10.2058	4,376,000,000.00	38,040,568.00	1,038,247,798.00	9,025,488.11
固定			0.010	08.10.2018	20.10.2058			108,978,299.00	947,348.35
固定			0.100	08.11.2018	20.11.2058	38,101,000,000.00	331,211,993.00	25,991,902,275.00	225,947,606.48
固定			0.010	08.11.2018	20.11.2058			233,684,570.00	2,031,419.97
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059	167,199,000,000.00	1,453,460,907.00	7,112,149,212.00	61,825,913.10
固定			0.100	21.01.2019	20.01.2059	37,905,000,000.00	329,508,165.00	2,665,251,341.00	23,169,029.91
固定			0.010	21.01.2019	20.01.2059			436,447,063.00	3,794,034.32
固定			0.010	01.07.2020	20.07.2035	50,000,000,000.00	434,650,000.00	50,000,000,000.00	434,650,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.09.2060	50,000,000,000.00	434,650,000.00	10,000,000,000.00	86,930,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.07.2060			10,000,000,000.00	86,930,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.07.2060			20,000,000,000.00	173,860,000.00
固定			0.010	15.09.2020	20.08.2060			10,000,000,000.00	86,930,000.00
固定			2.490	04.09.2008	10.04.2022	23,407,764,508.00	203,483,696.87	752,500,470.00	6,541,486.59
固定			2.350	26.12.2008	19.09.2022	33,963,312,331.00	295,243,074.09	2,276,598,253.00	19,790,468.61
固定			3.030	26.08.2009	24.06.2022	23,554,524,203.00	204,759,478.90	235,373,506.00	2,046,101.89
固定			1.430	26.08.2009	25.09.2029			8,103,352,426.00	70,442,442.64
固定			3.000	31.03.1993	20.03.2023	6,112,000,000.00	53,131,616.00	218,562,000.00	1,899,959.47
固定			3.000	29.01.1993	20.01.2023	3,653,000,000.00	31,755,529.00	230,907,000.00	2,007,274.55
固定			2.700	26.05.1992	20.05.2022	1,094,000,000.00	9,510,142.00	19,234,000.00	167,201.16
固定			3.000	12.08.1994	20.08.2024	11,433,000,000.00	99,387,069.00	1,425,330,000.00	12,390,393.69
固定			3.000	07.12.1994	20.12.2024	7,056,000,000.00	61,337,808.00	930,222,000.00	8,086,419.85
固定			3.000	07.12.1994	20.12.2024	6,630,000,000.00	57,634,590.00	814,614,000.00	7,081,439.50
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	5,513,000,000.00	47,924,509.00	755,706,000.00	6,569,352.26
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	10,756,000,000.00	93,501,908.00	46,842,000.00	407,197.51
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	2,896,000,000.00	25,174,928.00	178,386,000.00	1,550,709.50
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	457,000,000.00	3,972,701.00	31,296,000.00	272,056.13
韓国ウォン							<u>703,752,092.96</u>		<u>272,974,914.46</u>
固定			2.500	24.02.1998	20.12.2030	21,172,000,000.00	17,826,824.00	10,372,177,810.00	8,733,373.72
固定			1.500	15.12.2005	20.12.2035	23,041,000,000.00	19,400,522.00	15,829,688,000.00	13,328,597.30
無利子				13.07.2009	20.07.2049	14,953,000,000.00	12,590,426.00	1,302,504,000.00	1,096,708.37
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			10,182,760,000.00	8,573,883.92
無利子				13.07.2009	20.07.2049	32,274,000,000.00	27,174,708.00	3,391,528,000.00	2,855,666.58
固定			0.100	13.07.2009	20.07.2049			16,901,360,000.00	14,230,945.12
固定			0.150	13.10.2011	20.10.2051	14,323,000,000.00	12,059,966.00	10,777,472,280.00	9,074,631.66
無利子				23.08.2012	20.08.2052	77,117,000,000.00	64,932,514.00	5,375,522,450.00	4,526,189.90
固定			0.100	23.08.2012	20.08.2052			71,540,845,570.00	60,237,391.97
無利子				09.08.2012	20.08.2052	235,988,000,000.00	198,701,896.00	8,399,945,390.00	7,072,754.02
固定			0.075	09.08.2012	20.08.2052			56,980,177,240.00	47,977,309.24
無利子				19.08.2013	20.08.2053	22,424,000,000.00	18,881,008.00	1,886,666,940.00	1,588,573.56
固定			0.075	19.08.2013	20.08.2053			10,942,938,090.00	9,213,953.87
無利子				17.10.2013	20.10.2053	89,144,000,000.00	75,059,248.00	4,538,832,250.00	3,821,696.75
固定			0.075	17.10.2013	20.10.2053			53,279,703,410.00	44,861,510.27
無利子				28.04.2016	20.04.2056	120,536,000,000.00	101,491,312.00	2,261,901,820.00	1,904,521.33
固定			0.075	28.04.2016	20.04.2056			39,053,589,190.00	32,883,122.10
無利子				04.06.2018	20.06.2058	184,838,086,650.00	155,633,668.96	1,180,623,260.00	994,084.78
特別引出権 (SDR)							<u>355,553,112.30</u>		<u>109,206,820.81</u>
固定			1.000	24.04.1986	15.05.2026	39,807,621.26	55,714,348.64	10,235,221.26	14,325,113.32
固定			1.000	08.05.1996	15.09.2022	4,762,904.84	6,666,113.99	392,104.84	548,786.01
固定			1.000	27.11.1995	15.05.2022	8,512,850.57	11,914,500.53	350,850.57	491,046.95
固定			1.000	27.11.1995	15.04.2022	12,123,651.16	16,968,140.93	496,651.16	695,108.00
固定			1.000	03.06.1997	15.03.2023	6,765,191.11	9,468,493.83	824,191.11	1,153,529.64
固定			1.000	03.06.1997	15.05.2023	1,966,544.74	2,752,356.35	237,294.03	332,114.35
固定			1.000	21.01.1998	01.03.2024	9,269,975.84	12,974,165.49	2,166,375.84	3,032,037.96
固定			1.000	15.04.1998	15.05.2024	5,618,668.14	7,863,831.74	1,297,068.14	1,815,363.60
無利子				22.11.1993	01.06.2022	50,500,000.00	70,679,295.00	1,263,947.05	1,769,007.65
固定			0.750	06.03.1996	15.09.2035	6,150,000.00	8,607,478.50	1,836,468.96	2,570,303.59
固定			0.750	29.04.1998	15.03.2038	11,000,000.00	15,395,490.00	5,406,276.91	7,566,571.10
固定			0.750	08.04.2002	01.10.2041	11,600,000.00	16,235,244.00	6,184,601.68	8,655,906.67
固定			0.750	04.06.2008	15.04.2048	16,150,000.00	22,603,378.50	13,685,789.73	19,154,494.45
LIBORベース	0.000	0.830	0.830	02.09.2009	15.10.2028	10,685,000.00	14,954,619.15	4,009,584.65	5,611,774.58
LIBORベース	0.000	0.690	0.690	12.04.2013	01.11.2032	13,250,000.00	18,544,567.50	6,873,394.71	9,619,934.50
固定			0.750	25.09.2000	15.01.2040	6,000,000.00	8,397,540.00	3,719,719.52	5,206,082.24
固定			0.750	29.11.2000	15.01.2040	4,500,000.00	6,298,155.00	3,190,929.58	4,465,993.13
固定			1.000	08.05.1996	01.01.2023	12,878,498.82	18,024,618.16	1,566,298.82	2,192,176.17
固定			0.750	08.05.1996	01.01.2036	10,150,000.00	14,205,838.50	4,759,245.53	6,660,992.45
固定			0.750	11.11.2005	15.04.2045	12,350,000.00	17,284,936.50	9,531,708.89	13,340,484.45
米国ドル							<u>30,906,209,395.02</u>		<u>22,039,265,739.36</u>
LIBORベース	0.000	0.759	0.759	08.05.1996	15.09.2022	9,500,000.00	9,500,000.00	304,764.92	304,764.92
LIBORベース	0.000	0.838	0.838	27.11.1995	15.05.2022	15,000,000.00	15,000,000.00	298,952.15	298,952.15
LIBORベース	0.000	0.765	0.765	21.01.1998	01.09.2022	93,000,000.00	93,000,000.00	219,913.13	219,913.13
LIBORベース	0.000	0.765	0.765	21.01.1998	01.09.2022	20,222,000.00	20,222,000.00	348,611.79	348,611.79
LIBORベース	0.000	0.838	0.838	15.04.1998	15.11.2022	15,700,000.00	15,700,000.00	1,021,752.79	1,021,752.79
LIBORベース	0.000	0.764	0.764	21.12.1998	01.08.2022	71,000,000.00	71,000,000.00	2,459,493.31	2,459,493.31
LIBORベース	0.000	0.767	0.767	01.03.1999	01.10.2025	53,000,000.00	53,000,000.00	11,084,370.58	11,084,370.58
LIBORベース	0.000	0.781	0.781	01.03.1999	01.12.2023	24,300,000.00	24,300,000.00	263,151.56	263,151.56
LIBORベース	0.000	0.763	0.763	01.03.1999	15.12.2023	93,162,000.00	93,162,000.00	11,772,246.65	11,772,246.65
LIBORベース	0.000	0.767	0.767	01.03.1999	15.08.2023	60,000,000.00	60,000,000.00	9,254,320.68	9,254,320.68
LIBORベース	0.000	0.767	0.767	18.07.2000	15.08.2024	75,000,000.00	75,000,000.00	520,577.99	520,577.99
LIBORベース	0.000	0.767	0.767	21.07.2000	15.02.2025	75,000,000.00	75,000,000.00	21,518,505.77	21,518,505.77
LIBORベース	0.000	0.767	0.767	16.11.2000	15.08.2025	25,000,000.00	25,000,000.00	6,625,265.04	6,625,265.04

金利		金利+ スプレッド/ 手数料 (年間)		約定日	満期日	約定当初額		2021年12月31日現在 未払残高	
金利基準	スプレッド	金利		(日・月・年の順に 記載している。)		(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
固定			1.880	24.10.2008	15.11.2032			9,935,738.01	9,935,738.01
LIBORベース	0.500	1.790	2.290	24.10.2008	15.11.2032			11,085,050.39	11,085,050.39
固定			2.550	24.10.2008	15.11.2032			11,200,115.57	11,200,115.57
固定			2.600	24.10.2008	15.11.2032			2,454,774.25	2,454,774.25
LIBORベース	0.500	1.100	1.600	12.05.2009	15.09.2033	10,000,000.00	10,000,000.00	7,174,235.69	7,174,235.69
固定			5.810	30.06.2005	15.04.2025	16,000,000.00	16,000,000.00	110,618.00	110,618.00
固定			5.640	30.06.2005	15.04.2025			13,026.96	13,026.96
固定			5.600	30.06.2005	15.04.2025			1,720.34	1,720.34
固定			5.630	30.06.2005	15.04.2025			27,115.50	27,115.50
固定			4.480	30.06.2005	15.04.2025			62,277.84	62,277.84
固定			4.770	30.06.2005	15.04.2025			40,080.03	40,080.03
固定			3.590	30.06.2005	15.04.2025			115,871.99	115,871.99
固定			3.820	30.06.2005	15.04.2025			194,895.43	194,895.43
固定			4.130	30.06.2005	15.04.2025			108,251.98	108,251.98
固定			2.770	30.06.2005	15.04.2025			152,094.50	152,094.50
固定			3.680	30.06.2005	15.04.2025			431,733.43	431,733.43
固定			2.460	30.06.2005	15.04.2025			258,037.40	258,037.40
固定			2.270	30.06.2005	15.04.2025			506,527.65	506,527.65
固定			1.850	30.06.2005	15.04.2025			295,515.00	295,515.00
固定			1.940	30.06.2005	15.04.2025			178,403.51	178,403.51
固定			2.600	30.06.2005	15.04.2025			106,253.49	106,253.49
固定			2.540	30.06.2005	15.04.2025			538,919.90	538,919.90
固定			5.560	26.01.2004	15.10.2023	5,000,000.00	5,000,000.00	8,300.00	8,300.00
固定			5.870	26.01.2004	15.10.2023			46,697.65	46,697.65
固定			5.830	26.01.2004	15.10.2023			36,333.86	36,333.86
固定			5.840	26.01.2004	15.10.2023			7,019.04	7,019.04
固定			4.620	26.01.2004	15.10.2023			83,537.81	83,537.81
固定			4.980	26.01.2004	15.10.2023			119,380.35	119,380.35
固定			3.740	26.01.2004	15.10.2023			76,551.04	76,551.04
固定			3.920	26.01.2004	15.10.2023			60,320.23	60,320.23
固定			4.170	26.01.2004	15.10.2023			75,149.13	75,149.13
固定			2.820	26.01.2004	15.10.2023			86,426.25	86,426.25
固定			3.710	26.01.2004	15.10.2023			86,036.37	86,036.37
固定			2.560	26.01.2004	15.10.2023			33,147.30	33,147.30
固定			5.380	30.03.2007	15.11.2026	11,000,000.00	11,000,000.00	41,620.00	41,620.00
固定			4.890	30.03.2007	15.11.2026			102,022.02	102,022.02
固定			4.430	30.03.2007	15.11.2026			21,304.47	21,304.47
固定			3.710	30.03.2007	15.11.2026			15,186.23	15,186.23
固定			4.120	30.03.2007	15.11.2026			48,534.67	48,534.67
固定			4.060	30.03.2007	15.11.2026			208,591.63	208,591.63
固定			3.290	30.03.2007	15.11.2026			263,448.58	263,448.58
固定			3.540	30.03.2007	15.11.2026			130,954.02	130,954.02
固定			2.530	30.03.2007	15.11.2026			474,867.00	474,867.00
固定			2.300	30.03.2007	15.11.2026			162,034.95	162,034.95
固定			1.890	30.03.2007	15.11.2026			459,269.12	459,269.12
固定			2.220	30.03.2007	15.11.2026			565,503.39	565,503.39
固定			2.820	30.03.2007	15.11.2026			296,582.14	296,582.14
固定			5.380	03.05.2007	15.11.2026	83,752,000.00	83,752,000.00	208,100.00	208,100.00
固定			4.890	03.05.2007	15.11.2026			832,400.00	832,400.00
固定			4.430	03.05.2007	15.11.2026			145,670.00	145,670.00
固定			3.710	03.05.2007	15.11.2026			703,378.00	703,378.00
固定			4.120	03.05.2007	15.11.2026			1,194,274.75	1,194,274.75
固定			4.060	03.05.2007	15.11.2026			1,014,908.94	1,014,908.94
固定			3.290	03.05.2007	15.11.2026			870,840.20	870,840.20
固定			3.540	03.05.2007	15.11.2026			1,899,439.76	1,899,439.76
固定			2.530	03.05.2007	15.11.2026			1,916,732.67	1,916,732.67
固定			2.300	03.05.2007	15.11.2026			3,598,449.91	3,598,449.91
固定			1.890	03.05.2007	15.11.2026			3,882,822.00	3,882,822.00
固定			2.220	03.05.2007	15.11.2026			4,907,787.22	4,907,787.22
固定			2.820	03.05.2007	15.11.2026			3,942,697.49	3,942,697.49
固定			2.690	03.05.2007	15.11.2026			2,716,709.92	2,716,709.92
固定			2.530	03.05.2007	15.11.2026			2,864,166.96	2,864,166.96
固定			2.370	03.05.2007	15.11.2026			2,449,820.41	2,449,820.41
固定			5.300	07.10.2002	15.04.2022	100,000,000.00	100,000,000.00	122,700.00	122,700.00
固定			5.500	07.10.2002	15.04.2022			60,743.01	60,743.01
固定			5.500	07.10.2002	15.04.2022			124,141.71	124,141.71
固定			5.270	07.10.2002	15.04.2022			195,161.73	195,161.73
固定			5.450	07.10.2002	15.04.2022			88,785.02	88,785.02
固定			5.570	07.10.2002	15.04.2022			251,008.15	251,008.15
固定			6.070	07.10.2002	15.04.2022			353,974.37	353,974.37
固定			5.900	07.10.2002	15.04.2022			204,942.63	204,942.63
固定			5.850	07.10.2002	15.04.2022			543,080.32	543,080.32
固定			5.850	07.10.2002	15.04.2022			251,184.40	251,184.40
固定			4.540	07.10.2002	15.04.2022			322,905.23	322,905.23
固定			4.970	07.10.2002	15.04.2022			323,548.45	323,548.45
固定			3.670	07.10.2002	15.04.2022			557,673.87	557,673.87
固定			3.810	07.10.2002	15.04.2022			295,759.47	295,759.47
固定			2.690	07.10.2002	15.04.2022			14,194.28	14,194.28
固定			3.570	07.10.2002	15.04.2022			176,115.09	176,115.09
固定			2.460	07.10.2002	15.04.2022			119,710.32	119,710.32
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022	50,000,000.00	50,000,000.00	123,900.05	123,900.05
固定			5.490	22.01.2003	15.10.2022			21,624.50	21,624.50
固定			5.250	22.01.2003	15.10.2022			46,653.02	46,653.02
固定			5.420	22.01.2003	15.10.2022			211,131.47	211,131.47
固定			5.530	22.01.2003	15.10.2022			207,768.37	207,768.37
固定			6.030	22.01.2003	15.10.2022			270,606.61	270,606.61
固定			5.860	22.01.2003	15.10.2022			416,761.29	416,761.29

固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			689,498.29	689,498.29
固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			562,526.96	562,526.96
固定	4.530	22.01.2003	15.10.2022			525,415.16	525,415.16
固定	4.940	22.01.2003	15.10.2022			339,306.21	339,306.21
固定	3.660	22.01.2003	15.10.2022			364,125.30	364,125.30
固定	3.810	22.01.2003	15.10.2022			285,998.81	285,998.81
固定	4.040	22.01.2003	15.10.2022			33,078.12	33,078.12
固定	3.580	22.01.2003	15.10.2022			13,490.34	13,490.34
固定	5.490	22.01.2003	15.10.2022	33,600,000.00	33,600,000.00	110,353.60	110,353.60
固定	5.490	22.01.2003	15.10.2022			61,964.24	61,964.24
固定	5.250	22.01.2003	15.10.2022			71,342.83	71,342.83
固定	5.420	22.01.2003	15.10.2022			74,683.63	74,683.63
固定	5.530	22.01.2003	15.10.2022			292,776.19	292,776.19
固定	6.030	22.01.2003	15.10.2022			312,704.95	312,704.95
固定	5.860	22.01.2003	15.10.2022			234,015.36	234,015.36
固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			578,634.53	578,634.53
固定	5.810	22.01.2003	15.10.2022			200,823.16	200,823.16
固定	4.530	22.01.2003	15.10.2022			284,022.43	284,022.43
固定	4.940	22.01.2003	15.10.2022			210,329.80	210,329.80
固定	3.660	22.01.2003	15.10.2022			135,506.48	135,506.48
固定	3.810	22.01.2003	15.10.2022			46,021.18	46,021.18
固定	5.520	19.08.2003	15.04.2023	21,900,000.00	21,900,000.00	33,436.70	33,436.70
固定	5.280	19.08.2003	15.04.2023			52,472.18	52,472.18
固定	5.440	19.08.2003	15.04.2023			63,385.11	63,385.11
固定	5.540	19.08.2003	15.04.2023			20,706.25	20,706.25
固定	6.040	19.08.2003	15.04.2023			121,135.10	121,135.10
固定	5.870	19.08.2003	15.04.2023			169,684.83	169,684.83
固定	5.820	19.08.2003	15.04.2023			326,293.53	326,293.53
固定	5.830	19.08.2003	15.04.2023			240,563.93	240,563.93
固定	4.570	19.08.2003	15.04.2023			130,892.25	130,892.25
固定	4.960	19.08.2003	15.04.2023			36,676.21	36,676.21
固定	3.700	19.08.2003	15.04.2023			146,878.35	146,878.35
固定	3.860	19.08.2003	15.04.2023			89,042.84	89,042.84
固定	4.110	19.08.2003	15.04.2023			87,803.88	87,803.88
固定	2.760	19.08.2003	15.04.2023			15,931.45	15,931.45
固定	3.650	19.08.2003	15.04.2023			99,100.31	99,100.31
固定	2.510	19.08.2003	15.04.2023			283,341.32	283,341.32
固定	2.320	19.08.2003	15.04.2023			282,001.35	282,001.35
固定	1.890	19.08.2003	15.04.2023			377,364.45	377,364.45
固定	1.950	19.08.2003	15.04.2023			47,896.17	47,896.17
固定	5.470	24.08.2004	15.04.2024	60,000,000.00	60,000,000.00	156,501.67	156,501.67
固定	5.560	24.08.2004	15.04.2024			103,480.69	103,480.69
固定	6.050	24.08.2004	15.04.2024			161,353.37	161,353.37
固定	5.880	24.08.2004	15.04.2024			458,308.28	458,308.28
固定	5.840	24.08.2004	15.04.2024			184,774.55	184,774.55
固定	5.860	24.08.2004	15.04.2024			23,206.89	23,206.89
固定	4.660	24.08.2004	15.04.2024			2,156,614.60	2,156,614.60
固定	4.990	24.08.2004	15.04.2024			1,930,736.55	1,930,736.55
固定	5.430	30.06.2005	15.12.2024	18,995,000.00	18,995,000.00	23,686.72	23,686.72
固定	5.840	30.06.2005	15.12.2024			187,050.00	187,050.00
固定	5.350	30.06.2005	15.12.2024			91,412.33	91,412.33
固定	6.160	30.06.2005	15.12.2024			116,741.99	116,741.99
固定	5.140	30.06.2005	15.12.2024			239,433.78	239,433.78
固定	5.180	30.06.2005	15.12.2024			277,121.20	277,121.20
固定	3.220	30.06.2005	15.12.2024			236,173.05	236,173.05
固定	4.640	30.06.2005	15.12.2024			344,234.67	344,234.67
固定	4.000	30.06.2005	15.12.2024			498,207.83	498,207.83
固定	3.640	30.06.2005	15.12.2024			403,587.59	403,587.59
固定	3.520	30.06.2005	15.12.2024			748,191.89	748,191.89
固定	3.090	30.06.2005	15.12.2024			418,685.83	418,685.83
固定	2.320	30.06.2005	15.12.2024			197,763.93	197,763.93
固定	1.980	30.06.2005	15.12.2024			33,202.94	33,202.94
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	200,000,000.00	200,000,000.00	947,639.79	947,639.79
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			3,400,674.42	3,400,674.42
固定	5.240	03.10.2006	15.06.2026			13,527,168.49	13,527,168.49
固定	3.240	03.10.2006	15.06.2026			9,110,601.11	9,110,601.11
固定	4.750	03.10.2006	15.06.2026			3,298,710.26	3,298,710.26
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			10,676,631.83	10,676,631.83
固定	3.800	03.10.2006	15.06.2026			9,977,454.06	9,977,454.06
固定	3.730	03.10.2006	15.12.2026			6,912,660.40	6,912,660.40
固定	3.310	03.10.2006	15.06.2026			1,131,898.41	1,131,898.41
固定	2.460	03.10.2006	15.06.2026			10,833,436.47	10,833,436.47
固定	2.110	03.10.2006	15.06.2026			295,522.13	295,522.13
固定	1.950	03.10.2006	15.06.2026			3,499,398.99	3,499,398.99
固定	2.440	03.10.2006	15.06.2026			1,288,203.94	1,288,203.94
固定	6.180	03.10.2006	15.06.2026	110,000,000.00	110,000,000.00	102,987.50	102,987.50
固定	5.200	03.10.2006	15.06.2026			2,400,418.98	2,400,418.98
固定	3.240	03.10.2006	15.12.2026			4,358,287.20	4,358,287.20
固定	4.170	03.10.2006	15.06.2026			7,359,810.31	7,359,810.31

次へ

金利			金利+	約定日	満期日	約定当初額		2021年12月31日現在 未払残高	
金利基準	スプレッド	金利	スプレッド/ 手数料 (年間)	(日・月・年の順に 記載している。)		(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾	(原通貨)	(米ドル) ⁽¹⁾
固定			3.730	03.10.2006	15.06.2026			144,993.96	144,993.96
固定			3.310	03.10.2006	15.06.2026			11,915,329.74	11,915,329.74
固定			2.110	03.10.2006	15.06.2026			11,578,214.82	11,578,214.82
固定			1.950	03.10.2006	15.06.2026			1,356,850.41	1,356,850.41
LIBORベース	0.500	0.260	0.760	28.06.2010	15.05.2035	250,000,000.00	250,000,000.00	225,025,000.00	225,025,000.00
LIBORベース	0.500	0.220	0.720	31.08.2010	01.05.2035	30,000,000.00	30,000,000.00	26,402,494.65	26,402,494.65
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	07.08.2009	01.05.2034	70,360,000.00	70,360,000.00	48,356,299.57	48,356,299.57
LIBORベース	0.500	0.420	0.920	03.12.2010	01.05.2035	59,124,000.00	59,124,000.00	51,569,511.88	51,569,511.88
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	12.05.2011	01.01.2036	10,000,000.00	10,000,000.00	2,390,334.44	2,390,334.44
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	15.06.2011	01.10.2036	250,000,000.00	250,000,000.00	241,925,000.00	241,925,000.00
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	23.09.2011	15.10.2036	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	23.09.2011	15.10.2036			497,500,000.00	497,500,000.00
LIBORベース	0.500	0.380	0.880	30.01.2013	15.07.2037	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	02.04.2014	15.02.2039	479,000,000.00	479,000,000.00	430,541,837.03	430,541,837.03
LIBORベース	0.500	0.460	0.960	20.04.2013	15.11.2037	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.480	0.980	23.12.2013	01.12.2038	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.380	0.880	10.04.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	295,200,000.00	295,200,000.00
LIBORベース	0.500	0.390	0.890	08.09.2014	15.04.2044	501,250,000.00	501,250,000.00	353,743,361.80	353,743,361.80
LIBORベース	0.500	0.460	0.960	14.10.2014	15.05.2039	116,000,000.00	116,000,000.00	22,074,843.42	22,074,843.42
LIBORベース	0.500	0.460	0.960	14.10.2014	15.05.2039	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.690	1.190	20.01.2016	15.10.2041	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	20.01.2016	15.10.2043			496,256,250.00	496,256,250.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	20.01.2016	15.04.2044			3,110.00	3,110.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	20.01.2016	15.04.2044			1,240,640.00	1,240,640.00
LIBORベース	0.500	0.580	1.080	29.04.2016	15.01.2041	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.660	1.160	02.03.2018	15.11.2040	170,000,000.00	170,000,000.00	146,311,714.36	146,311,714.36
LIBORベース	0.500	0.690	1.190	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	11,426,715.45	11,426,715.45
LIBORベース	0.500	0.580	1.080	14.02.2019	15.03.2042	40,700,000.00	40,700,000.00	101,750.00	101,750.00
LIBORベース	0.500	0.590	1.090	02.04.2019	15.10.2037	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.810	1.310	28.11.2019	15.05.2044	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.580	1.080	19.12.2019	15.12.2038	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	10.04.2020	01.04.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	28.04.2020	15.04.2049	100,000,000.00	100,000,000.00	78,057,995.92	78,057,995.92
LIBORベース	0.500	0.960	1.460	03.06.2020	15.05.2049	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.880	1.380	14.07.2020	15.06.2049	370,000,000.00	370,000,000.00	16,854,355.08	16,854,355.08
LIBORベース	0.500	0.880	1.380	10.11.2020	15.09.2049	600,000,000.00	600,000,000.00	301,505,226.00	301,505,226.00
LIBORベース	0.500	0.890	1.390	03.12.2020	15.10.2049	88,280,000.00	88,280,000.00	625,523.65	625,523.65
LIBORベース	0.500	0.180	0.680	21.12.2020	15.06.2031	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00	600,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.980	1.480	21.12.2020	01.12.2049	300,000,000.00	300,000,000.00	137,848,833.21	137,848,833.21
LIBORベース	0.500	0.430	0.930	19.03.2021	01.09.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	227,316,961.00	227,316,961.00
LIBORベース	0.500	0.430	0.930	19.07.2021	15.12.2039	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00	400,000,000.00
LIBORベース	0.500	0.510	1.010	29.11.2021	15.11.2039	500,000,000.00	500,000,000.00	2,500,000.00	2,500,000.00
LIBORベース	0.500	0.510	1.010	29.11.2021	15.11.2039	-	-	80,000,000.00	80,000,000.00
LIBORベース	1.050	0.288	1.338	18.06.2019	10.06.2044	202,040,000.00	202,040,000.00	9,883,530.77	9,883,530.77
固定			3.000	23.07.1982	15.04.2023	9,900,000.00	9,900,000.00	401,574.32	401,574.32
固定			3.000	28.05.1981	26.08.2022	1,000,000.00	1,000,000.00	44,557.28	44,557.28
固定			3.000	30.09.1981	17.08.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	40,191.11	40,191.11
固定			3.000	31.08.1982	14.06.2023	4,500,000.00	4,500,000.00	59,561.74	59,561.74
固定			3.000	29.09.1982	28.04.2023	8,300,000.00	8,300,000.00	15,519.51	15,519.51
固定			3.000	23.05.1984	02.06.2023	7,000,000.00	7,000,000.00	3,155.89	3,155.89
固定			3.000	31.08.1983	16.11.2024	13,500,000.00	13,500,000.00	26,037.56	26,037.56
固定			3.000	28.10.1980	16.12.2023	7,500,000.00	7,500,000.00	362,620.21	362,620.21
固定			3.000	04.12.1980	28.10.2023	9,200,000.00	9,200,000.00	50,022.77	50,022.77
固定			3.000	21.07.1982	12.09.2023	2,900,000.00	2,900,000.00	29,136.01	29,136.01
固定			3.000	30.07.1983	16.04.2025	7,800,000.00	7,800,000.00	163,254.92	163,254.92
固定			3.000	29.07.1983	01.10.2024	1,000,000.00	1,000,000.00	9,084.69	9,084.69
固定			3.000	26.03.1984	10.10.2024	2,300,000.00	2,300,000.00	50,732.39	50,732.39
固定			3.000	15.02.1979	22.11.2022	1,600,000.00	1,600,000.00	36,206.01	36,206.01
固定			3.000	30.06.1980	14.02.2023	3,300,000.00	3,300,000.00	168,204.29	168,204.29
固定			4.000	03.02.1992	05.04.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	833,309.59	833,309.59
固定			3.000	30.04.1993	26.11.2023	20,000,000.00	20,000,000.00	1,666,627.04	1,666,627.04
固定			1.000	09.08.2001	31.12.2031	40,000,000.00	40,000,000.00	9,084,407.39	9,084,407.39
固定			1.000	09.08.2001	27.01.2032			6,814,413.86	6,814,413.86
固定			1.000	11.07.2002	27.12.2032	20,000,000.00	20,000,000.00	6,156,289.04	6,156,289.04
固定			1.000	11.07.2002	13.02.2033			2,507,048.57	2,507,048.57
固定			1.000	17.07.2003	31.12.2033	40,000,000.00	40,000,000.00	17,483,122.10	17,483,122.10
固定			1.000	17.07.2003	14.01.2034			1,059,872.72	1,059,872.72
固定			1.000	09.08.2004	31.12.2034	20,000,000.00	20,000,000.00	3,304,891.04	3,304,891.04
固定			1.000	09.08.2004	03.03.2035			7,207,541.99	7,207,541.99
固定			1.000	10.08.2005	21.03.2036	20,000,000.00	20,000,000.00	11,206,703.62	11,206,703.62
固定			1.000	14.07.2006	31.12.2037	20,000,000.00	20,000,000.00	5,854,463.13	5,854,463.13
固定			1.000	14.07.2006	14.01.2038			6,790,064.37	6,790,064.37
無利子				05.01.1973	01.09.2022	12,700,000.00	12,700,000.00	381,000.00	381,000.00
無利子				21.04.1978	15.12.2027	28,000,000.00	28,000,000.00	3,873,484.37	3,873,484.37
無利子				27.06.1979	01.06.2029	40,000,000.00	40,000,000.00	7,250,221.91	7,250,221.91
LIBORベース	0.000	1.446	1.446	11.10.2017	15.10.2035	10,333,000.00	10,333,000.00	8,720,063.05	8,720,063.05
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	30,000,000.00	30,000,000.00	892,480.93	892,480.93
固定			4.000	17.12.2008	15.07.2028	10,000,000.00	10,000,000.00	4,666,720.00	4,666,720.00
固定			4.200	20.07.2012	15.01.2032	30,000,000.00	30,000,000.00	19,417,679.90	19,417,679.90
LIBORベース	0.000	1.446	1.446	15.04.2019	15.04.2037	62,900,000.00	62,900,000.00	9,279,337.67	9,279,337.67
LIBORベース	0.000	0.156	0.156	06.02.1992	01.02.2022	20,000,000.00	20,000,000.00	500,000.00	500,000.00
LIBORベース	0.000	0.086	0.086	03.06.1994	01.06.2024	15,000,000.00	15,000,000.00	625,000.00	625,000.00
LIBORベース	0.000	0.086	0.086	03.06.1994	01.06.2024			1,250,000.00	1,250,000.00
固定			1.500	05.07.1996	17.03.2027	25,753,878.00	25,753,878.00	6,909,577.20	6,909,577.20
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022	62,750,000.00	62,750,000.00	799,632.30	799,632.30
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			327,767.57	327,767.57
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			119,631.19	119,631.19

LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			171,367.83	171,367.83
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			119,371.51	119,371.51
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			145,483.71	145,483.71
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			48,198.45	48,198.45
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			48,324.23	48,324.23
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			80,212.12	80,212.12
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			30,733.09	30,733.09
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			428,748.44	428,748.44
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			90,830.79	90,830.79
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			25,516.54	25,516.54
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			169,012.31	169,012.31
LIBORベース	2.000	0.159	2.159	28.12.2007	20.06.2022			395,289.48	395,289.48
固定			1.000	22.09.2000	26.02.2031	7,014,271.00	7,014,271.00	3,250,515.84	3,250,515.84
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	4,398,146.88	4,398,146.88	2,359,981.35	2,359,981.35
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	6,779,174.50	6,779,174.50	3,637,606.01	3,637,606.01
固定			0.300	28.05.2002	10.09.2032	18,558,684.00	18,558,684.00	9,958,318.42	9,958,318.42
固定			0.300	12.12.2002	10.03.2033	12,937,310.99	12,937,310.99	7,257,515.93	7,257,515.93
固定			0.200	31.05.2006	15.09.2042	13,495,424.00	13,495,424.00	11,336,156.16	11,336,156.16
固定			3.000	09.11.2009	21.01.2030	89,153,766.00	89,153,766.00	50,344,381.27	50,344,381.27
LIBORベース	0.000	1.560	1.560	19.12.2017	15.04.2042	207,603,205.00	207,603,205.00	11,424,170.85	11,424,170.85
固定			2.000	10.04.2018	21.07.2038	62,086,837.82	62,086,837.82	34,892,295.95	34,892,295.95
LIBORベース	0.000	0.770	0.770	05.06.2020	15.05.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定			2.000	29.08.2019	21.07.2040	219,776,242.63	219,776,242.63	12,568,933.52	12,568,933.52
固定			1.500	29.10.2020	20.10.2050	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
LIBORベース	0.000	0.790	0.790	26.03.2021	15.03.2033	300,000,000.00	300,000,000.00	295,627,653.30	295,627,653.30
固定			1.500	17.12.2021	20.12.2051	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00	100,000,000.00
固定			3.000	01.08.1979	11.01.2022	2,617,000.00	2,617,000.00	20,495.27	20,495.27
固定			3.000	01.08.1978	06.01.2024	883,000.00	883,000.00	52,367.44	52,367.44
固定			3.000	25.09.1981	15.03.2022	7,100,000.00	7,100,000.00	75,193.18	75,193.18
無利子				05.04.1974	15.04.2024	9,500,000.00	9,500,000.00	712,500.00	712,500.00
無利子				27.06.1979	15.02.2029	22,000,000.00	22,000,000.00	4,323,916.94	4,323,916.94

B. GOCC / GFI に転貸したもの

1,037,632,313.72

316,141,496.15

ユーロ

15,130,504.21

5,865,831.59

無利子				30.10.1992	31.12.2022	3,718,402.88	4,231,542.48	185,921.62	211,578.80
無利子				11.03.1996	31.12.2025	3,264,014.04	3,714,447.98	666,089.88	758,010.28
無利子				04.08.2004	31.12.2038	6,313,280.98	7,184,513.76	4,302,497.81	4,896,242.51

日本円

1,012,485,880.20

310,125,425.70

固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	18,120,000,000.00	157,517,160.00	1,757,476,000.00	15,277,738.87
固定			3.000	19.08.1993	20.08.2023	1,259,000,000.00	10,944,487.00	116,664,000.00	1,014,160.15
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	9,795,000,000.00	85,147,935.00	1,364,628,000.00	11,862,711.20
固定			3.000	20.12.1994	20.12.2024	6,212,000,000.00	54,000,916.00	340,614,000.00	2,960,957.50
固定			2.700	18.03.1997	20.03.2027	26,344,000,000.00	229,008,392.00	6,897,781,000.00	59,962,410.23
固定			2.300	18.03.1997	20.03.2027			106,568,000.00	926,395.62
固定			0.750	10.09.1998	20.09.2038	23,668,000,000.00	205,745,924.00	7,511,348,000.00	65,296,148.16
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	22,262,000,000.00	193,523,566.00	11,347,419,000.00	98,643,113.37
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040			1,111,406,000.00	9,661,452.36
固定			1.000	07.04.2000	20.04.2040	8,266,000,000.00	71,856,338.00	4,509,597,000.00	39,201,926.72
固定			0.750	07.04.2000	20.04.2040			503,533,000.00	4,377,212.37
固定			3.000	16.08.1995	31.07.2025	545,400,000.00	4,741,162.20	108,270,924.00	941,199.14

米国ドル

10,015,929.31

150,238.85

無利子				03.04.1972	01.03.2022	10,015,929.31	10,015,929.31	150,238.85	150,238.85
-----	--	--	--	------------	------------	---------------	---------------	------------	------------

II. NG 発効済対外債務 有価証券

42,978,126,944.56

38,919,625,944.56

中国元

392,275,000.00

392,275,000.00

固定			3.580	20.05.2019	20.05.2022	2,500,000,000.00	392,275,000.00	2,500,000,000.00	392,275,000.00
----	--	--	-------	------------	------------	------------------	----------------	------------------	----------------

ユーロ

4,608,900,000.00

4,608,900,000.00

固定			0.875	17.05.2019	17.05.2027	750,000,000.00	853,500,000.00	750,000,000.00	853,500,000.00
固定			0.700	03.02.2020	03.02.2029	600,000,000.00	682,800,000.00	600,000,000.00	682,800,000.00
無利子				03.02.2020	03.02.2023	600,000,000.00	682,800,000.00	600,000,000.00	682,800,000.00
固定			0.250	28.04.2021	28.04.2025	650,000,000.00	739,700,000.00	650,000,000.00	739,700,000.00
固定			1.200	28.04.2021	28.04.2033	650,000,000.00	739,700,000.00	650,000,000.00	739,700,000.00
固定			1.750	28.04.2021	28.04.2041	800,000,000.00	910,400,000.00	800,000,000.00	910,400,000.00

日本円

1,686,442,000.00

1,686,442,000.00

固定			0.540	15.08.2018	15.08.2023	6,200,000,000.00	53,896,600.00	6,200,000,000.00	53,896,600.00
固定			0.990	15.08.2018	15.08.2028	40,800,000,000.00	354,674,400.00	40,800,000,000.00	354,674,400.00
固定			0.180	15.08.2019	15.08.2022	30,400,000,000.00	264,267,200.00	30,400,000,000.00	264,267,200.00
固定			0.280	15.08.2019	15.08.2024	21,000,000,000.00	182,553,000.00	21,000,000,000.00	182,553,000.00
固定			0.430	15.08.2019	14.08.2026	17,900,000,000.00	155,604,700.00	17,900,000,000.00	155,604,700.00
固定			0.590	15.08.2019	15.08.2029	22,700,000,000.00	197,331,100.00	22,700,000,000.00	197,331,100.00
固定			0.001	13.04.2021	12.04.2024	55,000,000,000.00	478,115,000.00	55,000,000,000.00	478,115,000.00

フィリピンペソ

1,678,698,944.56

1,678,698,944.56

固定			6.250	14.01.2011	14.01.2036	54,770,000,000.00	1,074,469,337.31	54,770,000,000.00	1,074,469,337.31
固定			3.900	26.11.2012	26.11.2022	30,800,000,000.00	604,229,607.25	30,800,000,000.00	604,229,607.25

米国ドル

34,611,811,000.00

30,553,310,000.00

固定			9.500	21.10.1999	21.10.2024	1,006,294,000.00	1,006,294,000.00	347,796,000.00	347,796,000.00
固定			10.625	16.03.2000	16.03.2025	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	480,463,000.00	480,463,000.00
固定			10.625	24.09.2003	16.03.2025	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00	300,000,000.00
固定			10.625	16.09.2004	16.03.2025	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00	700,000,000.00
固定			9.500	02.02.2005	02.02.2030	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定			9.500	16.05.2005	02.02.2030	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00
固定			7.750	11.01.2006	14.01.2031	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	859,940,000.00	859,940,000.00
固定			7.750	14.07.2006	14.01.2031	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00	450,000,000.00
固定			7.750	25.09.2006	14.01.2031	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00	434,506,000.00
固定			7.500	25.09.2006	25.09.2024	774,204,000.00	774,204,000.00	577,589,000.00	577,589,000.00
固定			6.375	15.01.2007	15.01.2032	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	522,248,000.00	522,248,000.00
固定			6.375	05.02.2008	15.01.2032	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00	500,000,000.00

固定	6.375	23.10.2009	23.10.2034	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	53,324,000.00	53,324,000.00
固定	6.375	13.01.2010	23.10.2034	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00	850,000,000.00
固定	6.375	06.10.2010	23.10.2034	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00	946,807,000.00
固定	5.500	30.03.2011	30.03.2026	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,049,678,000.00	1,049,678,000.00
固定	6.375	23.10.2011	23.10.2034	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00	50,000,000.00
固定	5.000	13.01.2012	13.01.2037	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,330,959,000.00	1,330,959,000.00
固定	4.200	21.01.2014	21.01.2024	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	3.950	20.01.2015	20.01.2040	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	01.03.2016	01.03.2041	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.700	02.02.2017	02.02.2042	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.000	01.02.2018	01.02.2028	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00	2,000,000,000.00
固定	3.750	14.01.2019	14.01.2029	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	2.457	05.05.2020	05.05.2030	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00	1,000,000,000.00
固定	2.950	05.05.2020	05.05.2045	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00	1,350,000,000.00
固定	2.650	10.12.2020	10.12.2045	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00	1,500,000,000.00
固定	1.648	10.12.2020	10.06.2031	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00	1,250,000,000.00
固定	1.950	06.07.2021	06.01.2032	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00	750,000,000.00
固定	3.200	06.07.2021	06.07.2046	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00	2,250,000,000.00

(1) 原通貨は、2022年1月3日のBSP参照レートを使用して換算されている。

(7) 【その他】

該当事項なし

2 【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3 【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし